

市第130号議案 第8期横浜市高齢者保健福祉計画・

介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定

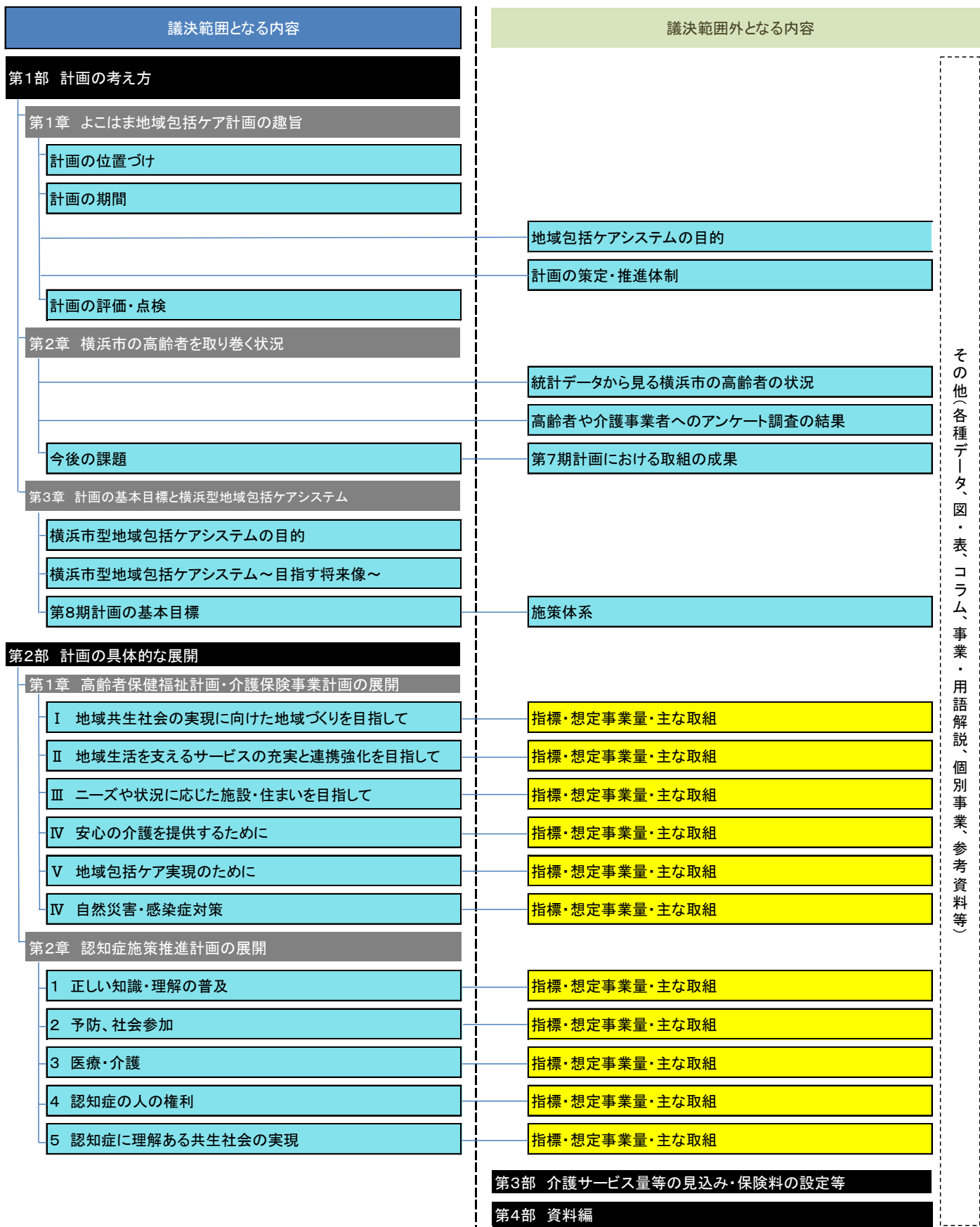
1 議決範囲について

第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「第8期計画」という。）については、令和2年9月の本委員会で、議会基本条例に基づき議決の対象となることが決定されました。

決定を受け、議決範囲について以下のとおり分類しました。

<p>議決範囲 となる内容</p>	<p>【計画の基本的な方向性を記載した内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の位置づけや計画期間 等（第1部第1章の一部）</li> <li>2 今後の課題（第1部第2章の一部（第7期計画の取組除く。））</li> <li>3 横浜型地域包括ケアシステムの目的 等（第1部第3章の一部）</li> <li>4 計画の具体的な展開（第2部の一部（指標、事業量及び主な取組を除く。））</li> </ol> <p>⇒上記1～4は、今後3年間の本市における高齢者保健福祉施策及び介護保険制度の基本となる考え方を示しており、市として共通認識を持って推進する内容であるため、議決の範囲となります。</p>
<p>議決範囲外 となる内容</p>	<p>【予算審議に関わる指標・事業量、各種データ、図・表、コラム等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域包括ケアシステムの目的や計画の策定・推進体制（第1部第1章の一部）</li> <li>2 統計データから見る横浜市の高齢者の状況 等（第1部第2章の一部）</li> <li>3 施策体系（第1部第3章の一部）</li> <li>4 指標、事業量及び主な取組（第2部の一部）</li> <li>5 介護サービス量等の見込み・保険料の設定等（第3部）</li> <li>6 その他（各種データ、図・表、コラム、事業・用語解説、個別事業、参考資料等）</li> </ol>

## < 第8期計画の構成 >



その他(各種データ、図・表、コラム、事業・用語解説、個別事業、参考資料等)

※ 介護保険料については、令和2年12月に国から示された介護報酬改定率等を受けて精査し、今回の議案とは別に、基準月額を6,500円とする介護保険条例改正案を提出しています。

条例改正議決後、3月末に策定・公表する本計画において介護保険料を記載します。

## 2 パブリックコメント実施結果について

### (1) 実施概要

令和2年10月30日（金）から12月4日（金）までの期間、市民意見の募集を行い、461件のご意見をいただきました。

### (2) 提出された意見の分類

意見の分類		
内容	件数	構成比
◇計画全般、横浜市の高齢者を取り巻く状況、計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム	21	4.6%
◇施策の展開		
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開		
I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して	23	5.0%
II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して	88	19.3%
III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して	43	9.4%
IV 安心の介護を提供するために	26	5.7%
V 地域包括ケア実現のために	17	3.7%
VI 自然災害・感染症対策	12	2.6%
認知症施策推進計画の施策の展開	32	7.0%
◇介護サービスの量の見込み・保険料の設定	171	37.4%
◇区民説明会・市民意見募集、その他	24	5.3%
合計	457	100.0%

### (3) 意見提出方法

内訳	件数	構成比	備考
ハガキ	56件	12.3%	32通
ファクシミリ	148件	32.4%	109通
電子メール	40件	8.8%	18通
電子申請	84件	18.4%	32件
関係団体等	115件	25.2%	20団体に説明
郵便・持参	3件	0.7%	2通
その他	11件	2.4%	1件
合計	457件	100%	

#### (4) 主な御意見（意見総数：457件）

##### ア 計画全般に関すること

- ・ この計画は、高齢者となって初めてその重要性を痛感する。介護は先のことではなく、いつ自分にふりかかってくるかもしれないということを、多くの人に伝える必要がある。
- ・ 地域包括ケアについて、詳しい説明を記載してほしい。
- ・ 2025年までに一度、各区あるいは各地区のこれまでの実態を整理し、ポイントを絞ったうえで9期の計画を策定してほしい。

##### イ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開に関すること

###### (ア) 介護予防に関すること

- ・ フレイル予防などの重要性を伝えたいと、日常生活の過ごし方などについて、もっと市民啓発していくことが大切である。

###### (イ) 相談支援に関すること

- ・ 介護者への情報提供、一時退避、支援など物理的、経済的なサポートとともに、「自分ひとりではない」と感じられる心のサポートも合わせた介護者サポート体制を構築してほしい。
- ・ 超高齢社会を迎えるにあたり、地域で安心して住める環境づくりの為にも、より近くに地区センター（もっと小型でもよい）のような高齢者が気軽に相談できる場を提供してほしい。
- ・ 訪問介護サービスは在宅の限界点を上げており、とても社会貢献度の高いサービスだと思う。

###### (ウ) ICTの活用に関すること

- ・ ICTを活用した医療・介護連携に関する施策を推進してほしい。
- ・ 行政だけでなく、企業・大学と一緒に介護現場のIT化を進めてほしい。

###### (エ) 介護人材に関すること

- ・ 介護現場で働く職員の意欲を高めるよう、介護職場の良いイメージを発信していかないといけないと思う。
- ・ 介護職員が定着できるような仕組みを構築してほしい。
- ・ 介護職員の処遇が改善されてきたが、いまだ人材が不足しているのは賃金の問題だけではなく、業務の大変さが理解してもらえないことや、初任者研修・実習がないことなどが問題。
- ・ さらにスキルアップを目指して勉強したい意欲がある外国人介護職員に講座を開催してほしい。
- ・ 中高齢者・外国人の雇用を行っている事業所も多くみられるが、現在の市の取組事例や仕組みの利用方法、また、今後の展開としての具体案を示してほしい。



## ウ 認知症施策推進計画の施策の展開に関すること

- (ア) 認知症の本人・家族への支援に関すること
- ・ 認知症の本人からの発信の機会、認知症の人やその家族が相互に情報共有・理解し合える場を拡充し、認知症本人へのケアだけでなく、家族への負担も軽減してほしい。
  - ・ 認知症について、医療機関とケアマネジャーや事業所がスムーズに連携できるよう、地域ケア会議で情報共有してほしい。
  - ・ 認知症初期集中支援チームと介護事業所が連携しやすい仕組みを構築し、生活に密着したサービスを提供している事業所が得た情報を共有することで、認知症への医療行為にも役立ててほしい。
- (イ) 若年性認知症に関すること
- ・ 若年性認知症の人を受け入れる場が少ない。
  - ・ 生活費やこどもの教育など、若年性であるがために高齢者とは全く違った課題を抱えているケースが多い。

## エ 介護サービス量等の見込み・保険料の設定

- (ア) 介護保険料に関すること
- ・ 介護保険の基金を活用するなど、介護保険料の引き下げを図ってほしい。
  - ・ 後期高齢者医療保険料が上がり負担は増えているのに、年金（手取り額）が減らされ生活が切り詰められている。
  - ・ 介護保険料の減免制度を拡充し、多くの人が利用できる制度としてほしい。
  - ・ 社会福祉事業の財源を見直し、高齢者の負担を増やすべき。
- (イ) 施設・住まいに関すること
- ・ 特別養護老人ホームについて、ショートステイの転換を早急に進めるなど、現状あるものを十分に活かし、それでも足りなければ新規に整備してほしい。
  - ・ 高齢者が増えていくのに合わせて、特別養護老人ホームを増設することで入所するハードルを下げしてほしい。
  - ・ 介護付き有料老人ホームや老人保健施設を整備してほしい。
  - ・ 歳を重ねても施設に入らず、自宅で生活できることを目標として設定するべき。

## (5) 原案への反映状況

内訳	件数	構成比
① 御意見を踏まえ、原案に反映したもの	15 件	3.3%
② 御意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの	95 件	20.8%
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）	173 件	37.9%
④ 今後の検討の参考とさせていただくもの	138 件	30.2%
⑤ その他	36 件	7.9%
合計	457 件	100.0%

## 1. 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することとし、市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。また、「認知症施策推進計画」は、令和元年6月に国がまとめた認知症施策推進大綱に基づいて、横浜市が独自に策定するもので、これら3つの計画をあわせて『よこはま地域包括ケア計画』として位置付けます。

## 2. 横浜型地域包括ケアシステムの目的

横浜市では、市全体で地域包括ケアシステムの目標を定めるとともに、18区の各区域や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）を中心とした日常生活圏域単位で、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

## 3. 第8期計画の基本目標

### ポジティブ・エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

## 4. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策体系

### I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

- 地域との協働により、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。
- 高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参加の機会を充実し、各種取組を進めます。

### II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

### III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 日常生活に支援や手助けが必要になっても、個々の状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。
- 自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、個々の状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

### IV 安心の介護を提供するために

- 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本の柱として総合的に取り組みます。

### V 地域包括ケアの実現のために

- 介護や医療が必要になっても自分らしい生活を実現するために、あらかじめ準備・行動できるように市民意識の醸成に取り組みます。
- 介護サービスに関する情報を分かりやすく発信するとともに適正なサービスの量の確保と質の向上を図り、横浜型地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

### VI 自然災害・感染症対策

- 地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、介護施設等向けに、防災や感染症対策に関する研修等を実施します。
- 必要な物資の調達や支援・応援体制を構築するなど緊急時の備えを充実します。

## 5. 認知症施策推進計画の施策体系

### 認知症施策の3つの柱

#### 共生

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症であってもなくても同じ社会で共に生きる、という意味を示します。

#### 備え

認知症を取り巻くあらゆる段階における、その状態に応じた個人、社会の心構えや行動を示します。

#### 安心

認知症であっても希望を持ち、認知症の本人や家族が安心して暮らせるという意味を示します。

### 1 正しい知識・理解の普及

- 認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

### 2 予防・社会参加

- 認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

### 3 医療・介護

- 本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることにより、本人・家族がこれからの生活に備えることのできる環境を整えます。
- 医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

### 4 認知症の人の権利

- 認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

### 5 認知症に理解ある共生社会の実現

- 様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めます。
- 若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。



# 6. 計画の具体的な展開

## 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

### I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

【施策の方向性】

1. 介護予防・健康づくり  
介護予防や健康づくりに取り組むことができるよう、個々の健康状態、関心に応じて参加できる通いの場が充実した地域づくりを推進します。また、一人ひとりが生きがいや役割を持って多様な社会参加をすることで、介護予防や健康づくりが推進できる体制を構築します。

2. 社会参加  
高齢者がこれまで培った知識・経験を生かし「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め「活力のある地域」を目指します。また、社会参加することにより、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

3. 生活支援  
高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、地域住民、ボランティア、NPO法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。

### II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

【施策の方向性】

1. 在宅介護・リハビリテーション  
可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの充実とともに、特に24時間対応可能な地域密着型サービスの整備・利用を推進します。

2. 在宅医療・看護  
医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するために、在宅医療連携拠点を軸とした医療・介護連携の強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。また、在宅医療の市民理解促進のため普及・啓発を進めます。

3. 保健・福祉  
地域包括ケアシステムの構築に向けて、中心的な役割を担う地域ケアプラザの強化を図ります。また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に対し、高齢者の権利擁護、見守り合う体制づくり等に取り組めます。

4. 医療・介護・保健福祉の連携  
利用者の状況に合わせて適切な支援ができるよう、医療・介護・保健福祉の専門職等が連携した一体的なサービスの提供体制を推進します。また、多職種間や地域との連携を強化するとともに、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。

### III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

【施策の方向性】

1. 個々の状況に応じた施設・住まいの整備・供給  
要介護者から要支援者等まで、利用者のニーズに対応した施設・住まいを整備します。特に介護需要の増大に対応するため、特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム等の施設等について必要な整備量を確保するとともに、個室ユニットケアを進めます。

2. 相談体制・情報提供の充実  
多様化する高齢者の施設や住まいについて、身近な場所できめ細かな情報提供や相談対応を行うために「高齢者施設・住まいの相談センター」や「施設のコンシェルジュ」の充実に取り組みます。

### IV 安心の介護を提供するために

【施策の方向性】

1. 新たな介護人材の確保  
若年者、中高年齢者、海外からの介護人材など様々な人材層を対象に、新たな介護人材の確保と将来の介護人材の養成に取り組みます。

2. 介護人材の定着支援  
働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減等を行い、介護職員の定着支援を推進します。

3. 専門性の向上  
介護現場の中核を担う人材の育成、専門性向上のための研修の実施、多職種連携による情報の共有など、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

### V 地域包括ケアの実現のために

【施策の方向性】

1. 高齢期の暮らしについて、準備・行動できる市民を増やすために  
高齢期の暮らしに対する「不安」を「安心」に変えられるよう、介護や医療が必要になっても自分らしい生活を実現するために、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動することの大切さを実感できるような広報・啓発に取り組みます。

2. 高齢者にやさしい安心のまちづくり・ICTを活用した環境整備  
医療と介護のデータを活用して地域の医療・介護の状況を正確に把握し、医療・介護分野の調査分析、研究を促進することにより、質の高いサービス提供体制の構築を推進します。また、ICT技術も活用しながら、高齢者を含む全ての人にやさしいまちづくりをソフトとハードの両面で進めます。

3. 介護サービスの適正な量の提供及び質の向上  
介護サービスを必要としている人が質の高いサービスを受けられるよう、適正な事務執行の実施や事業者の評価、指導・監査体制の強化を図ります。

4. 高齢者が適切な制度・サービスを選択できるための広報、情報提供  
利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、様々な媒体を通じて、各種制度やサービス事業者の周知・広報を進めます。

5. 苦情相談体制の充実  
利用者が安心してサービスを利用できるよう、身近な場所で苦情相談できる体制を確保するとともに、苦情内容に対して、関係機関で連携し迅速かつ的確な対応を行います。

### VI 自然災害・感染症対策

【施策の方向性】

1. 緊急時に備えた体制整備・物資調達  
地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力の強化を図ります。

2. 防災・感染症予防対応力の向上に向けた研修・啓発  
平時からの準備と自然災害・感染症発生時に適切な対応ができるよう、研修等を行います。

## 認知症施策推進計画

○認知症を我が事ととらえ、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の本人が希望を持って前を向き力を生かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。  
○発症以前からの理解、発症の気付きと適切な医療・介護、継続的な社会とのつながりや地域の見守りなど、多くの人が認知症の備えを進めるための施策に重点を置きます。  
○自立した生活が困難になっても医療や介護等の体制が構築され適切に提供されることで、その人らしく生活できる社会を目指します。

### 1 正しい知識・理解の普及

【施策の方向性】

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

### 2 予防・社会参加

【施策の方向性】

認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

### 3 医療・介護

【施策の方向性】

本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることにより、本人・家族がこれからの生活に備えることのできる環境を整えます。また、医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

### 4 認知症の人の権利

【施策の方向性】

認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

### 5 認知症に理解ある共生社会の実現

【施策の方向性】

様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めます。また、若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

## 7. 今後のスケジュール

令和3年 2月～3月	市会第1回定例会 (パブリックコメント結果の最終報告、 計画原案の説明、介護保険条例改正)
令和3年3月	計画策定

よこはま地域包括ケア計画  
～第8期横浜市高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画・認知症施策推進計画～  
(計画期間:令和3年度～5年度)  
素案に関するパブリックコメント実施結果について

令和3年2月  
横浜市



## <目 次>

第1章	パブリックコメントの実施結果	1
第2章	いただいたご意見	4
1	計画全般、横浜市の高齢者を取り巻く状況、計画の基本目標と 横浜型地域包括ケアシステム	4
2	I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して	9
3	II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して	15
4	III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して	31
5	IV 安心の介護を提供するために	38
6	V 地域包括ケア実現のために	43
7	VI 自然災害・感染症対策	49
8	認知症施策推進計画の施策の展開	51
9	介護サービスの量等の見込み・保険料の設定	58
10	区民説明会・市民意見募集、その他	92

# 第1章 パブリックコメントの実施結果

第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画素案（よこはま地域包括ケア計画）の策定にあたり、パブリックコメントを実施しました。いただいたご意見は、原案策定の際に参考としたほか、今後の事業や取組の参考にさせていただきます。

## 1 実施概要

令和2年10月16日に計画素案を市ホームページで公表するとともに、各区役所や地域ケアプラザ等で冊子を配布しました。また、はがき、ファクシミリ、電子メール、電子申請などにより意見等を募集しました。

### (1) 市民意見募集期間

令和2年10月30日（金）～12月4日（金）

### (2) 関係団体等への説明状況

横浜市民生委員・児童委員協議会、横浜市町内会連合会、横浜市医師会、地域ケアプラザ所長会、介護支援専門員連絡協議会、横浜市認知症デイサービス協議会、横浜在宅看護協議会、横浜市病院協会、横浜市薬剤師会、横浜市歯科医師会、横浜市社会福祉協議会、老人福祉センター所長会、横浜市福祉事業経営者会、横浜市福祉サービス協会、横浜市老人クラブ連合会、横浜市介護老人保健施設経営者会など計20団体に説明。

### (3) 区民説明会

第7期計画と同様に区役所等で計画素案の説明会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、参加される市民の皆様の安全を最優先に考え、中止しました。

### (4) 説明動画の掲載

区民説明会に代わり、計画素案の概要の説明動画を作成し、市ホームページへの掲載、各区への配付、介護の日フォーラムでの放映などを行いました。

## 2 実施結果

### 【意見の提出元内訳】

内訳	件数	構成比（※）	備考
ハガキ	56件	12.3%	32通
ファクシミリ	148件	32.4%	109通
電子メール	40件	8.8%	18通
電子申請	84件	18.4%	32件
関係団体等	115件	25.2%	20団体に説明
郵便・持参	3件	0.7%	2通
その他	11件	2.4%	1件
合計	457件	100%	

※各項目の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が一致しない場合があります。

## 3 原案への反映状況

### 【原案策定に際しての分類】

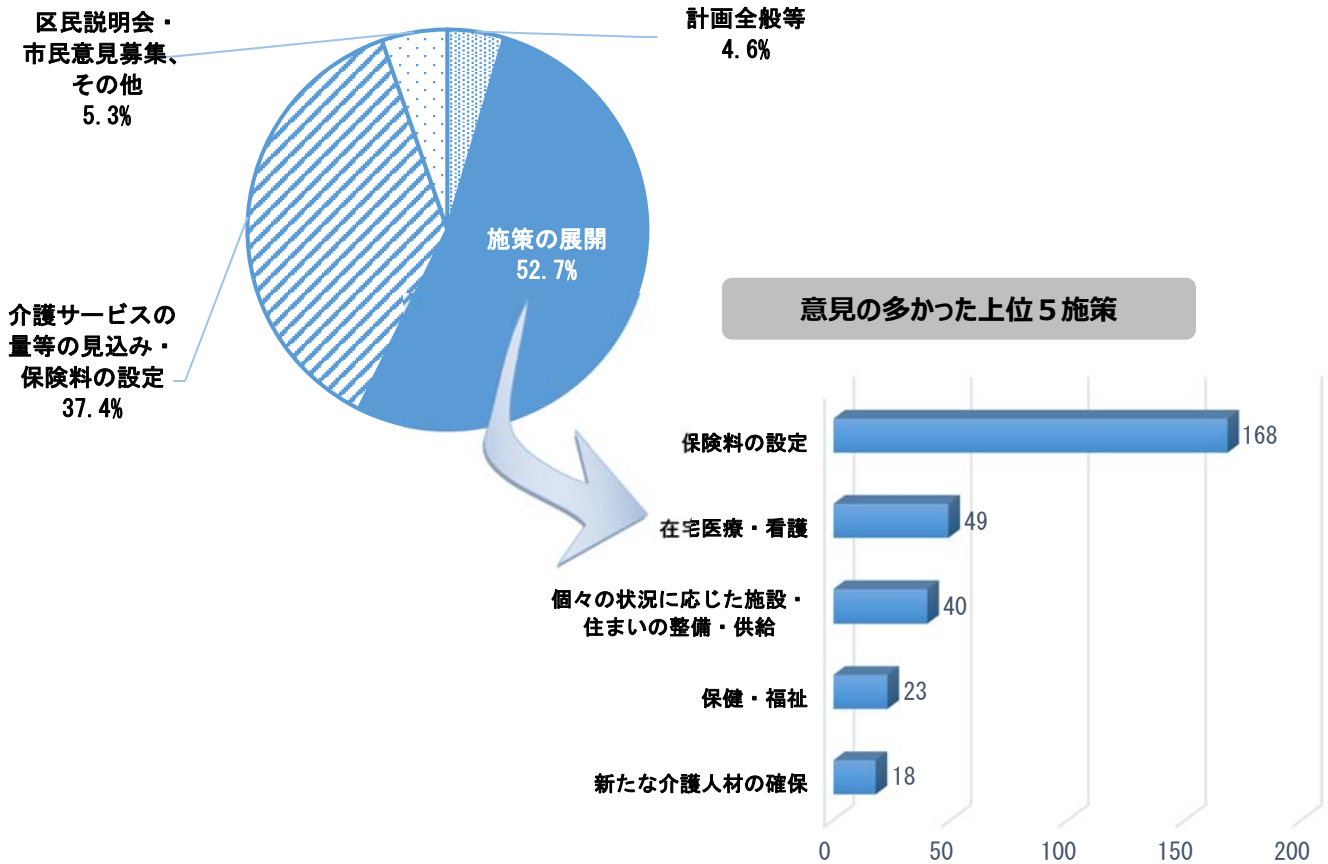
内訳	件数	構成比
① 御意見を踏まえ、原案に反映したもの	15件	3.3%
② 御意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・ 素案を評価いただいたもの	95件	20.8%
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）	173件	37.9%
④ 今後の参考とさせていただくもの	138件	30.2%
⑤ その他	36件	7.9%
合計	457件	100.0%



## 4 意見の内訳

### 【意見の分類】

意見の分類		
内容	件数	構成比
◇計画全般、横浜市の高齢者を取り巻く状況、計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム	21件	4.6%
◇施策の展開		
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開		
I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して	23件	5.0%
II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して	88件	19.3%
III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して	43件	9.4%
IV 安心の介護を提供するために	26件	5.7%
V 地域包括ケア実現のために	17件	3.7%
VI 自然災害・感染症対策	12件	2.6%
認知症施策推進計画の施策の展開	32件	7.0%
◇介護サービスの量等の見込み・保険料の設定	171件	37.4%
◇区民説明会・市民意見募集、その他	24件	5.3%
合計	457件	100.0%



## 第2章 いただいたご意見

第2章では、皆様からいただいたご意見とそれに対する本市の考え方（回答）及び原案策定に際しての分類を掲載しています。ご意見は内容により分割して掲載しているほか、横浜市パブリックコメント実施要綱・運用指針に基づき、要約等を行っている場合があります。

### 1 計画全般、横浜市の高齢者を取り巻く状況、 計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム

ご意見	対応方針	回答
<p>●意見がある箇所 6ページ 「地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して」の「主な成果と課題」の文章にある「40～64歳の若い世代」の記述</p> <p>●意見の内容 ・40歳以降を「若い世代」と表現するのはなぜでしょうか？ 「若い世代」という言葉では、10代や20代を考える人が多いと思うので確認したいです。</p> <p>・「40～64歳の若い世代」ではなく「40～64歳の中高年」と書いてほしいです。 「40～64歳」は中高年だからこそ、健康づくりが重要だと思うからです。</p>	①	<p>「40～64歳の若い世代」は、65歳以上を高齢者とした時に、高齢者よりも年齢が若い世代という意味で使用しています。 早い段階からの広報・啓発に努めていきます。</p>
<p>素案を見ました。印象は何をどうしたいのかが、分かりません。そのも題名から分かりません。地域とはどの地域か、包括ケアとはなんでしょう。要は高齢者対策かと思えます。問題を短い言葉で明確に表現し、簡潔にどうしたのか、そのための課題は何かを順を追って説明して欲しい。細かいことは参照するとすればいいかかと思えます。</p>	①	<p>地域包括ケアについて、原案に図などを用いて具体的に記載しました。</p>
<p>3,データの各種、和暦表記されているがわかりにくい、西暦表記に変えて下さい。</p>	①	<p>西暦と和暦を必要に応じて併記するなど工夫しました。</p>
<p>高齢化が進むことが予想されることはわかりますが、長生きが喜べる社会でなければならないと思います。</p>	②	<p>本計画では、誰もが歳を取っていく中で、積極的に活力ある社会をつくり、一人ひとりの尊厳を大切にする地域を目指したいという思いを含め、「ポジティブ・エイジング」を基本目標としています。 引き続き、計画の推進に向けて、着実に事業を実施していきます。</p>
<p>基本考え方は良いと思う。しかし重大な問題点がある。一つは数字的な面で横浜市民の需要に対して施策の数値が小さすぎる点である。遥かに小さな自治体で実現している事がこのベースでは到達できないことである。</p>	②	<p>いただいたご意見を参考にしながら、計画策定・推進に取り組んでいきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

1 計画全般、横浜市の高齢者を取り巻く状況、  
計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム

ご意見	対応方針	回答
1、地域包括ケア計画について、「地域ぐるみ」で高齢問題、認知症対策などを協議・推進を目的にしていると思います。一方、地域そのものが高齢化となっているので、政治・行政の中心課題とおして「福祉」「教育」など市民生活中心にして行く事が求められているのではないのでしょうか。花博、オペラハウス、IRなどに眼が向いては保健や福祉で働いている官・民の人々が苦勞するだけです。	②	計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて、着実に事業を実施していきます。
社会全体で医療、介護に対する感謝の気持ちがないといけないと思う	②	計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて、着実に事業を実施していきます。
介護や認知症についての知識、予防、経済的準備など、当人達がまったく考慮していなことを残念に感じると同時に、自分達もまったく考えていなかったことに大変後悔しています。横浜型地域包括ケアシステムではこうしたサポートに力を入れていくということですので期待しています。	②	いただいたご意見を踏まえ、計画の推進に向けて、着実に事業を実施していきます。
P5に「限られた人材と財源」とありますが、要求を拒否するための用語ではないと思いますが、人材と財源を豊かにして要求に応えてほしいと思います	②	介護人材の確保に関しては、引き続き着実に事業を実施していきます。
<p>●意見がある箇所 6ページ 「地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して」の「ボランティア参加者の割合」</p> <p>●意見の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ボランティア参加者の割合」の達成状況が星ひとつですが、なぜ星ひとつになったのでしょうか？</li> <li>・「ボランティア参加者の割合」の達成状況がなぜ星ひとつなのかを「主な成果と課題」に書いてほしいです。他の項目と比べると星ひとつなので、どのような理由だと考えているのかが気になります。</li> </ul>	②	各区で介護予防活動のボランティア育成をしていますが、高齢化や後継者不足等の課題があります。引き続き、各区でボランティア育成を実施し、ボランティア参加者数を増やす取組を進めていきます。
70歳を過ぎ、身の回りの方々が、伴侶の介護（認知症の進行あり）で疲弊されている様子をお聞きすることが多いです。保険料を払っていても、十分な支援が得られていない実態があることをもっと詳しく調べてほしいです。	②	団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けた横浜型地域包括ケアシステムの構築を引き続き進めるとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、高齢者数がピークを迎える2040年に向けて、効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

1 計画全般、横浜市の高齢者を取り巻く状況、  
計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム

ご意見	対応方針	回答
<p>県の福祉現場で40年働いてきました。その間育てられた福祉の思想、それは民間には出来ない福祉の水準を作っていくのが公務労功の仕事という事でした。退職後地域に帰ると驚かされる事の連続でした。それは役所に利用者の生活を支える視点のなさです（現在の制度をどう利用したら生活が支えられるかの応用問題をやる姿勢がかけている事です）介護の問題は誰も通る路です。弱い立場の人を真先に切りすての対象にすると言う“情”のなさです。財政の事を理由にしますが住民の目線で見れば、多い事に職員の皆さんも大なる疑問を持ち乍ら仕事をなさっている事を思います。横浜市には良い減免制度があるのに広報に手をつくさない為に苦しんでいる人が多いです。住民に知らせ相談にのっておりますが行政でやるべき事です。住民の福祉を支える行政マンを育てるシステム欲しいです。介護サービスを削る事ばかりエネルギーを使わないで下さい。払える収入のある人ばかり優遇しないで健全な介護行政にもどって下さい。</p>	③	<p>本市独自の「低所得者減免制度」については、毎年6月にお送りする「介護保険料額決定通知書」の保険料同封チラシにおいて周知するとともに、前年度に減免適用された方には、減免申請勧奨を行っています。</p>
<p>市はカジノ推進に多額の予算を使っているが、市民生活がうるおうように予算（税金！）を使う責任がある。介護保険事業も弱い立場の者を救う事業でなければならない。それは魅力がある横浜にもつながると思う。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>なお、介護保険料は、計画期間（3年）ごとの、利用者の自己負担分を除いたサービス提供に要する給付費見込みを、約半分を公費（税金）で、残りの半分を被保険者の保険料でまかなう仕組みとなっており、法定以上に一般財源を投入することは制度上予定されていません。</p>
<p>横浜市はこれから人口が減るのか。</p>	③	<p>横浜市の総人口は、令和2年時点で約375万人ですが、令和7年には約371万人、令和22年には約352万人となる見込みです。</p>
<p>地域との連携において自治会町内会などの地縁組織をあげているがどこも高齢化が進み担い手不足が問題になっているのを把握しているはずなのに、その改善が見られない。地域での支え合いの必要性をどのように住民に伝えていくかがとても大切だと思う。</p>	③	<p>地域の中で担い手の育成や、住民同士がつながるために、各区地域福祉保健計画、地区別計画の推進支援等を通じて、地域の状況に合わせた取組を進めていきます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他

1 計画全般、横浜市の高齢者を取り巻く状況、  
計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム

ご意見	対応方針	回答
<p>現在地域では、第4期地区保健福祉計画（R4～R8年度）をやっています。今までも何度か、地区の計画の話し合い、顔・頭を出していましたが、個人的な印象ですが市の計画との同期性というか、方向性が実感されず、むなしい気分が過半です。2025年問題を真剣にお考えなら、それまでに一度、各区あるいは各地区のこれまでの実態(計画と実践)を十分の整理された上でポイントを絞り、公共の観点により、9期の計画に臨んで頂きたい。当計画総花的すぎる印象です。</p>	④	<p>令和3年度に作成する、第8期計画に係る各区アクションプランの中で検討していきます。</p>
<p>「計画」は、ずいぶん網羅的にまとめられているように思いました 耳慣れない言葉も多く、その意味を調べたりして、理解がなかなかすみません 「計画」は、机上的側面が強く、教示的であったり、こんなことを市民が要求していることだろうかと思ったり、この「計画」に「参加できる市民」だけを対象にしているのかなと思ったり、これが市の言う「ICT」というのかなと思ったり、ハコ作り、形づくりが先行しているように思ったり、「行政のやってる感」がにじみ出ているように感じました 市民は、未曾有のコロナ禍で長く、長く「三密」、自粛を求められ、疲弊していますそうした中で、当然ながら、生活水準、意識、要求の度合いなどは大きく変わっているのではないかと思いますならば、「計画」の策定を急がず、あらためて実態調査をして、何で困っているのか、要求は何なのかを把握し、「計画」に反映させ、いざという時の頼みの、希望のある「計画」にしてほしいですそうしてこそ市民は、行政を信頼し、「計画」にも積極的に参加するようになるのではないのでしょうかこれが、私なりの「ICT」の出発点と思っています</p>	④	<p>計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて、着実に事業を実施していきます。</p>
<p>少子高齢化の趨勢はわかりますが、地域包括ケアシステムとして、国から県・市に対する補助金を増やさず、自治体に丸投げしている構図に一番の問題があります。国民に自助・共助を求めるのではなく、大企業や富裕層からの所得税等応分の負担を求めるよう国に働き掛けることが大切です。勿論、ここに書かれているような、共助の精神を否定するものではありませんが、国がこの間の新自由主義政策で福祉・教育・医療関係予算を削減し、学校でも職場でも効率主義の競争に晒されて生きてきた人々が、退職後、急に地域で和やかな関係を作れと号令をかけても、なかなか実現しないと思います。学んでいる時、働いている時から、お互いに助け合い、協力しあう関係を作ることから地道に改善していくことが重要ではないでしょうか。先ず、国に介護保険にもっと財政援助など福祉予算を増やすよう要望してください。</p>	④	<p>計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて、着実に事業を実施していきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの ④ 今後の参考とさせていただくもの ⑤ その他

1 計画全般、横浜市の高齢者を取り巻く状況、  
計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム

ご意見	対応方針	回答
<p>コロナでたっぷり自助している。その上さらに自助・共助の次に公助などと行政の責任のがれをしないで下さい。</p>	<p>④</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>P.52040年のバラの図じょうろがないのは不安感を与える</p>	<p>④</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>行政・医療介護施設・地域とが情報を共有する事の必然性を感じます。この事から、現行の個人情報保護法の見直しが行われなければ、垣根を越えた共生社会の実現は極めて困難ではないでしょうか。一考を願います。</p>	<p>④</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他



## 2 I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

ご意見	対応方針	回答
P.13プロボノという言葉がわかりにくい。(コラムが後にでてくる)横文字カタカナ語はなるべく減らした方がいいのでは?外国人にとってわかりにくい。	①	原案に事業の内容を具体的に記載するとともにイメージ図を掲載しました。
東京大学高齢社会総合研究機構が柏市で実施した大規模高齢者コホート調査では、健康寿命の延伸には、「栄養(食・口腔機能)」・「運動」・「社会参加」が影響を及ぼすことがわかりました。 横浜市でも、健康長寿社会に向けて、3つの柱のもと「フレイル」対策の見える化と市民への周知を進めて頂きたい。	②	計画の推進に向けて、8期中に横浜ならではの地域資源を生かしたフレイル予防について検討し、事業を実施します。
民生委員もしている歯科医師です。 見守りが必要な高齢者の食事、口腔内はいつも気になります。 横浜市内の民生委員、社協、歯科医師会で口腔ケアの啓発をしてはいかがでしょうか。 オーラルフレイル、フレイル予防につながり、まさに地域包括ケアシステムになると考えます。	②	関係団体や施設等と連携し、見守りが必要な高齢者の支援に関わる方々に向けた講習会や研修会などの中で、口腔ケアの重要性について啓発していきます。
フレイル予防を今後も進めるべきだと思う。	②	計画の推進に向けて、8期中に横浜ならではの地域資源を生かしたフレイル予防について検討し、事業を実施します。
地域の通いの場や催し物があっても、家が坂道にあるから等を理由に行きたくても行けない高齢者がいる。何か参加できるような足があるといいと思っているが、そのようなことを考えてくれる機関があればいい。	②	地域の支え合いによる移動支援に取り組んでいる地域もあります。 地域住民やボランティア、NPO法人、民間企業など多様な主体が連携・協働し、高齢者の生活に必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。
補助金などありません。その予算で地区センター(もっと小型でもよい)の様な高齢者が集る場所を作ることです。(空家利用も可)今不足しているのは高齢者が気楽に集う場所です。ぜひご検討の上実現して下さい。	②	身近な場所での「高齢者が活躍できる通いの場等の充実」を、空家などの活用の視点を持ちながら進めています。
●意見がある箇所 14ページ「敬老バスを利用した高齢者の外出支援(敬老特別乗車証交付事業)」 ●意見の内容 敬老バスの事業を今後も持続してください。 買い物に便利だけでなく、地域活動に参加しやすくなると思うからです。	②	計画の推進に向けて、着実に事業を実施してまいります。

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中(実施予定)のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 2 I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>●意見がある箇所 12ページ 「高齢者が活躍できる通いの場等の充実」</p> <p>●意見の内容 趣味を通じた交流の場や、仕事、ボランティアの具体的な例を記載してほしいです。 生きがい就労支援スポットにご相談ください、だけでなく具体的な例を記載してイメージしやすくしてほしいです。</p>	③	<p>高齢者が活躍できる通いの場は多種多様にあり、限定的な印象になることから具体的に記載していませんが、趣味やボランティア等の具体的な活動一覧を作成し広報することで、高齢者が活躍できる通いの場の充実に繋げています。</p>
<p>●意見がある箇所 14ページ「敬老バスを利用した高齢者の外出支援(敬老特別乗車証交付事業)」</p> <p>●意見の内容 敬老バスを見直す理由が、市営交通機関の財政が厳しいという理由が含まれる場合ですが、財政が厳しい理由は、現状では新型コロナウイルスの影響での利用者減少だと思います。 敬老バスの利用者が、通勤時間を避けつつ、感染対策に気をつけながら、敬老バスを利用していない人と一緒に出かけることで、利用者増につながるかもしれません。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>●意見がある箇所 11ページ 「健康寿命の延伸を目指した健康づくり」</p> <p>●意見の内容 「健康づくり」に追加したり、包括ケア計画に掲載してほしいことがあります。 40歳以降から、脳に変化が少しずつおき、怒りをおさえるにくくなるといった記事を読みました。 脳の前頭葉が衰えやすく、意識的に生活に変化をとりいれることで、衰えにくくできるようです。 健康寿命を延伸できても、前頭葉が衰えて怒りをおさえるにくい人が増えてしまったら、大変です。 オーラルフレイル対策と同様に、前頭葉を衰えにくくするための対策が大事です。 医療関係者に情報を確認し、「健康づくり」や「包括ケア計画」に前頭葉が衰えにくくするための対策を追加し、横浜市民に広く届けてください。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>1,介護予防や社会参加は重要だと思いますが、共有できる施設が少なく趣味サークル等の場所確保が特に厳しい地域です(若葉台)。個別な対応を是非検討していただきたい。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中(実施予定)のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他



## 2 I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>●意見がある箇所 10ページ「介護予防・健康づくり」</p> <p>●意見の内容 「介護予防・健康づくり」のひとつとして、自宅にある段差等で高齢者がケガをしないようにするための工夫に関する情報を市民にわかりやすく提供してください。生活習慣に気をつけるだけでなく、段差等でケガしないようにすることが大事だと思うからです。 高齢になって筋力が落ちてから、自宅の家具を移動して工夫することは大変なので、高齢になる前に市民が知ることが大切です。</p>	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
<p>●意見がある箇所 13ページ 「ヨコハマプロボノ事業(モデル事業)」</p> <p>●意見の内容 プロボノ事業は大事だと思います。ただ、5人前後のチームを組んで、ホームページ作成や運営マニュアル作成等を実施しても無償なら、そのような事業を横浜市に進めてほしいです。 横浜市が事業として取り組むのなら、プロボノのチームは横浜市の施設の会議室を無料で使用できる、区役所や市役所の会議室を無料で借りられる、ということを検討してほしいです。 プロボノの活動でホームページ等ができた後は、横浜市の博物館等の施設を無料で使用できる券、横浜市のお土産、農産物等を渡す、といったことを検討してほしいです。 無償でのボランティアを実施したい方がいても、横浜市の事業としては何かを渡すことを検討しないと、横浜市と市民との地域づくりとは言いにくいと思うからです。ボランティアの善意のみを頼りにした事業にしない方が、長く続く可能性が上がるかもしれません。</p>	④	プロボノの参加者が継続して地域づくりに関わっていけるよう、いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
<p>車の免許返納について、啓発をして欲しいと思っています。 高齢者の親を持つ子供向けの講座があればぜひ参加したいです。どうやって免許を返納させればいいのか、とても悩んでいます。 バスのシルバーパス発券の条件に免許返納があればいいのと思っています。</p>	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他

## 2 I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>最も望ましいのは、健康で元気な高齢者が増えることです。そのためには外出（敬老パスは有効）や趣味の会やサークルなどで多くの人々とふれ合いコミュニケーションを豊富にすることが大切です。「かがやきクラブ横浜」は賛成ですが、「老人クラブ」の名を変えただけではいけません。老人クラブはボスが居て、行政の半ば下向け機関というイメージが定着しています。だから新高齢者から敬遠されています。今の高齢者はそれぞれ自由にグループを作り生き生きと活動することを望んでいます。今後ますますそうなるでしょう。</p>	④	<p>高齢者の社会参加を促進し、健康で生きがいのある日常を実現できるよう取組を進めます。</p> <p>老人クラブについても、魅力ある活動をあらゆる機会をとらえて紹介していきます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>●意見がある箇所 14ページ「敬老パスを利用した高齢者の外出支援(敬老特別乗車証交付事業)」の「IC化」</p> <p>●意見の内容 新型コロナウイルスの影響で、横浜市の財政が厳しいので、数年間は「IC化」を実施せず、検討の段階で止めてください。</p> <p>IC技術は変わっていくので、待てば、安くて便利な技術が実用化される可能性があります。慌ててIC化に大きな金額を使った後に、安くて便利な技術が実用化されたら残念です。</p> <p>敬老パスの利用実態は、アンケートを定期的にとるなど、「IC化」以外でまずは対応してください。</p>	④	<p>敬老特別乗車証事業については、高齢化の進展により対象となる高齢者が増加するとともに、事業費が増加し、交通事業者・本市ともに負担が増えているという課題があります。</p> <p>持続可能な制度となるように見直すため、令和元年度に横浜市社会福祉審議会に諮問したところ、「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」が設置されました。</p> <p>分科会では、より正確に利用実態を把握するためにIC化等を検討することが重要であると示されました。</p> <p>本市としても持続可能な制度を実現するためにIC化等を検討する必要があると考えています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>また、事業所によるサービスも低下するようで、我が家で利用している介護タクシーは、来春には、職員が半減、送迎者も減るようです。病院に行きたいときに使えるかどうか不安です。ギリギリの中で生活している庶民をこれ以上苦しめるような事はやめてほしいです！！</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>車がないと、どこにも出かけられません。タクシー料金を補助して頂けたらと思います。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>●意見がある箇所 15ページ「多様な主体間の連携体制の構築」の「身体的な衰え等」</p> <p>●意見の内容 身体的な衰えで外出が難しい方には、インターネットを活用した支援を検討してはどうでしょうか。</p> <p>パソコンがなくてもスマホがあれば、アプリを利用して、顔を見てのやりとりができます。今後、高齢者のスマホ利用者が増えていけば、インターネットを活用した支援を広められると思います。</p>	④	<p>介護予防事業では、介護予防活動団体にICTを活用することで高齢者のつながりをつくる取組を進めています。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 2 I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>【該当箇所】 P 1 2 「2 社会参加（1）高齢者が活躍できる場の推進」における、2つ目の○「通いの場を～」</p> <p>【意見】 横浜市が提言する趣味や仕事（シルバー人材）、ボランティアを通じた交流の場の提供、スポーツ支援はどれも素晴らしいものであるが、ここでの世代を超えた住民同士の交流は具体性に欠け、今日においてはコロナウイルスの影響で高齢者の社会参加も停滞しているため、交流が難しい状況となっている。</p> <p>医療の発展により健康寿命が増進している一方で、高齢者の認知症のリスクは軽視できないものである。このリスクを少しでも軽減するためにも、高齢者の社会参加は重要視されるべきである。しかしながら、コロナウイルスの流行により、人との接触を回避するために社会との接点を絶たざるを得ないという高齢者もいると考えられる。社会参加や何らかのコミュニティへの帰属は健康づくりの根幹であり、若者や働く世代が日常生活に戻ることができても、重症化の恐れがある高齢者は現在でも社会との接点を失ったまま苦しんでいると推察する。</p> <p>そこで、世代を超えた住民同士の交流とコロナ禍における高齢者の社会参加を促す方策として、高齢者が住む地域の公立学校を高齢者の社会参加の拠点とする案を提案したい。具体的には、学校内の敷地を利用して畑や家庭菜園のようなものを作り、学校を学生だけの閉鎖的な空間にするのではなく、地域の高齢者も出入りできるようなオープンな環境にすると共に、コロナ対策も同時に行うものである。大阪府の池田小学校での無差別殺傷事件を機に学校は常に閉ざされた環境であったが、地域の高齢者限定でパスを配布し、出入りを管理することで、学校を拠点とした学生と高齢者の交流と社会参加を促進するべきである。また、飲食店や商業施設で実施する検温、アルコール消毒は効果的であるため、高齢者が入構する際のコロナ対策として講じるべきである。</p> <p>これらの方策はコロナ禍により社会との接点を失ってしまった高齢者が学生との交流を通して社会参加を実現するもので、屋外での活動であるため「3密」を回避でき、かつ経済的コストも少ない手段であるので、行政への負担も少なく、高齢者の健康づくりとコロナ対策の両立が可能で理想的なものだと考える。</p>	<p>④</p>	<p>新型コロナウイルス禍での世代を超えた住民同士の交流、社会参加の場づくりは、ご指摘のとおり課題と捉えています。</p> <p>ご提案いただいた、学校での農作業やボランティア活動等を通じた高齢者とこどもの交流を実施している地域もあります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他

## 2 I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>●意見がある箇所 11ページ 「健康づくりと介護予防の連携強化」の「特に、若い世代」</p> <p>●意見の内容 ・「特に、若い世代」は何歳ぐらいを想定しているのでしょうか？ 10代や20代でしょうか？</p> <p>・「特に、若い世代」という言葉を使うのではなく、「何歳から何歳」といった書き方をしてほしいです。「若い世代」という書き方だと、対象の年齢なのに「自分は若い世代ではないから取り組みの対象外」と思う人がいるかもしれないからです。</p>	⑤	<p>「特に、若い世代」は高齢者（65歳）より若い年齢を指します。</p> <p>⑤ 高齢期になる前の壮年期から、生涯を通じた健康づくり・介護予防について考えられる機会をつくれるように進めていきます。</p>
<p>【P13ヨコハマプロボノ事業】 ○プロボノはケアプラザが窓口となるのか。 ○P13プロボノの説明にラテン語とあるが、なぜわざわざこのような分かりづらい言葉を使ったのか。わかりづらい。高齢者は覚えにくい。地域包括ケアシステムだって浸透するのに相当かかった。 ○地域ケアプラザにも、生活支援コーディネーターが窓口となってプロボノの登録する事務が下りてきたが、申し込みはほぼ無かった。</p>	⑤	<p>原案に事業の内容を具体的に記載するとともにイメージ図を掲載しました。</p> <p>⑤ 本事業は、区・区社協・ケアプラザ等が連携しながら活用いただく仕組みとしています。</p> <p>引き続き、ケアプラザ等への事業周知を積極的に取り組みます。</p>
<p>●意見がある箇所 10ページ「介護予防・健康づくり」</p> <p>●意見の内容 健康づくりの取り組みのひとつで、「带状疱疹の予防接種の啓発」を実施してください。</p> <p>带状疱疹は「1年間に約60万人がこの病気になり、80歳までに3人にひとりが経験すると推定」されているそうです。</p> <p>带状疱疹になると、後遺症で痛みが出る可能性があります。</p> <p>日常生活を少しでも楽に過ごすためにも、带状疱疹の予防接種が重要です。</p> <p>予防接種は9年は効果が持つといえます。予防接種をする人が増加することで、带状疱疹になる人が減少する可能性があります。</p> <p>横浜市内の医療関係者と協力して「带状疱疹の予防接種の啓発」を実施してください。</p>	⑤	<p>⑤ いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

### 3 II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>定期巡回（随時）訪問介護サービスを行っている者です。8期の素案を拝見して今後「24時間地域密着サービスの推進」とあり、それならばご提案させて頂きたくメッセージを入れました。今、私達のサービスを撤退しようかという話が出ています。</p> <p>それはこのサービスの知名度が低くなかなかご利用者が増えず、またサービス柄重度なご利用者も多いため亡くなられたり入退院をされるなどあり24時間体制の中PR活動などの時間も取れない現状があります。</p> <p>そのため利益が出にくく赤字が続き本部から警告が出ているところです。</p> <p>私は施設勤務も経験しましたが、確かに定期巡回（随時）訪問介護サービスはご家族が遠くにいらっしゃる方、認知症の方、ご家族の介護離職防止、末期ではあるが自宅に戻りたい医療の必要な方、また退院後施設検討までだけでも自宅でという方など在宅の限界点を上げており、とても社会貢献度の高いサービスだと思います。利益が出にくい理由として認知不足でご利用者が増えない事が大きいです。</p> <p>ケアマネや包括などへの営業活動などの自助努力もさることながら、市の広報などでももっとPRしていただき市民の皆様にも広く知っていただきたいです。またケアマネ研修などでも取り上げていただきたいです。</p> <p>小規模多機能などは度々広報やマスメディアなど出ていますが、定期巡回（随時）訪問介護サービスはあまり出ていません。</p> <p>私達は大変ではありますがご利用者やご家族にとっても喜ばれているこのサービスを市の今後の方針に沿うのであれば何とか存続させてお役に立ちたいと思っています。</p>	<p>①</p>	<p>計画原案に、市民や関係機関に対する周知について記載しました。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>地域ケアプラザについて、地域住民の認知度が低いのが気になる。ケアプラザと行政の連携についても見えてこない。ダブルケアなどの介護者支援についてもまずは研修等での周知が必要と感じる。実際、近隣のケアプラザの職員はダブルケアを知らなかった。ヤングケアや老老介護などケアラー全般への理解知識が足りないと感じる。</p>	<p>①</p>	<p>支援者の質の向上が図られるよう、原案に内容を具体的に記載しました。今後さらなる推進を図ってまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>p19(4)医療に繋がるための支援かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及意見かかりつけ医、かかりつけ歯科医の支援については事業内容が記されているが、かかりつけ薬剤師・薬局の普及については記述がない。かかりつけ薬剤師・薬局の普及に関しても事業内容を紹介してほしい。</p>	<p>①</p>	<p>原案に内容を具体的に記載しました。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他



### 3 II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>在宅介護をして感じるのはケアする側へのサポートがまったくないことです。ケアされる人の人間らしい生き方をサポートすることも大切ですが、ケアする側は精神的にも、経済的にも過酷な状況です。</p> <p>神戸市須磨の事件のように、介護者が認知症の祖母を殺害するまで追い詰められてしまったことは、まったく他人事とは思えないところです。ケアする人への制度的なフォローがない現状では、介護者への負担が増えるのみに感じています。そして、一番感じているのが「自分だけが介護している」という孤独感です。</p> <p>介護者への情報提供、一時退避、支援など物理的、経済的なサポートとともに、「自分ひとりではない」と感じられる心のサポートも合わせた介護者サポート体制をぜひとも作っていただきたいと考えております。</p>	①	<p>介護者のサポート体制として、介護教室や介護者の集いなどを各地域包括支援センター・各区で実施しています。</p> <p>また、各区や各地域包括支援センターでは、高齢者ご本人のみのご相談だけでなく介護者からのご相談も承っています。</p> <p>支援者の質の向上が図られるよう、原案に内容を具体的に記載しました。今後さらなる推進を図ってまいります。</p>
<p>P1724時間対応の地域密着型小規模多機能を日常生活圏域1か所以上と記載があり、結構な数かと思うが、予算も含めどれだけ実現可能なのか</p>	②	<p>計画の推進に向けて、着実に事業を実施していきます。</p>
<p>・P18（1）医療・介護連携の強化について 医療機関との連携がケアマネに限られているように見えるが、事業所はどのように連携したらよいのか？ ケアマネや地域包括支援センターとは連携を取りやすいので、彼らを通じてかかりつけ医との連携を含めていくのか？</p>	②	<p>区役所、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）、在宅医療連携拠点等において多職種連携の推進に取り組んでいます。</p> <p>医師を含めた多職種による連絡会等を通じて、顔の見える関係づくりが構築されるよう、連携強化に取り組んでいきます。</p>
<p>P18ケアマネジャーが医療を学ぶ研修について、どんな目的で、どのような内容をやるのか？</p>	②	<p>ケアプラン作成に必要な医療の知識を習得することを目的に、医師会と連携して、病院の緩和ケア病棟、リハ病棟などで基礎的知識を学び、医療現場を見学・体験してもらいます。</p>
<p>P18ケアマネジャーが医療を学ぶ研修について、狭き門で、申し込んだが2年連続で落選したケアマネもいる。増やせないか？</p>	②	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>予防の普及啓発の対象者は、高齢者と考えているのか？ 地域の集まりに出てくる人の多くは健康なので、40代からの予防の取組が重要ではないか？</p>	②	<p>高齢者になる前の若い世代から介護予防に取り組めるよう、普及啓発を実施していきます。</p>
<p>地域との関係が希薄になっている方（例えば、高齢になって移り住んでくる方）を地域でどのように支えていくのか？</p>	②	<p>原案に、見守り・ささえあいの地域づくりについて記載しました。</p>
<p>男性は、地域とうまくつながれない人が多い。</p>	②	<p>男性を含めた高齢者が生き生きと自分らしく活躍できる多様な場を充実する取組みを実施していきます。</p>
<p>警察の見守りも一緒に入ってもらえるといいのではないか。</p>	②	<p>既に地域ケア会議や地域の見守りに関する会議等に警察が参加して議論を進めている地域もあります。今後も計画の推進に向けて、着実に事業を実施していきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

### 3 II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>かかりつけ医がいても、警察より到着が後だと異常死扱いになる場合もある。司法解剖になるとお金もかかり、残された家族の負担が大きい。</p>	②	<p>救急要請をした場合は、在宅での看取りを希望していても、原則として、人命救助が最優先され医療機関に搬送されることとなります。</p> <p>容体が急変した場合でも、在宅での看取りを希望される場合は、まずかかりつけ医や訪問看護ステーションに連絡することが必要です。</p> <p>このような、在宅での看取りを希望する場合に知っておくべきことなどについて、市民に対しての啓発を進めていきます。</p>
<p>男の料理教室、役に立ちましようという声掛けは方法の一つ</p>	②	<p>「高齢者が活躍できる通いの場等の充実」とおおり、男性を含めた高齢者が生き生きと自分らしく活躍できる多様な場を充実する取組みを実施していきます。</p>
<p>その人がやってきたことが生かされるとよい。</p>	②	<p>「ヨコハマプロボノ（ハマボノ）事業（モデル事業）」が、経験やスキルを生かした社会参加につながると考えています。地域包括ケアの推進に向けて着実に事業を進めていきます。</p>
<p>コロナ禍で外に出たくない人が多い。集まることは現実的ではないかも。</p>	②	<p>必要な情報を地域の実情や高齢者の特性に合わせて、多様な手法で普及啓発を行っていきます。</p>
<p>在宅医療連携拠点と通所事業所の連携はどの様に行っていくのか？医療連携拠点の仕組みや連携・活用方法が今一つ分かりにくい状況</p> <p>項目では、医療との連携が地域ケアプラザやケアマネジャーに限定して強化するかのように見えるが、事業所としてはどの様に連携するべきと考えれば良いか？</p> <p>医療との連携がしやすい形を行政のバックアップを得て行く事も、当事者および家族の支援として大変重要。家族として、医師に何を伝えどんな治療を得るかがわからないまま居るケースが多い。</p> <p>運営規定の指定居宅介護支援事業者等との連携に在る様に「指定認知症対応型通所介護は、医療が必要とされる場合があることから、医療が円滑に提供できるよう、常に保健医療サービス等を提供する者との連携の確保に努めなければならないこと」が規定されている。</p> <p>しかし、現状、デイとして利用者の主治医に状況を説明しにくい立場が依然としてある。医療としては「ケアマネを通じての情報」が正しい連絡の筋道と考えているケースが多いが行政としてスキーム作りをされるとすればどの様な形になりますか？</p>	②	<p>区役所、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）、在宅医療連携拠点等において多職種連携の推進に取り組んでいます。</p> <p>医師を含めた多職種による連絡会等を通じて、顔の見える関係づくりが構築されるよう、連携強化に取り組んでいきます。</p>
<p>施策の中にあります、「脳血管疾患ケアサポートガイド」は他にはない横浜市独特なものと思います。こちらはもう既に完成されているのでしょうか？それともこれから内容共々企画されていくのでしょうか？</p>	②	<p>「脳血管疾患ケアサポートガイド」は、区役所、地域包括支援センター、一部病院・介護老人保健施設で、支援対象者にお渡ししています。</p> <p>また、横浜市のホームページから、入手することができます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

### 3 II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>一昨年、地域ケアプラザ所長会でケアプラザ実態調査を実施し市に要望書を提出している。川崎市等の他都市に比べ、包括の夜間相談の負担や加配が3職種でなければいけない等の処遇改善を求めたので、その対応と思われる。現実として包括は土日祝とやっていて今でも欠員は多い。給料だけでなく処遇の部分でも大変さがある。</p>	②	<p>職員の安定的な配置を通じて市民サービスの質の向上等を図るため、処遇改善等の検討を進めていきます。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>●意見がある箇所 21ページ 「高齢者虐待防止」の「市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発」 ●意見の内容 家族による高齢者の虐待が、介護をする家族のお金や体力等の負担が大きい場合や、家族が介護しようとしても高齢者が何らかの理由で反発している場合は、虐待をやめようと啓発しても虐待が発生すると思います。介護の負担を減らす制度を、横浜市から市民にわかりやすく伝えるようにしてください。</p>	②	<p>広報よこはま人権特集号などを通じて、介護者の負担軽減について発信しています。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>【P20地域ケアプラザの質の向上】 ○研修の充実とあるが、拡充とあるのは、新たなもの、職種別などを行うのか。 ○処遇改善等の検討とあるがどのような内容か。「職員の定着に向けて処遇改善等の検討を進めます」の記載は7期には無かったので、新たに検討するということか。 ○指定管理料の人件費が上がるということか。</p>	②	<p>8期計画では、地域ケアプラザ職員の処遇改善に関する検討を行い、職員の安定的な配置を通じた市民サービスの質の担保及び向上を図っていきます。 なお、研修については、当日の講義を記録し、後日オンラインによる研修参加の機会を設けるほか、年度途中に入職した職員向けの研修の実施を新たに検討しています。</p>
<p>地域ケア会議の区レベルで認知症について取り扱ってほしい。神奈川区では医師会と話す機会がない。青葉区ではあった。オフィシャルな形で顔の見える関係を作ってほしい。医者と事業所が直接協議するのは現状ハードルが高い。 ご利用者様の投薬内容についても、事業所側から医師へ言いづらいケースがある。 情報のやりとりがスムーズに出来るとよい。</p>	②	<p>横浜市の地域ケア会議では、主に独居高齢者、認知症への支援に関する検討等が行われています。 認知症支援については、認知症の普及啓発の推進や、認知症の高齢者の見守り体制の構築などが話し合われています。地域関係者や関係機関と連携しながら、さらなる推進を図っていきます。 いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>日常生活圏域の範囲はいつの話なのか</p>	③	<p>日常生活圏域は、事業計画上3か年の圏域として概ね中学校区（人口規模2～3万人程度）を目安とし、地域ケアプラザ区域を基本としつつ、各区の経緯や実情を踏まえて設定しています。</p>
<p>私が包括ケア計画素案をよまさせていただきましたところ、高齢のちの生活がメインの様に見受けられました。しかし、その家庭には同居する家族もおります。特に、引きこもり問題をかかえる家族はとくにシビアなのが現実です。引きこもりの8050問題はシビアです。中には一家心中を試みるほど追い詰められる事もあります。横浜はもっとその問題の解決を図ってほしいです。</p>	③	<p>ひきこもりの8050問題は、重要な課題であると考えています。 取組を検討していく中で、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他



### 3 II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

ご意見	対応方針	回答
共働き世帯の増加で、子の食生活への関心が薄れているのでは。	③	親も子ども健康的な生活習慣を身につけるためには、子どもごころからの切れ目のない取組が重要と考えます。規則正しい食生活について、両親教室や乳幼児健診、地域における子育て支援の場での講話や資料配布を通して普及啓発するとともに、「働き・子育て世代」の生活習慣の改善を図るために、特定健診等の受診勧奨、疾病の重症化予防事業、健康経営の推進等を通じて、よい食生活や運動習慣の定着等の健康づくりの普及啓発に取り組んでいます。計画の推進に向けて、着実に事業を実施していきます。
補聴器自分で買うと高いので横浜市で補助していただくとありがたいです。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
共生型サービスの着工や目安はあるのか	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
認知症を防ぐためにも補聴器の補助制度を創設してください。年をとって耳からの情報が入らないことや視力の衰えなど認知症を進めます。耳と目からの情報を入れるため、私は早めに白内障の手術をし、もともと耳が遠いので、制度を待たないで補聴器も買いました。補聴器購入の補助を実現してください。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
補聴器の補助を特に切望いたします。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
小規模多機能がうまく利用できないケースもある。通いは一杯で週1しか通えない、ヘルパー10分では意味がない。人員不足で泊りもできない。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
面倒見がよい小規模多機能もある。(寂しい人で)うまくいったケースもある。	④	計画の推進に向けて、着実に事業を実施していきます。
補聴器自分で買うと高いので横浜市で補助していただくとありがたいです。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
<p>●意見がある箇所 17ページ「24時間対応可能な地域密着型サービスの推進」</p> <p>●意見の内容 「小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護」を良いと思いましたが、利用者本人、利用者の身内、看護者の声を知りません。今後、市民が、利用者本人、利用者の身内、看護者の声を知りやすくしてください。声を知ること、小規模多機能型居宅介護等が良いかを判断していけると思います。</p>	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
予防の普及啓発の対象者は、高齢者と考えているのか？地域の集まりに出てくる人の多くは健康なので、40代からの予防の取組が重要ではないか？	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他

### 3 II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

ご意見	対応方針	回答
在宅では心不全で亡くなる方が圧倒的に多い。心不全（高血圧）に対する教育が必要で、心不全への取組は？	④	脳血管疾患は予後予測が難しく、自宅に戻るまでの流れや状況のイメージがしにくいことから、退院後に受けられる医療やサービスの説明を目的として脳血管疾患ケアサポートガイドを発行しました。心不全に対する取り組みにつきましては、今後の参考にさせていただきます。
利用者の数からすれば、心不全の方が圧倒的に多い。不整脈、高血圧があって、脳血管疾患を発症する。日常生活をどう過ごしていくか、予防の段階が重要。市民啓発としてはそこを伝えることが大切ではないか。	④	生活習慣病の早期発見と、自らの健康状態を自覚し、適切な生活習慣の改善方法を選択できるよう、特定健診等の受診勧奨、疾病の重症化予防事業、健康経営の推進等を通じてよい食生活や運動習慣の定着等健康づくりの普及啓発に取り組んでいます。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
指導しても病院に行かない人は行かない。高血圧で3年連続指摘を受けても受診しない人もいる。30代で糖尿病で神経症状が出ている人の受診しない理由は、インシュリンを打つようになるとお金がかかる、仕事にも差し支える（ので受診したくない）。	④	糖尿病の予防や合併症に対する正しい知識を普及啓発することは、すべての年代に対して切れ目なく行うことが必要と考えています。現在、特定健診等の受診勧奨、疾病の重症化予防事業等を通じて普及啓発に取り組んでいます。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
事業所として責任をもって受診させるよう指示することが必要。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
大きな企業は産業医がいる。小さな事業所をまとめて産業医がみるというシステム体制ができるとうい。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
ヘルパー事業所の中には健康診断さえやっていないところもある。あるいは健診をやればOKで、結果のチェックはしていないところもある。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
メンタル医が（事業所ごとに）対応してくれるシステムもあるとうい。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
生活習慣病予防を学校に教育として入れることも必要。健康、死に対する教育が少ない。10代のうちに知識をつけたり、食生活を学ぶことができるとよい。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
タバコの害について教育を学校で受けた子が、親に伝えて禁煙につながることもあった。	④	タバコの害について正しい知識を普及啓発することは、すべての年代に対して切れ目なく行うことが必要と考えています。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
糖尿病の研修で、失明した人の実体験を聞き、伝わるものがあつた。脅すわけではないが、怖さをきちんと伝えられればよい。	④	糖尿病の予防や合併症に対する正しい知識を普及啓発することは、すべての年代に対して切れ目なく行うことが必要と考えています。現在、特定健診等の受診勧奨、疾病の重症化予防事業等を通じて普及啓発に取り組んでいます。いただいた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

#### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他

### 3 II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

ご意見	対応方針	回答
知的障害者の生活習慣病の課題が多い。親への教育が大切。大きくなってから食事指導しても食生活は変えられない。	④	令和3年度から8年度までを計画期間とする第4期横浜市障害者プランでは、障害者の生活習慣病予防を重要と考えており、障害者団体等とも協力しながら健康増進計画と連動させて検討・推進します。 横浜市の健康増進計画「第2期健康横浜21」においても、家庭環境や教育環境が乳幼児を含めた子どもの生活習慣に大きな影響を与えていると考えています。健康に良い行動を定着させるため「3食しっかり食べる」ことを行動目標とし、規則正しい食生活について、両親教室や乳幼児健診、地域における子育て支援の場での講話や資料配布を通して普及啓発を行っています。いただいた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
小学生の時に障害児と一緒に過ごした体験が、後（の理解）にいきる。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
精神障害者のことも同じ。退院して地域に帰るが、地域で理解されず、変な人と扱いを受ける。垣根をとるのが難しい。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
町内会に参加しない、地域からもれている人が多いのではないかと、そこを拾っていくのが専門職の役割とも感じる。	④	専門職の役割として、地域から孤立しないよう、地域の関係団体と連携しながら高齢者を見守る体制の構築に向けて取り組んでまいります。
地域と孤立している、いつからこの状態なのかという状態の人がいる。	④	地域の中で住民同士がつながるために、各区地域福祉保健計画、地区別計画の推進支援等を通じて、地域の状況に合わせた取組を進めていきます。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
戸建てよりも、アパートの1室、集合住宅は周りから隔離されやすい。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
新聞があふれて、周囲からの苦情でようやく発見された人がいる。	④	新聞販売店等日常業務で地域に密着したサービスを提供する関係事業者と協力を依頼し、訪問時に異変を感じた場合に区役所等にご連絡いただくなどの連携による見守りを進めていきます。
自治会長をやっていたようなプライドの高い人がやっかい。人には頼みたくない。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
認知症にしても初期段階でないと介入が困難。一人暮らしになった時に把握するなど、民生委員だけに任せるのは難しいのではないかと。仕組みが必要。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
団地でお弁当を配達していて、高齢者の異常を把握しているところもある。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
多職種連携会議に消防にも入ってもらっている。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
警察官をリタイアした人の活用もできるとよいのではないかと。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他

### 3 II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

ご意見	対応方針	回答
高齢者が詐欺にひっかかるのも寂しいことが原因。（話を聞いてしまう）	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
人と人とのつながりが必要。	④	地域の中で住民同士がつなげるために、各区地域福祉保健計画、地区別計画の推進支援等を通じて、地域の状況に合わせた取組を進めていきます。 いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
オーラルフレイルの体操もあるが、日常的に会話ができれば解決できる。	④	地域の中で住民同士がつなげるために、各区地域福祉保健計画、地区別計画の推進支援等を通じて、地域の状況に合わせた取組を進めていきます。 いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
<p>●意見がある箇所 18ページ「在宅医療に関わる人材の確保・育成」</p> <p>●意見の内容 在宅医療に関わる人たちが、低賃金で働くことがなく、趣味に使う時間や、恋人を探す時間、出産、育児をする時間を確保できるように育成してください。 低賃金で勤務時間が長いと、仕事にやりがいを感じても、退職する人が増えたり、過労で体調を悪くする人が出てくると思います。育成した人の勤務期間が長くなるようにしてほしいです。</p>	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
<p>●意見がある箇所 18ページ「在宅医療に関わる人材の確保・育成」</p> <p>●意見の内容 育成時に、外国人への偏見や差別意識がないかを確認してほしいです。外国人の職員と一緒に働くことがあったり、在宅医療で対応することになる高齢者やその家族が、外国にルーツがある人かもしれないからです。</p>	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
素案の22ページ。(4) 介護者に対する支援で、介護者のつどいとありますが、ダブルケアや介護離職の課題は、当事者が課題を感じづらい特徴があったり、既存の相談機関には繋がりにくい特徴があると思います。積極的なアウトリーチと企業や労働部局との連携を作る施策が必要だと思います。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
P20地域ケアプラザの機能強化について、職員の定着にむけての処遇改善とあるが、職員が定着していないというエビデンスがあるのか。	④	地域ケアプラザ職員のうち、特に確保が困難とされる包括職員については、令和2年4月1日時点で、38人(充足率92.6%)の欠員が生じています。そのため、本市では職員の安定的な配置を通じた市民サービスの質の向上等を図るため、処遇改善等の検討を進めます。
地域ケアプラザで全てを担う様な印象を受ける。それぞれのケアプラザでは取り組み方の姿勢の差があり地域格差が生まれることが懸念される。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
地域包括センターの充実を！	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

### 3 II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>この度、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の素案を拝見いたしました。</p> <p>2025年、2040年に向けて様々な施策が盛り込まれており、私自身も恩返しをするべく活動に尽力したいと士気を高めております。</p> <p>一方で気になることがあります。</p> <p>横浜市は総合事業を具体的にどのように展開されているのでしょうか。</p> <p>私が知る限りでは訪問、通所サービスの展開がまだ不十分であると感じております。</p> <p>関係者からは住民主体で展開される訪問サービスB、通所サービスBに関しては、横浜市は立ち遅れていると伺っております。</p> <p>また、専門職が実施するサービスCについても実施されていることを周知しておりません。</p> <p>この度の第8期計画案の中にも、総合事業の推進の文言、また訪問、通所サービス開設の具体的な目標数の設定がございません。</p> <p>今までは元気づくりステーション事業においては年毎に具体的な何ヶ所開設することと目標値を示されていますが、総合事業に関して目標値を示されていないのは何故でしょうか。</p> <p>来年の介護報酬改定、再来年の診療報酬改定、また2024年の診療・介護報酬同時改定と、少子高齢化、生産年齢人口の減少、後期高齢者世代の増加を見据えて、保険適応者を減らしていく方向で展開されるのは否めず、いかに地域で疾患や障害を持たれた方々も可能な限り在宅で人生の最期を迎えていただくための体制を整えていく、その一つの施策が総合事業と考えます。総合事業は横浜だけではなく、様々な行政もまだ展開が不十分なところがあると思われませんが、2025年を迎える前の第8期が、いかに総合事業を推進し持続可能な体制を整えるために最も力を入れていかなくてはいけない期と感じております。</p> <p>また、今年は新型コロナウイルス問題で外出自粛が余儀なくされ、虚弱高齢者の増加、疾患保有者の重度化も叫ばれております。</p> <p>これらを踏まえて、今何に力を入れることが必要かを是非とも第8期計画に盛り込んでいただけますことを願っております。</p> <p>微々たる力ではございますが、横浜の地域包括ケアシステムの構築・推進に向けて尽力致します。</p>	<p>④</p>	<p>本市における主な総合事業の実施状況は次のとおりです。</p> <p>&lt;訪問型サービス&gt;</p> <p>①旧介護予防訪問介護に相当するサービス提供事業所数：695事業所（R2.11.1現在）</p> <p>②訪問型サービスA事業所数：280事業所（R2.11.1現在）</p> <p>③訪問型サービスB（住民主体による支援）交付決定数：5か所（R2.10.1現在）</p> <p>&lt;通所型サービス&gt;</p> <p>①旧介護予防通所介護に相当するサービス提供事業所数：764事業所（R2.11.1現在）</p> <p>②通所型サービスB（住民主体による支援）交付決定数：49か所（R2.10.1現在）</p> <p>&lt;その他生活支援サービス&gt;</p> <p>①横浜市配食支援サービス交付決定数：9か所（R2.10.1現在）</p> <p>②横浜市見守り支援交付決定数：6か所（R2.10.1現在）</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>障害をもっている子どもを80代の親が面倒をみている。子どもと一緒に入所できる場所があるといい。</p>	<p>④</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>「地域ケアプラザの給料の増額と人数を増やして欲しい」</p> <p>20ページにある地域ケアプラザと連携し、助けてご助力いただきましたが人数が足りてないためにとっても大変そうでしたし、お話できない時もありました。</p> <p>是非、地域ケアプラザの職員の方のお給料を労力に見合ったものとして増やし、人数も増やし、いっそうの福祉の充実を願います。</p>	<p>④</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの ④ 今後の参考とさせていただきますもの ⑤ その他



### 3 II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>P20地域ケアプラザの強化（質の向上）            ○職員の定着に向けて処遇改善等の検討を進めます。            この部分ですが、委託料の人件費の考え方を改めていただきたい。</p> <p>主旨：包括の職員に欠員が生じた場合、欠員分の人件費は返還することになっていますが、欠員が生じたからといって相談を断ることはありません。超過勤務を行っても対応しているのが現状です。</p> <p>実際に包括として執行した人件費が委託料を上回っていれば、欠員等に関係なく返還しなくてよい運用に変えていただきたい。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>説明：一連の地域包括人的支援活動は支援者が被支援者の要望に応じて活動できることが前提で成り立つ。</p> <p>課題：被支援者が高齢化するだけでなく、支援側も高齢化により一連の活動が先細りになり社会的な損失の増大を招く。</p> <p>対策：一連の地域包括人的支援活動を継続させるためには、一部を電子化し支援者の活動を軽減し補完すると共に新たなソフト・ハードが混在したシステムを開発・商品化により、実現できる。</p> <p>具体策：被支援者の生活状況を最低限の事故防止に限定して必要な支援者に視覚的通報し、最終的に未然に防止できる低価格システム開発を実施する。※現時点で実証実験中、名称：地域包括人的見守り支援機器『向こう三軒両隣』</p> <p>結果：一連の地域包括人的支援活動の継続を可能にし、社会的な損失を軽減できるだけでなく、支援者の経済的基盤を確立、継続でき、その結果、働き甲斐をもたらし、総合俯瞰的に正のスパイラルをもたらす。</p> <p>方法：行政やその地域高齢者支援窓口、民間企業がまずは最低限の情報による連携すれば実現できる。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>実際にケアすると、医療、介護、税金、市区町村サポート、家計、相続など解決しなければならない課題が多岐にわたることを実感しています。介護はケアマネージャー、医療はかかりつけ医、市区町村は各自治体などなど、各課題をケアする自分達が手続きをすることになります。しかし、自分達の知識不足もあり、勉強しつつ、人づてに聞いたりしながら、いろいろな手続きをしている現状です。もしこれらすべてを総合的網羅的に、ファイナンシャルプランナーのようなアドバイスしてくれるコントローラー（仮称シルバープランナー）のような方がいればとても安心できると思っております。介護、医療、税金、相続、パーソナルファイナンシャルなど一気通貫で支援アドバイスしていただける仕組みの構築をお願いします。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

### 3 II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>●意見がある箇所 21ページ「高齢者虐待防止」の「施設等において、利用者一人ひとりの人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や実地指導等の機会を捉え、適切な運営指導を行います。」</p> <p>●意見の内容 施設で虐待が起きる理由に、低賃金、長時間労働、人員不足、経営者や上司の対応といった労働環境が関わっている場合は、施設の経営者や管理職に講習や指導をしても虐待が防止できないと思います。施設で働く職員が、労働環境の問題を電話やSNSで素早く相談できるようにしてほしいです。</p> <p>横浜市ではないですが、厚木市で障害者施設を運営する法人では、虐待疑いの情報が出た後に「職員が事実とは異なる情報を外部に通報し、許可なく園内の写真を提供したのであれば極めて遺憾であり、懲戒処分の対象にもなりうると考えている」といった通知を職員に出していたと報道されました。</p> <p>過去に厚木市は、その法人が運営する施設で虐待があったと認定したことがあります。そのため、虐待疑いがあることを外部に伝えることは問題だと思います。施設側は職員や自治体に、入所者への対応をきちんと説明し、手続きが必要ななら手続きを実施して、虐待防止に努めていくことが重要です。横浜市内で、施設の経営者や管理職がきちんと情報を職員や横浜市に開示しない時に、現場の職員が横浜市に声を上げやすくなるように、横浜市として実施できることを進めてください。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>21P（高齢者の権利擁護） 「成年後見制度等の利用促進」の事業内容における1つ目の項目について</p> <p>私は、成年後見制度等の利用促進のために、成年後見推進センター職員に家庭裁判所で成年後見制度の実務についての研修を受けさせたり、可能であれば成年後見推進センターに家庭裁判所の職員の派遣を依頼したりするべきだと考える。この項目では、市の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた上で、よこはま成年後見推進センターを中心に制度の普及・啓発を進めると述べられている。しかしながら、実際に成年後見制度を利用する際にその手続きの中心となる機関は家庭裁判所である。例えば、法定後見制度においては、その開始の審判の申立て（民法838条2項）のみならず、成年後見人・補佐人・補助人（以下後見人等とよぶ）の選任（民法843条）や後見監督人の選任（民法849条）、その報酬額の決定（民法862条）も家庭裁判所によるほか、後見人等の定期報告も家庭裁判所に行うことを定められている。また、後見人等の辞任についても家庭裁判所の許可が必要である（民法844条）。任意後見制度においても、任意後見監督人の選任は家庭裁判所が行い（任意後見契約法4条）、それによってはじめて制度が開始される。任意後見監督人選任後に任意後見契約を解除するには、家庭裁判所の許可が必要となる（任意後見契約法9条）。また、どちらの制度においても、家庭裁判所は必要と判断する場合において、事務に関する報告を求め、調査を命じ、その他必要な処分を命ずることができる（民法863条、任意後見契約法7条3項）。以上のように、成年後見制度においては家庭裁判所がその運用の中心的役割を果たしており、高齢者の方が制度を利用するには頻りに家庭裁判所を活用することになる。しかしながら、これまで裁判所を実際に利用したことがないという人も多く、一般の人々には敷居が高いというのも事実である。実際に家庭裁判所でどのような手続きを行うか、そのために必要な準備とは何か、裁判所とはどのような所であるかなどについて正確に知ってもらうためにも、よこはま成年後見推進センターのみならず、家庭裁判所に協力を要請することにより、制度の普及・啓発に取り組むべきである。</p>	④	<p>「よこはま成年後見推進センター」は法人後見として、成年後見制度の手続き等の実務も担っています。</p> <p>こうした日頃の対象者の支援や専門的知識の蓄積を生かし、今後も家庭裁判所と連携して、「よこはま成年後見推進センター」の支援機能と裁判所の機能をつなぐ役割を發揮していきます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他

### 3 II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>【P23ケアマネジメントスキルの向上】 ○医療的知識の習得とある。特養でも在宅酸素や胃ろうなど医療的要素のある方をなるべく受け入れられるように努力している。ケアマネが、在宅酸素をしている要介護者に特養は無理と案内している例を聞いた。そういった医療的知識も得てほしい。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>P20（1）地域ケアプラザの機能強化「職員の定着に向けて処遇改善等」地域ケアプラザの開館時間だけでなく、地域包括支援センターなど委託費についても改善をお願いしたい。委託部門については大幅な赤字となっており、デイサービス等の介護保険部門から補填している状況です。また施設使用相当額をお支払いしている中、デイルーム等で必要な修繕や改修が生じた場合は、その費用について横浜市からの補填をお願いしたい。</p>	④	<p>8期計画では、地域ケアプラザ業務の見直しをはじめとした様々な処遇改善に関する検討を行い、職員の安定的な配置を通じた市民サービスの質の担保及び向上を図っていきたく考えています。 また、通所介護部分を含め、修繕や改修については、必要に応じて適切に対応していきます。</p>
<p>21P（高齢者の権利擁護） 「成年後見制度等の利用促進」の事業内容における2つ目の項目について この項目では、権利擁護にかかわる相談のほか、弁護士による専門相談を行うとある。これに加えて、司法書士や社会福祉士、社会福祉協議会や公益社団法人、司法書士会、弁護士会などといった個人や団体と高齢者等の相談機会も設けるべきだと思う。高齢者等からの相談内容に応じて、必要であれば市役所の職員が上記の専門家を紹介し、成年後見制度の内容や利用実態、問題点、後見人がどのような職務を行うか等について、実際に後見人となり得る専門家本人から説明がなされるのが望ましい。近年では親兄弟や配偶者といった親族よりも、親族以外の第三者が後見人等に選任される場合が増えており、中でも司法書士や社会福祉士、税理士といった専門家や、社会福祉協議会をはじめとした団体が後見人等となる割合が大きい（厚生労働省平成29年度障害者総合福祉推進事業成年後見制度の利用実態把握及び法人後見の活用に関する研究11頁）。一方で、普段このような専門家や団体とは一切関わりを持たない高齢者も一定数いるものだと考えられる。そのため、こういった専門家との相談機会を設置し、コミュニケーションを通じて成年後見制度や後見人等に対する心理的な抵抗感を幾分和らげることで、より制度の利用促進につなげていけるのではないかと考える。</p>	④	<p>成年後見制度の利用促進にあたっては、弁護士による専門相談の他、成年後見制度の必要性の判断や支援方針を決定するための助言を行う法律・福祉の専門職を本人や親族を含む支援チームに派遣して、各専門職の特性に応じた支援を行っています。 こうした取組も制度の利用促進につなげていきます。 いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>要介護の母を在宅介護しております。その中で、私は月一回のケアマネージャー訪問が苦痛です。なぜなら、毎月一回、平日の訪問日を作らないといけない（仕事の調整が必要）からです。下記は一例ですが、まずケアマネージャーに一般企業に勤務する人間の大変さを理解して介護離職に追い込むことを止めて頂きたい。簡単に「仕事を休んで」と言われる。現在の景気を考慮したりしないのか疑問です。毎月休みを取ることに加えて、度々休む人間はリストラの第一候補になると思われますが、簡単に休めない事についてお伝えしても理解されない。また、女性には簡単に仕事を休めと言いますが、男性の兄に対しては「簡単に休むわけにはいかないですよ」とケアマネージャーに言われました。男女差別が甚だしいです。素案を読み・動画を視聴いたしましたが、絵空事にならないように人員教育をお願い致します。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他



### 3 II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>第8期計画素案の6ページ「第7期計画の評価」にボランティア活動参加者の達成値が目標値に達していないことが報告されているが、これも上記の福祉法人が地域ケアプラザの指定管理者である限り、目標値に達しないことを当然のことと考える。なぜならば、下記に例に挙げた2法人の広報を比較すれば明白であるように、「活動の事前通知・参加募集」を行っている法人と、「広報さえしない」法人があるからである。</p> <p>万騎が原地域ケアプラザ  <a href="http://makigahara-cp.jp/kouhousi.html">http://makigahara-cp.jp/kouhousi.html</a>            横浜市社会福祉協議会二ツ橋第二地域ケアプラザ  <a href="http://www.yokohamashakyo.jp/futatsubashi2/fureai.html">http://www.yokohamashakyo.jp/futatsubashi2/fureai.html</a></p> <p>第8期計画素案の目標とする、【土】の養成のために、広く地域住民がボランティア活動に参加したり地域参加を行ってゆくためにも、各地域ケアプラザの広報紙の役割は重要である。</p>	⑤	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>【受け皿】で示される本人や介護家族について、2019年秋に配布された「エンディングノート」「もしも手帳」でも、ただ、地域ケアプラザの窓口で配布のみを行う法人と、行政書士や司法書士法人を講師に招聘し「後見制度」と「任意後見制度」の違いから説明をはじめ、その中で「エンディングノート」「もしも手帳」の役割を説明している法人に明白に分かれた。どちらの配布物も市民税を原資に作成されているものであることから、地域ケアプラザを運営する指定管理者の差によって、市民の受け取れる情報にこのような差が生じていることは非常に残念なことに思えた。</p>	⑤	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>地域包括計画を拝見し、新規と拡充と目立ち重点が分かり易かったです。自身はポジティブエイジングを目指しています。全ての活動がケアプラザと連携していますので鶴見西口にケアプラザがあったらと希望します。町会の高齢者は駅を挟んで東口までは行きません。近くにあると良いねと高齢者の会で話題になります。今後は人口減少とされていますが、高齢者は増え続けます。超高齢社会を迎えるにあたり、地域で安心して住める環境づくりの為に近く、気軽に相談できる場を是非お願い致します。</p>	⑤	<p>地域ケアプラザは中学校区程度に1館、全市で146館を目標として整備を進めています。</p> <p>今回ご要望をいただいた鶴見区では、計画数9館全ての整備が完了している一方、整備が完了していない区も残っています。</p> <p>このため、現在はこの計画上の整備に専念しています。なお、相談については、電話のほか、地域ケアプラザまで来られない方のために、必要に応じて訪問相談も行っておりますので、自分自身や家族のことで不安なことがあればご相談ください。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

### 3 II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>2019年度、横浜市が横浜市社会福祉協議会に地域ケアプラザの運営費として支払う予算は約14億と記載されている。2014年の外部会計監査で「違法性が疑われる」とまでの意見が出されているなかで、予算はさらに3億円増加し、かつ、上記のとおり、市民へのサービスの内容は向上していない。第8期計画のパブリックコメントが提出される介護保険運営協議会にも横浜市の職員O.G.が理事長を務める横浜市社会福祉協議会から委員が参加している。一市民としては、自分事である本計画の有効で実りある計画の実施を願ってやまない。が、退職する横浜市職員の「ポジティブ・エイジング」のための「ヨコハマプロボノ事業」なの？と皮肉な思いも浮かぶ。「公共善の為」を謳うのならば、横浜市と市外郭団体との適正な距離の維持は、市民の信頼を得るために不可欠なことと考える。</p>	⑤	<p>外郭団体が、社会的な課題を踏まえた運営を行うことができるよう、引き続き適切な関係性を維持していきます。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>事業所の健診にくっつけて啓発するのが一番効果的ではないか</p>	⑤	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>自分が健康だと思っている人は、自らは探して見ない。</p>	⑤	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>自分の健診データが引っかかってから、初めて意識する。</p>	⑤	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>免許の更新のように、啓発ビデオを見ることを義務付けることもよいのでは。</p>	⑤	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>学校教育にもう少し医療のことが入っていくとよい。</p>	⑤	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

### 3 II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>第8期計画では「専門職による一体的なサービスの提供」をうたっており、実際に【葉】に相当するサービス提供事業所の中には区の医師会の運営する団体などもあり、専門的な見地からの利用者及び利用者家族への提言は貴重な内容であり、かつ、地域連携にも大きな役割を果たしていると、一利用者家族の立場の経験から感謝している。しかしながら、ここでも【葉】につなぐ【茎】に相当する上記福祉法人の専門性に疑義をもち、第8期計画の実施にあたっての阻害要因になると考える。</p> <p>「専門性」とは学問上の資格のみを指すのではなく、「経験」に負うところが大きいと考えるからである。【茎】がつまっているために【葉】栄養が全体に回らず、【葉】も【茎】によって疲労し、枯れてしまい一体性を破壊している。</p> <p>前記両福祉法人のうち、横浜市社会福祉協議会は実際のサービスを提供する施設や事業所を持たず、結果、地域ケアプラザに配置されている職員のうち、まったくの未経験者の社会福祉士が配置されるケースをみた。保健師/看護師も地域ケアプラザに配置されて初めてケアプランを作成する者が大部分であり、結果、この2職種とも利用者のニーズと介護保険で定められたポイントの調整を現場で初めて経験することとなり、書類仕事に時間を取られるため利用者の声を聞くことにはおろそかになる。</p> <p>これは、他方の横浜市福祉サービス協会が、同協会の運営する別な施設でヘルパーとして働き始めたスタッフを社会福祉士やケアマネージャーに育てている【水】の働きを兼ねていることに比べると経験による「専門性」に疑義を持たれてもしかたのない状況であると考え。</p> <p>また、上記の旭区実施のスタンブラリーで回ったある法人は、その他の介護施設や病院の運営も行っている法人であり、地域ケアプラザに配置する社会福祉士、保健師/看護師はそれらの施設で経験を積み、その期間にケアマネージャーの資格をとった者に限定されていた。これは介護保険料からケアプラン作成に対する報酬が支払われることからみても、介護保険料を納めている者として納得がいく運営であると考えた。</p> <p>第8期計画の有効性のある実現、また、将来のために専門性を持った人材を育成してゆくためにも、地域ケアプラザの運営を市が委託する指定管理事業者に横浜市社会福祉協議会を選任し続けることは、長期において市にとって不利益であり、市民に対する行政サービスの低下につながると考える。</p>	<p>⑤</p>	<p>地域ケアプラザの指定管理者の選定は、公平性・透明性を確保する観点から、外部委員によって構成する選定委員会を実施しています。</p> <p>引き続き、選定委員会において多角的な視点で評価を行うことで、応募者の中から最適な指定管理者を選定していきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

### 3 II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>横浜型地域包括ケアシステムのイメージを植木鉢に植わったバラに例えた説明はわかりやすく、また、理念において素晴らしいものと考えます。</p> <p>しかしながら、現状において【3つの葉と茎】の「専門職による一体的なサービスの提供」の【茎】の部分に相当する地域ケアプラザの運営団体の選定に問題があると考えており、この理念実現の疎外要因になるという観点からの意見を提出します。</p> <p>2020年12月現在、横浜市に存在する地域ケアプラザは140施設（特養内に設置されている地域包括支援センターを含めると142施設）ある。</p> <p>その運営を行う指定管理事業者には偏りがあり、下記の2福祉法人で全体の四分の一の地域包括支援センターを運営している。</p> <p>社会福祉法人横浜市社会福祉協議会17か所12% 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会20か所13%</p> <p>2019年2月1日から3月8日に旭区が実施した「スタンブラリー大会」を利用して区内13か所の地域ケアプラザ（法人数で10）を回り同じ質問を行った。</p> <p>①職員の定期異動はあるか： ある4か所 ない6か所</p> <p>②異動する本人への事前通知は何日前であるか： a.10日（実働日は5日ほど） b.3～2か月前</p> <p>③①で「ない」と回答した法人は、退職の際の事前通知の定めはあるか： ある6か所</p> <p>④その期間はどのくらい前か：1か月前 この6か所の法人全部で『1か月前に通知して退職すると現場が混乱することが分かっている職員が大部分であり、ほとんどの場合自己都合による退職の願いは3か月から2か月前に提出されることが多い。』との回答があった。</p> <p>実際に2月11日時点で、3月末で退職する職員がいる法人では、新旧の職員が揃って利用者を個別訪問している例をみた。</p> <p>上記2法人は定期異動があり、かつ、異動の命令は10日ほど前に受けると回答している。</p> <p>結果、利用者との契約書に定められている担当者異動の連絡は電話連絡のみになっている。</p> <p>両法人共に「ひきつぎは充分に行っており、利用者には不利益は出ていないと考える」と説明するが、「充分」の根拠は示せず、定期異動に3～2か月をかける法人と比べてその内容、また、④の現場の状況から考えると「利用者には不利益が出ていない」とは考えにくい。</p> <p>第8期計画の実施に当たっても【茎】となる部分をこの2法人が担うことで、計画全体の実行の阻害要因となることを懸念する。また、地域包括支援センターを居住地によって決められて、【植木鉢から移動できない】住民にとってサービスの内容に差が生じる蓋然性は高い。</p>	<p>⑤</p>	<p>地域ケアプラザの指定管理者の選定は、公平性・透明性を確保する観点から、外部委員によって構成する選定委員会を実施しています。引き続き、選定委員会において多角的な視点で評価を行うことで、応募者の中から最適な指定管理者を選定していきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

#### 4 Ⅲニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

ご意見	対応方針	回答
施設整備について9%をキープするとのことだが、分母はなにか。	①	施設整備量の考え方を原案に記載しました。
<p>【P24特養の整備】</p> <p>○新規450、ショートステイの本入所転換150、合わせて600とあるが、特養整備をさらに進めていく方針なのか。どのように整備数を出したのか。</p> <p>○本入所待機期間の目標は達成したのではないか。待機期間の目標はどうなるのか。特養の現場感覚では、入所しやすくなったと感じる。600床整備必要か。</p> <p>○泉区など、用地が多いところに特養が作られる。すでに要介護3でも入れる状態だ。最期まで在宅で暮らすことを目指すのと、バランスはどう考えるのか。</p> <p>○最期まで自宅で暮らせることが横浜市を目指すところで、それができないときに施設に入所するのではないのか。その部分が明確にされていない。</p>	①	施設整備量の考え方を原案に記載しました。
介護保険料が高くなる一方で利用できるサービスが減り、特別養護老人ホームにも1年も待機させられている人もいます。	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。 また、入退所指針に基づき、必要な方ができるだけ早く入所できるよう取り組みます。
知人の娘さんが高齢のお母さんと同居してずっとお世話してきたのですが、最近では夜中もしゃべり続け、その娘さんは寝不足で困り老人ホームを探して問い合わせた所、入所に600万円余、月々60万円位と言われ、困り果てています。高齢者が増えていく時代もう少し低額で入れるホームをお願いして頂き度く又、ファックスさせて頂きます。よろしくお願ひ致します。特養老人ホームの増設等！！	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。
低所得者の住まいの確保を盛り込むこと。高齢者向け市営住宅の増設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（A型）、軽費老人ホーム（ケアハウス）の総利用者数を引き上げて増設すること。	②	現在、本市の市営住宅は一定規模の戸数が確保されていると認識していますが、市営住宅の入居者募集にあたり、高齢者世帯の当選率の優遇を行うとともに、入居時に収入基準を緩和するなど、困窮度の高い高齢者の入居を支援します。 養護老人ホームや軽費老人ホームは、現時点で定員に達しておらず、施設数はおおよそ充足していますので、増設は考えていません。
特別養護老人ホームは入所待ち期間を半年以内に短縮されるよう整備すること。	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの転換150人分を合わせ計600人分とし、入所が必要な方ができるだけ早く入所できるよう取り組む予定です。
夫は特養に入れず、介護老人保健センター施設に入所、年金生活で大変な負担です。	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。 また、入退所指針に基づき、必要な方ができるだけ早く入所できるよう取り組みます。

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他



#### 4 Ⅲニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

ご意見	対応方針	回答
特養ホーム増設して下さい。	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。
特養ホームはもっと増やしてほしい	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。
特別養護老人ホームが足りない。箱もの建設行政でも、福祉施設の建設に予算執行を。	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。
そもそも、特別養護老人ホーム自体が足りないのです。箱もの建設行政でも、福祉施設の建設に予算執行を。	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。
施設整備について ・特養整備、今、どのくらい必要なのか、これからどれだけ必要なのか ・老健などは、利用希望者を紹介してほしいという声も聞く ・作って、利用者がいないのではまずいのでは	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。 介護老人保健施設における入所及び短期入所の利用促進を図ります。
施設入所待ちを解消する、必要に見合った数、利用料の安い、身近に介護施設をつくってください	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。
2025年度をみすえて特養ホームの増床を是非して下さい。	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。
特養ホームの建設計画も進まない。市民の為にどうして使わないのか？	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。
特養を早く作って下さい。	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。

#### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

#### 4 Ⅲニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

ご意見	対応方針	回答
もっと特養ホームを！宜しくお願いします	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。
介護付き老人施設を！	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。
特養ホームの建設を！空き地の利用	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。
南区には、介護施設が少なすぎるので、特養ホーム、老健施設を早急につけて欲しいです。	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。 介護老人保健施設は、一定の整備水準に達していることから、第8期計画期間中においては新たな整備は行いません。
特老入所するハードルをさげて下さい。さげるために特老を増やしてください。	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。 また、入退所指針に基づき、必要な方ができるだけ早く入所できるよう取り組みます。
特養ホームをたくさん作ってほしい。	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。
低所得者でも、安心して入所出来る老人ホームを沢山作ってほしいです。人口は、ここ数年増えず、超高齢社会だと、解かっているのに、カジノとか大ホールとかありません。多くの市民は安心して自分らしく健やかに暮らせる横浜を望んでいます。	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。
安心して入所できる特養の建設をして下さい。今まで納税、納保険料で国民としての責任を果たしました。これからは国の責任を果たしてください。	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。 運営法人の選定にあたっては、質の高い個別ケア・介護人材確保・医療的ケアの取組・感染症対策などの取組を重視します。
特養ホームも、もっと増やしてほしいです。	②	特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

#### 4 Ⅲニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>特養ホーム建設をより多くしていただきたいものです。</p>	②	<p>特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。</p>
<p>【P25高齢者の賃貸住宅等への入居支援】 ○高齢者の賃貸住宅等への入居支援には新たな取り組みがあるのか。 ○セーフティネット住宅は従来の高優賃とは違うのか。</p>	②	<p>単身高齢者への「見守りサービス」に対する補助制度や高齢者等の住宅確保用配慮者の居住支援を充実させるための新たな制度について検討を進めます。 高優賃は、低所得の高齢者世帯を対象としているのに対し、セーフティネット住宅は、高齢者や障害者、子育て世帯等の幅広い住宅確保用配慮者を対象としています。 なお、両制度とも、所得に応じて家賃補助を行っています。</p>
<p>●意見がある箇所 24ページ「ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して」</p> <p>●意見の内容 多様化する高齢者の施設や住まいについて、どの施設だとどのぐらいの費用を利用者が払う場合があるのかを、高齢者以外の市民にも、広く伝えてほしいです。高齢になってから、費用を意識しても対応が難しい場合があると思うからです。 相談窓口は高齢者や身内の方に使用してもらい、高齢でない世代向けには、この資料を見れば大体の費用がわかるといった資料を作成したり、横浜市のサイトに費用を掲載してほしいです。</p>	③	<p>横浜市では、介護保険総合案内冊子「ハートページ」を作成し、様々な介護サービスの一般的な費用を掲載しています。冊子の内容はHPで公開しています。</p>
<p>●意見がある箇所 26ページ「施設・住まいの相談体制や情報提供の充実」</p> <p>●意見の内容 横浜市には事実婚や、横浜市のパートナーシップ宣誓制度を利用している方が住んでいます。  「施設・住まいの相談体制や情報提供の充実」を実施するときに、事実婚や、横浜市のパートナーシップ宣誓制度を利用している方が相談に来るかもしれないと考えて充実を進めてください。</p>	③	<p>多様なニーズに対応し、個々の状況に応じた「施設・住まい」の選択を可能とするため、福祉施策と住宅施策が連携し事業を実施します。</p>
<p>GHの整備が進まない。市街化調整区域での整備ができないからだと思う。</p>	④	<p>いただいた意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

#### 4 Ⅲニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>特養老人ホームを増やしてほしい。 要介護認定が3以下でも入所し易くなるようにしてほしい。</p>	④	<p>特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。 また、入退所指針に基づき、必要な方ができるだけ早く入所できるよう取り組みます。</p>
<p>施設整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特養は市長公約で600人/年とした</li> <li>・泉区で要介護3以上全員入ってもベッドが余るところもあれば、そうでない区もある</li> <li>・1年以内に施設内に入れるようにするとして、今では誰でも入れるようになった</li> <li>・待機者がかなり減ってきている</li> <li>・医療が必要な人が待機者に残っている</li> <li>・要介護3以上になって、1割負担から3割負担まで上がって、本来、特養を使いたいが使えない、利用控えが出てきている</li> <li>・自分の住んでいる区から離れた施設に入るケースは少ない</li> <li>・ショートステイの転換、早急に進めてもらいたい</li> <li>・現状あるものを十分に活かし、それでも足りなければ整備する</li> </ul>	④	<p>要介護認定者や認知症高齢者が増加し施設入所を必要とする方が増えるため、特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。 ショートステイの本入所転換は、各ショートステイの利用率や地域差に配慮して行います。</p>
<p>施設整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本当に人（利用者）がいらない</li> <li>・老健は有料老人ホームへ営業に行っていたが、コロナでそれもできない</li> <li>・介護者、利用者ともにいない</li> </ul>	④	<p>更に介護老人保健施設を積極的に活用してもらえよう「高齢者施設・住まいの相談センター」に働きかけます。 また、いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>私の田舎で当該者（老夫婦二人暮らし）から話を聞きました施設の入所待ちは5年、待っている間に命が切れてしまいますその方は、夫は認知症で清潔、不潔に関係ないふるまい、介護度3になったと言います夫人は足腰の具合が悪く対応しきれないでも施設は入所者いっぱい、ショートステイも利用者いっぱい施設料が高くてとても入れない「高い保険料払っているが、介護保険っていったいどうなっているんでしょう」とこぼしています夫人は、「愚痴をこぼせる人もいない、聞いてくれるだけでも気持ちが楽になる」と言って話してくれました 近所の方のお話を聞いています横浜市でも入所待ち11か月とか、近くに施設がない、施設に入った時には、いろいろの使用料、利用料が高い、結局、入所をあきらめたといいますそれは、すぐさま、対応する家族に大きな負担としてのしかかります母の介護を体験したこの方は、「私が年とったころにはもっとよくなっているかしら」と</p>	④	<p>特別養護老人ホームの整備については、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。 また、入退所指針に基づき、必要な方ができるだけ早く入所できるよう取り組みます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他

#### 4 Ⅲニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

ご意見	対応方針	回答
<p>特養ホーム、450+150では現状だけでも充足できないのではないですか。</p>	④	<p>いただいた意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>●意見の箇所 24ページ「ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して」</p> <p>●意見の内容 今は自宅ですごす人や、自宅ですごしたい人が多くても、今後はわかりません。 家族が亡くなって1人暮らしになったことがきっかけで施設に入りたいと思う方や、筋力が衰えたことがきっかけでなんらかの施設で暮らしたいと思う方が増えるかもしれません。</p> <p>「多様なニーズに対応できる施設・住まいなど、必要量に応じて整備・供給します。」とのことですが、必要量が増える可能性を考えて整備・供給の準備を進めてください。</p>	④	<p>いただいた意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>P24特養の整備について、150人分のショートステイの本入所転換とあるが、在宅のケアマネジャーとしてショートステイのベッド数が減ってしまうのはどうなのかとってしまう。横浜市としてショートステイを減らしてもいいという考えか。</p>	⑤	<p>市内ではショートステイの利用枠が十分に確保されています。 各ショートステイの利用率や地域差に配慮して転換を行います。</p>
<p>特別養護老人ホームの入居希望者がいないのに、まだ、年間600人分も整備するのか。</p>	⑤	<p>令和2年10月1日現在、市全体の入所待ち人数は6,262人です。</p>
<p>特別養護老人ホームを整備しても入る人がいない。</p>	⑤	<p>令和2年10月1日現在、市全体の入所待ち人数は6,262人です。</p>
<p>養護老人ホームを持っているが、空床が埋まらない。素案にはないが、養護老人ホームについては、どのように考えているのか。 養護老人ホームは市内で6か所と数が少ないので、住まいの相談センターでも案内が弱いのではないか。</p>	⑤	<p>養護老人ホームは、環境上及び経済的理由から在宅での生活が困難である方のための施設であり、入所にあたって区役所での決定が必要な措置施設です。そのため、住まいの相談センター等での情報提供は限定的なものになっていることについてご理解ください。</p>
<p>【P25生活援助員派遣事業】 生活援助員派遣事業について拡充とあるが、現在と同様の形で増えるのか。3か年のうち、どれくらいの時期を考えているか。</p>	⑤	<p>高齢化率が高く福祉的対応が必要な一般公営住宅への派遣を拡充します。拡充時期については今後検討していきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他



#### 4 Ⅲニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

ご意見	対応方針	回答
横浜市全体の養護老人ホームの空床が続く場合は、契約入所についても再度のご検討をお願いしたい。	⑤	高齢化の進展やDV被害の増加など、これからも措置入所のニーズが高まっていくものと考えられるため、契約入所については検討していません。
P26施設・住まいの相談体制や情報提供の充実「住まい・まちづくり相談センター住まいるイン」等での案内の際、養護老人ホームも選択肢の1つとして情報提供や区ケースワーカーとの調整を積極的にやって頂けるとありがたい。	⑤	養護老人ホームの入所決定は区役所で行うため健康福祉局では、各養護老人ホームの入所状況等を区役所と共有し、ソーシャルワーカーと連携して入所の調整を行っています。そのため、その他の案内窓口における情報提供は限定的なものとなっていることについてご理解をお願いします。

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 5 IV安心の介護を提供するために

ご意見	対応方針	回答
第7期の時も同じ意見を言った記憶があるが、ハード面やサービス拡充は具体的に出ているが、マンパワーが揃わないと意味がない。具体的な必要な人材の数の目標値が見えていないのはどうしてか。そこが連動していかないといけないという感想をもった。	①	現在、介護人材需給推計作業を行っています。必要とされる介護人材の数は本計画で記載する予定です。
施設人材と在宅人材の不足の割合をどのように考えているか。	①	現在、介護人材需給推計作業を行っています。必要とされる介護人材の数は本計画で記載する予定です。
介護人材の専門性の向上についての項目についての具体策は何か？	①	介護人材の専門性を高める研修等の取組を原案に内容を具体的に記載しました。計画の推進に向けて、着実に事業を実施します。
有効求人倍率は在宅系の介護事業所でも3倍なので、補助的なことや数字的なことなど、在宅の事業所のことも考えてほしい。	②	訪問介護員（ホームヘルパー）等の新たな人材の確保のため、資格取得支援を行います。
特養の職員が足りない。外国人を入れないとやっていけない。	②	新たな介護人材の確保は重要な課題として認識しています。原案に外国人活用に向けた受入促進について内容を具体的に記載しました。
8期計画で見込まれるサービス量を確実に提供できるよう、市独自に人材育成計画を作成・推進すること。	②	令和元年度に高齢者実態調査を行い、市内介護施設における職員の充足状況を把握しました。その結果をもとに①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3つの柱として総合的に取り組んでいきます。
介護人材について ・整備、まず、人ありき ・コロナにより、ボランティアが入れない ・新規採用厳しい ・8期計画に良い話を入れてほしい	②	新たな介護人材の確保は重要な課題として認識しています。計画の推進に向けて着実に事業を実施します。
介護人材について ・訪問看護、人材不足 ・STとしては、新卒受入の体制を整える ・在宅訪問看護、4.2%の伸び ・なかなか人が増えない	②	新たな介護人材の確保は重要な課題として認識しています。計画の推進に向けて着実に事業を実施します。
介護人材について ・在宅のヘルパーさん、高齢者が多い ・高齢のヘルパーがやめる事業所が多かった ・賃金、改善されてきたが、離職、人が来ないのは、賃金だけではないと思う ・業務の大変さが理解してもらえない ・初任者研修、実習がまったくない ・資格をとっても、いきなり現場に出て、パニックになり離職につながる	②	介護職員初任者研修及び入門的研修について資格取得を支援しています。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 5 IV安心の介護を提供するために

ご意見	対応方針	回答
<p>介護人材について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CMで人材不足はあまり感じない</li> <li>・ヘルパーについては、ネガティブな情報が流れると、業界に対する魅力が激減すると思う</li> <li>・良いイメージを発信していかないといけないと思う</li> <li>・介護甲子園とか、わくわくするイベントの実施などを望む</li> <li>・学生の時代から、介護について触れてほしい</li> </ul>	②	<p>介護職の魅力の発信と中学生・高校生の介護のイメージアップについて、原案に内容を具体的に記載しました。</p>
<p>私は団塊世代で訪問介護の仕事をしておりますが、不安に思うのは「人材の確保・育成」です。結婚して無理なく生活していける待遇、勤務形態が保たれないと若い人達の転職は防げず、課題は持ち越されてゆくと思えます。私は70才で退職するつもりでしたが人手不足で引きとめられ、幸い健康ですので続けていますが、事務所は慢性的な手不足なのだろうと感じております。高校生、転職者への具体的なアピールを強め、待遇の向上を！！介護される方にとっても介護者の心のゆとりは重要です。介護保険料引き上げが納得できるものにして下さい。</p>	②	<p>介護職員不足の解消に向けて①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3つの柱として総合的に取り組んでいきます。原案に内容を具体的に記載しました。</p>
<p>安心の介護を提供するために 「1新たな介護人材の確保」「2介護人材の定着支援」 現時点でも個々に中高齢者・外国人の雇用を行っている事業所も多くみられるが、現在の実際の市の取り組みの実例や仕組みの利用方法、また、今後の展開としての具体案が有れば教えていただきたい。</p>	②	<p>中高齢者、外国籍の市民など多様な人材の活用について、原案に内容を具体的に記載しました。</p>
<p>需要の増加が確実視される中、特に介護等人材の確保が急務と思われます。優秀な人材を相当数確保するのであるなら、やはり待遇の改善が望まれます。現行程度では、良き人材は集まらず定着率も不良です。第8期計画で是非考慮いただけたらと思います。</p>	②	<p>働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減で定着支援を推進するほか、研修等を実施し介護職員の専門性向上を図ります。</p>
<p>高令化で介護費用はこれからも増えるので、人材確保が大変なので、人が集まるように、市の予算で色々考えて、しょう励金募金とか講習の企画を考えて下さい。</p>	②	<p>介護職員不足の解消に向けて①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3つの柱として総合的に取り組んでいきます。 いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他

## 5 IV安心の介護を提供するために

ご意見	対応方針	回答
<p>●意見がある箇所 27ページ「高校生の就労準備支援」の「介護職のやりがい魅力を伝える」</p> <p>●意見の内容 やりがい、魅力を伝えることは大事だと思います。 他に、介護業界の問題点や、問題が発生した場合の相談窓口、横浜市の取り組みの改善点を伝えたい時も連絡先も、高校生に伝えてください。 就職してから「横浜市から問題や相談できる場所の説明がなかった」と高校生が思わないようにしてほしいです。</p>	②	<p>市では、動画配信や介護の啓発パンフレットを活用した学校での学習等で、介護の魅力ややりがいをPRするほか、卒業後の進路として介護施設等への就職を選択肢としてもらえるよう、介護施設での職業体験プログラムを実施します。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>●意見がある箇所 27ページ「外国人活用に向けた受入促進」の「外国人介護職員の「住居」「仕事」「生活」の一体的な支援を行います」</p> <p>●意見の内容 外国人介護職員の支援のひとつとして、外国人への偏見や差別への対応を実施してください。 外国人介護職員が偏見や差別を受けたり、見たという場合は、横浜市として支援してください。</p>	②	<p>母語による生活相談の実施や外国人職員、受入関係者、先輩職員を対象に交流機会を提供し、市内での生活や仕事上の困り事を解決できるよう支援します。</p>
<p>●意見がある箇所 27ページ「外国人活用に向けた受入促進」の「外国人介護職員の「住居」「仕事」「生活」の一体的な支援を行います」</p> <p>●意見の内容 外国人介護職員のように、横浜市に引っ越してくる人の支援のひとつとして、横浜市のごみの分別方法を伝えてください。 横浜市のゴミの分別について書いてあるサイトのページを伝えたり、「プラスチック製のものでも、商品として購入したもの（ビデオテープ、おもちゃ、洗面器などのプラスチック製品）」や「在宅医療用のビニールバッグ、チューブ、カテーテル類」は燃やすゴミ、「●センチ以上は粗大ゴミ」といったことを伝えてほしいです。 外国人でなくてもゴミの分別は難しいです。</p>	②	<p>母語による生活相談の実施や外国人職員、受入関係者、先輩職員を対象に交流機会を提供し、市内での生活や仕事上の困り事を解決できるよう支援します。</p>
<p>介護保険料値上げは良いとは思いますが、介護者の待遇について、介護者を確保するためには、最低限の待遇が必要であり、ぜひ、介護者が定着できるような仕組みにしてほしい。</p>	②	<p>介護人材の定着につながるよう、働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減等を推進します。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 5 IV安心の介護を提供するために

ご意見	対応方針	回答
<p>【P27介護人材の確保】</p> <p>○住所確保の支援は、海外から来る人以外も対象になるのか。</p> <p>○外国人人材の受入で、横浜にはどのくらい来てきているのか。他市との比較はどうか。</p> <p>○高校生の就労準備支援は、ぜひやってもらいたい。大学の先生と話す機会があり、高校側の福祉の理解が弱いとの話があった。高校の先生が福祉を勧めない。福祉教育を進めた方がよい。個別には、学校とケアプラザなど、とてもよい取り組みをやっているが、もっと大きな上のところでやる必要がある。過去に教育委員会でそのような動きがあったが立ち消えてしまった。</p> <p>○最近、浦舟ホームで高校で授業をさせてもらえることになった。</p>	②	<p>住居確保の支援は海外から来日する介護人材を含みます。</p> <p>R2.11現在、498人の外国人が就労しています。他都市で公表している数字がないため比較は困難です。</p> <p>高校生の就労準備支援について、計画の推進に向けて着実に事業を実施していきます。</p>
<p>介護スタッフの養成が必要です。待遇を良くしないと人は集まりません。介護に携わっている人は好きでやっているとは言え、とても大変で頭が下がります。その人たちの善意に頼るだけでなくしっかりと労働条件を良くして下さい。</p>	②	<p>令和元年10月に介護職員等特定処遇改善加算が新設されたことから、本市では、社会保険労務士による加算取得に必要な準備や申請などの無料相談を行うなど、処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算の取得促進を図っています。</p> <p>また、離職率の改善等に向けて、質の向上セミナーを開催し、職員の介護スキル等の習得やモチベーションを図る等の取組を進めています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>・ P28介護人材の定着支援について</p> <p>市の今後の見解や計画について教えてほしい。</p> <p>外国人介護職員の人材確保については、様々な業者等から話があるが、どこを選んだらよいのか分からない。</p> <p>また、デイサービスは資格がなくても就労できるので、外国籍の方を雇用しやすいが、雇用した外国人職員が勉強して資格を取得したいときに課題がある。</p> <p>日本にいる外国人介護職員向けの初任者研修（日常会話は可能だが、介護の専門用語の理解が困難な職員）をやってくれるところが少ない。さらなるスキルアップを目指して勉強したい意欲がある外国人介護職員に門戸が開けるように講座を開催していただきたい。</p> <p>経営者会主催の外国人向け初任者研修など、コロナの影響なのか実施が少なく受講できなかった。</p> <p>ほかにも川崎では外国人向けの介護用語の研修がある。それらの研修は、介護の質の向上にもつながる。</p>	②	<p>市では外国人介護職員を対象とした、介護の現場で必要とされる日本語等の研修を実施しています。原案に外国人介護職員等への支援について内容を具体的に記載しました。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他



## 5 IV安心の介護を提供するために

ご意見	対応方針	回答
<p>第8期計画へIVを重点的に進めてください。介護現場働く職員の意欲を高めるようお願いいたします。2020コロナ禍で現場の職員はかつてなく退職したり、転職したり、職場を変えたりしています。この現実健康福祉局の方々は既に御存知だと思います。「安心の介護を提供するために」に2021～2023に思い切って、頑張ってください。</p>	②	<p>計画の推進に向けて着実に事業を実施します。</p>
<p>介護職員の処遇改善に向けて、横浜市独自の直接支援策を講じること。市独自に資格取得のための研修や更新研修、事業所研修の費用助成、潜在的な介護福祉士等の復職支援を実施する等、責任を持って介護人材の定着と育成をはかること。</p>	③	<p>令和元年10月に介護職員等特定処遇改善加算が新設されたことから、本市では、社会保険労務士による、加算取得に必要な準備や申請などの無料相談を行うなど、処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算の取得促進を図っています。</p> <p>また、離職率の改善等に向けて、質の向上セミナーを開催し、職員の介護スキル等の習得やモチベーションを図る等の取組を進めています。</p>
<p>年寄りやその家族をサポートする介護労働者の低過ぎる賃金を上げる必要があると思います。このままにして外国人労働者を求めるのは良くないと思います。</p>	③	<p>令和元年10月に介護職員等特定処遇改善加算が新設されたことから、本市では、社会保険労務士による、加算取得に必要な準備や申請などの無料相談を行うなど、処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算の取得促進を図っています。</p> <p>また、離職率の改善等に向けて、質の向上セミナーを開催し、職員の介護スキル等の習得やモチベーションを図る等の取組を進めています。</p>
<p>介護人材の面では外国人の「活用」に陰りが出たのも事実である。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>P8安心の介護を提供するために「介護人材の確保と専門性の向上」ノーリフトの研修を積極的にしている事業所に何らかの補助の仕組みがあるとありがたい。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他

## 6 V地域包括ケア実現のために

ご意見	対応方針	回答
<p>横浜市では、地域医療介護連携をより効果的・効率的なものとするICTの活用方法について研究する「横浜市ICTを活用した地域医療連携ネットワーク研究会」を設置し、実証事業として横浜市東部地域を対象にしたサルビアねっとが開始されている。これに関連して、神奈川県でも地域医療介護連携ネットワークを構築する動きが具体化し、横浜市と連携した事業展開がなされている。そうした趨勢に照らして、「地域医療介護連携ネットワーク」に関する取組を計画に記載すべきではないか。</p> <p>また、医療・介護双方に係る重要情報としての「主治医意見書のICT活用」について検討してはどうかと考える。主治医意見書の情報は医療側からみても、介護側からみても大変価値が高く、これを医療介護連携（ICT）ネットワークの中に組み込むことができれば、医療・介護双方からの利用動機が格段に高まるばかりか、価値の高いこの患者・利用者情報へのアクセスに要する手間暇が解消されることが予想される。こうした行政からの主治医意見書の情報提供を伴うICTによる地域医療介護連携事業が既に存在することも知られているので、是非検討をお願いしたい。</p>	<p>①</p>	<p>ご意見を踏まえ、医療介護連携の強化の項目に、ICTを活用した地域医療連携ネットワークに関する内容を記載しました。</p> <p>また、地域医療連携ネットワークに組み込む情報について、いただいたご意見を参考にしながら、運営主体とともに協議・検討を進めます。</p>
<p>●意見がある箇所 29ページ「本人の自己決定支援(エンディングノート等の作成と普及等)」</p> <p>●意見の内容 エンディングノートを最初に書いてみた人や周囲の人向けに、療養が必要になる前に、医療者や介護者からの情報を提供したり、高齢者が医療者や介護者に相談できるようにしてください。</p> <p>最初から色々な情報を知ってエンディングノートを書くことは大変だと思いますので、まずはエンディングノートを書いてもらい、その後ここがわからない、という箇所の専門的な情報を知ることができるようにすることが大事だと思います。</p> <p>本人や本人の周囲の方の医療や介護の知識に誤りがある状態で、自己決定することを防止していただきます。</p>	<p>②</p>	<p>市民を対象にエンディングノートを活用するための講座を開催し、医療や介護に関する情報も提供していきます。</p> <p>また、地域関係者や介護保険事業所等の関係機関と連携しながらさらなる周知を図っていきます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>ICTの活用の件 ネットを用いたデータベース作りは、情報もれのリスクが大です。また管理したい側には便利ですが、市民がこれを活用していくにはまだまだ高齢者は不慣れで情報弱者です。当局の便利さと、庶民への手厚さとは別物だと思いますので、リスク管理を徹底する施策を盛り込んで下さい。</p>	<p>②</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他

## 6 V地域包括ケア実現のために

ご意見	対応方針	回答
<p>【P31ICTの活用】</p> <p>○ICT環境の整備とあるが、市の予算で整備するのか。</p> <p>○現在ICT整備しているところだが、遡って補助してもらえないのか。ケアプラザでは、市の指示で現在進めているところ。これから予算がついても遅い。</p> <p>○ICTの活用推進を行う際は、横浜市がイニシアチブを取って進めてほしい。現在ケアプラザの貸館でWI-FIの整備が進んでいるが、現場は混乱している。区からWI-FI整備を進めるように言われて準備したら、途中からIDとパスワードがあるものでないとだめと変わった。</p>	②	<p>ICT環境整備については、各施設10万円を上限に、令和2年4月以降の整備について本市から助成を行いWi-Fi環境の整備を進めています。</p> <p>Wi-Fi環境機器の整備後の利活用については、地域ケアプラザ等に活用事例の共有等を行うことで促進を図っていく予定です。</p>
<p>67才の夫のアルツハイマー病に気づいて、2ヵ月近く。普段から健康そのもの、社交的で、日々運動も欠かさず、人間ドックも毎年受けてきましたので、信じられませんでした。生活は一変し、日々、介護の生活を送っています。検査が続く頃からケアプラザに相談してきたことは、不安ばかりの毎日の中、精神的に助けられました。今、介護保険の申請中です。明日、ケアサービスの体験を予定しています。我ことになって、初めてこの計画の重要性を痛感しています。介護は、先のことではなく、いつ自分にふりかかってくるかもしれないことを、皆さんにも伝えたいです。</p>	②	<p>いただいたご意見を踏まえ、計画の推進に向けて、着実に事業を実施してまいります。</p>
<p>施設の看取り、医療救急体制はどうなっているのか。</p>	③	<p>施設により体制が異なりますが、各施設で適切な運営がされているか定期的な実地指導で確認しています。</p>
<p>●意見がある箇所 31ページ「データ活用の促進」</p> <p>●意見の内容 「データ活用を促進するにあたり、個人情報の流出がないようにするための仕組みを作ったり、研修する」といったことを記載してください。 セキュリティソフトの活用やマニュアル作成、研修をお願いします。</p>	③	<p>データ収集にあたっては、個人を識別する情報は暗号化処理を行っています。</p> <p>また、分析結果の取扱いについては、情報漏洩がないようにルールを作成し運用しています。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 6 V地域包括ケア実現のために

ご意見	対応方針	回答
<p>31ページ真ん中「ICTの活用～施設等での活用推進～」について私はこの項目において、「ICT環境を整備」するだけでなく、ICT環境を使いこなせるようになるために、施設内での高齢者向け講習会を開くべきであると考えます。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大に伴う施設でのオンライン面会や、介護従事者のリモート会議、地域ケアプラザでのサークル活動のオンライン化などを考えると、特別養護老人ホームや地域ケアプラザ施設にICT環境の整備が必要なことは明らかであるが、これでは環境を整備するだけで、それらを活用するための措置が取られていないように感じられる。</p> <p>そこで、施設内でICT環境を活用できるよう、ヨコハマプロボノ事業（13ページ一番下）によりICT知識を持ったプロボノワーカーに協力を依頼し、ボランティアで施設内での高齢者向けにインターネット活用セミナーを開催するべきであると考えられる。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止という観点から、対面で講習会を開くことはクラスター発生のリスクになり、「コロナ対策のためのオンライン面会」という本来の趣旨から大きく外れ、本末転倒である。</p> <p>そこで、プロボノワーカーには企業等が出している取扱説明書よりもよりわかりやすく、かつより高齢者向けにした取り扱いマニュアルを作成・配布してもらうことで、新型コロナウイルス対策をしつつ、ICTの推進が可能となる。また、そのマニュアルである程度オンラインに慣れてもらった後にオンライン上でよりICTを使いこなすための応用講習会を開くこともできると考えられる。</p>	③	<p>地域ケアプラザ等のICT環境整備後の利活用推進については、活用事例の共有を行うほか、職員に対してICT機器の利用・活用を図るための研修を行い、オンラインによる各種講座、会議、相談等を実施できるよう取組を進めていきます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>●意見がある箇所</p> <p>29ページ「本人の自己決定支援(エンディングノート等の作成と普及等)」の「インターネット等を活用して周知」</p> <p>●意見の内容</p> <p>インターネットの活用を進めて、映像と文字と音声で、情報を提供してください。</p> <p>耳が聞こえにくい人は文字と映像で、目が見えにくい人は音声で情報を入手できます。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>介護保険冊子「ハートページ」について、介護保険だけでなく、「高齢者保健福祉の紹介」へ拡充して下さい。名称もずばり、「高齢者保健福祉の紹介」的な内容のわかるものに変更して下さい。愛称として「ハートページ」は残していいと思います。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 6 V地域包括ケア実現のために

ご意見	対応方針	回答
<p>介護保険冊子「ハートページ」について、保健・福祉全般の冊子として、「高齢者健診（特定健診、ガン検診、もの忘れ検診、新たに聴力検査の導入を要望します。）と健康づくり介護予防（口腔ケア・フレイル等拡充）を前面に出し拡充して頂きたい。老人医療制度も入れて下さい。」</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>29ページ一番下「本人の自己決定支援（エンディングノート等の作成と普及等）」について</p> <p>私はこの項目において、「幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図る」だけでなく、「地元の書店や文具店との連携」を追加するべきであるとする。</p> <p>私がかつて書店でアルバイトをしていた際、エンディングノートを探しているお客様に何度かお会いしたことがあった。しかし、書店においてはエンディングノートと題された読み物がほとんどであり、本当の意味でのエンディングノートは書店での取り扱いが極めて少なく、結局2週間以上かけて出版社から取り寄せるという形になってしまったのである。これを踏まえて考えると、エンディングノートを必要とする世代がそれを探す手段は「インターネット等を用いてどこにあるか調べる」ではなく、「地元の書店や文具店に実際に足を運んで探す」というのが第一に思い浮かぶといえる。そうすると、本当に必要な人に市の自己決定支援の存在を伝えるためにインターネットを使用するのは効率的とは言い難い。</p> <p>よって、自己決定支援においては、地元書店や文具店に対し区役所でも自己決定支援（区オリジナルのエンディングノートの配布・説明・書き方講座）をしている旨のポスターの掲示をお願いしたり、エンディングノートを探している人に対して市の自己決定支援を紹介してもらったりなど、地元書店や文具店との連携もしていくべきだと考えられる。</p> <p>もっとも、区でエンディングノートを配布していることを客が知ると書店や文具店で購入しなくなると予想されるから、各小売店の協力が得られないのではないかという意見もあるが、これはポスターの内容をエンディングノートの活用講座を開いていることについて重点的に知らせるものにすればよいと考えられる。書き方講座といったエンディングノートの活用方法を知る手段があれば、市民のエンディングノートに対する関心が高まり、需要も増えて、かえって販売促進につながると考えられる。</p> <p>また、「幅広い世代に」エンディングノートの存在を伝えるためにはインターネットも併用していくべきである。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他



## 6 V地域包括ケア実現のために

ご意見	対応方針	回答
<p>●意見がある箇所 30ページ「人生の最終段階の医療に関する検討・啓発」の「基本的な知識や考え方を正しく理解した人材(医療・介護職等)を育成」</p> <p>●意見の内容 法律婚していない方が増えるにあたって、身内がないので市内にいる親友と人生の最終段階を考えたい人、事実婚や横浜市のパートナーシップ宣誓制度の相手と人生の最終段階を考えたい人が増えるかもしれません。「人材(医療・介護職等)を育成」する時には、市民が人生を考えたい相手が、法的な家族とは限らないことを踏まえて育成してください。</p> <p>特に、横浜市のパートナーシップ宣誓制度は、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の途中で横浜市が開始した制度で、開始から1年程度なので、制度を知らない医療・介護職の方がいるかもしれません。育成時に制度のことを伝えてください。</p>	④	<p>「もしも手帳」は、家族に限らず、大切な人や信頼のおける人との話し合いも想定し作成しています。</p> <p>④ いただいたご意見につきましては、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）に関する人材育成を進めるうえで、参考にさせていただきます。</p>
<p>85歳まで施設の入らず、自宅で生活できる北欧型の社会を実現することを第一義に、目標設定すべきです。そのためには、ITによる自宅介護監視システムや、介護のAI化、ロボット化等、技術開発やインフラ作りを、企業、大学と一緒に、本気になって、今やっていただきたいです。スタッフや施設をこれ以上増やしても、介護保険や高齢者医療費がかかるばかりで、2030年以降のIT化、AI化社会には対応できていません。スタッフや施設は、増やすのではなく、段階的に減らしていくべきです。</p> <p>たとえば、新型コロナウイルス対策で既に実施されている、ラインを使った定期的な声掛け、介護相談、カメラ機能での会話、監視システムを構築すれば、介護ドライバーや施設スタッフのお世話になる必要はありません。</p> <p>また、デイケアで行うような健康体操、ストレッチ、日常会話、絵を描くなどの文化活動は、Zoomを使えば対応可能です。これは単なる一例です。</p> <p>こうしたIT化を実現するのに、問題は、専門家が横浜市にはいないということです。これは国も同じです。老人ホームや介護施設で現在行われている業務内容を、自宅で実施するためには、どのようなハードやソフトの開発をすればいいのか、その概算費用や期間はどのくらいかかるのかを、横浜市のタスクチームを作り、議論して、1年以内に、提言案をまとめて下さい。よろしくお願ひします。</p>	④	<p>④ いただいたご意見を参考にしながら、計画策定・推進に取り組んでいきます。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 6 V地域包括ケア実現のために

ご意見	対応方針	回答
<p>P31ICTの活用～施設等での活用推進～                      コロナ禍を経験し生活様式が非接触・リモート化していく中、今後の安否確認もこれまでと大きく変わる可能性があります。その安否確認を地域ケアプラザが担う際、設備機能、費用負担など明確に教えて頂けるようお願いしたい。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>●意見がある箇所                      包括ケア計画全体</p> <p>●意見の内容                      パソコンやタブレット等の機器を医療者、介護者等が使用する場合は、下記を包括ケア計画に書いてほしいです。</p> <p>「医療者、介護者等に、ウイルスメールに気をつける、不審なサイトに気をつける、誤った宛先にメールを送付しない、といったセキュリティの研修を横浜市が進めたり、セキュリティの研修を各事業者が実施するように依頼する。」</p> <p>私生活でパソコン等の利用状況は人によって異なりますので、研修なしで気をつけるのは難しいと思います。ウイルスメールの影響で、医療や介護に関わる情報が外部に流出したり、パソコンが使用不能になったら大変です。セキュリティの研修について包括ケア計画に書いてください。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>「介護保険事業者に対する指導・監査の強化」についての件                      この度のコロナ禍で、おわかりになったと思いますが、すみませんが、市当局の皆さんはお役に立ちませんでした。（正確には人員や体制の緊縮事情で、その気があっても出来なかったのでしょうか…）これらを踏まえると、皆さん（市や委託業者）に、事業者を指導監査する資格はないと考えます！（必死に頑張っている）介護保険事業者を単に委縮させるだけの摘発めいた指導ではなく、本当に事業者の支えになるような支援、助言、ロールモデルを示せるような計画作りをお願いします。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他

## 7 VI自然災害・感染症対

ご意見	対応方針	回答
<p>【P34介護事業所等における必要物資の備蓄】</p> <p>○介護事業所における必要物資の備蓄とあるが、どういった位置づけか。義務化するのか。新規に置くのか。事業所の役割は何か、置くだけか。</p>	②	衛生用品を購入、国や県から配布される衛生用品と共に備蓄し、陽性者等が発生した事業所へ配布します。
<p>・新型コロナ・災害時相互応援成事業は、人材派遣の職員も対象になるのか。</p>	③	人材派遣の職員も対象になります。
<p>P34感染症対策が記載されているが、今はコロナだが、コロナが収まるかもしれないし、コロナの代わりに新しいものが流行するかもしれない。計画では新型コロナと限定した記載があるが、新たな感染症が出た場合は読み替えるということによいか。</p>	③	状況に応じて判断していきます。
<p>家族感染が増え、そこでサービスが止まってしまう</p>	③	新型コロナウイルスに係る濃厚接触者（陰性に限る）を受け入れた場合に、緊急ショートステイ事業として助成を行います。
<p>●意見がある箇所 34ページ「自然災害・感染症対策」</p> <p>●意見の内容 感染症対策として、老人ホーム等の施設の入所者と職員は、新型コロナウイルスのPCR検査を今より受けやすくしてください。 高齢者が多い施設、基礎疾患がある人がいる施設では、重症者や死亡者が出るかもしれません。 検査を受けやすくして、早期に新型コロナウイルスかわかるようにして、医療機関で重症化を防いでほしいです。</p> <p>PCR検査は検査結果が不正確な場合があります。ただ、2020年9月29日の北海道大学病院による発表では、唾液によるPCR検査と鼻の奥の粘膜を採るPCR検査は、精度が90%でした。</p> <p>横浜市の検査能力が上がっていけば、不正確な検査結果が増えないと思います。 PCR検査を今より受けやすくし、感染拡大を予防してください。</p>	③	<p>高齢者は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、重症化のリスクが高く、死亡例の増加、重症者の増加とそれに伴う医療提供体制の逼迫につながる可能性があります。</p> <p>特に高齢者施設では、感染が拡大する恐れがあることから、新規で高齢者施設へ入所等を予定している高齢者のうち、本人がPCR検査を希望する場合に、検査に係る費用を市が助成する「高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業」を実施しています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>老健ではコロナの発生は少ない。医師や看護師がいるから。特養はたくさん出ている。老健はそれだけのことをやっている。</p>	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
<p>施設内感染の原因がどこにあるのか、早急に見極めることが重要</p>	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他

## 7 VI自然災害・感染症対

ご意見	対応方針	回答
<p>●意見がある箇所 34ページ「自然災害・感染症対策」</p> <p>●意見の内容 感染症対策として、施設の職員や入所者の感染が発覚した時は、新型コロナウイルスの場合は、PCR検査の対象を濃厚接触者に限定しないようにしてください。 濃厚接触者ではない人が感染している可能性を考えて、検査対象を拡大してください。 感染に気をつけている医療機関でも院内感染が発生するのですから、施設内で気をつけても感染する場合がありますと思います。 濃厚接触者ではなくても、マスクを触った手で顔を触って感染している可能性等を考えて、検査対象を拡大してください。</p>	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
<p>【P35災害時要援護者支援】 ○災害時の取組があまり書かれていない。ケアマネがやるべきとか区がやるべきとかいろいろ議論があるが、区によってやり方が違う。ケアプラザの関わりや地域の取組も区によって異なる。地域にとっては大切なことだからきちんとしてほしい。</p>	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
<p>デイにおけるコロナ12報の件 この指示には大変苦勞致しましたし、現実に則しないと思いました。要望としては、一人あたり概ね4平米の占有面積を確保している事業者に算定に変更。増加分は区分限度額範囲内とはせず一律算定可に。また自己負担はなしで。以上、これらを、保険者である市の裁量で実施して頂きたい。</p>	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
<p>●意見がある箇所 35ページ「感染症研修」</p> <p>●意見の内容 「特別養護老人ホーム等における感染症の発症を防止」にあたり、施設の利用を考えている人が、施設見学する時の対応を施設に確認したり、施設見学時の感染対策を研修で伝えてほしいです。 外部から人が来る施設見学の感染対策をしっかり実施することが大事だと思うからです。</p>	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
<p>●意見がある箇所 35ページ「感染症研修」</p> <p>●意見の内容 研修はマスクをしよう、手洗いが大事といった一般的なことだけでなく、施設の状態に応じた研修を実施してください。 入所者がマスクを外してしまう場合等を想定した感染症研修をお願いします。</p>	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他

## 8 認知症施策推進計画の施策の展開

ご意見	対応方針	回答
認知症予防について、もう少し展開する必要があるのか。	②	軽度認知障害（軽い記憶障害があっても基本的に日常生活は送れる状態）の段階で、適切に対応すれば、認知症への移行を遅らせたり予防できる可能性があります。予防も含めた認知症の啓発を進める必要があると考えています。
奥歯の噛み合わせが喪失すると、認知症のリスクが高くなるので、姿勢や咬合について重視してはどうか。	②	歯と口の健康は、認知症を含む様々な全身の疾病に影響を与えることがわかってきています。医学的な根拠に基づき、適切な情報発信に努めます。
・P41介護人材の質の向上と認知症に対応した介護サービスの適切な提供 専門性の向上について横浜市が連絡会に求める役割は何か。認知症のケア技法のセミナーとあるがどのような内容か。職員が受けやすい研修があるのか。	②	専門性の向上につながる多様なテーマの研修やセミナーの実施をお願いしたいと考えています。認知症のケア技法については、ユマニチュード研修を実施し好評を得ています。今後も職員の皆様が受講しやすい研修の実施を検討していきます。
認知症のもの忘れ検診の活用は？	②	身近な医療機関で受けられるもの忘れ検診により早期発見し専門医療機関へつなげるなど、早期発見・早期対応の体制づくりを進めます。
かかりつけ医に返されても、困りごとへの相談にのってくれない、医師が認知症の対応をわかっていないことも多い	②	かかりつけ医を対象とした認知症対応力向上研修を推進します。
<p>●意見がある箇所 42ページ「本人の自己決定支援(エンディングノート等の作成と普及等)」</p> <p>●意見の内容 エンディングノートを最初書いてみた人や周囲の人向けに、療養が必要になる前に、医療者や介護者からの情報を提供したり、高齢者が医療者や介護者に相談できるようにしてください。 最初から色々な情報を知ってエンディングノートを書くことは大変だと思いますので、まずはエンディングノートを書いてもらい、その後ここがわからない、という箇所の専門的な情報を知ることができるようにすることが大事だと思います。 本人や本人の周囲の方の医療や介護の知識に誤りがある状態で、自己決定することを防止していただく。</p>	②	<p>市民を対象としたエンディングノートを活用するための講座を開催し、医療や介護に関する情報も提供していきます。</p> <p>また、地域関係者や介護保険事業所等の関係機関と連携しながら、さらなる周知を図ります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきますとともに、計画の推進に向け、着実に実施してまいります。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 8 認知症施策推進計画の施策の展開

ご意見	対応方針	回答
<p>・ P36認知症施策推進計画の施策の展開 事業所からキャラバンメイトに直接働きかけるのはなかなか難しい。ケアプラ等を経由せざるを得ない。</p>	④	キャラバン・メイトが活動しやすくなるように体制づくりを進めます。
<p>・ P 39社会参加について 町内会のお祭りに参加している。作品を作り町内会の作品展に出展したり、お茶を飲みながらお話している。小中学校との学生との交流もある。支えられるだけでなく役割を果たすことが必要。 社会参加の活動が加算の対象やサービス提供時間に含めることができれば、もっと活動しやすくなると思う。現在、事業所での地域活動を担保する制度がなく、認知症デイサービス事業所のみでプロデュースしていくのはなかなか難しい。</p>	④	社会参加の取組を進めていただきありがとうございます。 いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
<p>「認知症の家族への負担はかなりのものです。負担減を望みます」 39ページに「認知症の家族の方の居場所」として認知症カフェについてありましたが、本人に認知症の自認などがあれば別ですが、認知症は度合いによっては家族に金銭や精神的な疲労を含め多大な損害を与えるものです。実際、私は父の保護入院が決まりそうになるまで自死の準備をしていました。それ程大変で苦痛なものなのです。認知症本人へのケアも大切ですが、家族への負担軽減を望みます。 でなければ家族へ負担を与え、本人に病識がなく、ご飯も食わず、入院も拒む認知症の家族は「見捨てる」ことを勧められることもありますし、今もかかっている家族への負担や、有料老人ホームの値段を考えれば実際に見捨てられている認知症の方は多いでしょうと実感しています。本当に家族への負担が物凄いのです。</p>	④	認知症の人や家族のニーズを踏まえ、本人の状態に応じて適切な支援が受けられるように支援していきます。また、介護者支援の充実にも取り組みます。
<p>認知症予防のため、補聴器の補助をお願いします。</p>	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
<p>認知症と歯周病菌の関係性が明らかになったが横浜市でもデータ化するための調査を実施してはいかがでしょうか。</p>	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきます    ⑤ その他



## 8 認知症施策推進計画の施策の展開

ご意見	対応方針	回答
<p>●意見がある箇所 38ページ「軽度認知障害(MCI)を含めた認知症予防の正しい理解推進」</p> <p>●意見の内容 軽度認知障害から認知症になるまでの時間を遅らせることができるのでしたら、理解推進を強く進めてください。</p>	④	さまざまな機会をとらえて、幅広く認知症に係る啓発を推進します。
P40認知症の人が運転免許を手放すことへの対応が難しい。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
<p>・P40早期発見・早期対応 早期発見・早期対応について、市としてどのような対応をしていくのか。最後の砦として、通常のデイが利用困難になってから認知デイを利用するケースが多いが、早期の段階から利用してほしい。ケアマネジャーや医療機関の認識が薄いので周知したい。</p>	④	早期発見・早期対応のために、もの忘れ検診や認知症初期集中支援チーム等の取組を進めます。サービスの周知に係るご意見については、今後の参考にさせていただきます。
認知症疾患医療センターに連絡したが、個人からの依頼は受けてもらえなかったという話を聞いた。もの忘れ検診も予約をとるのに時間がかかり、今困っている人が相談できない。	④	認知症疾患医療センターを追加設置して、認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の強化を図るとともに、もの忘れ検診の拡充を進めます。
困りごとに対する対策がないと、診断するだけではすまない。認知症疾患医療センターの機能的な部分を考えてほしい。	④	認知症疾患医療センターの事業内容として、診断後のご本人や家族に対する相談支援、情報提供、関係機関との連携等があります。さらに取組を進めます。
認知症の中でもレビー小体（型認知症）の人をどこの病院、施設も受け入れてくれない。暴力・抑制のきかない人は医療で（活動）レベルを落としてからの治療になる。	④	認知症疾患医療センターを追加設置して、認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の強化を図ります。
在宅は難しく、結果、千葉の宅老所を自費で利用している人もいる。	④	認知症の人や家族のニーズを踏まえ、本人の状態に応じて適切な支援が受けられるように支援していきます。

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

8 認知症施策推進計画の施策の展開

ご意見	対応方針	回答
<p>「医療体制を真に充実して欲しい。実際受けた救急車で運ばれた横浜市立の病院での診断が酷かったため不安と不信がかなり大きい」</p> <p>41ページにある「医療体制の充実」を真に望みます。</p> <p>認知症のため、ご飯を自分から食べない状態だったので救急車で3度も横浜市立脳卒中医療センターへ入院しましたが、脳ドックで痴呆がでて、かかりつけ医からも認知症の薬が出ていたにも関わらず「アルコール依存症のため」と判断され、家族はとても苦労しました。</p> <p>認知症のため、かかりつけ医へ一緒に行くのを父は嫌い、予約日などを教えてくれない状態でしたので、父の認知症がどれだけ進んでいるかわからない状態でした。</p> <p>アルコール依存症でもありますが、ご飯を食べるのを忘れることや、家族が勧めても食べないことは認知症の症状でした。</p> <p>7月の入院で父の認知症が分かれば、せめて10月の入院で痴呆のすずみが分かれば父の認知症はここまですすまなかったのでは？と後悔しています。</p> <p>また神奈川県立精神医療センターでも今年に「痴呆は半年ではそんなにすすまないで半年後に予約します」と言われたのもあり、そもそも横浜市にある公立病院の医療に対して適切な対応を横浜市が行っているか不安と不信があります。</p>	<p>④</p>	<p>認知症疾患医療センターを追加設置して、認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の強化を図ります。また、医師を対象とした認知症対応力向上研修を進めます。</p>
<p>認知症初期集中支援チームと介護事業者等の連携の為に、市としては具体的に何をしていく考えなのか。初期集中支援チームと特に介護事業所の連携は未だ取りにくい状態。事業所としては生活に密着したサービスを提供している中で得ている情報状況を共有し認知症への医療行為にも役立てて頂く方法を得たいと考えます。</p>	<p>④</p>	<p>認知症初期集中支援チームが介護事業所等の関係機関と連携して対象者の支援を進めます。</p>
<p>p7の3認知症にやさしい地域を目指してp.41(3)医療従事者の認知症対応力向上の推進</p> <p>意見横浜市は、第7期計画においても同様に、認知症にやさしい地域を目指して認知症対応力研修者数を増やすために取り組んできた。しかし、指標の目標値には届かずにいる。そのため、第8期では、医療従事者等の研修の実施のみならず、そもそも医療従事者の認知症対応力への意欲の向上も必要であると考えます。</p> <p>具体的には、医療従事者向けに認知症対応力の必要性を訴えかける啓発を行う（業種別の認知症対応のパンフレットの配布など）、e-learningを活用して、研修のみならず病院内でも認知症対応力を継続して身につけられるようにし、認知症対応力の意欲を向上させるよう働きかける、病院内での認知症対応力への意識を向上させることを目標に、研修終了後に施設内で研修内容の伝達講習会を実施することの推進を行うべきである。</p>	<p>④</p>	<p>医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修を継続実施します。</p> <p>その手法等につきまして、いただいたご意見を今後の参考にさせていただきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 8 認知症施策推進計画の施策の展開

ご意見	対応方針	回答
<p>いつもお世話になっております。</p> <p>義歯作製などの口腔機能の向上や口腔ケアは認知症の症状改善等につながるものの、認知症の方の歯科受診率は非常に低いのが現状となっています。また歯科医師の認知症の方への関りも低いものとなっています。</p> <p>認知症初期集中支援チームに歯科医師の参加を促したり、歯科健診制度の拡充、認知症ご家族への口腔の健康に関する啓発活動等、歯科医師の関りを増やしていくことにより、認知症の方がより幸せに地域で暮らしていくことができるだけでなく、医療費の削減にもつながっていくのではないかと思います。</p>	④	<p>歯科医師を対象とした認知症対応力向上研修を実施します。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>●意見がある箇所 40ページ「もの忘れ検診等による早期発見・早期対応の推進」の「本人や家族が小さな異常」</p> <p>●意見の内容 もの忘れ検診に行った方が良い「小さな異常」が何かを、具体的に市民に伝えていってください。</p> <p>「高齢になったから、もの忘れして当然」と考えずに「小さな異常」に気づき、検診に行く人が増えるかもしれません。</p>	④	<p>さまざまな機会をとらえて、幅広く認知症に係る啓発を推進します。</p>
<p>●意見がある箇所 42ページ「本人の自己決定支援(エンディングノート等の作成と普及等)」の「インターネット等を活用して周知」</p> <p>●意見の内容 インターネットの活用を進めて、映像と文字と音声で、情報を提供してください。 耳が聞こえにくい人は文字と映像で、目が見えにくい人は音声で情報を入手できます。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>P44若年性認知症の支援がなかなか難しい。デイサービスが使えるのがない。旭区でいうと青葉区にしかない。コーディネーターに連絡すると、活動や団体はあるが、サービス事業所が少ないので横浜市として整備してほしい。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>P44若年性認知症の人への支援 家族の費用面で支援（補助金）など、市としてどのような支援をしていくのか。 認知デイに若年性認知症の方が50名程度いる。 家族へのアドバイス等ができるように、活用できる情報を整理いただきたい。</p>	④	<p>若年性認知症に係る情報提供や啓発を進めていきます。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他

## 8 認知症施策推進計画の施策の展開

ご意見	対応方針	回答
<p>P44介護者のつどいや介護セミナーについて 家族等の介護者や地域の方を対象として時間外にボランティアとして行っている。できれば時間内にできるように何か後押しするものがあればいい。人員に限りもあるので、何らかの評価があればと思う。</p>	④	<p>介護者支援に取り組んでいただきありがとうございます。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>若年性認知症も受け入れ先が少ない。</p>	④	<p>若年性認知症支援コーディネーターを中心とした関係機関等とのネットワークを構築するとともに、理解促進を推進します。</p>
<p>認知症の関係で、市老連・区老連にさらに期待することは出てくるのか。</p>	④	<p>関係機関や団体と連携して、認知症の啓発や取組を進めていきます。</p>
<p>現時点も一事業所として、また地域住民と一緒に、地域に向けた活動のひとつとして行っている物である。(認知症カフェ、ケアラーカフェ、地域カフェなどの自主運営・共同開催やその他イベントなどを地域で共同開催) 運営規定の内容・運営推進会議の実施の意義のひとつである『地域密着型として地域との連携』の一つとして捉え、各事業所が個々に各地域で連携する形を模索し情報発信やつどいの開催など開催する努力をしている物。 現時点まで、この開催をするにあたり介護保険の加算など無く実施しており且つ、各事業所の所属職員が営業時間外に行う事が多い項目で有るのも事実である。(無償であり、事業所として人件費、開催の経費などを負担しているところも少なくない)  市として、具体的に何を想定し、どのように進めるのか？拡充して開催するにあたり、各事業所がどの様な形をとり運営をしていくのが良いと考えるのか 現時点での介護保険点数と人員配置の関係性のみで、拡充し確定する新しい仕事をどう行っていくべきと考えていますでしょうか</p>	④	<p>介護者支援や普及啓発の取組を進めていただきありがとうございます。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>若年性認知症の診断時、軽度ではなかったであろう事例は多い。本人支援の資源は集いや本人ミーティング以外の開発は無いのか。若年性であるがために高齢者とは全く違った課題を抱えているケースが多いなか、高齢者と同じように診断、介護保険申請、介護保険サービスの利用となり、実際に抱えている家族の実生活にかかわる大きな課題(生活費、子供の教育、本人の課題への支援の為の資源開発)については、市としてはどの様な支援チームを作り、支援していけば良いと考えているのか</p>	④	<p>若年性認知症支援コーディネーターを中心とした関係機関等とのネットワークを構築して、支援を進めます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中(実施予定)のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 8 認知症施策推進計画の施策の展開

ご意見	対応方針	回答
<p>認知症対応型事業所として、他の地域密着型サービスとの違いや専門性として、経験と根拠のある本人支援、介護者支援はケアラー視点での支援の重要性の確認を必要とし、認知症介護の基礎知識・ケアラー（介護者）支援の視点を広げて行く事が重要である。</p> <p>認知症介護指導者会やケアラー支援の団体などとの連携で研修や意見交換を行いう必要性と共に地域包括支援センターでも開催されている介護者のつどいの規模との違いや、専門職だから行える会の必要性や広義の会との違いを実証し、実施していく必要があると考える。弊社では「ヤングケアラー」への取り組み「若年性認知症の親を持つ子世代の会」を実施しております事も加えてお伝えします。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>・P45サービスの見込量について 認知デイの具体的な数値がないのはなぜか。全国で見たときに整備されていない自治体もある。認知デイは増える見込みなのか？維持になるのか？ 認知デイの利用者を増やしていく観点から、認知症診断などかかりつけ医の役割が多い。早期に認知デイを利用した方がいい方を認知デイに適切につなげることが大切。主治医が認知デイを知らないことも多々あり、医師への周知もぜひお願いしたい。</p>	①	<p>計画原案に、認知症対応型通所介護の令和3年度～5年度のサービス見込量について記載しました。 いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>よくまとめられた計画素案を感心しながら拝読しました。私は80歳です。高齢者福祉に役立つ保険金を取められる喜びを享受しつつ、保険金のお世話にならずに元気に生きたいと考え、毎朝の自己流体操と、地域のボランティア団体で、高齢者福祉活動に積極的に参加していますが、福祉費用の財源強化について、私案がありますので、ご検討頂きたくよろしくお願いたします。それは、社会福祉事業の財源見直しとしての『市民年齢税の創設』です。これは、高齢者の低負担・高福祉という現状の矛盾点を少しでも緩和する方法も兼ねて、例えば、『満年齢1歳毎に年間100円ずつ原則全市民に課税する』というものです。全国に先駆けての実施を是非ご検討願います。</p>	②	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>介護サービス利用料の負担軽減策を拡充すること。</p>	②	<p>利用者負担が一定の上限額を超えた場合、高額介護サービス費の支給により、利用料の軽減を行っています。さらに、本市では独自に「介護サービス自己負担助成事業」や、特別養護老人ホーム及びグループホームの居住費を助成するなどの拡充を行っています。</p>
<p>介護保険に関わる利用料を補助してください</p>	②	<p>利用者負担が一定の上限額を超えた場合、高額介護サービス費の支給により、利用料の軽減を行っています。さらに、本市では独自に「介護サービス自己負担助成事業」や、特別養護老人ホーム及びグループホームの居住費を助成するなどの拡充を行っています。</p>
<p>個人から集めた保険料がどのように使用されているのか細かい数字を明確にしてください。</p>	②	<p>介護保険料は、介護サービス提供に要する給付費に使用しています。給付費等の見込みにつきましては、原案に記載します。</p>
<p>介護保険料が高くなりすぎ負担が大変です。これ以上値上げしないで下さい。介護保険料の減免制度をつくるよう国に要望すべきであり、市としても減免適用基準を緩和して、多くの人々が適用できるようにして下さい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。また、本市独自の低所得者減免制度の収入・資産要件は、現在、保険料減免や、国の制度である「社会福祉法人による利用者負担軽減」制度等、他の低所得者向け施策と基準を合わせています。 減免の拡充については、国の動向を見極めながら必要に応じて検討していきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他



## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>わが家では、夫がデイサービスを利用し、ありがたいです。が自己負担が1割から2割になったとき、(週)3回を2回にしました。医療費は、年をとればどうしても多くなります。どうか保険料の負担増はやめてください。家計の変化・新しい衣類はこの数年ほとんど買わない(下着、靴下のみ)・外食、CDなどの支出は半減・新聞2紙→1紙</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p>
<p>私は93歳になる1人暮らしの年寄ですが、内科は偉い健康なので、1月に一度みどりの診療所で検査を受けるだけ、只整形外科は若い時のスポーツでのけがで膝が悪くよたよた歩いています。が家事は一さいボケナイトメ一人でやっていますので困ることは有りませんが、収入が国民年金とわずかな貯蓄での生活なので健康保険、介護保険料は大きなふたんです。戦中、戦後、大きなぎせいを払い、又年とってのしめつけ憲法を無視した政治、許せません</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険料の値上げをやめて下さい。19年度の決算が黒字を活用して、介護保険料の値上げをやめ、保険料減免制度を拡充すべきです。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。また、本市独自の低所得者減免制度の収入・資産要件は、現在、保険料減免や、国の制度である「社会福祉法人による利用者負担軽減」制度等、他の低所得者向け施策と基準を合わせています。 減免の拡充については、国の動向を見極めながら必要に応じて検討していきます。</p>
<p>年金は削られ、コロナ禍で費用はかさむ。これ以上、高齢者間の負担を増やすな！！</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>私は年金生活者ですから、収入は年金のみです。毎年目減りしている年金から自動的に介護保険料が引かれ、残った分から食費と医療費を賄うことになります。歳を取ればどうしても医療費は増えます。他に必要な物を買う金がないため結局、1円でも安い食料品を選んで節約しています。それでも赤字になれば葬式費用に溜めたわずかな貯金を取り崩して生活費にあてています。横浜市が介護保険料を約10%の値上を検討していることを知り、何も言えない私たちから、強引に金をむしり取るかのようなことは、横浜市の弱いものに対する仕打ちではないかと考えてしまいます。私は、介護保険料の値上げに絶対反対です。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中(実施予定)のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>「介護保険料」また上がるの？、と驚いた妻。保険料を上げる理由を示していただきたい。市介護保険料事業の19年度決算は42億円の黒字。その上、51億円の「基金（予備費）」を積立。「基金を含め貯金額は2020年度末に150億円以上となる見込みだと報じられている。それなのに値上げというのはどういうことですか？市は市民の生活をどう考えているんですか。私の家庭は赤字です。いろいろと出費も多く苦しい思いです。生活に悩みます。「素案」による介護保険料・約1割の値上げは絶対に認めません！撤回して下さい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p> <p>3月末までに策定する計画の全体版のなかで、給付の見込みや介護保険料についてお示しします。</p>
<p>年金も目減りする中で介護保険料の値上げはとても困ります。値上げ反対！</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>年金が下がり水道料金も来年から上がると聞いている状況の中で暮らしが大変。介護保険料上げないでほしいです。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>子育ての中、これ以上負担を増やさないでほしい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>もうこれ以上の負担増は止めてほしい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
介護保険料はこれ以上引き上げないでください。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
年金は、年々下がる一方、これ以上の負担は大変です。保険料は上げないでほしいです。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
黒字と基金を活用して、介護保険料の値上げはせず、また値上げに向けた検とうこそお願ひしたいです。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
現在でも介護保険料は高く、限られた年金の中からひかれるのは本当に苦しいことです。毎年黒字なのになぜ上げるのでしょうか。介護保険料の値上げは絶対反対です。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
介護保険料の値上げは絶対反対です！！市介護保険事業19年度決算は42億円の黒字！！その上51億円の基金（予備費）を積立てあり。2020年度末に150億円以上となる見込み。コロナで収入減が減って不安な時、保険料の値上げは耐えられません。年間所得1,000万～1,500万未満～高額所得者負担割合を見直すことを要望します！！	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
介護保険料がまた値上がりすると聞いてびっくりです。私たち老人だけでなく若い人たちから高い保険料をとって彼らの老後を本当に保証してくれるのでしょうか。金持ちは収入が高くなっています。ほんとうに少ない収入から出している介護保険料を本当に困った時のために使ってください	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>年金だけを頼りに生活しています。これ以上の介護保険料の支払は困ります。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>市財政のレビューを市民参加で実施し本当の意味の無駄をなくし、当面は介護保険事業の黒字と基金を活用して保険料の値上げを止める事こそ喫緊の施策にする必要がある。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>2019年度決算は黒字と聞いています。これ以上の保険料負担はたえられません。生活が苦しいです。高額所得者の介護保険料負担割合を見直すことはどうですか</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>現在の介護保険料だって高い！月10数万円の年金収入に年10数万円もの介護保険料高かすぎます。なのにさらに値上げ！絶対ダメです！値上げ反対です。生活費どうしてくれるのですか！</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>78歳です。後期高齢者医療保険料上がり、窓口負担の保険料も引上げがされようとしています。年金受給額はマクロ経済スライド等により手取りは減る一方です。そろそろ介護制度に厄介になる年齢になりましたが、制度そのものがますます利用しにくくなっているのが現状です。保険料の引上げは制度改善になるのでしょうか。月600円アップは年間7200円になります。年金が減られ中生活を切り詰めるほかありません。止めて下さい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他



## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>前略にて、私も普通なら介護を使わせて戴く年齢ですが、そんな私がこんな事言うのもおかしいのですが、定年になり年金生活者には保険料が高すぎです。互助ですからと申されますが、あまりの介護施設に使いすぎだと思います。横浜には老人風呂などあまりない。風呂屋がものすごくすいているし、閉店する所が多いのでAM九時十時位から老人を入れるようにし、ずい分風呂のない老人もいるのですが風呂代は高いつて四百九十円になって牛乳ものめないって話です。下層の生活者がどんどんふえるし現在風呂を午前中お借りする。そして運動などもできる日をもうけたり、する案学校もそう土日は使われていない方が多いようですし学校は住宅地にあるし、政府で介護施設を建てると大金かかるし有効利用学校などを広く勝用する案、老人が足で行ける近くのところと思います、地域包括センターは元気な人は行きたくない川端の清そう局のそばの老人施設のようなもの古いらしいが一考を。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>P.46介護保険料は3年ごとに一割ずつ上がり続けるというふうにとれるが、いかがなものか。</p>	③	<p>介護保険料は、計画期間（3年）ごとのサービス提供に要する給付費見込みを、約半分を公費（税金）で、残りの半分を被保険者の保険料でまかなう仕組みとなっており、その仕組みによる計算の結果として、第1号被保険者の保険料を算出しています。</p> <p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>コロナのせいで生活が苦しくなっています。</p> <p>ここ10年の間に消費税を始め、様々な税金があらゆるところで値上げされており、生活を圧迫してきているところにです。</p> <p>それだけでなく住民サービスがお粗末な割に市民税が異様に高い横浜市。来年から水道料金の値上げも始まります。</p> <p>林文字子市長は住民の生活に関係のない事業に好き放題税金を使ってもおり、横浜市に居住する意味を見出せなくなってきました。</p> <p>生活が破綻しないため、思い切って家を売り、住民税が低く、住民サービスも行き届いている他市へ引っ越そうかと考えるようになりました。</p> <p>市介護保険事業は、2019年度は黒字であり、基金を含めた2020年末の貯金額は150億円以上あると聞いています。</p> <p>今、なぜ、値上げをするのか。説得力がありません。</p> <p>介護保険の値上げに反対します。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p> <p>3月末までに策定する計画の全体版のなかで、給付の見込みや介護保険料についてお示しします。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>介護保険料の値上げに反対です。            昨年も余っているのに、それを基金にし、今年また値上げとは、甚だおかしいことであり、理由がありません。絶対に反対です。その理由をはっきり市民に説明するべきです。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。            段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。            3月末までに策定する計画の全体版のなかで、給付の見込みや介護保険料についてお示しします。</p>
<p>介護保険料があがるのは納得できる理由が足りない思います。基金にお金を入れるのではなく、正しく介護保険のみに利用してください。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。            段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。            3月末までに策定する計画の全体版のなかで、給付の見込みや介護保険料についてお示しします。</p>
<p>介護保険事業は黒字なのに、何故保険料を上げるんですか。            高い保険料を払っても、なかなか利用できない状況です。            高額所得者の負担割合を見直してください。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。            段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険などの社会保険料をとにかく引き下げてください。そのうえでさまざまな諸問題の解決にあたってください。人間の命をおろそかにして社会や国の発展はありません。            それでもどうしても上げるといふならば、「安楽死法案」の成立を検討ください。個人負担を増やしたら生きていけません。矛盾を承知で懇願いたします。お願いします。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。            段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険の基金を活用するなど、あらゆる手立てを講じて保険料負担の軽減をはかること。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。            段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他



## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
保険料段階を増やし、より応能負担とすること。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
保険料の本市独自減免の対象者を拡大し、拡充すること。	③	本市独自の低所得者減免制度の収入・資産要件は、現在、保険料減免や、国の制度である「社会福祉法人による利用者負担軽減」制度等、他の低所得者向け施策と基準を合わせています。 減免の拡充については、国の動向を見極めながら必要に応じて検討していきます。
生活困窮による滞納者には、救済措置を講じること。	③	納付いただけない事情がある方には、区役所において納付相談を受けており、必要に応じて滞納処分の執行停止等の納付緩和措置を行っています。
p46を読んで介護保険料が600円値上がりすることを知りびっくりしました。値上げしないでください。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
少ない年金から、これ以上の介護保険料の負担は無理です。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
年金者にとって1割近い負担は苦痛です。再考をお願いします。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
低所得者は今の負担でも重荷です。高所得者の負担割合を上げる…という解決法をなぜ採らないのでしょうか？	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
2019年度決算は黒字と聞いています。これ以上の保険料はできません。生活が苦しいです。高額所得者の保険料負担割合を見ることが先決だと思います。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
介護保険料が高くて困っています。高額所得者からの介護保険料を上げることと黒字からの補てん等で一律の保険料を上げるとは止めて頂きたいです。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
保険料を上げるのはやめて下さい。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
「介護保険料の値上げ反対」絶対反対です。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>横浜に限らず、全国的に高齢者が増加しています。高齢者になれば生活は年金がメインとなります。その年金額も減額されるばかりで政府の「全国民型社会保障」に基づいて「よこはま地域包括ケア計画」が作成されたと思います。貧苦者負担ということは、何でも貧苦者に負担させるという古い考え方を踏襲するのは如何なものでしょうか？今でさえ、収入が足りない方々は、病院に行くことも出来ず、又皆、我慢しているとも聞きます。ムダな税金の使い方をやめて、本当に必要な所に予算配分することなど考えないのでしょうか？それから高額所得者のみを優遇するのか納得できません。所得税の累進課税にして、収入の多い方から何故、徴収することをしないのか分かりません。弱者いじめは、止めてもらいたいです。持てる人々から徴収することを何故、実行できないのか理解できません。しかも保険料基金の収支はクロ字なのに何故保険料を上げるのかつじつまが合いません。暮らしやすさを再考し、保険料値上げに反対します。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険料の値上げには反対です。市の介護保険会計は黒字のうえに、さらに基金を積立てて、今年度末には総額150億の残額になるとか。これだけの余裕があるのに、何故、値上げするのですか。見直すのであれば、低所得者からではなく年間約1000万円以上の高額所得者の保険料が、他の比べて低いので、見直すべきではないか。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>市の介護保険事業の昨年度決算は42億円の黒字だった。それに加え51億円の「基金(予備費)」を積み立てている。本年度末の見込みでは、これら貯金額が150億円となる見込みと言う。</p> <p>上記を生かし介護保険料の値上げはやめて欲しい(他市よりも高いのに)保険料減免制度を拡充すると共に、高額所得者の負担割合を再考すべき。負担額が低所得者の方が比率として高くないだろうか？年金生活者にとっては介護保険料値上げは水道料金の値上げとダブルパンチとなる。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p> <p>また、本市独自の低所得者減免制度の収入・資産要件は、現在、保険料減免や、国の制度である「社会福祉法人による利用者負担軽減」制度等、他の低所得者向け施策と基準を合わせています。</p> <p>減免の拡充については、国の動向を見極めながら必要に応じて検討していきます。</p>
<p>消費税が10%になって、消費すべてに10%、生活くろしいそのうえ介護保険料まで値上げになったら生活ができない。値上げは認められません。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中(実施予定)のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
19年度決算では、42億円の黒字、しかも51億円の基金があります。値上げの必要がありません。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
貯金額を増やさないで介護サービスの向上に使用してください。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
値上げするなら高額所得者に相応の負担を求めてください。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
今後の高齢化社会を考えると、市の予算の大きい部分を占めることを覚悟する必要があると思います。人の命の大切さを第一に考えるならば不要不急の公共事業は控えめにしていただきたい。富める高令者はごく一部です。質素を旨として暮してきた高令者を大切にすることが、若い世代にも希望を与えることになると思います。当面の、介護保険料の値上げなど、絶対やめていただきたい。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
あんなに働いたのに年金はこれっぽっち？介護と育児で正職員が無理になり、非常勤の仕事をかけもちでやってきた。すっかり脚を痛め老後の楽しみどころか病院に通うことばかり。しかも人にも言えないほどの少ない年金がさらに減らされる。ギリギリです。私だけではありません。値上げで解決するなら政治とはいえません。お金のことばかりでビクビクして生きるのもうかんべんして下さい。福祉の目的は安心です。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>コロナの下で、家族の収入も減ってきているのに、ここにきて介護保険料の値上げとは！！酷です！！</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険料の値上げなどんでもありません。反対です。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>年金は安い。医療保険料は高い。介護保険料は高い。介護保険料の値上げやめてほしい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>収入が増えないのに介護保険料があがると生活がさらに大変になります。現在コロナで苦しんでいる人が多いので、値上げするのではなく減免制度の拡充をして欲しいと思います。また高額所得者の負担割合を見直すことが必要だと思います。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げ、段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p> <p>また、本市独自の低所得者減免制度の収入・資産要件は、現在、保険料減免や、国の制度である「社会福祉法人による利用者負担軽減」制度等、他の低所得者向け施策と基準を合わせています。</p> <p>減免の拡充については、国の動向を見極めながら必要に応じて検討していきます。</p>
<p>高かすぎる介護保険料を、さらに値上げするのではなく、「基金」などを使って、むしろ値下げしてほしいです。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他



## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
物価上り、つましく暮してますが、その上介護保険料が上るのは本当に困ります。私自身も心臓痛、難聴と病院通いです。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
介護保険料の値上げ反対！！	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
要支援1, 2は既に介護保険の給付から切り離された。要介護1, 2の被保険者も近い将来切り離す事を計画している。2000年に始まった介護保険制度は、保険料だけ取って、いざとなると給付がないというとんでもない仕組みにどんどん向かっている。介護保険料は月6200円から月6800円へ値上げを目指す。さらに横浜市は水道料金の値上げも目指している。IRカジノを強引に誘致を目指して、1200億円とも言われる。巨額の財政投中を行って、結果は必ず大赤字となって、市財政に大損害を与えるのは目に見えている。介護保険料の月額6800円への値上げは無策で、市民の生活をさらに圧迫するだけの悪政である。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
介護保険料値上げ大反対！年金暮らし高令者ムリです！高令者をいたわって！	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
年金157万円で生活しています。少しづつ年金は下がっています。介護保険料は、毎年上り年金はさらに目減りしました。（今年度の保険料は¥79600でした。）現在、預貯金をくずし補充しながら、くらしています。年齢を増すごとに、病気になることも多くなりました。医療費や保険料が多くなり、さらに消費税アップで、生活費は減少するばかりです。これ以上の介護保険料の負担は容認できません。是非、ご検討下さい。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他



## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
毎年黒字で基金もあるので何故何故保険料を上げるのですか。保険料を上げるのは反対です。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
黒字なのに何故また負担を強いるのですか。保険料値上げそしていざ使おうとなると壁が高く負担額も上がります。これは保健ではありませんよね完全なる税と同じです。年金も少しづつ減らされてコロナで気分も晴れないのに老人いじめとしかいいようがありません。絶対に値上げだけはやめて下さい	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
年金が60000円代なのに1割も取るなんて信じられません。夫婦で年金ぐらしなのに生活が大変です。横浜市の財政の使い方を正しく検討（市民優先で）してください。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
19年度決算42億円の黒字！さらに51億円の基金がある！なのに値上げですか？今市民はコロナで収入が減り大変な思いをしています。市は市民の暮らし見えていますか？値上げには絶対反対です。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
少ない年金からの介護保険料は今でも大きな負担です。保険事業の決算は42億円の黒字、そして51億円の基金もある。介護保険料の値上げは止めて下さい。1人暮らしなので、使い勝手の良い制度にして下さい。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
国民年金の生活者のため、わずかの年金からひき落としされる介護保険料はとて負担になります。いざ、介護を受けようとする利用料も高く、何の恩恵もありません。横浜の介護事業の決算は黒字と聞いています。その上、51億円の基金があるなら、市民が大変な時こそ保険料を上げるのではなく、決算も黒字だから上げる必要はありません。又、高収入の方と比べると保険料の負担割合も納得できません。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
介護保険料、値上げしないで！！今でも高い毎年、黒字なのに何故ですか？？私は国民年金しか収入がありません。ギリギリの生活者です。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
介護保険料を上げないで！！	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
年金を減らされたのに、（2020、10月）値上りは困る。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
・基金があるのに、何故それを使わない。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
お金持ちの方から、負担額を増やして。ひとくくりに高齢者が増加するからと勝手に見直ししてほしくない。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
何でも上がりますね。国民年金ぐらしには痛手です。特に介護保険はこれから年をとっていく我が身には心配の種です。現在82才ですが、75才を過ぎた頃から、風邪をひきやすく、すぐにごろびけががたえません。骨折で入院もしまして、現在も通院中です。もう3年ちかく薬と注射の日々。薬代、病院の支払うお金が段々多くなります。この上介護保険や、物価が上がりますと、生活に支障をきたします絶対反対！！	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>介護保険制度がつくられた当初は、まだよかったのに、制度つくって、魂入れず、です。</p> <p>制度の見直しがされるたびに、保険料金が上げられ、かつ、使う時の内容（時間、サービスなど）と料金が改悪されています。</p> <p>誰しも、1年1歳、歳を取ります。老後を自宅ないしは施設で安心して過ごせる制度を。</p> <p>国はもとよ、住んでいる自治体が国の制度をカバーするくらいのことをしなさいよ。</p> <p>毎年、黒字で基金（予備費）51億円の積立があるのになぜ、保険料を値上げするのか？</p> <p>市民に説明、納得を得る努力を。</p> <p>コロナ対策に市の税金を使わず、仕事が減っていて収入が減っているときに、よくも値上げを提示できますね。</p> <p>市民に対する愛情が全く感じられない。</p> <p>計画の「素案」撤回を。</p>	<p>③</p>	<p>介護保険料については、計画期間（3年）ごとの、利用者の自己負担分を除いたサービス提供に要する給付費見込みを、約半分を公費（税金）で、残りの半分を被保険者の保険料でまかなう仕組みとなっており、法定以上に一般財源を投入することは制度上予定されておりません。第8期は給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。3月末までに策定する計画の全体版のなかで、給付の見込みや介護保険料についてお示しします。</p>
<p>よこはま地域包括ケア計画への意見を以下に。</p> <p>毎年、黒字で基金（予備費）51億円の積立があるのになぜ、介護保険料を値上げするのですか？市民に説明し納得を得る努力をしてください。</p> <p>横浜市自身は、コロナ対策に税金を使わず、私は、食べて行くのが大変なので、70歳を過ぎても働かざるを得ない状況です。</p> <p>コロナで収入が減っているときに、よくも値上げを提示できますね。</p> <p>市民に対する愛情が全く感じられない。計画の「素案」撤回を。</p> <p>介護保険制度がつくられた当初は、まだよかったのに。制度の見直しがされるたびに、保険料金は上げられ、使う時の内容（時間、サービスなど）料金が改悪されています。</p> <p>誰しも歳を取ります。老後を自宅ないしは施設で安心して過ごせる制度、介護保険制度はそういうことで造ったのではないのですか？</p> <p>国は予算支出を減らす中で、住んでいる自治体が国の制度をカバーすることをしてください。</p>	<p>③</p>	<p>介護保険料については、計画期間（3年）ごとの、利用者の自己負担分を除いたサービス提供に要する給付費見込みを、約半分を公費（税金）で、残りの半分を被保険者の保険料でまかなう仕組みとなっており、法定以上に一般財源を投入することは制度上予定されておりません。第8期は給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p> <p>3月末までに策定する計画の全体版のなかで、給付の見込みや介護保険料についてお示しします。</p>
<p>年金は下がるし必要な被服、靴などなかなか買えない。</p> <p>毎年黒字、基金もあるのになぜあげるんですか。</p> <p>市民の消費購買力が下がれば景気も税収も悪くなるんじゃないでしょうか。</p> <p>市民の福祉予算を増やして住みよい横浜にしてください。</p>	<p>③</p>	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
介護保険料を上げないで下さい。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
介護保険料の基準額（月額）が所得の多寡により負担感に大きな格差があります。所得が伸び悩む状況が続く中で月額600円の加重は生活を圧迫します。ましてやコロナ禍で所得減少、雇用の喪失などで苦しい生活を余儀なくされている方々がおられます。19年度決算の黒字が42億円、基金（予備費）に51億円の積み立てがあり、黒字と基金を含め2020年度末に150億円以上になると聞きます。それらを活用し、介護保険料の値上げは止め、保険料減免制度を拡充する時です。又、高額所得層の保険料負担率をアップし、負担の公平化を図っていただく必要があります。鋭意ご検討をお願い致します。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げ、段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。 また、本市独自の低所得者減免制度の収入・資産要件は、現在、保険料減免や、国の制度である「社会福祉法人による利用者負担軽減」制度等、他の低所得者向け施策と基準を合わせています。 減免の拡充については、国の動向を見極めながら必要に応じて検討していきます。
今でさえギリギリの生活の中で納めている。これ以上介護保険料を上げないでほしい！年金（遺族年金）者の生活はキビシイものです。ご配慮ください！	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
所得比を出してみても高額所得者優遇の保険料体系になっていることがはっきりした。所得の再分配を考慮し見直しが必要ではないでしょうか。第8期は基準額で600円上がる。各々段階はどうなるのか？上に厚く下にやさしい改定にするため所得比を各段階で同率以上にすることが必要。所得10万の人は79.8%の負担になり、2000万の人は1%などあってはならない。これ以上の格差拡大はしない改定を望む。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。なお、介護保険は、医療保険に比して著しく高額な給付が発生することがないことから、一定の者の保険料を高額なものとするのは、給付負担の均衡の観点から適当でないとの考え方により、所得比例ではなく、定額を基本としつつも、所得に応じた段階別保険料とされています。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他



## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>コロナ禍で貧困も広がっています。安心して介護がうけられるよう保険料を値上げせずに誰もが安心して生活できるよう配慮して下さい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険料を上げるのはやめてくださいむしろ下げることが望みます</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険制度は、詐欺ともいえる状態に思います先行き不安も含め、利用者、家族は必死の状態です介護保険制度をこのような状況にしておきながら、保険料を上げるなんてとんでもないです必死にあえいでいる市民の要求を「計画」に反映させてほしいと思います。</p> <p>「財源が足りなくなったら保険料を上げる」、これだけの「計画」をすすめるために保険料を上げる」のでは納得できません。</p> <p>高齢者は基本的に年金以外に収入はありません生活は厳しいです。</p> <p>底辺層市民に行政の光を当ててください</p> <p>「必要な時に必要な介護をお金の心配なく受けられる」ことを切に望んでいます。</p> <p>横浜市は、政令市の中でも財源は豊かだと思いますなのに、他市と比較して保険料が高いと聞いていますが、財源の配分はどうなっているのでしょうか。</p> <p>豊かな老後、介護保障のために財源配分を「第一」に望みます。</p>	③	<p>介護保険料については、計画期間（3年）ごとの、利用者の自己負担分を除いたサービス提供に要する給付費見込みを、約半分を公費（税金）で、残りの半分を被保険者の保険料でまかなう仕組みとなっており、法定以上に一般財源を投入することは制度上予定されておりません。</p> <p>第8期は給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p> <p>3月末までに策定する計画の全体版のなかで、給付の見込みや介護保険料についてお示しします。</p>
<p>値上げ反対</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>保険料負担は困ります。毎日の生活に大きな支障が出てきます。（食料品等格安の所で購入、苦勞しています。）介護保険料値上げはやめてほしい。高齢者にとって、年金を減らされるのはとても厳しいです。横浜市議団日本共産党に高齢者が大変な思いをしていることを、ぜひ大きな声で伝えてほしいです。頑張ってください。お願いいたします。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険料が600円も上るのは困ります。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険料の引き上げが提案されていますが、大変困ります。今高齢者もコロナ禍で疲弊しています。GOTOキャンペーンの恩恵も高齢者はわずかです。コロナが終息した時点で「地域包括ケア計画」の見直しが必要になってくるでしょう。それ迄は保険料は現状のまま凍結すべきです。一方で予算を大幅に使いながら引き上げるのは着々と進めるのは許せません。（後期高齢者医療窓口2割負担も同じです。）</p>	③	<p>介護保険料については、計画期間（3年）ごとの、利用者の自己負担分を除いたサービス提供に要する給付費見込みを、約半分を公費（税金）で、残りの半分を被保険者の保険料でまかなう仕組みとなっており、法定以上に一般財源を投入することは制度上予定されておりません。第8期は給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>市の介護保険事業は42億の黒字、51億の予備積立が有るとか、'20年度末には150億以上になる見込とか、それなのになぜ保険料、値上げの事ばかり考えているのか</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>保険料値上げNO！</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他



## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>私たち高齢者が何か悪いことをしたのでしょうか。            高校卒業後42年間、脇目も振らずに働いて来て、少ない給料から税金も社会保険料も払い続けてきました。年金が受けられる年代になったら、医療費が3割負担で介護保険料も差し引かれる。</p> <p>マクロ経済スライドとかで年々年金が目減りしています。</p> <p>そんな中、介護保険料の引き上げの検討がされているとか、飛んでもありません、今でさえやっとなめているのです。</p> <p>聞く所によれば、2019年度の介護保険事業決算は42億円の黒字で、その上基金に51億円の積み立てがあるとかが。</p> <p>コロナ禍で苦しむ市民を支えるためにも介護保険の値上げはやめてください。</p> <p>高額所得者の負担割合を見直すことも必要ではないでしょうか。</p>	<p>③</p>	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>「介護保険料の値上がり」に反対します」</p> <p>45ページに介護保険料値上がりについて書かれていましたが、前述の通り家族への負担は金銭的にも物凄く、また横浜市立の病院の診断により負担は更に増えましたので、納税先が正しく使われていないと実感しています。今回の提案による介護保険料値上がりについて反対します。</p> <p>提案を読み「そんな呑気なことを言っている場合ではない」と認知症家族の立場として、苦勞と苦痛が凄まじく、横浜市立の病院にも不信があるためです。</p>	<p>③</p>	<p>介護保険料については、計画期間（3年）ごとの、利用者の自己負担分を除いたサービス提供に要する給付費見込みを、約半分を公費（税金）で、残りの半分を被保険者の保険料でまかなう仕組みとなっており、法定以上に一般財源を投入することは制度上予定されておりません。第8期は給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>来年度介護保険料が上がると知り大変な驚いています。年金しか収入のない中、今でも大変な思いをして納めている所、1割も上がっては暮らしていけないです。市民生活を正面から見て制作をたてていただきたい。</p>	<p>③</p>	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>介護保険料の値上げに反対します。カジノに使う税金を介護現場で働く人々の待遇改善に使ってほしいと思います。</p>	③	<p>介護保険料については、計画期間（3年）ごとの、利用者の自己負担分を除いたサービス提供に要する給付費見込みを、約半分を公費（税金）で、残りの半分を被保険者の保険料でまかなう仕組みとなっており、法定以上に一般財源を投入することは制度上予定されておりません。第8期は給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険料が高い。値上げに反対します。本当に介護が受けられるのか心配。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護の公的保障の確立は「健康で文化的な生活を営む」うえで国の責任です。それを加入者の「相互扶助」としての保険制度として、保険料＝事実上の税金として徴収し、それを払うことで最低限の生活維持が脅かされることは、あってはなりません。</p> <p>介護サービスに必要な財源は国庫負担にすることを基本にすべきです。そうでなくては国民の負担は際限なく増えてしまいます。</p> <p>保険料増額はやめてください。高額所得者の負担を増やし、低所得者負担を減らすべきです。我が家も夫婦で保険料負担は限界です。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険の150億円の貯金を全額活用して下さい。保険料の値上はしないで下さい。生活が苦しいです。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>コロナ禍、また、後期高齢者の医療費が割負担から二割負担へとなりそうな時、是非、介護保険料の値上げは、これ以上、やめて頂きたい、お願いします。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>保険料の負担は、とつても苦しい。これ以上の値上げは、やめて下さい。港区モデルの7段階にして、低所得者の負担は据置きをお願いします。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険はまだ介護利用をしていませんが、70代後半なので関心があります。二人で保険を支払うとかなりの保険料になるので高いと思っていました。しかし、再度値上げが2021年度に行われる事には、大反対です。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>私は介護保険料と後期高齢者保険料、住民税の3税で62,100円もとられ、国民年金は手元に68,000円しか入りません。今でも高いのに、子の上、値上げとは、我慢なりません。消費税も10%になり、収入は減るばかり。介護保険事業は黒字だし、積立基金も150億円になるといのに、値上げる理由はありません。どうしても上げるなら、年収1,000万円以上の方の税率を大幅に値上げして下さい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>値上げ絶対反対。黒字なのになぜ上げる必要があるのか。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>年金が下がり続ける為絶対反対です</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険料高すぎ。値上げ絶対反対です。黒字なのになぜ？</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
介護保険料の値上げ反対。絶対反対です。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
介護保険を現行のままにしてください。保険料があがると、サービスが高くて利用できない人達が増えます。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
素案によると保険料が値上ります。年金のみで生計を建てていますが、身の廻りが上がり年金は下がるでは、もう限界です。 ・黒字と基金で保険料の値上げはやめ、むしろ制度を拡充すべきです。安易な採決は止めて下さい。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
介護保険料の値上げは反対です。いまコロナで大変です。主人もデイケアを利用していますが、コロナの影響で利用者も少なくなっています。高齢者、障害者弱い立場の人たちは、収入も少なく生活が困難です。カジノや施設などに予算がかかるならもっと高齢者の社会福祉や障がい者のために予算まわしてください。介護保険を安くしてください。安心して豊かな生活ができるようにしてください。お願いします。	③	介護保険料については、計画期間（3年）ごとの、利用者の自己負担分を除いたサービス提供に要する給付費見込みを、約半分を公費（税金）で、残りの半分を被保険者の保険料でまかなう仕組みとなっており、法定以上に一般財源を投入することは制度上予定されておりません。第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。
本当に少ない年金生活なので、今でも大変です。（ギリギリの中で納めている、これは本当です）介護保険料が上がるのは、反対です。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
3年に1度の見直しの度に負担がふえて困っています。介護サービスも利用しにくくなり、なんの為の介護保険かわかりません。保険料上げないでください	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他



## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>最近主人と私の介護認定を受けた。今迄も保険料が高いとは思っていたが、高令になったら色々受けられるので思えばくぜんの無料に近いお金で受けられると思っていたが、いざ自分が受けるようになったら、それは甘い考えであることを知らされた。保険料が高くなりそれを払ったら受けるお金が払えず受けられない不安でいっぱい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>黒字なのに介護保険料の値上げはやめて下さい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険料の値上はしないで下さい。年金が少ない上これ以上年令者を苦しめないで。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>高齢者の生活はいつそうきびしくなっている。年金もさがっているのにさらに保険料が値上げになったら暮していけない。介護保険事業が黒字であるなら値上げはやめてほしい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>市の介護保険事業は、基金も含めて、2020年度末には、150億円にもなる見込みとの事。 私も含めてまわりの人達は、低収入であったり、低年金です。こんな時に生活を脅かす、介護保険料の引き上げ（基準で1割程）は、絶対反対です。この貯金で、減免制度を広げて下さい。多くの人の生活費を奪わないで下さい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。 また、本市独自の低所得者減免制度の収入・資産要件は、現在、保険料減免や、国の制度である「社会福祉法人による利用者負担軽減」制度等、他の低所得者向け施策と基準を合わせています。 減免の拡充については、国の動向を見極めながら必要に応じて検討していきます。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他



## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
保険料下げて下さい	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
介護保険料の値上げは反対です。 年金生活者としては保険料の値下げを希望します	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
毎年年金は減少、その上、介護保険料毎年の値上げはほとんどありません。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
これ以上の負担はできません。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
介護保険料値上げ反対！	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
保険料の値上げをしないで下さい。保険料の段階を増やし所得の応じた金額を増やせ	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>年金が年収100万円でこれ以上の保険料アップは無理です。</p> <p>また、段階増やし上限額を引上げ3.150億円の貯金を金額活用し、値上げしないでください。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険事業は、大幅な黒字だと聞きます。もっと所得の多い人から金額を増して下さい。庶民から保険料の値上げをしないで下さい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>この事からも、困窮者に配慮しつつ介護保険料の値上げも必要と思います。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>年金生活の日々、社会保障は生命に直結しています。介護保険料の値上げは私達にとって限界を超えます。値上げは絶対反対します。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険料上げないで下さい。これ以上あげられると生活に影響して生活できなくなります。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>保険料基準額（月額）の「値上げ」に反対します。</p> <p>（1）税額の民主化は税額の段階を増やし、応能負担とする。と考えますが、保険料についてシ同様に保険料の段階を増やし応能負担を考えて下さい。（2）前回のように入介護保険の基金を活用するなど、いろいろ手立を講じて保険料負担の軽減をはかって下さい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
介護保険料を上げないで下さい。これ以上あげられると生活に影響して生活できなくなります。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。
介護保険料値上げの検討がされているとのこと。介護保険制度は悪くなる一方で、介護サービスも低下の一途です。それなのに値上げ、納得できません。介護保険事業19年度決算は黒字と、その上基金もあり、貯金額150億円あると聞き及んでいます。又、高額所得（1000万～1500未満）14段階、16120円、これは収入80～120万以下6200と比べると割合が安すぎます。このコロナ禍で生活がきびしくなっています。市の検討しているIR、瀬谷米軍基地の跡地などに市税を使ってほしくありません。今こそ医療、福祉を考える時です。市税の使い方も含め、今すべきことをして下さい。値上げは命を縮めます。	③	介護保険料については、計画期間（3年）ごとの、利用者の自己負担分を除いたサービス提供に要する給付費見込みを、約半分を公費（税金）で、残りの半分を被保険者の保険料でまかなう仕組みとなっており、法定以上に一般財源を投入することは制度上予定されておりません。 第8期は給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 なお、介護保険は、医療保険に比して著しく高額な給付が発生することがないことから、一定の者の保険料を高額なものとするのは、給付負担の均衡の観点から適当でないとの考え方により、所得比例ではなく、定額を基本としつつも、所得に応じた段階別保険料とされています。
毎年、市介護保険事業は黒字、現に19年度決算は、42億円の黒字、さらに「基金」51億円を積立しているのですから黒字分と「基金」を活用したら値上げの必要はないのではと考えます。今、求められるのは、介護保険料の値上げは止め、保険料減免制度を拡充することです。同時に高額所得者の負担割合を見直すべきと考えます。	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げ、段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。 また、本市独自の低所得者減免制度の収入・資産要件は、現在、保険料減免や、国の制度である「社会福祉法人による利用者負担軽減」制度等、他の低所得者向け施策と基準を合わせています。 減免の拡充については、国の動向を見極めながら必要に応じて検討していきます。
健康保険の窓口負担が1割→2割になるという…介護保険年額7200円増は年金収入のみの人間にとって辛い、この分何を節約したら…？	③	第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。 段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>私たち夫婦は年金額だけで生活するのが厳しいので妻（72歳）と2人働いて生活を維持しています。介護保険料は年金から容赦なく天引きされている。これ以上値上げされたら生活を維持するのに死ぬまで働かなくてはならない。これ以上の介護保険の値上げは止めてください。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>市民生活の破壊につながる。水道料金に加え、介護保険もUP。なぜ値上げなのか、全くわからない。事業の黒字や基金を取り崩せばいいだけの話ではないか。高額所得者から多く徴収すれば済むではないか。なぜ、それを実行しないのか。市政は企業とちがい、ゼニ儲けファーストではない。セーフティ・ネットを拡充し、生活しやすくするのが市政の努めだ。今すぐ市は低所得者から保険料を徴収するのはやめろ。市民の声に耳を傾けろ。介護保険料の値上げに断固“反対”する絶対値上げは、させない！</p>	③	<p>介護保険料については、計画期間（3年）ごとの、利用者の自己負担分を除いたサービス提供に要する給付費見込みを、約半分を公費（税金）で、残りの半分を被保険者の保険料でまかなう仕組みとなっており、法定以上に一般財源を投入することは制度上予定されておりません。</p> <p>第8期は給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p> <p>なお、介護保険は、医療保険に比して著しく高額な給付が発生することがないことから、一定の者の保険料を高額なものとするのは、給付負担の均衡の観点から適当でないとの考え方により、所得比例ではなく、定額を基本としつつも、所得に応じた段階別保険料とされています。</p>
<p>保険料値上げ反対150億円の基金市民のために使え、6段階目の基準額では生活保護に市民を陥れるのか。介護保険を老人福祉のためにケア計画を求める。強い努力を覚える。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>年金は下がり、医療費もさらに上げられようとしている。介護保険料は利用しなくても死ぬまで払わねばならないし、利用する時もヘルパーの1コマの時間が短くなるなど制度が利用者や現場の声をきかずに変えられている。本当に生きづらい世の中です。長生きするのは悪いのですか？高齢者が若い世代の負担になるような報道には怒りがいっぱいです。介護保険の決算は黒字で、留保金もあるのではないですか？健康で長生きしないのは当然でフレイル予防もしています。自助も共助もしています。足りないのは公助です。これ以上、介護保険料や医療費上げないで下さい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他



## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>これでは、ウナギのぼりであげられては、今でも苦しい生活、成りたってゆきません。毎年黒字基金もあることと聞いています。介護保険の意味全くなっています。保険料も支払えない人がでてくるでしょう。42億円の黒字。介護保険の名のとおり市民の老後のために、活用することが市のありかたと思います。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>黒字やためこみを使って、保険料値上げはやめるよう、お願いします。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>2、介護保険料の引き上げはやめてほしい。新聞報道では、全国で10万人もの滞納者がいて、差押えが行われているとのこと。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>納付いただけない事情がある方には、区役所において納付相談を受けており、必要に応じて滞納処分の執行停止等の納付緩和措置を行っています。</p>
<p>鍵尾保険料の値上げが提案されていますが、収入に応じた応能負担で現在の16段階に分かれている保険料を見直して、値上げ幅を抑えてほしい。財源について、国の負担額の増額を市は県と一緒に要求してもらいたい。自助だけでは限界がある。軍事費などの予算を見直せば財源はあると思います。税金の使い道に問題があります。今後、高齢者には医療費の2割負担が検討されており、少ない年金額で介護保険料や医療費の負担が増えることは、高齢者の生活は一層苦しくなります。安心して老後暮らしを暮らせません。コロナ禍のもとで介護保険料の値上げは慎重に検討してもらいたい。</p>	③	<p>介護保険料については、計画期間（3年）ごとの、利用者の自己負担分を除いたサービス提供に要する給付費見込みを、約半分を公費（税金）で、残りの半分を被保険者の保険料でまかなう仕組みとなっており、法定以上に一般財源を投入することは制度上予定されておりません。</p> <p>第8期は給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p> <p>なお、介護保険は、医療保険に比して著しく高額な給付が発生することがないことから、一定の者の保険料を高額なものとするのは、給付負担の均衡の観点から適当でないとの考え方により、所得比例ではなく、定額を基本としつつも、所得に応じた段階別保険料とされています。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他



## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>市民の収入が上がらない中、安易に保健料値上げは反対です。黒字で、基金も有るのに…悪政デス！そもそも、横浜市は事業がズサンです。例えば、「り熱」等、資産を簡単に手離等工夫が足りません。もっと頭を使え！と云いたい。I、Rと同様です。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険料は、どんどんあがっています。天引きされているので、意識しない中で知らないうちにという人は多いです。介護保険料はさげてください。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>保険料の値上げは本当に困ります。市民目線で計画を立て、実践していただけますようお願い致します。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>健康保険料が上がり後期高齢者の一割負担から2割負担になろうとしています。介護保険料がまた上がるという事は年金者生活者にとっては身を切る様な痛みです。介護保険料の値上げはやめてほしいです。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>現在の介護制度は弱者や高令者にとってきびしすぎると思います。自助、共助、公助と云う方針を政府は出していますが高令者同志が支え合うと云うことは酷としか思えません。特にコロナ禍の折経済面、精神面での負担も大きくその上収入は減、介護保険料の値上りなど大変です。この点の見通しをお願いします。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>ギリギリの中で納めています。これ以上の保険料負担は生活に支障が出ます。高額所得者の負担割合の見直し（年間1,000万円～）が必要では？</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>年金生活者です。介護保険料は自分の将来の為に支払っています。が、年金は減りこそすれ増えない訳ですから、これ以上の保険料の値上げは困ります。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>保健料を上げるなどんでもないです。何を考えているのですか、今でさえギリギリの生活をしてやっと生きているのです。先日届けられました。100,000円も入院費、医療費で全部消えてしまいました。国のえらい方は預金にまわすからな人と、テレビで言っていました。が、国民に聞いてみたのですか？年収1,000万も2,000万もある方ならいらしらず私しの知るかぎり生活費、医療ヒ薬代等で消えていると聞いています。どうぞこれ以上弱者をいじめないで下さい。高令者は死ねと言っている様に聞えます。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険料の基準月額引き上げに反対です。6200円から6800円と約一割の値上げとなります。年金支給額がジワジワと引き下げられる中で、将来不安は強まるばかりです。高令者の窓口負担率の引き上げの動きともあいまってこれ以上収入を増やす手立てを持たない高令者の生活の苦しさを行政は十分くみとって頂きたい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>3. 「コロナ禍で収入は減った」という声は蔓延しています。これ以上の保険料負担は耐えられない。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険料について、6600円程度にして欲しい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p>
<p>高齢者が増加しても、自立している人は保険料を減らせるしくみを作って欲しい。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>コロナ禍で市民が苦しんでいる時期に介護保険料を約1割6,800円に値上げすることには反対です。</p> <p>2019年度の市介護保険事業の決算は42億円の黒字でありまた51億円の基金もあるのでからこれらを活用して介護保険料値上げはやめるべきと考えます。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険料の引き上げも問題です。税の使い方、集め方の改善、少子化対策など考えていくべきです。</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>●意見がある箇所 46ページ「保険料基準月額6800円程度」</p> <p>●意見の内容 横浜市は後期高齢者が増加することがわかっているのに、新市庁舎を700億円以上で建設したり、カジノIRや新しい劇場の検討に数億の予算を使用しています。そういった福祉以外のことに大きな予算を使って、保険料を値上げするのはひどいです。</p> <p>2021年度からは福祉に大きな予算を使用して、保険料を6800円にしないようにしてください。</p> <p>保険料を6200円のままにするか、6500円以下ですむようにしてください。</p>	③	<p>介護保険料については、計画期間（3年）ごとの、利用者の自己負担分を除いたサービス提供に要する給付費見込みを、約半分を公費（税金）で、残りの半分を被保険者の保険料でまかなう仕組みとなっており、法定以上に一般財源を投入することは制度上予定されておりません。</p> <p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p>
<p>2,高齢期の介護保険料月額6800円はきつい。5000円程度してほしい（国・県・自治体負担を増やして）</p>	③	<p>第8期介護保険料については、給付費の増加から引き上げざるを得ない状況ですが、素案の基準月額6,800円から介護保険給付費準備基金の活用等により、保険料の上昇を抑え、基準月額を6,500円へ引き下げます。</p> <p>段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>具現は難しいと判断します。介護保険料が一現在の基準額では、計画推進は財政的に不可能と推量します。私は83才にして1年間1日も休まず働き月額22,320円を納入しております。65才以上の保険料を所得に対してではなく資産に対して課してはいかがでしょうか。相続税対策になる資産は減額するとは思いますが、40才～65才の負担は軽減するでしょう。資産のない方、無収入の方は現状維持で、「自分の一生は自分で責任を持つ」仕組みをご一考下さい。</p>	④	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
第8期の策定案を一言でいうと、予想される高齢者、認知症者の増加に合わせて、スタッフ、施設、資金をバランスを取りながら、拡充していき、その資金を介護保険料増加で、補填していくというものです。7期での策定から、現状の延長線上でしかありません。また、若い人に、そのつけを回すべきではありません。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
P45の見込みに居宅介護支援専門員が掲載されていないので、ケアマネジャーの数は足りているのか。肌感覚では利用者がいっぱい受けられないという事業所もある。また、8期計画全体をみると、色々な研修をやらされるのかという印象をもった。研修はお腹いっぱいなので、仕事が楽になるような効率化に向けたものもあってほしい。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。持続可能な介護保険制度となるよう、介護人材の確保やICTの活用等による業務の効率化に向けた取組を着実に進めてまいります。
回答した事業所の内訳はどうか。施設併設の事業所であれば（他で利益をあげているので）マイナスでもよいという考えがある。単独事業所であればもっと数字が厳しいものになるだろう。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
第8期の計画素案に介護保険事業の収支が分かる資料がありません。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
長年保険料を払ってきました。しかし、いざ受けようとする時、様々な制限がある。受けやすくしてほしい。	④	介護保険の制度・手続きに関する周知はみなさまにとってわかりやすいものになるよう検討してまいります。
現在、高齢者の医療、介護は下がる一方です国は、後期高齢者医療の保険料も上げる方向で検討されています その他、ケアプラン作成も有料化、ヘルパーの15分単位のサービス介護保険の「介護度」も厳しくなり、入所条件も「介護度3」が必要とか国は、さらに「要介護12」も「総合拳業」に移管の検討とか介護保険制度をどう発展させるかではなく解体しようとしているようにも見えますこのような国の政策、方針で、この先どうなるんだろうと、不安、心配がいっぱいですこれらは、「国が決める分野」と言わないで、市民の実情や「給付金の引き上げ」など国に提言してほしいです介護保険制度は、発足当初、老後を社会的に支えるものとして発足しましたが、今では制度の精神も中味も後退し続けています	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
一時金推計→介護保険なくしたら?!→その22953億円÷横浜市民40歳以上数一粒3倍日→億3円兆第9期介護保険給付額÷総人口=みんな当り的中その12953億円÷371万人=79596円介護保険料なくす。なげきのかべこわす	④	ご意見をいただきありがとうございます。

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの ④ 今後の参考とさせていただくもの ⑤ その他

## 9 介護サービスの量等の見込み・保険料の設定

ご意見	対応方針	回答
<p>「収入に対応する保険料設計へ変更」を強く求めます。 ①高齢者実態調査のQ63で「料率制とする」が21%もありました。収入に対応したものは本来料率制です。ぜひ、高齢者の意見を大切に制度変更の検討を求めます。8期に間に合わなければ「9期への宿題として市民討議呼びかけることを求めます。」</p>	④	<p>介護保険は、医療保険に比して著しく高額な給付が発生することがないことから、一定の者の保険料を高額なものとするのは、給付負担の均衡の観点から適当でないとの考え方により、所得比例ではなく、定額を基本としつつも、所得に応じた段階別保険料とされています。</p>
<p>「収入に対応する保険料設計へ変更」を強く求めます。 ②次善の策は、段階の拡大です（調査結果で16%の回答）。都内23区では2500万円が4区、3000万が3区、3500万が3区、5000万と1億が各1区あり合計12区、区内のほぼ半数が2500万円以上です。横浜市の2000万円以上が6,410人（運協資料）もおられます。最低でも「3000万円以上の段階に拡大する」ことを求めます。</p>	④	<p>介護保険料は、計画期間（3年）ごとのサービス提供に要する給付費見込みを、約半分を公費（税金）で、残りの半分を被保険者の保険料でまかなう仕組みとなっており、給付費見込みは自治体ごとに異なりますが、その費用に対する基本的な保険料の算出方法は全国一律です。段階別保険料については、第7期と同様に、本市独自に国の基準と比べて、より所得に応じた段階を設定しています。</p>
<p>介護保険料の値上げを不満に思っていたのに健康福祉局から納得できない返事を頂いていたので伺いたいと思いきかせて頂きます。2019年度まで一割負担だった今年85歳の夫の介護保険料が二割になると通知され質問の電話をした所奥さんの年金も合算したからとの応答だったので。私（83歳の合計年金額¥968,320）夫は¥2,652,009ではそうなるのでしょうか。毎月のデイ・サービスも値上げして大変です。よろしくお願い申し上げます。</p>	⑤	<p>第1号被保険者（65歳以上）のうち、一定の所得がある方の利用者負担割合は2割または3割になります。また1か月の利用者負担には上限額を設けています。</p>
<p>一家族の声ですー（80代母と同居）・支払っているのに、使っていない。</p>	⑤	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>高令者一割負担は持続してほしいです。横浜市の黒字を使って下さい。</p>	⑤	<p>サービスの利用者負担割合は法令に基づくものです。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他



## 10 区民説明会・市民意見募集、その他

ご意見	対応方針	回答
<p>近隣の自治体に意見を聞くと、やはり横浜市が一番安心して生活しやすいという感じである。これ以上とは言わないが、現状を維持していただけたら有難い。</p>	②	<p>計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて、着実に事業を実施していきます。</p>
<p>総合事業については、2021年度以降も現行相当サービスと報酬を維持すること。</p>	②	<p>総合事業の横浜市訪問介護相当サービス及び横浜市通所介護相当サービスは次年度も引き続き実施します。報酬については、国の動向等を注視し、対応していきます。</p>
<p>人の懐から巻き上げることが財政収入のメインである I R（統合リゾート）カジノ誘致に、市民の血税を使うより、こっちの方が大切です。 住みよい横浜市にしてこそ、少子高齢化の時代になっても、子育て世代は横浜市から逃げ出しません。</p>	②	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>横浜市は、I R（統合型リゾート）カジノ誘致に、市民の血税を使うより、こっちの方が大切です。 少子高齢化の時代到来を心配するのなら、住みよい横浜市にすれば、子育て世代は横浜市から逃げ出しません。</p>	②	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>区民説明会をやって下さい。</p>	③	<p>第7期計画と同様に区役所等で計画素案の説明会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、参加される市民の皆様の安全を最優先に考え、中止しました。 次期計画の策定時には、これまでと同様に実施します。</p>
<p>説明会の1月開催とパブコメ期間の延長を求めます。 説明会の中止には驚きました。介護保険法117条は計画策定に住民参加を強調しています。 8期計画の遂行には、加入者の理解と協力なしには真の成功はあり得ません。 3年に1度しかない機会に説明会抜きで決めるのは到底理解出来ません。 お隣り川崎市は1月に7区全てで開催し、パブコメも12/1～2/5までの2か月間受け付けます。 提案「1月に大会場で人数制限し開催、同時にオンラインでも参加できる方式」での開催を求めす。合わせて、「パブコメ期間を2月5日まで延長する」ことを求めます。</p>	④	<p>第7期計画と同様に区役所等で計画素案の説明会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、参加される市民の皆様の安全を最優先に考え、中止しました。 次期計画の策定時には、これまでと同様に実施します。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただくもの    ⑤ その他

## 10 区民説明会・市民意見募集、その他

ご意見	対応方針	回答
この計画に載せるべきものかは分からないが、地域ケアプラザの質の向上は計画にあるが、区役所の機能強化、質を上げるということとはできないか。例えば介護保険の申請等も土日も開庁してもらいたい。区役所の窓口強化を検討してもらおう場を設けるとか。検討の場を設けるならばケアマネジャーの意見もきいてもらいたい。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
区によって対応に差がある。コロナ対応だけでもある程度統一した対応をしてもらえると助かる	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
総合事業は保険給付から外された要支援者1, 2の事業であることから、サービス見込み量の算出に、要介護者を含めないこと。	④	総合事業の対象は要支援者・事業対象者であることから、サービス見込み量に要介護者は含んでいません。なお、総合事業の対象者弾力化については、介護予防・生活支援サービス補助事業、いわゆるサービスBを要支援の時に利用している方が継続的に利用する場合に限って要介護者も対象とする予定です。サービスBの見込み量については、国の動向を踏まえ、今後検討してまいります。
認知症もいろいろな人がいる。暴力・問題行動がある人が難しい。	④	認知症の人や家族のニーズを踏まえ、本人の状態に応じて、適切な支援が受けられるように支援していきます。
安心して、老後がすごせるように。年金での暮らしは大変なんですヨ。	④	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
介護保険冊子「ハートページ」について、目次は1頁目におき、ページは1本に統一して下さい。	④	介護保険冊子「ハートページ」について、令和2年度版から制度案内部分のページ番号を全般統一しています。その他、いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
インフルのワクチンがまわってきません。増やしてください。	⑤	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
大型公共事業やオペラハウスなど見返してほしい。	⑤	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきます    ⑤ その他

10 区民説明会・市民意見募集、その他

ご意見	対応方針	回答
反対です。	⑤	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
ついでに水道料金値上げも反対！	⑤	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
ご苦労様です。団塊世代対応は良いですが？団塊ジュニア世代を見直す事は出来ません。世界33か国のコロナ感染率、死亡率、出生率、死亡率などからの未来指票を試算しました。菅総理のG20、テレビ会議宣言、SDGs対応、2050年も大変良いと思います。しかし、トランプ大統領の米国資本主義の行きづまりを考えるとやりきれません。世界33か国の75億人の70%、皆んな良い人間？残り30%は？出来る人、夢も理想も消える現実です。分析哲学より。	⑤	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
横浜市民と言って大手を振っていたのに、学校給食もない、カジノばかりにのめり込んでいる市長がいる。水道料も値上げ。水道管は国費使用にする。市長は市民の為に働いて下さい。	⑤	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
水道料金の改正に付いて。 インフラ事業携わる横浜市及び市議会が、配管などの施設が老朽化したからと利用料金を値上げを提案しましたが、立派な市政が笑い物です。 戦後75年もの長い年月が有ったにもかかわらず、何にも計画が成されなかったのですか？今更との感じです。 カジノ・多目的ホール等に係わる予算をインフラ整備に回すべきです。大型投資は危険です、子孫に付けを回し兼ねません。将来の事を、横浜市・市会・市民がもう一度一から考える場を設ける時では無いでしょうか。	⑤	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
カジノの宣伝に予算をつけないでください。水道料金の値上げ反対！横浜カジノを最終的にあきらめるべきだ。カジノに人をつけないでください。	⑤	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他

## 10 区民説明会・市民意見募集、その他

ご意見	対応方針	回答
<p>カジノ誘地より、医療福祉に市民税は使うべき。市民は、何のために税金を納めているのか、側の方は皆怒っています。→市民の声より</p>	⑤	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>イコール和一粒3倍日→億3円兆米粒でんぶんのり蝶OK          承解チョコレート、マシュマロ、クッキーケーキよく          1101041131153939HOPE希望SUPALAITOスーパー戦闘機、戦車、戦艦をなくし医療、福祉、食、衣、住の充実日本国から全世界へブランド港南台高島屋のshopinへ          エルメスカルティエティファニーバーバリーグッチカルバンクラインアジダスミススーパースターアシックスナイキリーボックスコッチグレインオメガカメガローレックスフェラーリ、ロールスロイス、ポルシェ、ランボルギーニ、NSX、F1</p>	⑤	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p>
<p>今回のコロナ騒動で、保健所を削減した結果や身分が不安定な若年層労働者を増やしたつけが感染拡大を過剰に増やし不安を拡大している様に報道を見ている私には映ります。英国で始まった緊縮財政による社会保障や労働環境の切り捨てや緩和が今回の世界的なパンデミックに耐えきれてないのではないのでしょうか。持続化給付金の民間会社による下請け労働者への中抜きもふるさと納税の税の移動もこの困難へに対応できるものでしょうか。EU圏では独や伊や南米国等々を除き社会保障削減の発信国である英国では感染者に対する回復者の低さが目立つデータが。NHSとも関連しているのでは。国民的保険が存在しない米国ではさらにひどく顕著なデータも。今年には自然災害が幸いにも少なく、コロナ禍で、イベントや災害ボランティア等々が例年に比べ必要が、少なく世界の動きが、よく見えました。サーズ、マーズを経験している東アジア等では比較的、IT化を含めて対応が取れていたのも目立ちました。生産労働世代をウイルスのび役として、町や地域の不安材料となるような光景は見たくありません。</p>	⑤	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>私は横浜で生れ海や山を愛し生きて来ました、どうか、IR等はやめて歴史ある美しい横浜を取り戻して下さい。IR（ばくち）です。依ぞん応の方、その家族のしきんな現状も見ています。どうぞこのメールの意味とは違いますがお聞き入れ下さいます様お願い申し上げます。</p>	⑤	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

### 【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映するもの    ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの  
 ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの    ④ 今後の参考とさせていただきますもの    ⑤ その他





横浜市健康福祉局高齢健康福祉課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 Tel :

045-671-3412 Fax : 045-550-3613

E-mail : [kf-keikaku@city.yokohama.jp](mailto:kf-keikaku@city.yokohama.jp)

令和3年2月 発行



計画期間 令和3年度～5年度

# よこはま地域包括ケア計画

第8期横浜市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 認知症施策推進計画

原案

POSITIVE AGING



# 目次

<b>第1部 計画の考え方</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 よこはま地域包括ケア計画の趣旨</b> .....	<b>2</b>
1. 計画の位置付け .....	2
2. 計画の期間 .....	3
3. 地域包括ケアシステムの目的 .....	3
4. 計画の策定・推進体制 .....	3
5. 計画の評価・点検 .....	4
<b>第2章 横浜市の高齢者を取り巻く状況</b> .....	<b>5</b>
1. 統計データから見る横浜市の高齢者の状況 .....	5
(1) 総人口と高齢者人口 .....	5
(2) 「団塊の世代」及び「団塊ジュニア世代」のこれから .....	6
(3) 高齢夫婦世帯と高齢単独世帯 .....	7
(4) 認知症高齢者 .....	7
(5) 要支援・要介護認定者の状況 .....	8
(6) 介護保険サービス利用者の状況 .....	9
2. 高齢者や介護事業者へのアンケート調査の結果 .....	10
3. 第7期計画における取組の成果と今後の課題 .....	12
<b>第3章 計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム</b> .....	<b>14</b>
1. 横浜型地域包括ケアシステムの目的 .....	14
2. 横浜型地域包括ケアシステム～目指す将来像～ .....	16
(1) 2025年の目指す将来像 .....	16
(2) 2040年に向けて .....	17
3. 第8期計画の基本目標と施策体系 .....	18
<b>第2部 計画の具体的な展開</b> .....	<b>21</b>
<b>第1章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開</b> .....	<b>22</b>
I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して .....	22
1. 介護予防・健康づくり .....	24
(1) 介護予防の取組推進 .....	24
(2) 健康寿命の延伸を目指した健康づくり .....	27
2. 社会参加 .....	29
(1) 高齢者が活躍できる場（通いの場等）の推進 .....	29
(2) 就労等を通じた、社会参加の機会・情報の提供 .....	30
(3) ニーズやライフスタイルに合わせた社会参加 .....	31

(4) シニアの生きがい創出 .....	32
(5) スポーツ活動・健康づくりを通じた、明るく活力のある長寿社会づくりの推進 ..	34
3. 生活支援 .....	36
<b>II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して .....</b>	<b>40</b>
1. 在宅介護・リハビリテーション .....	42
2. 在宅医療・看護 .....	49
(1) 医療・介護連携の強化 .....	49
(2) 在宅医療に関わる人材の確保・育成 .....	50
(3) 在宅医療の普及・啓発 .....	51
(4) 医療につながるための支援 .....	52
3. 保健・福祉 .....	53
(1) 地域ケアプラザの機能強化 .....	53
(2) 高齢者の権利擁護 .....	55
(3) 地域で見守り合う体制づくり .....	57
(4) 介護者に対する支援 .....	59
4. 医療・介護・保健福祉の連携 .....	60
<b>III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して .....</b>	<b>62</b>
1. 個々の状況に応じた施設・住まいの整備・供給 .....	64
(1) 施設や住まいの整備 .....	64
(2) 高齢者向け住まいの整備・供給促進 .....	67
(3) 安心して住み続けられる環境の整備 .....	68
(4) 高齢者の賃貸住宅等への入居支援 .....	69
2. 相談体制・情報提供の充実 .....	72
<b>IV 安心の介護を提供するために .....</b>	<b>74</b>
1. 新たな介護人材の確保 .....	76
2. 介護人材の定着支援 .....	78
3. 専門性の向上 .....	79
<b>V 地域包括ケア実現のために .....</b>	<b>82</b>
1. 高齢期の暮らしについて、準備・行動できる市民を増やすために .....	83
2. 高齢者にやさしい安心のまちづくり・ICTを活用した環境整備 .....	86
3. 介護サービスの適正な量の提供及び質の向上 .....	88
(1) 介護給付適正化の推進【介護給付適正化計画】 .....	88
(2) 介護保険事業者の質の向上、指導・監査 .....	89
4. 高齢者が適切な制度・サービスを選択できるための広報、情報提供 .....	90



5. 苦情相談体制の充実.....	91
VI 自然災害・感染症対策.....	<b>92</b>
1. 緊急時に備えた体制整備・物資調達 .....	92
2. 防災・感染症予防対応力の向上に向けた研修・啓発 .....	94
<b>第2章 認知症施策推進計画の施策の展開 .....</b>	<b>96</b>
1. 正しい知識・理解の普及.....	<b>98</b>
(1) 認知症に関する理解促進 .....	98
(2) 相談先の周知 .....	99
(3) 認知症の本人からの発信支援 .....	100
2. 予防・社会参加 .....	<b>101</b>
(1) 健康づくり、介護予防.....	101
(2) 地域活動、社会参加.....	102
3. 医療・介護 .....	<b>103</b>
(1) 早期発見・早期対応.....	103
(2) 医療体制の整備.....	104
(3) 医療従事者等の認知症対応力向上の推進 .....	104
(4) 介護サービス基盤整備、介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進 .....	105
4. 認知症の人の権利.....	<b>106</b>
(1) 自己決定支援 .....	106
(2) 権利擁護 .....	106
(3) 虐待防止 .....	107
5. 認知症に理解ある共生社会の実現 .....	<b>108</b>
(1) 認知症バリアフリーのまちづくり.....	108
(2) 見守り体制づくり.....	108
(3) 介護者支援の充実.....	109
(4) 若年性認知症の人への支援 .....	109
<hr/>	
<b>第3部 介護サービス量等の見込み・保険料の設定.....</b>	<b>※</b>
<hr/>	
<b>第4部 資料編 .....</b>	<b>※</b>

※第3部、第4部については、3月末までに作成します。



# 第1部 計画の考え方

## 第1章 よこはま地域包括ケア計画の趣旨

### 1. 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体なものとして策定する、市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。また「認知症施策推進計画」は、令和元年6月に国がまとめた認知症施策推進大綱に基づいて、横浜市が独自に策定するもので、これら3つの計画を合わせて「よこはま地域包括ケア計画」として位置付けています。

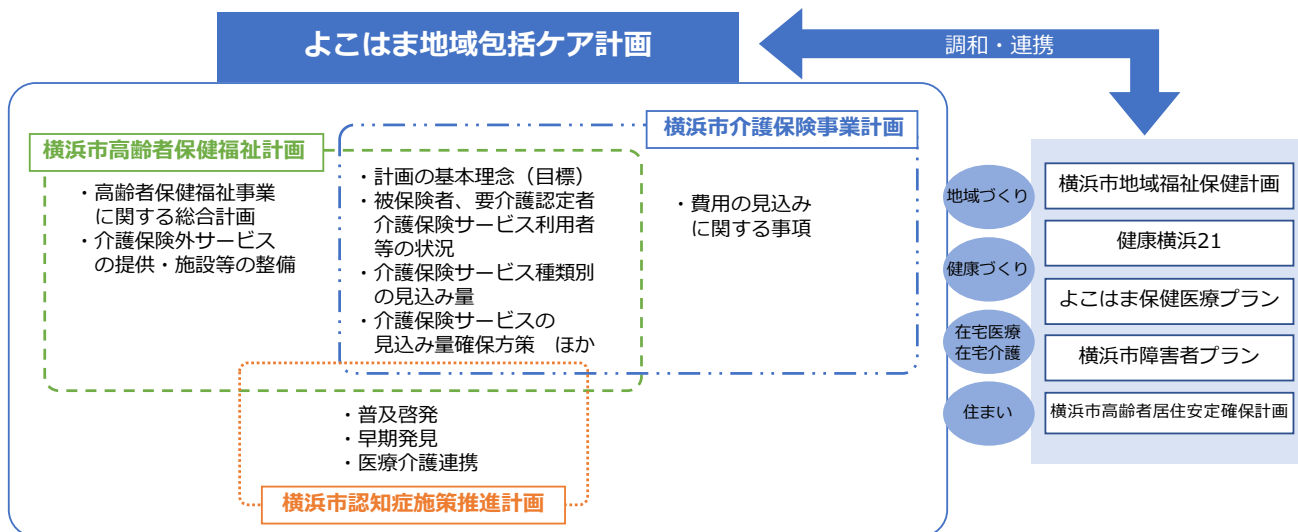
本計画は、第7期計画（平成30年度～令和2年度）の終了に伴い、新たに第8期計画（令和3年度～5年度）を策定したものです。

横浜市では、第6期計画から「よこはま地域包括ケア計画」を、横浜型地域包括ケアシステムの構築を中長期的に進めていくための計画として位置付け、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けた施策や取組を進めてきました。本計画では、2025年に向けた横浜型地域包括ケアシステムの構築を引き続き進めるとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、高齢者数がピークを迎える2040年に向けて、効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

本計画で構築を進める横浜型地域包括ケアシステムは、65歳以上の高齢者を主な対象としていますが、2040年を見据え、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるよう、取り組んでいきます。

横浜型地域包括ケアシステムが目指す地域づくりは、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人など、多くの市民が共有することのできる地域共生社会の基盤の一つとなっていきます。そのため、横浜型地域包括ケアシステムを効果的に機能させていくために、高齢福祉分野だけでなく、多分野での連携・協働の下に構築を進めていきます。

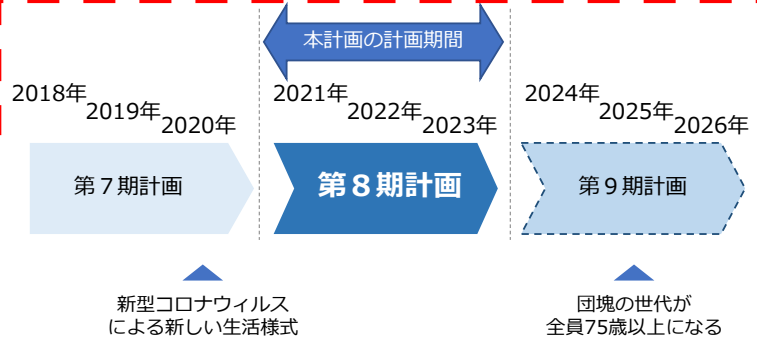
### < よこはま地域包括ケア計画と他の計画の関係 >



## 2. 計画の期間

本計画の計画期間は令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間です。

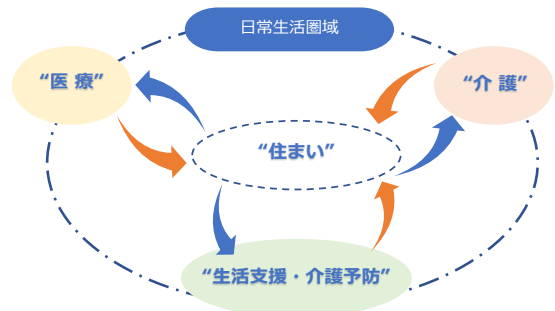
計画は3年ごとに見直しを行うことから、令和2年度（2020年度）に第7期計画の見直しを行いました。



## 3. 地域包括ケアシステムの目的

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるために、住まいを中心に、介護、医療、生活支援・介護予防が一体的に提供される日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービスの提供体制のことです。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目途に、全国各地で構築が進められています。



<日常生活圏域単位での地域包括ケアシステム>

参考：厚生労働省資料

### 《日常生活圏域の設定》

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう「日常生活圏域」を設定し、その圏域ごとに地域密着型サービスを展開します。日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況やその他の条件を総合的に勘案して定めています。横浜市では、おおむね中学校区（人口規模2～3万人）を目安とし、地域ケアプラザの区域を基本として148か所設定しています。

## 4. 計画の策定・推進体制

本計画の策定・推進に当たっては、市内の関係区局による体制を基盤に、被保険者の代表や学識経験者、保健・医療・福祉関係者による介護保険運営協議会等を設置して、多様な参加者による知見や意見を踏まえて実施しています。

名称	目的	構成メンバー
横浜市 介護保険運営協議会	市民及び関係者から幅広い御意見を頂き、介護保険事業の運営に関する重要事項を審議する。	・被保険者代表 ・学識経験者 ・保健、医療、福祉関係者
地域包括ケア 推進課長会	関係区局間で、地域包括ケアシステムの構築や計画の策定・推進にかかる課題・取組を検討し、協議する。	・市内関係部署
第8期計画策定 検討プロジェクト	第8期計画策定において重点的に検討するテーマを設定し、テーマごとに課題・取組を検討し、協議する。	・高齢福祉所管部署 ・医療福祉所管部署

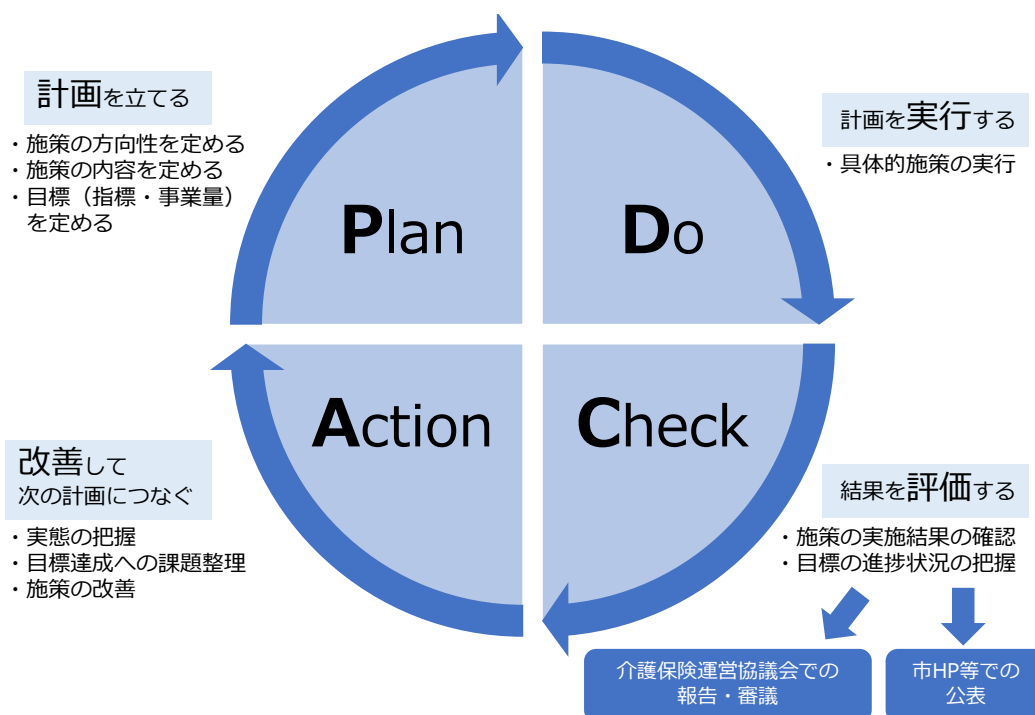


### 5. 計画の評価・点検

本計画では、被保険者数や要介護認定者数、サービスの利用状況について、令和3年度から令和5年度の3年間の見込み量を定めるとともに、計画全体の達成状況を把握するための成果指標や事業量を独自に設定しています。

計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを活用して、年度毎に各施策の実施状況や目標の達成状況を振り返り、計画の進捗状況を評価するとともに、達成状況を踏まえた課題の検証・分析を行い、次年度以降の取組に生かしていきます。

また、これらの評価・点検の実施に当たっては、介護保険運営協議会で報告、審議するとともに、その過程を一般に広く公開することとします。



### 介護保険制度の歴史

#### 2000年・『介護保険制度のスタート』

(平成12年) 自治体主体の措置制度から、利用者である国民の保険料を基盤とした、自立支援・利用者本位・社会保険式の仕組みとなる。

#### 2006年・『介護予防の強化』

(平成18年) 地域支援事業や地域包括支援センターの創設など、要支援者を中心とした介護予防に向けた制度・体制が強化される。

#### 2011年・『地域包括ケアシステムの義務化』

(平成23年) 地域包括ケアシステムの構築が、介護保険制度で義務化される。

#### 2015年・『地域包括ケアシステムの構築推進』

(平成27年) 2025年に向けて、地域ケア会議や介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業などの新事業が創設される。

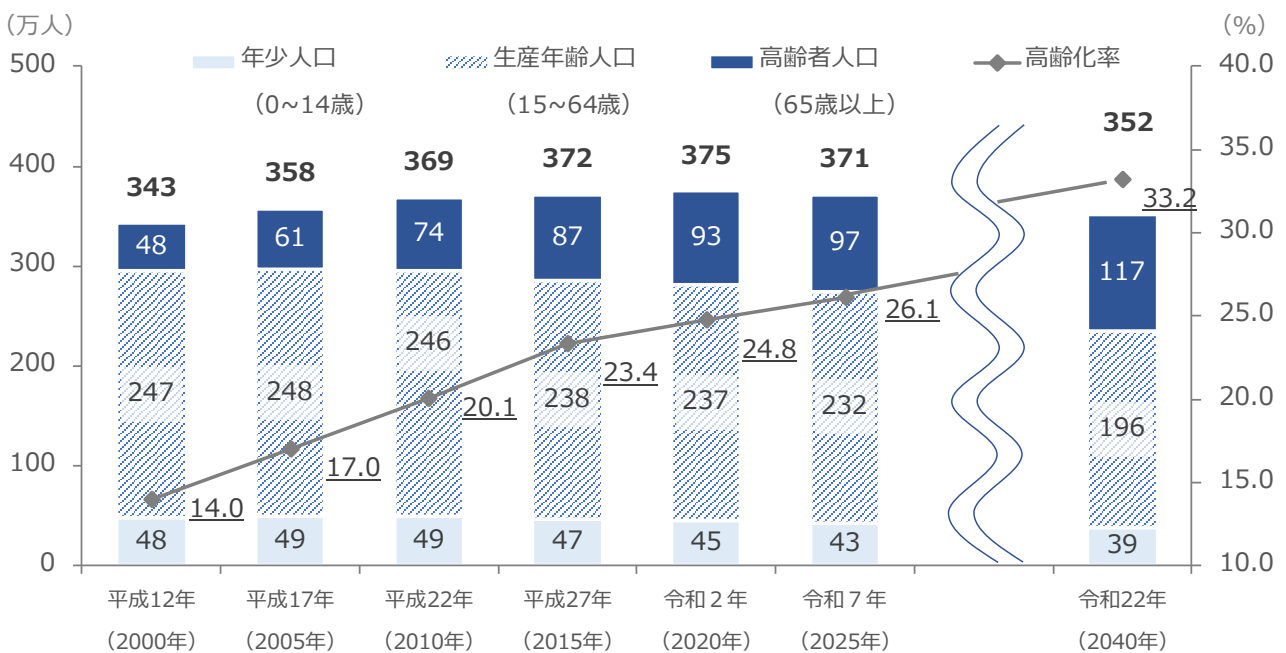
## 第2章 横浜市の高齢者を取り巻く状況

### 1. 統計データから見る横浜市の高齢者の状況

#### (1) 総人口と高齢者人口

横浜市の総人口は増加傾向で推移してきており、令和2年時点で約375万人となっていますが、今後は減少に転じ、令和7年には約371万人、令和22年には約352万人となる見込みです。

一方で、65歳以上の高齢者人口は令和22年にかけて増加し続け、令和2年の高齢化率24.8%が、令和22年には33.2%となり「3人に1人が高齢者」となる見込みとなっています。



※平成12年～平成27年：国勢調査（総務省）

令和2年：国勢調査結果を基にした推計人口（横浜市 ※R2年1月1日現在）

令和7年～令和22年：平成27年国勢調査を基準とした将来人口推計（横浜市）

## 第1部 計画の考え方

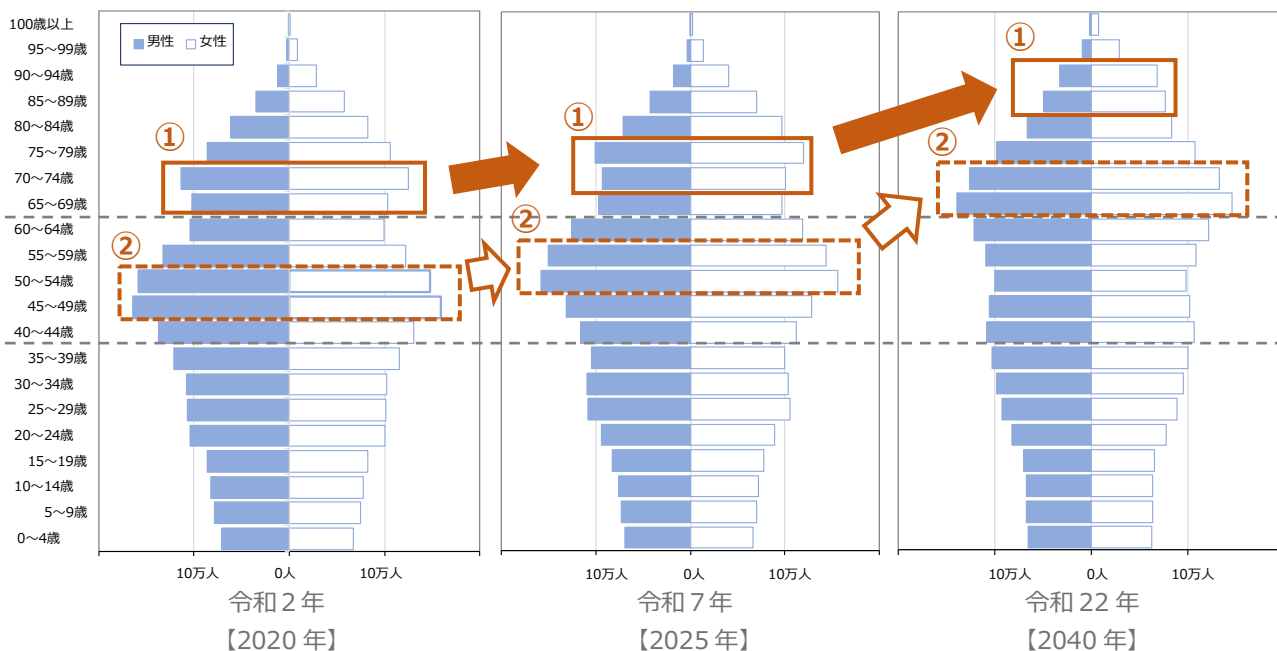
### (2) 「団塊の世代」及び「団塊ジュニア世代」のこれから

2020年時点で65歳から74歳のいわゆる「前期高齢者」は約44万人となっており、団塊の世代に該当する世代が含まれています。団塊の世代は2025年には全員が75歳以上のいわゆる「後期高齢者」となり、日常生活を継続するために医療や介護などの支援や手助けが必要になる年齢になってきます。また、2040年には「前期高齢者」の全員が85歳以上となり、加齢に伴う心身の衰えや、認知症高齢者の増加が予想され、医療・介護の必要性がますます高まります。

(下図①)

さらに、45歳から54歳の団塊ジュニアを含む世代は2020年時点で約62万人となっており、市内全体でも人口数が多い世代となっています。これらの世代が2040年には65歳以上となり、仕事で培った経験・スキルを生かして、地域社会の担い手として活躍することが期待されます。

(下図②)



#### 団塊の世代・団塊ジュニア世代

##### 「団塊の世代」とは

昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年）に生まれた、第一次ベビーブーム世代を含む世代。

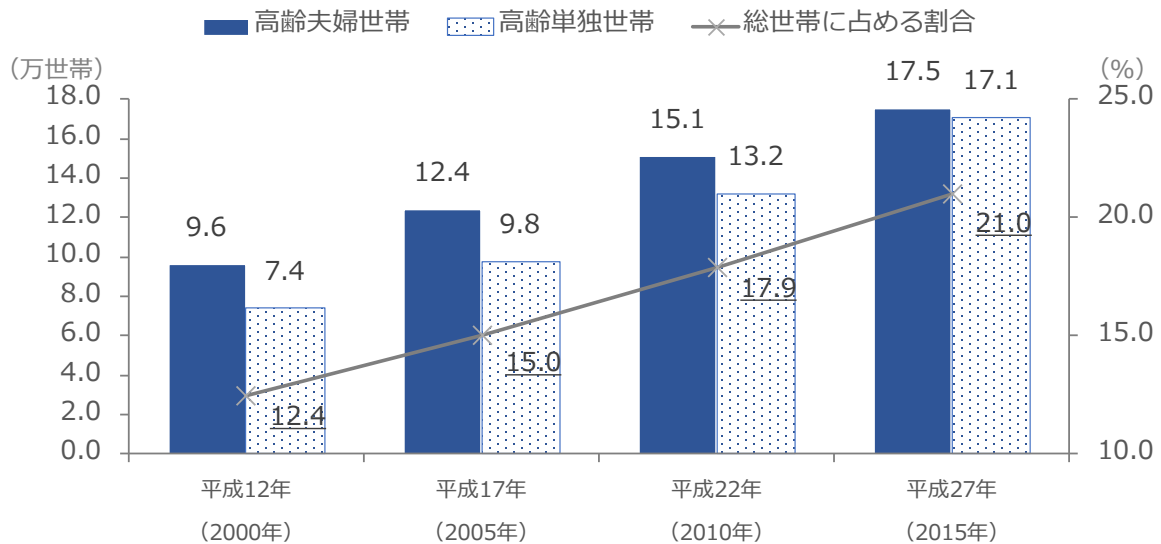
##### 「団塊ジュニア世代」とは

昭和46年（1971年）～昭和49年（1974年）に生まれた、第2次ベビーブーム世代を含む世代。

(3) 高齢夫婦世帯と高齢単独世帯

高齢者数の増加に伴い「高齢夫婦世帯」及び「高齢単独世帯」も大幅に増加しています。

平成12年と比較して、平成27年では、高齢夫婦世帯は約1.8倍、高齢単独世帯は約2.3倍となっており、総世帯に占める高齢夫婦世帯と高齢者単独世帯は、平成12年には12.4%であったのに対して、平成27年には21.0%となっています。



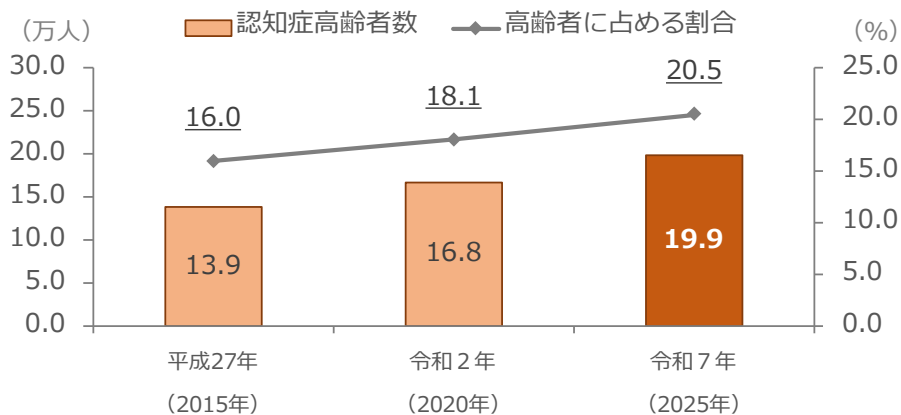
※国勢調査の「高齢夫婦世帯」とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯のこと

【出典：国勢調査（総務省）】

(4) 認知症高齢者

横浜市の認知症高齢者数は、平成27年は約13.9万人で、65歳以上の高齢者に占める割合は16.0%でした。

平成27年からの10年間で約1.4倍の増加が見込まれており、令和7年には約19.9万人となる見込みです。高齢者に占める割合は20.5%まで増加し、高齢者の5人に1人が認知症高齢者となることが予想されています。



※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業 九州大学 二宮教授）の認知症有病率が上昇する場合を使用した推計

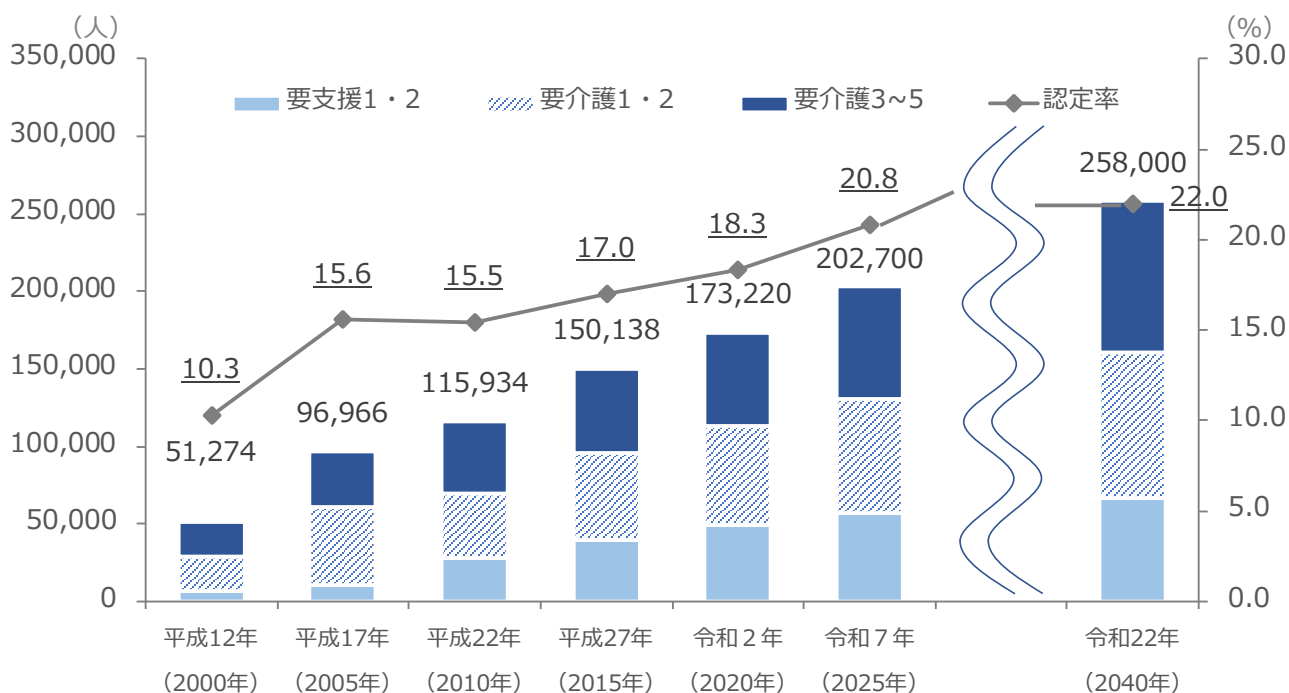
※平成27年度国勢調査を基準とした将来人口推計（横浜市）を基に算出

## 第1部 計画の考え方

### (5) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定を受けている認定者数は、令和2年で17万人を超えており、高齢者数の増加に伴い、今後も増加していく見込みです。

第1号被保険者に占める認定率は、令和2年で18.3%となっており、令和7年には20.8%に上昇する見込みです。



	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
要支援1・2	6,479	10,149	28,098	39,098	49,378	56,600	67,000
構成比 (%)	12.6	10.5	24.2	26.0	28.5	27.9	26.0
要介護1・2	22,864	50,563	41,322	56,544	63,406	73,800	93,600
構成比 (%)	44.6	52.1	35.6	37.7	36.6	36.4	36.3
要介護3～5	21,931	36,254	46,514	54,496	60,436	72,300	97,400
構成比 (%)	42.8	37.4	40.1	36.3	34.9	35.7	37.8
認定者数 (合計)	51,274	96,966	115,934	150,138	173,220	202,700	258,000
うち第1号被保険者数	48,938	92,800	112,275	146,401	169,341	198,700	254,800
第1号被保険者数 (全体)	475,905	596,269	726,619	860,330	925,125	954,300	1,158,200
認定率 (%)	10.3	15.6	15.5	17.0	18.3	20.8	22.0

※認定率は、第1号被保険者数(全体)に占める、第1号被保険者の認定者数の割合

※要支援は、平成18年度より要支援1と2での区分を開始(平成12・17年度は「要支援」のみの区分)

※要支援・要介護認定者数および第1号被保険者数は、令和2年度までは実績値、令和7・22年は推計値  
(横浜市：各年9月末時点)

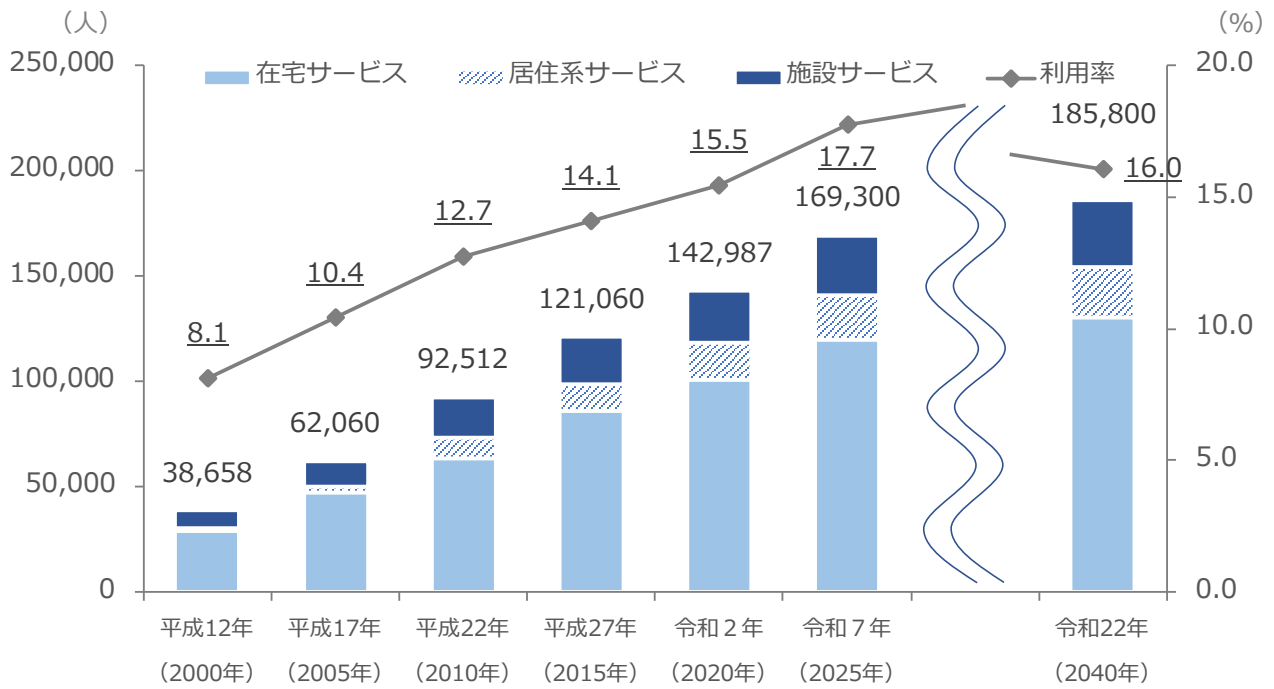
※端数処理のため、構成比等の割合は、合計が一致しないことがある



(6) 介護保険サービス利用者の状況

介護保険サービスの利用者数は、令和2年で14万人を超えており、要支援・要介護認定者数の増加に伴い、今後も増加していく見込みです。

第1号被保険者に占める利用率は、令和2年で15.5%となっており、令和7年には17.7%に上昇する見込みです。



	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
在宅サービス利用者数	29,252	47,503	63,402	86,077	100,828	119,600	130,400
構成比 (%)	75.7	76.5	68.5	71.1	70.5	70.6	70.2
居住系サービス利用者数	845	2,302	9,782	12,832	17,779	21,600	24,200
構成比 (%)	2.2	3.7	10.6	10.6	12.4	12.8	13.0
施設サービス利用者数	8,561	12,255	19,328	22,151	24,380	28,100	31,200
構成比 (%)	22.1	19.7	20.9	18.3	17.1	16.6	16.8
利用者数(合計)	38,658	62,060	92,512	121,060	142,987	169,300	185,800
利用率 (%)	8.1	10.4	12.7	14.1	15.5	17.7	16.0

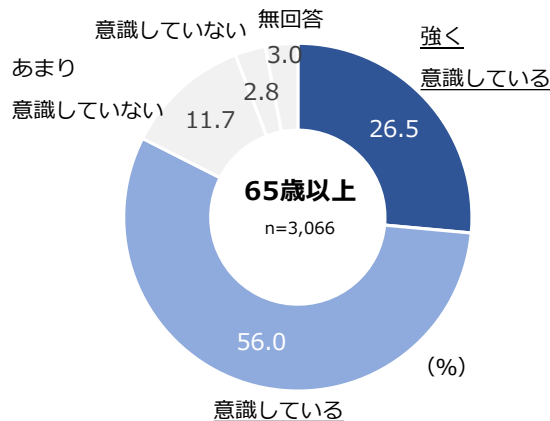
- ※「在宅サービス」は、小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント（地域支援事業移行分）の月次に基づく平均利用者数
- ※「居住系サービス」は、特定施設入居者生活介護（介護予防含む）、地域密着型特定入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）の月次に基づく平均利用者数
- ※「施設サービス」は、介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の月次に基づく平均利用者数
- ※利用率は、利用者数（合計）の第1号被保険者数（全体）占める割合

2. 高齢者や介護事業者へのアンケート調査の結果

生活の一部に介護予防を意識した活動

要支援・要介護認定を受けていない、元気な65歳以上の高齢者の**82.5%**が、日頃から介護予防を意識した生活を送っています。

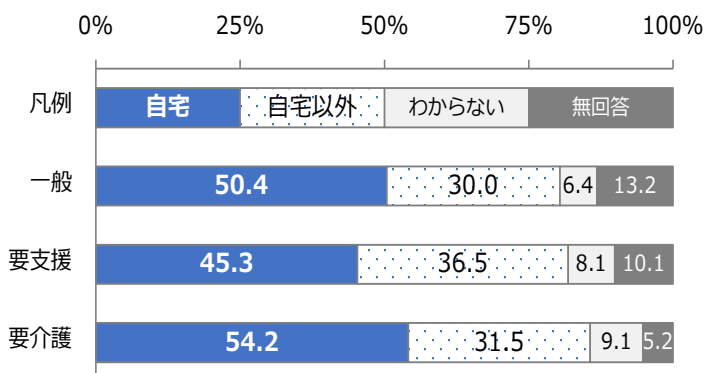
加齢に伴う心身の衰えはどなたにも訪れるため、日頃から生活に無理のない範囲で、身体機能の維持や、心の健康チェック、医師や専門家による定期的な診断を受けることで、健康的な生活を継続することができます。



介護が必要になっても自宅で生活するために

介護が必要になった場合の暮らし方について「自宅」での生活を希望する高齢者は、元気な高齢者だけでなく、要支援・要介護認定を受けている高齢者においても半数程度を占めています。

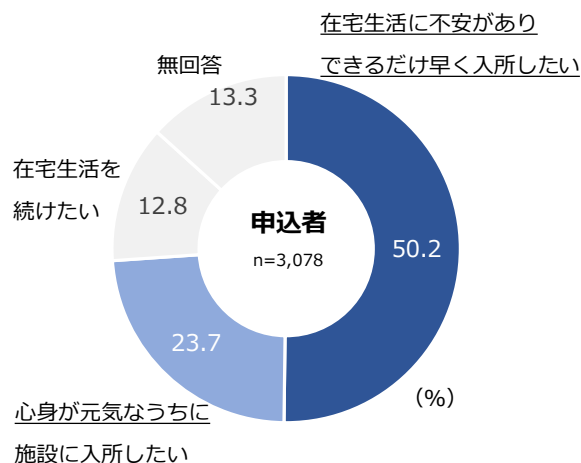
在宅サービス等の福祉的サービスや、家族や地域の支援・手助けなど、様々な生活支援の選択肢の中から、高齢者一人ひとりに適した暮らし方を実現できる環境づくりが大切です。



施設入所を希望する高齢者への対応

特別養護老人ホームに入所申込をしている高齢者の施設入所に対する考えは「できるだけ早く入所したい」という希望が50.2%となっており「できるだけ在宅での生活を続けたい」(12.8%)という希望を大きく上回っています。

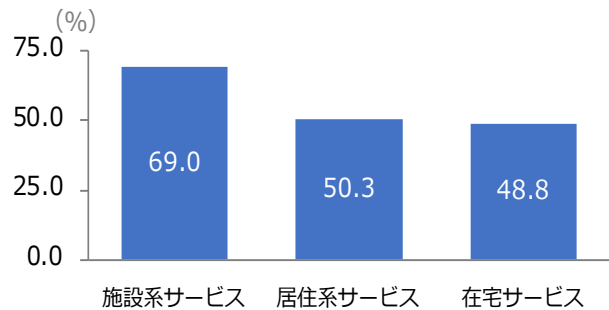
施設入所を強く希望する高齢者の住まいの場の確保についても、並行して取り組むことが必要になります。



### 事業所における介護人材の不足感

市内の各介護サービス事業所の人員の不足について「大いに不足」、「不足」、「やや不足」と回答した割合は、特に施設系サービス（特別養護老人ホームや介護老人保健施設）において高くなっています。

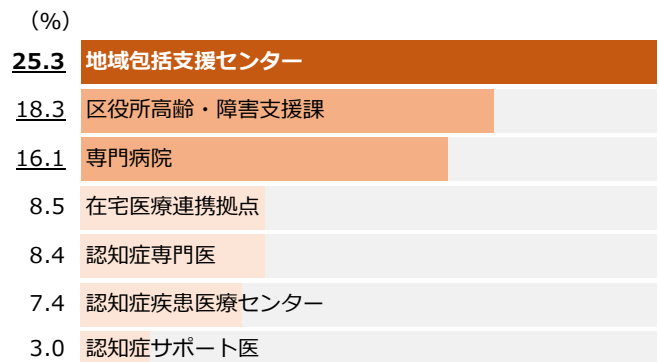
また、居住系サービスや在宅サービスの事業所においても、半数の事業所で職員の不足が課題となっています。



### 認知症医療機関の診療以外の相談先

認知症医療機関の診療以外での認知症の人に関する相談先として「地域包括支援センター」と回答した割合が最も高く、次いで「区役所高齢・障害支援課」となっています。

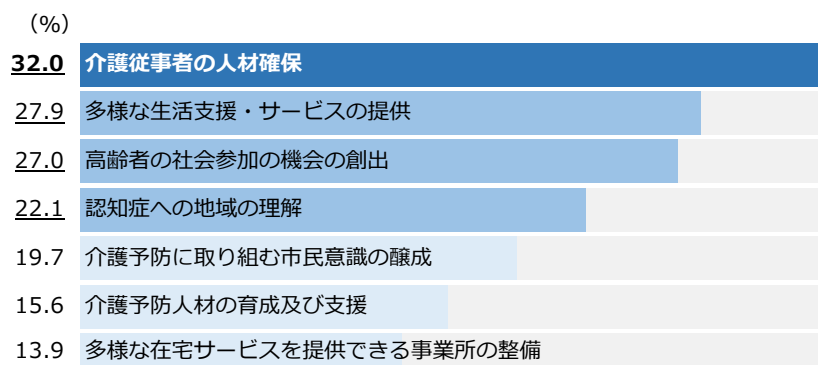
今後、認知症高齢者数が増加すると見込まれていることを踏まえ、認知症の人に対するケア・支援として、地域の医療機関と介護施設、市・区役所における連携の更なる充実が必要になります。



### 地域包括ケアシステムの構築に向けた課題

横浜型地域包括ケアの中核を担う地域ケアプラザが、地域包括ケアシステムの構築に向けた課題としているものは「介護従事者の人材確保」が最も高くなっています。

また「多様な生活支援・サービスの提供」や「高齢者の社会参加の創出」、「認知症への地域の理解」など、介護福祉サービスに限らない高齢者の生活を支える多角的な取組が必要になります。



## 第1部 計画の考え方

### 3. 第7期計画における取組の成果と今後の課題

横浜市では第7期計画（平成30年度～令和2年度）において、横浜型地域包括ケアの充実に向け、次の6つの施策に取り組んできました。各施策を評価するために設定した指標の達成状況や成果、課題は以下のとおりです。※施策V・VIは指標未設定

#### 【指標の達成状況について】

達成状況（★）は、目標値に対する計画策定時から令和元年度末までの達成状況により以下の基準で評価しています。

- ★★★★★：目標値以上の達成（100%以上）
- ★★★★：達成度が75%以上
- ★★★：達成度が50%以上
- ★★：達成度が25%以上
- ★：達成度が0%以上
- △：計画時よりも低い

#### I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

##### 【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
ウォーキングポイント「あと1,000歩、歩く」の割合	41.0% <small>(平成29年度値)</small>	44.0%	35.0%	△
地域の介護予防活動参加者数	25,458人 <small>(平成28年度値)</small>	30,000人	41,392人	★★★★★
地域活動やボランティア活動への高齢者の参加増				
ボランティア参加者の割合	15.5% <small>(平成28年度値)</small>	18.0%	15.6%	★
スポーツの会参加者の割合	30.1% <small>(平成28年度値)</small>	33.0%	32.9%	★★★★
趣味の会参加者の割合	39.3% <small>(平成28年度値)</small>	42.0%	38.6%	△

##### 【主な成果★と課題◇】

- ★ 元気づくりステーションや地域の介護予防グループ等の拡充により、介護予防に取り組む地域づくりが進んでいます。
- ◇ 地域活動の担い手の高齢化が進み、活動を継続・発展させるための支援の充実が必要です。また、40～64歳の世代に対する健康づくりや地域活動等の社会参加に向け、各事業が連動した情報提供や動機付けが必要です。

#### II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

##### 【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
横浜市内での在宅看取り率	18.9% <small>(平成27年度値)</small>	26.4%	23.9%	★★★
横浜市内での地域ケア会議開催回数	587回 <small>(平成28年度値)</small>	659回	418回	△

##### 【主な成果★と課題◇】

- ★ エンディングノート、もしも手帳、看取り期の在宅療養サポートマップ等の作成や講演会等を通じて自分らしい暮らしを考えるきっかけを作る等、高齢者の意思決定支援を実施しました。18区の在宅医療連携拠点による、在宅医療と介護の相談支援の充実のほか、入退院サポートマップや脳血管疾患ケアサポートガイドの作成、人材育成研修等を通じて医療と介護の連携を促進しました。
- ◇ 地域の課題解決に向けた連携の場としての地域ケア会議の活用を更に進めていく必要があります。在宅医療と介護に関わる人材育成の強化のために、関係者向けの研修機会等を更に充実させる必要があります。

## Ⅲ 認知症にやさしい地域を目指して

## 【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
認知症サポーター養成講座受講者数（市民向け）	222,300人 <small>（平成28年度値）</small>	339,300人	333,247人	★★★★★
認知症対応力向上研修受講者数（医療関係者向け）	1,669人 <small>（平成28年度値）</small>	3,500人	2,918人	★★★

## 【主な成果☆と課題◇】

- ☆ 認知症サポーター養成講座の受講者数が増えるなど、理解者・支援者となる方が増えています。認知症初期集中支援チームを18区に設置し、相談体制を充実させるとともに、もの忘れ検診のモデル実施や見守りシールの導入など、認知症の予防と共生に向けた取組が進んでいます。
- ◇ 認知症サポーターが活動につながるための研修や取組が必要です。また、若い世代や企業等への認知症理解の向上や基本的知識の習得に向けた啓発活動が必要です。さらに、認知症初期集中支援チームの対応力の向上や医療・介護の専門職における認知症に対する理解促進と権利擁護の推進が必要です。

## Ⅳ ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

## 【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
特別養護老人ホーム入居者の平均待機月数	12か月 <small>（平成28年度値）</small>	12か月	11か月	★★★★★
市内の高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	3.2% <small>（平成28年度値）</small>	4.0% <small>（令和8年度目標）</small>	3.5%	★★★★★

## 【主な成果☆と課題◇】

- ☆ 特別養護老人ホームや特定施設など計画どおりに整備を完了したことで、高齢期の住まい方について多くの選択肢を増やすことができました。
- ◇ 市民の住まいや介護施設に対するニーズの増加・多様化への対応、高齢者住宅・住まいの相談センターの認知度向上と利用促進、施設サービスの質の向上が必要です。

## Ⅴ 安心の介護を提供するために

## 【主な成果☆と課題◇】

- ☆ 資格取得、就労支援、住宅確保などの一体的な支援体制を整備しました。また、ベトナム、中国などの学校と介護分野における連携協定を締結し、外国人材の活用に向けた受入れ促進を図りました。
- ◇ コロナ禍により海外からの介護人材の受入れが停滞しているため、今後、入国制限が解除された場合には速やかな対応が必要です。また、介護人材の質と量のバランスを踏まえた確保策の検討や既存人材のスキルアップのための研修等の充実も必要です。

## Ⅵ 地域包括ケアの実現のために

## 【主な成果☆と課題◇】

- ☆ 医療・介護統合データベースを構築し、日常生活圏域の地域分析や共同研究事業を進めました。
- ◇ 介護施設での業務の効率化やより効果的な情報発信のためにICT等を活用する必要があります。

## 第3章 計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム

### 1. 横浜型地域包括ケアシステムの目的

横浜市では、市全体で地域包括ケアシステムの目標を定めるとともに、18区の各区域や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）を中心とした日常生活圏域単位で、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

## 横浜型地域包括ケアシステム

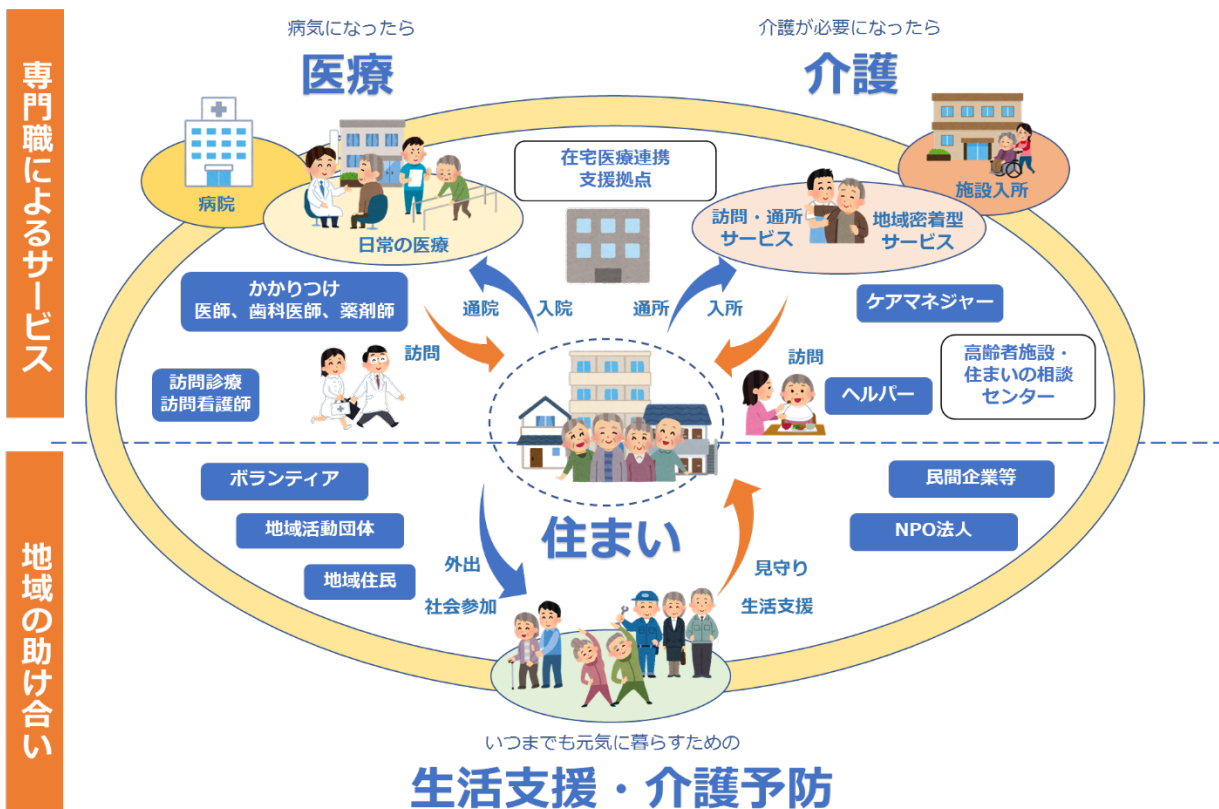
地域の助け合い



専門職のサービス



いつまでも自分らしい暮らしを続ける



行政等による支援





## 横浜型地域包括ケアシステムとは

横浜市域において「介護・医療・介護予防・生活支援・住まい」が一体的に提供される、包括的な支援・サービスの提供体制のこと

取組 1

「地域ケアプラザ」を中心に、日常生活圏域ごとに推進します

取組 2

活発な市民活動と協働します

取組 3

「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます

取組 4

医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進めます

取組 5

高齢者が「地域を支える担い手」として活躍できる環境整備を進めるとともに、医療や介護などの人材確保・育成に取り組みます



### 横浜市の強み

#### 地域の身近な福祉保健の拠点 地域ケアプラザ

横浜市では、独自の施設である地域ケアプラザを「地域の身近な福祉保健の拠点」として、おおむね中学校区を目安に1か所設置しています。高齢者だけでなく、子どもや障害のある人など、誰もが地域で安心して暮らせるよう「地域づくり」、「地域のつながりづくり」を行っています。また、地域及び行政と連携して、地域の中で孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげています。

地域ケアプラザには、高齢者に関する相談・支援等を総合的に行う「地域包括支援センター」が設置されており、地域包括支援センターの福祉・保健の専門職（保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャー等）と、生活支援コーディネーター・地域活動交流コーディネーターが連携して、地域の特性に応じたきめ細かな取組を行っています。

地域ケアプラザを中心とした地域の力を生かした取組が、横浜型地域包括ケアシステムの強みです。

#### 地域ケアプラザ

- ・福祉保健に関する相談・助言
- ・地域の福祉保健活動の支援やネットワークづくり
- ・地域の福祉保健活動の拠点として活動の場の提供
- ・ボランティア活動の担い手を育成
- ・居宅介護支援事業
- ・高齢者デイサービス等（一部を除く）

#### 地域包括支援センター※1

- ・高齢者に関する相談・支援
- ・介護予防・認知症予防教室の開催など、介護予防の取組
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の関係者などとの支援のネットワークづくり
- ・介護予防ケアマネジメントの作成

#### 地域ケアプラザの主な職種

- 所長
- 保健師等
- 社会福祉士
- 主任ケアマネジャー
- 生活支援コーディネーター
- 地域活動交流コーディネーター など

地域包括支援センター

※1 地域包括支援センターは、地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに設置しています。



### 横浜市の強み

#### 地域福祉保健計画を基盤とした活発な地域活動

横浜市では、制度改正や社会情勢の流れに合わせ、地域づくりを念頭においた様々な取組を進めてきました。地域福祉保健計画では、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、支援機関が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的とし、市計画・区計画・地区別計画を策定しています。

これらの計画の下、地域では様々な活動が活発に行われています。また、各地区の活動を支援する「地区別支援チーム」の編成などにより、区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の3者の連携が図られています。

### 2. 横浜型地域包括ケアシステム～目指す将来像～

#### (1) 2025年の目指す将来像

- **地域で支え合い**ながら、
- **介護・医療が必要になっても安心して生活**でき、
- **高齢者が自らの意思で自分らしく生きる**ことができる

#### ポイント1 <地域で支え合い>を実現するための地域づくり

- 自治会町内会などの地縁組織、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、介護事業所及び民間企業など、地域の多様な主体がそれぞれの得意分野・強みを生かしながら、地域の課題解決に関わることができる仕組みづくりを地域ごとに進めます。
- 地域の助け合いの取組を、地域福祉保健計画の策定・推進により築いてきた、地域との信頼関係や活発な市民活動という横浜の財産を生かし、協働しながら進めていきます。
- 「支える側」、「支えられる側」といった垣根を越え、高齢者をはじめ、子どもや障害のある人など全ての市民が生きがいや役割を持って社会参加し、支え合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

#### ポイント2 <介護・医療が必要になっても安心して生活>するためのサービスの充実

- 医療ニーズを抱えながら在宅生活を送る要介護者など、より複合的な生活課題を抱えた高齢者の増加が見込まれます。一人ひとりの多様なニーズに応じた適切な支援が行えるよう「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」の専門職や事業所が連携した一体的なサービスの提供体制を充実していきます。
- 持続可能な介護保険制度となるよう、介護人材の確保やICTの活用等による業務の効率化に向けた取組を着実に進めていきます。

#### ポイント3 <自らの意思で自分らしく生きることができる>ひと・まちづくりの推進

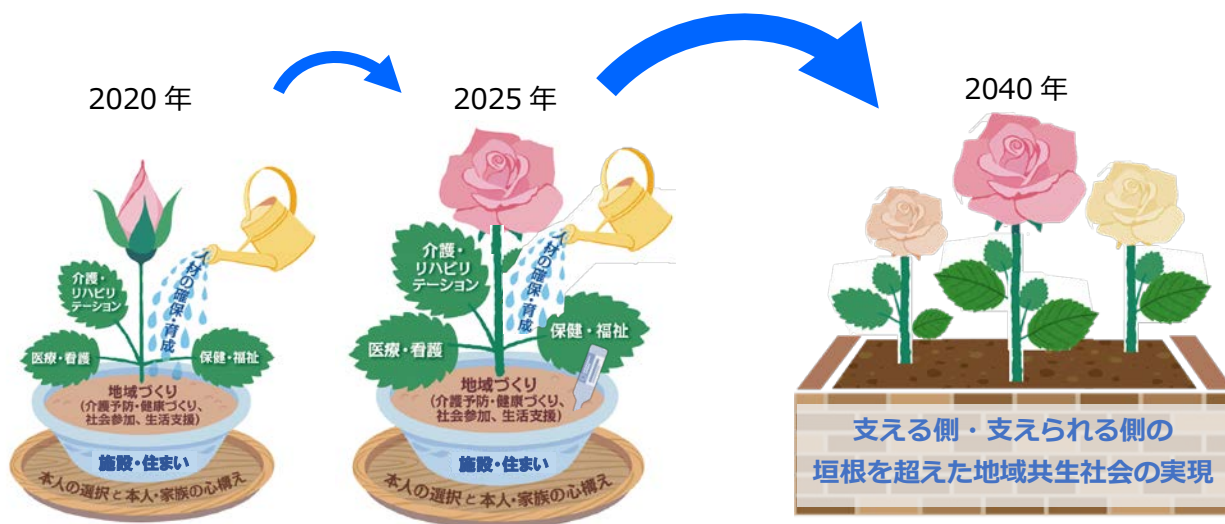
- 地域活動への参加等、社会とのつながりが介護予防になることや高齢者になる前から自らの健康づくり・介護予防に取り組む重要性について、様々な機会を捉え広報・啓発を進めます。
- 介護・医療が必要になったときに、どのようなサービスを受け、そして人生の最終段階をどこでどのように迎えるかなど「高齢期の暮らし」に関して、多くの市民が、あらかじめ準備・行動できるよう、市民意識の醸成に取り組んでいきます。
- 家族や身近な人、周囲の関係者が高齢者一人ひとりの意思に寄り添いながら、共により良い暮らし方を考え、適切な支援を提供するなど、高齢者の意思が尊重される社会の実現を目指します。
- 老後の「不安」を「安心」に変えられるよう、全ての高齢者が自らの意思で自分らしい暮らしを継続していける地域社会の実現を目指します。

(2) 2040年に向けて

横浜市の将来人口推計では、今後、総人口の減少が続きますが、高齢者人口は2045年まで増え続けます。2040年には85歳以上人口が急速に増加し、介護や医療ニーズが増大します。

2025年以降も介護・医療の需要が増大し続ける中で、限られた人材と財源の中、介護予防・重度化予防の推進や中重度の要介護者等を支える地域の仕組みづくり、看取りへの対応など、2040年に向けて「横浜型地域包括ケアシステム」を基に、効率的・効果的な高齢者施策を実施していきます。

【横浜型地域包括ケアシステムの植木鉢】



横浜型地域包括ケアシステムをバラの絵に見立てて表しています。

植木鉢	地域での生活基盤である「施設・住まい」
土	介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援が一体となった「地域づくり」
葉・茎	「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」の3つの専門職によるサービス提供と連携
水	サービスの提供や地域活動に不可欠な「人材の確保・育成」
栄養剤	外的環境からのリスクに備える「自然災害・感染症対策」
受皿	高齢者自身の意思決定の基盤となる「本人の選択と本人・家族の心構え」

2025年までに、  
地域づくりの充実と施策の葉の成長を図り「地域包括ケアの花」を咲かせます。

2040年には、  
 「支える側」、「支えられる側」といった垣根を越えて、  
 全ての市民が分け隔てなく、互いを理解し合いながら、  
 生きがいや役割を持って社会に参加できる「地域共生社会の実現」を目指します。

3. 第8期計画の基本目標と施策体系

【基本目標】

ポジティブ・エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる

「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策体系

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

- 地域との協働により、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。
- 高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参加の機会を充実し、各種取組を進めます。

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 日常生活に支援や手助けが必要になっても、個々の状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。
- 自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、個々の状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

IV 安心の介護を提供するために

- 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本の柱として総合的に取り組みます。

V 地域包括ケアの実現のために

- 介護や医療が必要になっても自分らしい生活を実現するために、あらかじめ準備・行動できるように市民意識の醸成に取り組みます。
- 介護サービスに関する情報を分かりやすく発信するとともに適正なサービスの量の確保と質の向上を図り、横浜型地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

VI 自然災害・感染症対策

- 地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、介護施設等向けに、防災や感染症対策に関する研修等を実施します。
- 必要な物資の調達や支援・応援体制を構築するなど緊急時の備えを充実します。

介護サービス量の見込み



ポジティブ・エイジングとは

- 誰もが歳を重ねる中で、積極的に活力ある高齢社会を作りたい、人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい、という思いを「ポジティブ・エイジング」に込めています。
- 「ポジティブ・エイジング」は、心身の状態が変化したとしても、地域の助け合いや専門職によるケアにより、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質（QOL ※Quality Of Life）の向上」につなげていくことを目指しています。

認知症施策推進計画の施策体系

認知症施策の3つの柱

共生

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症であってもなくても同じ社会で共に生きる、という意味を示します。

備え

認知症を取り巻くあらゆる段階における、その状態に応じた個人、社会の心構えや行動を示します。

安心

認知症であっても希望を持ち、認知症の本人や家族が安心して暮らせるという意味を示します。

1 正しい知識・理解の普及

○認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

2 予防・社会参加

○認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

3 医療・介護

○本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることにより、本人・家族がこれからの生活に備えることのできる環境を整えます。  
○医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

4 認知症の人の権利

○認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

5 認知症に理解ある共生社会の実現

○様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めます。  
○若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

・保険料の設定





## 第2部 計画の具体的な展開

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

## 第1章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

### I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

○地域との協働により、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。

○高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参加の機会を充実し、各種取組を進めます。

#### 【第8期計画の重点キーワード】

高齢者が活躍できる通いの場の充実

多様な主体が連携した地域づくり

#### 成果指標

#### 地域の介護予防活動の参加者の増加

通いの場の参加者実人数	R2年度	47,000人	➡	R5年度	62,000人
通いの場の参加率	R2年度	5.0%	➡	R5年度	6.5%

#### 地域活動やボランティアに参加する高齢者の増加

地域活動やボランティアに参加したことがある高齢者の割合(※)	R1年度	47.4%	➡	R4年度	50.0%
--------------------------------	------	-------	---	------	-------

※3年に1度実施する「横浜市高齢者実態調査」の結果

#### 事業量

#### 1 介護予防・健康づくり

##### (1) 介護予防の取組推進

単位	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	
<b>地域介護予防活動の推進</b>							
元気づくりステーションの参加者数	人	8,044	8,383	4,500	★8,500	★9,250	★10,000
<b>リハビリテーション専門職等による地域づくり支援の充実</b>							
リハビリテーション専門職派遣回数	回	232	204	136	245	250	255
<b>介護予防の普及啓発</b>							
教室・講演会・イベント実施回数	回	814	630	160	★540	★560	★580
<b>自立を支援するための介護予防ケアマネジメントの推進</b>							
ケアマネジャー研修等回数	回	77	81	26	80	80	80

※H30,R1年度は実績値、R2年度は実績見込み値、R3~5年度は計画値

※「★」は新型コロナウイルスの影響を考慮

## 第1章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

### I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

#### (2) 健康寿命の延伸を目指した地域づくり

	単 位	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度
<b>事業所等と取り組む健康経営の推進</b>							
横浜市健康経営認証 新規認証事業所数	箇 所	164	130	291	40	40	40

## 2 社会参加

<b>生きがい就労支援スポットの推進</b>							
就労・ボランティア活動等 のマッチング件数	件	163	131	83	130	130	130
<b>よこはまシニアボランティアポイントの推進</b>							
活動者数	人	10,707	11,406	8,600	12,000	12,700	13,500
受入施設数	箇 所	580	639	670	700	730	760
<b>ヨコハマプロボノ事業</b>							
プロボノワーカーの 活動者数	人	-	-	58	60	132	212

## 3 生活支援

<b>地域の社会資源の把握</b>							
住民主体の 地域の活動把握数	件	8,729	8,736	9,030	9,100	9,170	9,240
(うち、交流・居場所の数)	件	8,034	8,072	8,350	8,410	8,470	8,530

※H30,R1年度は実績値、R2年度は実績見込み値、R3~5年度は計画値

## 第2部 計画の具体的な展開

### 1. 介護予防・健康づくり

#### 施策の方向性

介護予防や健康づくりに取り組むことができるよう、個々の健康状態、関心に応じて参加できる通いの場が充実した地域づくりを推進します。また、一人ひとりが生きがいや役割を持って多様な社会参加をすることで、介護予防や健康づくりが推進できる体制を構築します。

#### (1) 介護予防の取組推進

##### ア 地域介護予防活動の推進

拡充

事業内容	<p>(ア) 介護予防に資する通いの場の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の関係者や地域ケアプラザの専門職と連携し、身近な地域における多様な通いの場の充実を図ります。</li> <li>○元気づくりステーションのグループ活動を広げるとともに、効果的な取組事例の報告機会を作る等、活動継続に向けたモチベーション向上を図ります。</li> <li>○通いの場に参加する個人の状態（健康状態・機能維持状態）の経年変化や効果測定方法を検討します。</li> <li>○ポイント制度等の導入によりインセンティブを拡大し、通いの場への参加を促します。</li> <li>○地域で介護予防を推進する人材の発掘・育成及び支援に取り組みます。</li> </ul> <p>(イ) 通いの場等へのつながり支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通いの場等の活動に参加しなくなった高齢者の把握と専門職等による効果的な支援を行います。</li> <li>○人や活動につながっていない高齢者を、地域の関係者や地域ケアプラザと連携して把握し、地域の活動等につなげていく仕組みを検討します。</li> </ul>
------	--

#### 元気づくりステーション

住民と横浜市が協働し、介護予防活動の核として自主的に活動しているグループです。

地域ケアプラザや自治会町内会館、公園等の身近な地域の様々な場所で、ハマトレ、体操・筋トレ、ウォーキング、コグニサイズ、スリーA、健康麻雀など多様な活動を行い、参加者の交流を図っています。



##### イ リハビリテーション専門職等による地域づくり支援の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者が虚弱になっても役割を持ちながら継続して参加できるよう、地域の通いの場や地域ケア会議等にリハビリテーション専門職等を積極的に活用します。</li> <li>○多様な専門職（リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等）による地域づくり支援の充実を検討します。</li> </ul>
------	--

ウ 介護予防の普及啓発（フレイル予防等の推進）

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○横浜ならではの地域資源を生かしたフレイル予防の取組について検討し、地域に応じた、フレイル予防、ロコモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防、閉じこもり予防等の効果的な普及啓発を地域ケアプラザ等と連携して行います。</li> <li>○感染症、災害等の状況下においては、高齢者の閉じこもりや生活不活発が増大することが懸念されるため、健康を維持するために必要な情報を多様な手法で発信します。</li> <li>○就労、ボランティア活動等、社会参加を促す様々な事業と連携し、社会参加が健康づくり・介護予防につながることを幅広く啓発します。</li> </ul>
------	---

「ロコモ」、「フレイル」とは

「ロコモ」

ロコモティブシンドロームの略称。「加齢に伴う筋力低下や骨・関節疾患などの運動器の障害が起こり、立つ、座る、歩くなどの移動能力が低下する状態」をいいます。

「フレイル」

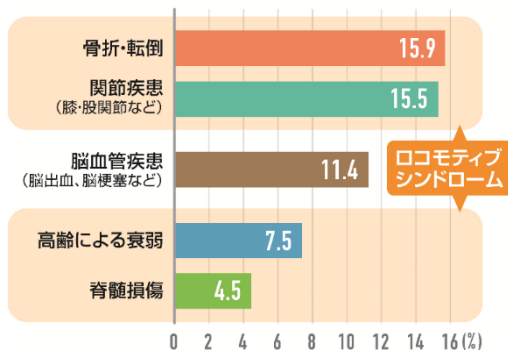
「加齢に伴い心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態」をいい、「虚弱」を意味します。フレイルはロコモより広い概念として捉えることができます。



コラム ご存知ですか？介護が必要になった原因

要支援の認定理由、上位5位のうち、4つはロコモティブシンドローム

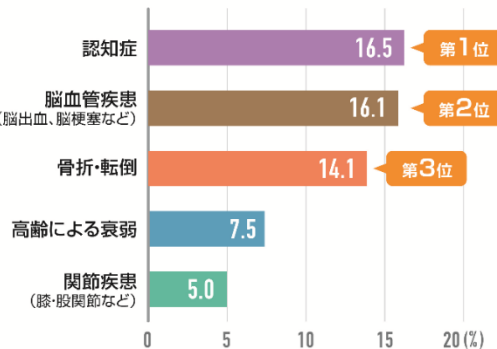
〈要支援になった要因〉 令和元年度横浜市高齢者実態調査



要介護の認定理由の1位は認知症、2位は脳血管疾患、3位は骨折・転倒

〈要介護になった要因〉

令和元年度横浜市高齢者実態調査



どのような心身の状況であっても自分らしく健康で生きがいのある生活を送るために、元気なうちから、足腰を鍛える運動や体操の継続、バランスのとれた食事、口腔ケア等に取り組むことが大切です。

## 第2部 計画の具体的な展開

### エ 健康づくりと介護予防の連携強化

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○研究機関等と連携し、高齢者の身体・社会参加状況等を把握・分析します。また、各種統計データや地域資源情報等を活用して地域診断を行い、地域の健康課題を整理し、地域特性を踏まえた介護予防事業を検討します。</li><li>○若い世代からの健康づくりの取組が将来の介護予防につながるため、健康づくり部門と連携し、オーラルフレイルの普及啓発等、効果的な健康づくりと介護予防の一体的な取組を進めます。</li></ul>
------	---

### オ 自立を支援するための介護予防ケアマネジメントの推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○介護予防ケアマネジメントは「高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぐ（遅らせる）」、「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ことを目的に、高齢者自身が地域で自立した日常生活を送れるよう支援します。</li><li>○高齢者自身が地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することが介護予防につながることから、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通うなど「心身機能」、「活動」、「参加」にバランスよくアプローチします。</li><li>○活動性の高い生活を維持するためには、要支援者等の状態に合わせて介護保険サービスを提供するだけでなく、地域資源も含めた多様な支援サービスを組み合わせ、本人の状況変化に応じて支援します。</li><li>○本人の思いを引き出し、本人の自立性を高める支援を行います。</li><li>○地域包括支援センター等が、これらの介護予防ケアマネジメントを実践できるように取り組みます。</li></ul>
------	--



(2) 健康寿命の延伸を目指した健康づくり

**ア 健康横浜21の推進**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第2期健康横浜21」に基づき、健康寿命の延伸を目指し、ライフステージに応じた生活習慣の改善やがん検診・特定健診の普及などの生活習慣病対策の取組を推進します。</li> <li>○「第3期健康横浜21」（令和5年度計画期間開始）については、第2期計画の実施状況を踏まえ、策定します。</li> </ul>
------	--

**イ 健康横浜21に基づくよこはま健康アクションの取組**

事業内容	<p>第2期健康横浜21を推進するための重点取組として「よこはま健康アクション Stage2」（平成30年度～令和4年度）を推進します。</p> <p>(ア) 生活習慣病対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健康診査やがん検診などの充実により、生活習慣病をはじめとした疾病の早期発見・早期治療を行い、健康の維持を図ります。</li> <li>○働き世代の健康づくりを進めるため、健康経営に積極的に取り組む事業所を認証する横浜健康経営認証制度等を活用し、市内事業所等による健康経営の取組を推進します。</li> <li>○生活習慣病が悪化する前に、特定健診の結果等に基づき保健指導を受け、改善できるよう取組を推進します。</li> </ul> <p>(イ) 生涯を通じて自立した生活を送るための体づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日々の健康づくりのきっかけづくりや継続を後押しするため「よこはまウォーキングポイント」、「よこはま健康スタンプラリー」など、楽しみながら継続して健康づくりに取り組むことができる施策を推進します。</li> <li>○保健活動推進員や食生活等改善推進員と連携し、地域活動を通じた健康づくりを推進します。</li> <li>○加齢に伴ってリスクが高まるロコモやフレイルの予防に取り組みます。</li> <li>○全身の健康に影響を及ぼす歯周病対策やオーラルフレイル予防等、歯科口腔保健の取組を進めます。</li> </ul> <p>(ウ) 受動喫煙の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○改正健康増進法に基づき、望まない受動喫煙を防止するため環境づくりを進めます。</li> </ul>
------	---



## 健康づくり・健康横浜 2 1

### ～生活習慣病の予防に取り組みましょう～

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である「健康寿命」を延ばすため、健康づくりの指針となる「健康横浜 2 1」（健康増進法に基づく市町村健康増進計画）において、生活習慣の改善と生活習慣病の重症化予防の取組を進めています。いつまでも元気に自分らしい毎日を過ごすために、食生活や運動等の生活習慣を改善し、生活習慣病を予防することが大切です。

- ☑ 毎年、特定健診・がん検診を受ける
- ☑ 特定健診やがん検診の結果を生かして生活習慣を見直す
- ☑ しっかり休養・睡眠をとる
- ☑ 定期的な運動をする
- ☑ ロコモ・フレイル・オーラルフレイルの予防に取り組む
- ☑ たばこの害を理解して、受動喫煙に注意する

無理なく取り組めることから一つずつ、チャレンジしていきましょう！！



特に、糖尿病は、特定健診によって早期発見が可能で、食生活や運動習慣を見直すことにより重症化を予防することができます。また、歯周病は、糖尿病等の悪化につながるなど、全身の健康に影響を及ぼすことがわかっています。口腔機能の衰えは、全身の衰えにも大きく関わっています。

健康づくりは、楽しみながら継続することが大切です。「よこはまウォーキングポイント」に参加してポイントをためながらウォーキングに励んだり、保健活動推進員や食生活等改善推進員の地域活動に参加して人とのつながりをつくることも、健康づくりにつながります。

### ～口から始める健康づくり・オーラルフレイル対策～

口は「食べる」、「話す」など、人が生活する中でとても大切な役割を担っていますが、加齢とともに歯の喪失などが原因で、噛む、飲み込むなどの機能が少しずつ低下してきます。このような状態を「オーラルフレイル」といいます。オーラルフレイルが進むと、必要な栄養が取れない状態となり、心身の活力が低下し、やがて全身が虚弱化して、介護が必要な状態へとつながってしまいます。

オーラルフレイルのサインは、食事中にむせる・食べこぼす、固いものが噛みにくい、滑舌が悪い、口が乾くなどです。

オーラルフレイルを予防するためには、日頃から正しい口腔ケアで口の清潔を保ち、むし歯・歯周病を予防すること、噛む力に応じた適切な食事を取ること、お口の体操などを通じて「噛む力」、「飲み込む力」を鍛えておくことが必要です。

また、かかりつけ歯科医で定期的な歯科検診を受診し、口腔内の異常に早期に気付いて対応していくことが重要です。



出典：神奈川県オーラルフレイルハンドブック

2. 社会参加

施策の方向性

高齢者がこれまで培った知識・経験を生かし「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め「活力のある地域」を目指します。また、社会参加することにより、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

(1) 高齢者が活躍できる場（通いの場等）の推進

ア 高齢者が活躍できる通いの場等の充実

拡充

事業内容	<p>○地域の中に、趣味を通じた人との交流の場や、仕事やボランティアなどを通じて誰かの役に立つことができる場など、<u>高齢者が生き生きと自分らしく活躍できる多様な場を充実する取組を進めます。</u></p> <p>○通いの場を充実することにより、<u>高齢者だけでなく、世代を超えて住民同士が交流し学び合うなど、これまで結び付きのなかった人と人とがつながり、新たな参加の輪を広げる取組を進めます。</u></p>
------	---

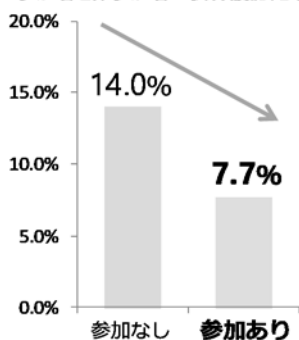


つながりは元気で暮らす秘訣！

趣味の活動やボランティア活動など、人とつながる地域活動は、地域の力を高めるだけでなく、高齢者の健康にもよい影響を与えることが近年の研究で分かっています。

サロン参加者は、要支援・要介護認定者になる割合が**少ない**

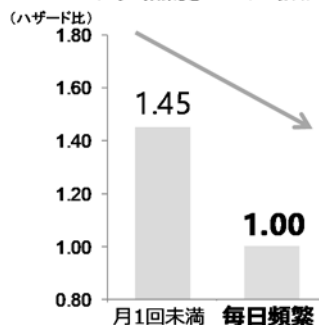
サロン参加者と非参加者の要介護認定率の比較



※愛知県武豊町で、2007年5月から活動を開始した「憩いのサロン」において、参加者の状況を2012年3月まで追跡調査。3回以上参加した人のみを「参加あり」とし、0～2回の参加者は「参加なし」に分類した結果

他者と交流している人は、認知症になる確率が**低い**

同居者以外の他者との交流頻度別の認知症を伴う認定者になる確率  
（「毎日頻繁」を1.00とした場合）

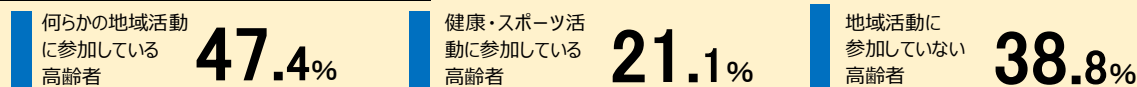


※愛知県下の6市町村において、65歳以上の高齢者14,804人を対象に、2003年から約10年間の追跡調査を行った結果。性別、年齢、世帯構成、就学年数、婚姻状態、等価所得、治療疾患の有無、物忘れの有無、居住地域を調整した結果

趣味がある人は、認知症にならない確率が**2.2倍**とのデータも

出典：日本老年学的評価研究資料

この1年間の個人・団体での地域活動参加状況（R元年度 横浜市高齢者実態調査）



## 第2部 計画の具体的な展開

### (2) 就労等を通じた、社会参加の機会・情報の提供

#### ア 生きがい就労支援スポットの推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○高齢者一人ひとりの相談内容に応じた「きめ細かな情報提供」や能力に応じた「様々な活躍の場の提供」に向けて、ハローワークと連携し、就労先・ボランティア先等の開拓を進めます。</li><li>○高齢者一人ひとりの体力やライフスタイルに合わせ、企業に対して雇用条件等の緩和を働きかけるなど、活動先へのマッチング率の向上を目指します。</li></ul>
------	---

#### 生きがい就労支援スポット

##### 生きがい

セカンドライフを豊かにする活動で、無理なく、楽しく、できる範囲で地域や社会に貢献したい。



##### 働く

地域活動に飛び込むには敷居が高い。「働く」は慣れ親しんだ生活スタイル。明確な形で居場所・役割が提供される。

##### セミナーを定期的に開催しています

「しごと応援セミナー」など、就労や社会参加に役立つセミナーを定期的に実施します。また「パソコン講座」、「ボランティアセミナー」など、シニアの交流や学びの場となるようなグループプログラムを企画・実施しています。

シニアの皆さんが地域や企業での支え手・担い手として、就労や地域活動・ボランティアなど多様な機会でも、生き生きと活躍していただくための相談窓口です。



どこに相談したらいいかわからない  
そんなときはぜひ御相談ください！

#### イ 高齢者の就業支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○横浜市シルバー人材センターで、市内の事業所や家庭から高齢者に適した臨時的、短期的その他軽易な仕事の注文を受け、高齢者（登録会員）に対して仕事を紹介することで、就業を通じた社会参加を支援します。</li><li>○ビジネスプランの作成セミナーや起業に向けた実践的な知識を身に付けるための講座を開催するとともに、起業後のフォローアップを行います。</li><li>○就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と意欲のある高齢者をマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進することを検討します。</li></ul>
------	--



(3) ニーズやライフスタイルに合わせた社会参加

ア ヨコハマプロボノ（ハマボノ）事業（モデル事業） 新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仕事で培った経験を有する市民が、地域活動団体等の課題解決を支援する仕組みづくりを進めることで、市民一人ひとりの経験等を生かした地域貢献の実現と地域活動団体等の体制強化を図ります。</li> <li>○これまで地域活動やボランティア活動に参加したことがない住民に、プロボノを通じて地域活動や地域ケアプラザ・地域包括ケアシステムの認知を広げ、ボランティア活動の参加のきっかけをつくります。</li> <li>○地域活動団体等にプロボノワーカー（ハマボノ参加者）が参加することで、地域の中での新たなボランティア人材の育成につなげます。</li> <li>○プロボノを活用し支援することで、地域活動団体等の運営基盤の強化と活動の充実を図ります。</li> </ul>
------	---

ヨコハマプロボノ（ハマボノ）事業（モデル事業）

「ハマボノ」は、仕事で培った経験を生かしたボランティア活動の仕組みです。幅広い年代のプロボノワーカーがチーム又は個人で、地域団体等の課題解決につながる具体的な成果物の提供（ホームページ作成、運営マニュアル作成等）に取り組みます。こうしたハマボノの仕組みにより、団体の活動の充実や地域づくりを推進します。



プロボノとは？

プロボノの語源は「公共善の為に」を意味するラテン語「Pro Bono Publico」です。

イ よこはまシニアボランティアポイントの推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者がボランティア活動を行うことにより、健康増進、介護予防、社会参加、生きがいづくりを促進します。</li> <li>○活動者拡大のため、登録者へ活動の場の情報を継続的に提供します。また、活動対象施設等を拡大します。</li> </ul>
------	--

よこはまシニアボランティアポイント

高齢者が、介護施設、地域ケアプラザ、病院、子育て支援拠点等で事業の手伝いやレクリエーション活動の補助などの活動を行った場合にポイントがたまり、たまったポイントに応じて寄附・換金ができる仕組みです。

(4) シニアの生きがい創出

**ア かがやきクラブ横浜（老人クラブ）への支援による高齢者の生きがい創出**

事業内容	<p>(ア) 支え合い活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを継続するために、老人クラブが高齢者相互の支え合い活動など積極的な地域活動ができるよう、横浜市老人クラブ連合会と連携し、各区老人クラブ事業の運営を支援します。</li> </ul> <p>(イ) 老人クラブの活性化への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○活動の維持・発展をするために、老人クラブが担う社会的役割を周知し、会員の促進・減少防止を図ります。</li> <li>○老人クラブ活動をあらゆる機会を捉えて紹介し、活動への参加を呼び掛けるとともに、老人クラブの会員だけでなく非会員への参加を促す取組を強化します。</li> <li>○今後を担う新たなリーダーの養成や30人未満のクラブへの支援を拡大します。</li> <li>○非会員も参加することのできる「横浜シニア大学」の開催を引き続き支援し、健康づくりや介護保険の知識をはじめ、セカンドライフの様々な選択肢を提案する内容の講座を通じ、高齢者の仲間づくりを進めます。</li> </ul>
------	---



**老人クラブ活動の相乗効果**

**健康活動**

- ・体操・健康ウォーキング
- ・シニアスポーツの実施
- ・高齢者医療や介護保険など制度・施策の学習 など

**友愛活動**

- ・ひとり暮らしや高齢者世帯への声かけ・訪問
- ・地域行事への参加呼び掛け
- ・認知症への正しい理解 など

**ボランティア活動**

- ・高齢者や地域から期待される活動への支援
- ・地域での伝承活動や多世代交流 など

一つひとつの活動が、個人の健康・地域の担い手としての重要な役割を担っています。

**『かがやきクラブ横浜』について**

(公財)横浜市老人クラブ連合会では、老人クラブのイメージアップを図り、老人クラブの一体感を打ち出すことを目的に、横浜にふさわしい愛称を公募した結果「かがやきクラブ横浜」に決定し、平成28年1月から横浜市老人クラブ連合会の愛称としています。





**イ 濱ともカード（高齢者のための優待施設の利用促進事業）を利用した高齢者の外出支援**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者が濱ともカードを携帯し、市内各所で多様な優待を受けられるよう、協賛店獲得に向けて取り組みます。</li> <li>○協賛店をより利用しやすくするため、協賛店舗や優待内容の詳細など最新の情報を簡単に取得できるよう、より見やすいウェブサイトを作成します。</li> <li>○関係団体や協賛店などと連携して事業のPRを行い、濱ともカードの普及を促進します。</li> </ul>
------	--

**濱ともカード**

「濱とも協賛店」に提示すると、商品・入場料の割引などのサービスを受けることができる、便利でお得なカードです。  
65歳以上の横浜市民の方にお渡ししており、介護保険証と一緒にご本人にお届けします。



**ウ 敬老パスを利用した高齢者の外出支援（敬老特別乗車証交付事業）**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敬老特別乗車証の利用実態をより正確に把握した上で、将来に向けて事業を持続させるため、IC化等について検討します。</li> </ul>
------	---

**エ 敬老月間事業による生きがい支援**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○100歳以上の方に敬意を表し、毎年9月の敬老月間にお祝いの品を贈呈します。</li> <li>○文化・観光施設等の無料開放や優待割引を行います。</li> </ul>
------	---

**オ 生涯学習への支援**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各区の施設等において、市民が広く関心を持ち、幅広い交流を図りながら生涯学習を实践できるよう、学びの機会の充実を図ります。</li> <li>○全区に設置されている市民活動・生涯学習支援センターでは、学習情報の提供や学習相談、仲間づくりなどにより、市民の学習活動を支援します。</li> <li>○市民・学校・民間教育事業者・企業等との協働による学習支援を進めます。また、横浜にある多彩な学習資源を、市民一人ひとりが、主体的な学びや活動に活用できるような環境づくりを進めます。</li> <li>○地域コミュニティの活性化に向け、世代を超えたネットワークづくりを支援します。</li> </ul>
------	---

## 第2部 計画の具体的な展開

### (5) スポーツ活動・健康づくりを通じた、明るく活力のある長寿社会づくりの推進

#### ア 老人福祉センターの機能の向上

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○各区に設置された老人福祉センターで、地域の高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション等を実施します。</li><li>○「健康づくり」、「体力づくり」、「介護予防」に向けた機能の強化を図るためのメニューや社会参加につながるメニューを充実させます。</li><li>○施設の老朽化が課題になっているため、持続可能な運営等について検討します。</li></ul>
------	--

#### 老人福祉センター

##### <施設内容>

- 大広間、娯楽コーナー、図書コーナー、健康相談室など
- 浴室・シャワー室（一部を除く）
- 会議室の貸出し など

##### <利用できる人>

- 市内在住の 60 歳以上の方と付添いの方
- 市内在住者の父母・祖父母または子で、60 歳以上の方

##### <利用時間>

- 9時～17時  
(ただし浴室等は、センターの利用時間より早めに終了します。)

健康で明るい生活を楽しむための施設です。大広間で仲間とくつろいだり、趣味の講座を受けて楽しみを広げるなど生きがい・仲間づくりに利用してください。

#### イ ふれーゆ（高齢者保養研修施設）の運営

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○温水プール、大浴場、大広間などがある施設の特性を生かしたイベントやスポーツ教室を開催し、高齢者を中心とした健康増進や交流の促進を図ります。</li><li>○集客力を高めるため、効果的な広報活動や利便性の高い送迎サービスなどに組み込みます。</li><li>○利用者の安全のため、施設及び設備の適切な運営を継続します。</li></ul>
------	--

#### ふれーゆ

##### <各種教室も開催しています>

- プール : 各種水泳教室・水中ウォーキングなど
- スポーツ : 医療体操・やさしいヨガなど
- 文化教養系 : 健康麻雀教室・色を楽しむぬり絵など

温水プール  
と  
人工温泉



ウ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への支援及び啓発

事業内容	<p>(ア) 大会への選手派遣事業</p> <p>○市を代表する選手が大会を通じて県外からの多くの参加者との交流を深め、楽しさや生きがいを実感することができるよう支援します。</p> <p>(イ) 「ねんりんピックかながわ 2022」の開催</p> <p>○2022年に開催される神奈川大会に向けて、各競技団体や関係団体と協力し、広報・PRを積極的に行います。</p> <p>○大会の機運を高めるとともに、大会の主役である高齢者が元気に生き生きと活躍できる環境づくりを推進します。</p>
------	--

ねんりんピック

<高齢者が主役のスポーツ・文化の祭典です>

- テニスやサッカーなどのスポーツ交流大会
- 囲碁や将棋などの文化交流大会
- 健康、福祉・生きがいに関する多彩なイベント
- 世代間・地域間交流を図る音楽文化祭などの開催 など



※2020年は岐阜大会が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で以降1年ずつ延期となりました。

エ 生涯スポーツへの支援

事業内容	<p>○地域スポーツ・レクリエーション団体と連携し、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。また、おすすめのウォーキングコースをホームページで紹介します。</p> <p>○市民参加型スポーツイベントの充実を図るとともに、初心者が安心して参加できる環境を整えます。</p> <p>○老人クラブ等を通じ、誰でも気軽に楽しめるシニア向けのスポーツを紹介します。</p>
------	---

## 第2部 計画の具体的な展開

### 3. 生活支援

#### 施策の方向性

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、地域住民、ボランティア、NPO法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。

#### ア 地域のニーズや社会資源の把握・分析

事業内容	○地域特性や地域課題等のニーズを把握するとともに、地域活動や民間企業の各種サービス等の社会資源の情報を収集・データベース化します。 ○人口構成、医療及び介護等のデータと合わせて複合的に地域分析を行い、地域分析結果を地域等と共有します。
------	--

#### イ 住民主体による活動の支援

事業内容	○区社会福祉協議会や地域ケアプラザ等に配置されている生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展をきめ細かく支援します。
------	--

#### ウ 要支援者等に配慮した住民主体による活動の支援

事業内容	○加齢とともに足腰が弱くなっても、継続的に介護予防や生活支援に取り組むことができる地域づくりを進めます。 ○住民主体のボランティア等が要支援者等を含む高齢者に配慮した活動（交流・居場所、訪問、配食、見守り）を実施する場合には、活動に係る補助金を交付します。
------	---

#### エ 空家などを活用した高齢者向け活動支援拠点等の導入促進

拡充

事業内容	○まちづくりNPO法人等と連携し、地域交流サロン、グループホーム、子育て支援施設など地域の活動拠点等への活用について、空家所有者や利用希望者への支援を行います。 ○空家を活用するための相談窓口、相談項目、活用事例、関連する市の制度などをまとめた市民向けマニュアルを作成するなど、地域住民等が空家を活用しやすい環境を整えます。 ○空家を活用した、住宅地への高齢者支援施設や地域交流施設などの「地域活性化に貢献する施設」などの設置を促進するため、「空家活用の専門家の派遣」と「改修費用の補助」を一体的に行う制度の検討を進めます。
------	--

**オ 多様な主体間の連携体制の構築**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア団体、NPO 法人、社会福祉法人、民間企業等の多様な支援主体が、連携・協働する場（協議体等）を通じて、共通の目標達成に向けた課題等を共有し、地域のニーズに合わせて、必要な生活支援の活動・サービスの創出・持続・発展させる取組を支援します。</li> <li>○身体的な衰え等により買い物や地域サロン等への移動が困難な方のために、多様な主体と連携した買物支援や移動支援等の取組を支援します。</li> <li>○関係者が多様な主体と連携した課題解決に取り組めるよう人材育成に取り組みます。</li> </ul>
------	---



**コラム**

**多様な主体が連携して、新しい活動が広がっています**

**地域住民×地域ケアプラザ×障害者施設×商店街**

**⇒ 移動困難な住民を支える移動支援**

西区の第3地区では、地域福祉保健計画地区別計画の中で「山坂が多い地形でも地域の誰もが外出しやすいきっかけづくり」を目標に掲げ、地域住民や商店街を中心に、地元福祉施設（地域ケアプラザ・地域活動ホーム・就労サポートセンター）が事務局となり、実行委員会を立ち上げました。障害者施設の地域貢献の一環として、送迎の空き時間を活用し、山の上の住宅地から商店街や病院等をつなぐ移動支援バスを運行する取組（「おでかけ3」）を実施しています。

地域住民や小学生からバスのロゴマークを募集したり、病院や町内会からも支援してもらうなど、地域全体で取り組んできたことで、乗車した住民同士やボランティアとのつながりが生まれるだけでなく、小学校の授業で取り上げられ、商店街でテーマソングが流れるといった、地域に愛される取組として広がりを見せています。



**地域住民×移動販売事業者×行政 ⇒ 公園での移動販売**

旭区川井地区では「近隣に生鮮食品を扱うスーパーがなく自宅の周辺は山坂が多いので、高齢になって買物に困っている」という地域の声をきっかけに、地域住民が検討を重ね、移動販売事業者による食品や日用品販売の取組を始めることにしましたが、課題を抱える一部地域では、移動販売に適した場所を確保できませんでした。

そこで、旭区では、買物困難者の生活支援を目的とする場合に限り、公園での移動販売が可能となるよう、市の関係部署と調整を始め、公園での移動販売の実施が実現しました。

買物が便利になっただけでなく、買物の場所が地域住民の交流や見守りの場所にもなっていて、地域のコミュニティを育んでいます。





カ 見守り・支え合いの地域づくり

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民や幅広い関係機関・団体等と連携し、地域で困りごとを抱えている人の早期発見や的確に支援に結び付けていくための見守りの仕組みづくりを推進します。</li> <li>○高齢者が、地域の中で「支える側」と「支えられる側」の垣根を越えて社会的な役割を持つことができるよう、支え合いの仕組みづくりを進めます。</li> <li>○介護予防・社会参加できる機会を提供するなど、生きがいや役割を持って生き生きと生活できる地域づくりを支援します。</li> </ul>
------	---

キ 社会福祉法人の地域貢献

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉法人の地域貢献活動について、地域のニーズに対し社会福祉法人の強みや経験を生かしたコーディネート仕組みを作ります。また、地域協議会等、社会福祉法人の地域貢献活動を推進する場を充実させます。</li> <li>○市・区社会福祉協議会は、部会やよこはま地域福祉フォーラム等で、社会福祉法人や施設の地域における公益的な取組等の事例紹介を行います。また、各法人が行う公益的な取組について積極的に発信できるよう支援します。</li> <li>○社会福祉法人の地域貢献に係る地域協議会について、横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会のテーマ別検討会に位置付けて開催します。</li> </ul>
------	---



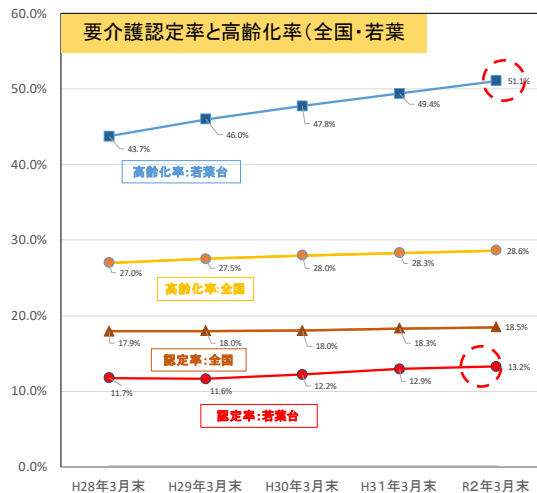
旭区若葉台 = 「要介護になりにくい団地」  
～活発な住民活動と社会参加が健康のカギ～

若葉台団地では、少子高齢化が急速に進んでいますが、地域コミュニティが成熟し、自治会活動やスポーツ・文化活動がとても活発です。

桜まつり、夏まつり、大運動会などの行事をするなど、活発な自治会活動が行われているほか、地域住民で構成されたNPO法人が、大運動会をはじめ、テニス、卓球、グラウンドゴルフなどのスポーツ活動、文化祭、合唱団講演、外国語教室、絵画教室などの文化活動を実施しています。

若葉台は地域における人々の信頼関係や結びつきが、様々な社会活動や地域活動により豊かになり、その高いソーシャルキャピタルが住民の健康に良い結果をもたらしています。

その結果、高齢化率 51.1%（全国平均は 28.6%）と高いものの、高齢化率の高さに反して、介護保険の要介護認定率が 13.2%（全国平均は 18.5%）と著しく低くなっています。





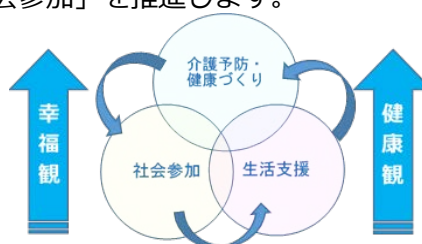


## 「介護予防」、「社会参加」、「生活支援」の一体的推進

高齢者の運動機能や栄養状態などの心身機能の改善だけでなく、居場所づくりや社会参加の場の充実など、高齢者本人を取り巻く環境を整えることも含め、幅広い視点に立った「介護予防」の取組により、地域の中で生きがいや役割を持って自立した生活を送ることができる地域の実現を目指します。

今後、更なる高齢化に伴い単身世帯等が増加することにより、高齢者の買物や掃除などの「生活支援」の必要性が増していきます。支援を必要とする高齢者の生活支援ニーズに応えるため、地域住民や多様な主体が連携した支援体制の充実を図ります。その中で、高齢者は支えられる側だけでなく、支え手となることも目指し、高齢者の「社会参加」を推進します。

地域とつながりを持って社会的役割を担うことにより、支援を必要とする高齢者の生活支援ニーズを満たしていくと同時に、活動への参加、社会とのつながりを通して介護予防の効果を高める相乗効果を目指し、介護予防、社会参加、生活支援を一体的に進めます。



## 横浜市障害者プラン

横浜市障害者プランは、本市における障害福祉施策の基本的な指針を定めたものです。第1期プランは平成16年度に策定され、現在の第4期プランは、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画期間として策定しました。

第4期プランでは、障害のある人の尊厳と人権を尊重することの大切さを改めて社会に示したいと考え「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す」という基本目標を設定しました。

また、構成では「住む・暮らす」、「安全・安心」、「育む・学ぶ」、「働く・楽しむ」の4つの日常生活の場面と、普及啓発や権利擁護など、様々な生活の場面を支えるものを加えた、計5つの分野ごとに施策・事業を掲載しました。

障害のある人の高齢化や障害の重度化などに合わせた支援を行えるよう、他の計画とも整合性を図りながら、施策・事業を推進していきます。



## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による「協議の場」を通じて、地域の基盤強化や課題解決に向けた取組を検討・実施し、地域での重層的な連携による支援体制を築いていきます。

また「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを行うに当たり、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点との一体的な議論を行うことによる相乗効果を得ながら、相互の強化・充実を図っていきます。

## 第2部 計画の具体的な展開

### II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

#### 【第8期計画の重点キーワード】

在宅生活を支える医療・介護サービス

専門職による多職種連携

#### 成果指標

#### 最後まで安心して自宅で過ごしたいという市民の希望に添える体制づくり

在宅看取り率 (※1)	H30年度	23.9 %	➡	R5年度	27.8 %
訪問診療利用者数	H30年度	303,791人	➡	R5年度	378,000人

※1 自宅、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム等を在宅と定義

#### 多職種連携の強化を進め、必要なケアを一体的に提供する体制を構築する

地域包括支援ネットワーク構築が されている割合 (※2)	R1年度	69.8 %	➡	R4年度	80.0 %
---------------------------------	------	--------	---	------	--------

※2 3年に1度実施する「横浜市高齢者実態調査」の結果

#### 事業量

##### 1 在宅介護・リハビリテーション

	単位	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度
<b>小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護</b>							
小規模多機能型 居宅介護事業所数	箇所	134	137	137	150	163	176
看護小規模多機能型 居宅介護事業所数	箇所	16	18	21	24	27	30
<b>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</b>							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	箇所	45	46	46	48	51	53
<b>自立支援・重度化防止に向けた働きかけ</b>							
集団指導講習会開催数	回	9	9	0	9	9	9

※H30,R1年度は実績値、R2年度は実績見込み値、R3~5年度は計画値

## 第1章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

### Ⅱ 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

#### 2 在宅医療・看護

単位	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	
<b>医療・介護連携の強化</b>							
在宅医療連携拠点での多職種連携事業実施回数	回	338	322	220	★ 200	★ 205	★ 210
在宅医療連携拠点での新規相談者数	人	3,033	3,086	3,100	★3,000	★3,050	★3,100
<b>在宅医療に関わる人材の確保・育成</b>							
「在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修」受講者数	人	1,897	1,776	643	★ 450	★ 480	★ 540
訪問看護師向け研修等開催数	回	48	41	33	40	40	40
<b>在宅医療の普及・啓発</b>							
市民啓発事業（講演会等）開催数	回	50	56	31	★ 30	★ 35	★ 40
市民啓発事業（講演会等）参加人数	人	5,242	5,913	1,600	★1,400	★1,500	★1,600

#### 3 保健・福祉

<b>地域包括支援センターの運営</b>							
地域包括支援センター数	箇所	141	142	142	143	145	146
<b>成年後見制度の利用促進</b>							
成年後見制度利用支援事業（報酬）利用件数	件	446	490	581	510	551	592

#### 4 医療・介護・保健福祉の連携

<b>地域ケア会議</b>							
地域ケア会議開催回数	回	567	418	159	745	745	745
<b>ケアマネジメントスキルの向上</b>							
ケアマネジメントの質の向上に資するケアプラン点検の実施件数	件	-	-	-	★ 100	★ 100	★ 100
<b>包括的・継続的ケアマネジメント支援</b>							
関係機関との連携体制構築の取組回数（連絡会、研修等）	回	3,191	2,953	1,000	★2,000	★2,500	★3,000

※H30,R1年度は実績値、R2年度は実績見込み値、R3~5年度は計画値

※「★」は新型コロナウイルスの影響を考慮

## 第2部 計画の具体的な展開

### 1. 在宅介護・リハビリテーション

#### 施策の方向性

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの充実とともに、特に 24 時間対応可能な地域密着型サービスの整備・利用を推進します。

#### ア 介護保険の在宅サービスの充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーションなど、介護保険の在宅サービスを提供します。</li> <li>○新規事業所向けセミナーや集団指導講習会等を通じて、運営基準に則った安定したサービス提供を促します。</li> </ul>
------	--

#### 【自宅で利用するサービス（訪問系サービス）】

種類	内容	要支援の方の利用の可否	※1
訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパー（訪問介護員）が自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助を行います。	○（※2）	
夜間対応型訪問介護	夜間において、定期的な巡回や、利用者からの通報により、介護職員が自宅を訪問し、排せつ・食事の介護や、緊急時の対応などを行います。	×	★
訪問入浴介護	看護職員と介護職員が自宅を訪問し、持参した浴槽によって、入浴の介護を行います。	○	
訪問看護	在宅療養している人で通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、看護師等が定期的に自宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話や診療の補助を行います。	○	
訪問リハビリテーション	在宅療養している人で通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。	○	
居宅療養管理指導	在宅療養している人で通院が困難な場合に、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士が自宅を訪問し、療養上の指導や助言を行います。また、ケアマネジャーに対し、ケアプラン策定に必要な情報を提供します。	○	

## 第1章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

### Ⅱ 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

#### 【施設に通い利用するサービス（通所系サービス・短期入所含む）】

種 類	内 容	要支援の方の 利用の可否	※1
<b>通所介護（デイサービス）</b> *定員 19人以上	デイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられます。	○（※2）	
<b>地域密着型通所介護 （小規模なデイサービス）</b> *定員 18人以下			★
<b>療養通所介護</b>	難病等を有する重介護者やがん末期により、常に看護師による観察が必要な方を対象にしたデイサービスです。	×	★
<b>認知症対応型通所介護 （認知症対応型デイサービス）</b>	認知症の方を対象にしたデイサービスです。	○	★
<b>通所リハビリテーション （デイケア）</b>	心身の機能の維持・向上のために主治医が必要と認める場合、介護老人保健施設、病院・診療所等へ通い、リハビリテーションや入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられます。	○	
<b>短期入所生活介護 （福祉施設のショートステイ）</b>	福祉施設に短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練を受けられます。	○	
<b>短期入所療養介護 （医療施設等のショートステイ）</b>	介護老人保健施設や医療施設へ短期間入所し、医学的管理の下、介護や機能訓練を受けられます。	○	

#### 【24時間対応で利用できるサービス（訪問系サービス・通所系サービス）】

種 類	内 容	要支援の方の 利用の可否	※1
<b>定期巡回・随時対応型 訪問介護看護</b> *「訪問系」サービス	24時間を通じて『訪問介護』と『訪問看護』のサービスを受けられます。生活のリズムに合わせた定期的な訪問と、緊急時の通報による随時訪問のサービスが受けられます。	×	★
<b>小規模多機能型居宅介護</b> *「訪問系」+「通所系」サービス	一つの事業所で「通い」と「宿泊」と「訪問」のサービスを柔軟に組み合わせて利用できます。	○	★
<b>看護小規模多機能型居宅介護</b> *「訪問系」+「通所系」サービス	『小規模多機能型居宅介護』と『訪問看護』を組み合わせたサービスです。	×	★

※1 ★印は「地域密着型サービス」です。原則として横浜市民（横浜市の介護保険被保険者）のみが利用できます。

※2 要支援の方が利用できる訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護は「介護予防・生活支援サービス事業」に移行しました。



## 第2部 計画の具体的な展開

### 【生活環境を整えるサービス】

種類	内容	要支援の方の利用の可否
福祉用具貸与 (レンタル)	日常生活の自立を助けるための福祉用具（つえ、歩行器、車いす、電動ベッドなど）の貸与を受けられます。	○（※3）
特定福祉用具購入	貸与になじまない排せつや入浴のための福祉用具を指定事業者から購入した場合に購入費の払戻しが受けられます。	○
住宅改修	手すりの取付け、段差解消などの小規模な住宅改修をした場合に改修費の一部の払戻しが受けられます。	○

※3 要支援1、2及び要介護1の方に対する福祉用具貸与は、一部、対象外の種目があります。

### イ 24時間対応可能な地域密着型サービスの推進

事業内容	<p>（ア）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護をおおむね日常生活圏域に1か所以上で提供できるよう整備を進めます。</li> <li>○看護小規模多機能型居宅介護については、各区1か所以上で提供できるよう整備を進めます。</li> <li>○事業所の整備量を確保するとともに、不動産事業者との連携や公有地の貸与を行うなどの方法により、未整備圏域の解消を図ります。</li> </ul> <p>（イ）定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、在宅で医療と介護の両方のニーズを持つ要介護者に対し、必要なサービスが提供できるよう整備を進めます。</li> <li>○事業者連絡会と連携し、市民や関係機関に対し、リーフレットや事例発表会等を通じてサービスの特徴やメリットの周知に努め、必要な方のサービス利用につなげます。</li> </ul>
------	--

ウ 自立支援・重度化防止に向けた働きかけ

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の生活の質の向上に資するような効果的な機能訓練プログラム等を実施している介護事業所の取組を評価し、事業所単位の表彰を行います。</li> <li>○表彰事業所の取組を他の事業所へ広く周知することで、市内事業所全体のサービスの質の向上を図ります。</li> <li>○福祉用具貸与事業者に対し、講習会の開催や福祉用具貸与計画についての点検事業を行い、必要に応じて改善を図ります。</li> <li>○介護事業所に対するリハビリテーションマネジメント加算の取得促進等により、リハビリテーションの質の向上を図り、在宅高齢者における心身の機能の維持回復につなげます。</li> </ul>
------	---

24 時間対応可能な地域密着型サービス

「小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護」

ご本人の様態や希望に応じて「通い」、「宿泊」、「訪問」といったサービスを柔軟に組み合わせ、「在宅で継続して生活するために」必要な支援をします。「通い」で顔なじみになった職員が「宿泊」や「訪問」の際にも対応するため、環境の変化に敏感な高齢者（特に認知症の方）の不安を和らげることができます。看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせ、医療ニーズが高くなった方にも対応します。



工 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

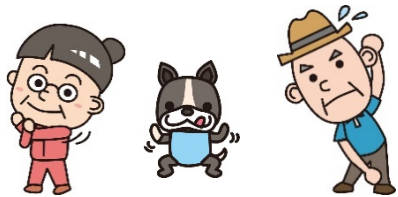
事業内容	<p>○家事などの生活を支えるサービスや住民主体による見守りやサロンなどの多様なサービスを充実することにより、地域全体で高齢者の生活を支えます。</p> <p>○介護予防・生活支援サービス補助事業の対象者を、要支援者等のときから継続して利用する要介護者にも拡大します。</p>
------	--

横浜市の介護予防・日常生活支援総合事業

目指すところ

- ◇横浜市の「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）は、新たな担い手の確保や多様な生活支援のある地域づくりに取り組みます。
- ◇高齢者自らが介護予防に取り組み、その人らしく自立した暮らしを続けていけるよう支援します。

総合事業の構成

<p>介護予防・生活支援サービス事業 【対象者】要支援1・2、事業対象者（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎横浜市訪問介護相当サービス</li> <li>◎横浜市通所介護相当サービス</li> <li>◎横浜市訪問型生活援助サービス</li> <li>◎横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（※2）</li> <li>◎横浜市訪問型短期予防サービス</li> <li>◎介護予防ケアマネジメント</li> </ul> <p>⇒各サービスの詳細は次ページをご参照ください。</p>	<p>一般介護予防事業 【対象者】65歳以上の全ての方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎健康づくり講座・講演会の開催</li> <li>◎元気づくりステーションなどの活動グループ</li> <li>◎よこはまシニアボランティアポイント など</li> </ul> 
--	--

- ※1 事業対象者とは、要支援相当の方で基本チェックリストを活用して事業の対象者になった方をいいます。
- ※2 要支援者・事業対象者のときから継続して利用する要介護者も利用することができます。

## 介護予防・生活支援サービス事業一覧

国の類型	横浜市のサービス名称		事業概要
従前の介護予防 訪問介護・通所 介護に相当する サービス	横浜市訪問介護 相当サービス		専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス（訪問介護員等によるサービス）を実施します。
	横浜市通所介護 相当サービス		専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービス（（地域密着型）通所介護事業者の従業者によるサービス）を実施します。
緩和した基準によるサービス （サービスA）	横浜市訪問型 生活援助サービス		必ずしも専門的なサービスが必要でない方に、訪問介護員等に加えて、一定の研修修了者又は入門的研修修了者が、掃除、洗濯、調理、買い物などの生活援助を行います。
住民主体による サービス （サービスB）	介護予防・生活支援サービス補助事業（※）	横浜市 訪問型支援	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、掃除、洗濯、調理、買い物など、日常生活の支援を行います。
		横浜市 通所型支援	住民主体のボランティア等が行う地域のサロンなどで、体操や趣味の活動など介護予防につながる活動に参加できます。
その他の生活支援サービス	介護予防・生活支援サービス補助事業（※）	横浜市 配食支援	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、栄養改善を目的とした配食などを行います。
		横浜市 見守り支援	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、安否確認や見守りを行います。
短期集中予防サービス （サービスC）	横浜市訪問型 短期予防サービス		早期介入による閉じこもり予防・改善、社会参加の促進、介護予防を目的に、区福祉保健センターの看護師、保健師が3～6か月の短期間、訪問して支援を行います。本人の状態にあわせて、運動機能の維持改善や健康管理のための支援、地域の通いの場等多様なサービスへの参加支援などを行います。

【対象者】要支援1・2、事業対象者

※ 介護予防・生活支援サービス補助事業は、要支援者・事業対象者のときから継続して利用する要介護者も利用することができます。

オ 介護保険給付以外のサービスの提供

事業内容	<p>(ア) 高齢者等住環境整備事業</p> <p>○要介護・要支援と認定された高齢者等に対し、日常生活で困難な動作を補うための住宅改造工事費用の助成及び効果的な工事の助言等を行うことにより、できる限り自立した在宅生活が継続できるよう支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。</p> <p>(イ) 高齢者配食・見守り事業</p> <p>○食事に関するサービスの利用調整を行った結果、必要と認められたひとり暮らしの中重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行います。</p> <p>(ウ) 外出支援サービス事業</p> <p>○公共交通機関を利用しての外出が困難な在宅高齢者等に対し、専用車両等により利用者の居宅から医療機関や福祉施設等までの間を送迎します。</p> <p>(エ) 訪問理美容サービス</p> <p>○加齢に伴う心身機能の低下や傷病等の理由により、理容所・美容所へ出向くことが困難な在宅の重度要介護高齢者に対し、理容師・美容師が自宅を訪問して理美容サービス（カットのみ）を提供します。</p> <p>(オ) 紙おむつ給付事業</p> <p>○寝たきり又は認知症の状態にある生活保護世帯又は市民税非課税世帯の在宅の要介護高齢者を対象に、介護保険の給付対象外である紙おむつを給付します。</p> <p>(カ) あんしん電話貸与事業</p> <p>○ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急事態が発生した場合に近隣の方等へすぐ連絡が取れるよう、あんしん電話（緊急通報装置）を貸与します。</p> <p>(キ) 訪問指導事業</p> <p>○40歳以上の方で、生活習慣病・介護予防のための保健指導、療養生活や介護に関する相談・支援が必要な本人及びその家族などに対して家庭訪問し、生活の場における健康の保持増進に関する助言、保健・医療・福祉サービスの活用に関する相談や調整等を行います。</p> <p>(ク) 中途障害者支援事業</p> <p>○中途障害者地域活動センターにおいて、脳血管疾患の後遺症等により心身の機能が低下している人を対象に、閉じこもりや寝たきりを予防し、地域での社会参加や日常生活の自立を支援する事業を実施します。</p> <p>○中途障害者に関する普及啓発（連絡会・研修会等）や自主グループへの支援を行うほか、中途障害者地域活動センターを経て、地域や社会の中でも役割を担いながら生活できるよう、関係機関等と連携を図りながら支援を行います。</p> <p>○中途障害者地域活動センターでは、高次脳機能障害支援センター（横浜市総合リハビリテーションセンター内）等と連携しながら、高次脳機能障害のある方を対象とした専門相談も行います。</p>
------	--



2. 在宅医療・看護

施策の方向性

医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するために、在宅医療連携拠点を軸とした医療・介護連携の強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。

また、在宅医療の市民理解促進のため普及・啓発を進めます。

(1) 医療・介護連携の強化

ア 在宅医療連携拠点 拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民が、病気を抱えても住み慣れた自宅等で、安心して継続的な在宅医療・介護を受けることができるよう、市医師会等と協力して18区に設置した在宅医療連携拠点を中心に、医療と介護が切れ目なく提供される体制を構築します。</li> <li>○医療依存度の高い方の退院時支援のほか、在宅医療を行うかかりつけ医の紹介や地域の在宅医療・介護資源の情報提供等、在宅医療と介護の相談支援を行います。</li> <li>○質の高い相談支援の提供に向け、在宅医療連携拠点相談員のスキルアップを図るため、課題に応じた研修等を実施します。</li> </ul>
------	--

在宅医療連携拠点

職員体制：在宅医療連携拠点業務に必要な介護に関する

知識を有する看護師等2名、事務職員1名

開設場所：各区医師会館等

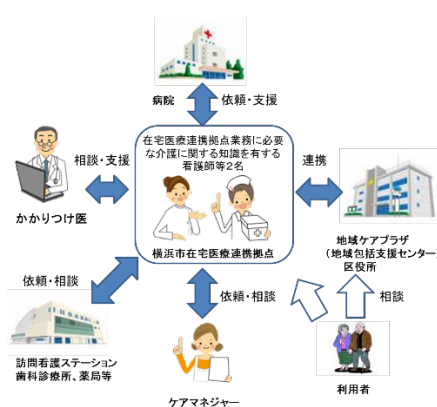
業務内容：●ケアマネジャー・病院（地域連携室等）等からの在宅医療に関する相談・支援

●医療連携・多職種連携

●市民啓発

利用できる相談例

- ・医療依存度の高い人が退院するが療養の相談をしたい
- ・訪問診療ができる医師を探している
- ・区内の在宅医療資源について情報が欲しい
- ・訪問看護や訪問リハビリの空き情報が知りたい など



イ 在宅医療連携拠点・地域ケアプラザ・行政による在宅医療介護の連携強化 拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市医師会と協力して18区の在宅医療連携拠点運営の安定と地域特性に応じた活動の支援を図るとともに、医療機関や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）及び関係団体との連携を強化し、在宅医療の更なる充実を図ります。</li> <li>○医療・介護が必要な場面（入退院時調整・療養生活・急変時対応・人生の最終段階）に応じ、必要な患者情報をスムーズに共有するためのツールを活用します。</li> <li>○患者の情報を地域の医療機関、介護施設等で共有することで、限られた医療資源をより効果的・効率的に活用しながら、患者の状態に応じた最適な医療等のサービスを提供する仕組みである「ICTを活用した地域医療連携ネットワーク」の構築に向けた取組を支援します。</li> </ul>
------	---

## 第2部 計画の具体的な展開

### (2) 在宅医療に関わる人材の確保・育成

#### ア 在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○在宅医療・介護関係者による多職種連携（顔の見える関係づくり）を強化するため、区役所と区医師会等が共同で企画・実施している研修を全区で実施します。</li><li>○在宅医療・介護関係者がお互いの専門性や役割等を知り、情報の共有・話し合う場を持つことで、在宅療養特有の課題に対する解決策を多職種間で検討します。</li></ul>
------	---

#### イ 在宅医療を担う医師の養成研修等の実施

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○医師会と連携し、より多くの医師が在宅医療に取り組めるための体制整備を図るとともに、在宅医療を担う医師を養成します。</li><li>○行政職員等を対象に研修を実施し、質の高い医療と介護の連携を推進できる人材を育成します。</li><li>○医療的知識の習得や医療との連携を図るため、ケアマネジャーが医療現場を学ぶ研修を実施します。</li></ul>
------	--

#### ウ 在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上を図るため、訪問看護師等としての知識や技術の習得を支援するとともに、訪問看護師向けの相談窓口を運営します。</li><li>○地域の医療機関や訪問看護事業所に対し、病院の認定看護師・専門看護師を講師として研修等を行います。</li><li>○「訪問看護師人材育成プログラム」を活用し、地域の医療機関等が協力して訪問看護師を育成します。</li><li>○訪問看護師の離職防止及び質の向上を図るため、関係団体と協力し、管理者や中堅・新任看護師を対象とした研修を実施します。</li></ul>
------	---

### 横浜市訪問看護師人材育成プログラム

「横浜市訪問看護師人材育成プログラム」（看護実践能力評価指標【Career Development Program(CDP)】）を現場の訪問看護師、地域の医療機関、横浜市大、医師会と協力して作成しました。横浜市の目指す共通の訪問看護師像として、CDP各段階の5つの能力について達成目標を掲げています。

また、訪問看護師が地域の協力病院の研修に参加できる学習支援体制の運用を始めています。

#### エ 誤嚥性肺炎対策に係る研修の実施

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○誤嚥性肺炎に関する専門的ケアを行うことができる人材を確保するために、医師会や歯科医師会と連携し、地域における誤嚥性肺炎対策に係る研修等の取組へ支援を行います。</li></ul>
------	--

(3) 在宅医療の普及・啓発

<b>ア</b>	<b>在宅医療を推進するための市民啓発</b>	<b>拡充</b>
事業内容	○在宅医療についての講演会等を開催し、市民及び専門職の理解を促進するとともに、在宅医療の普及・啓発を進めます。 ○インターネットを活用して、地域包括ケアシステムや医療・介護に関する情報と連携した広報の充実を図ります。	

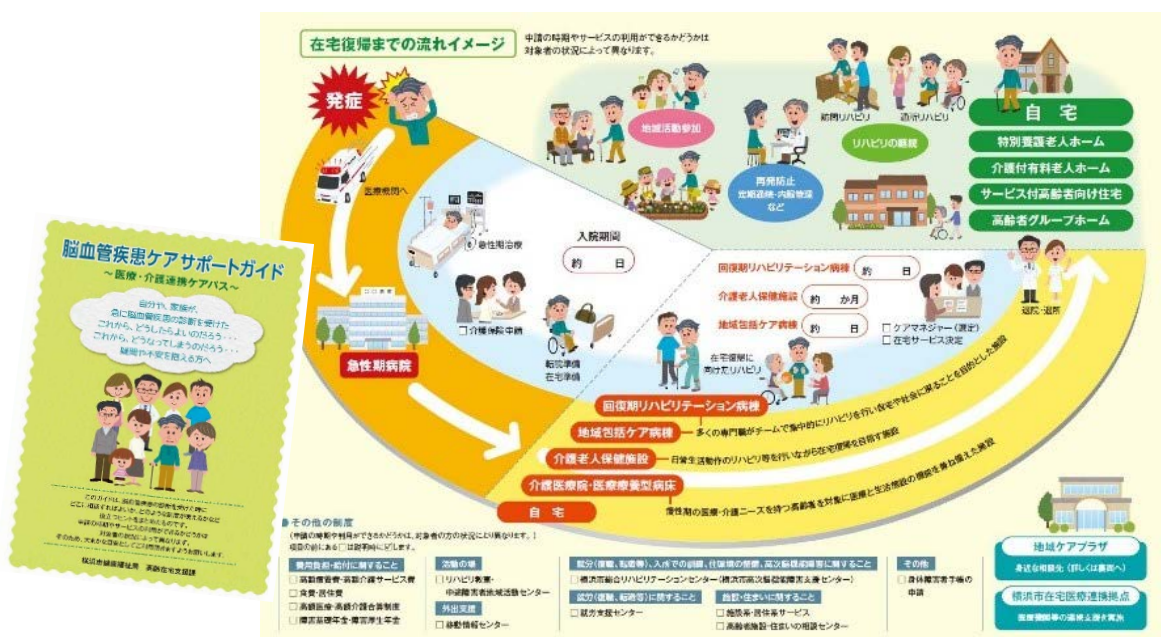
<b>イ</b>	<b>脳血管疾患ケアサポートガイド（医療・介護連携ケアパス）の活用</b>
事業内容	○脳血管疾患による入院からその後の手続やサービスを、本人や家族があらかじめ知ることで先の見通しを立てやすくし、不安の軽減や必要なサービスが受けられることを目的としたパンフレットを配付します。 ○インターネットを活用し、脳血管疾患患者に必要なサポート等について、広く周知を図ります。

脳血管疾患ケアサポートガイド ～医療・介護連携ケアパス～

突然脳卒中などの脳血管疾患により入院となったとき、これからどのような経過をたどるのか、本人・家族ともによく分からず不安に思う方がいらっしゃいます。

脳血管疾患ケアサポートガイド～医療・介護連携ケアパス～は、「どんな手続が必要か」「どのようなサービスが受けられるのか」などをあらかじめ知ってもらうための本人・家族向けのパンフレットです。

区役所・地域包括支援センター・一部病院などで対象者向けにお渡ししています。



## 第2部 計画の具体的な展開

### (4) 医療につながるための支援

#### ア ショートステイにおける受入れ促進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ショートステイにおける医療的ケアが必要な要介護高齢者の受入れを促進し、本人やその介護者の生活の質の向上を図ります。</li> <li>○介護者の急病時などに、医療的ケアが可能な緊急ショートステイの受入枠を確保します。</li> </ul>
------	---

#### イ 診療所による在宅療養支援

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅医療連携拠点で在宅医療を実施している医療機関の情報を提供します。</li> <li>○在宅医療を行う有床診療所に対し、夜間帯の運営に関する費用の一部を支援します。</li> </ul>
------	--

#### ウ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人の身体特性や生活習慣・家庭環境をよく理解した上で、治療や健康に関する指導に当たるかかりつけ医等を持つことが重要です。このため、医師会等の関係機関と連携しながら、かかりつけ医の普及を促進します。</li> <li>○かかりつけ医については、横浜市医師会地域医療連携センターにおいて、市民からの照会に対応して、一人ひとりに身近なかかりつけ医を紹介するなど、普及やその必要性についての理解促進を引き続き図ります。</li> <li>○かかりつけ歯科医を持ち、口腔機能の維持・向上や摂食嚥下機能障害などの専門的ケアを定期的に受けることの啓発を進めます。</li> <li>○服薬管理に関する相談を受けるかかりつけ薬剤師・薬局や、在宅訪問が可能な在宅医療受入可能薬局の活用を促進します。</li> </ul>
------	---

#### エ 地域密着型サービスと医療連携

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療ニーズにも対応する、常時看護師による観察を行う療養通所介護サービスや、24時間の在宅生活を支援する看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスと医療の連携を推進します。</li> </ul>
------	---



コラム

### よこはま保健医療プラン2018

横浜市では、保健医療分野を中心とした施策の中期的な指針として「よこはま保健医療プラン2018」を策定しています。限りある医療・介護資源の中、子どもから高齢者まで誰もがあんしんして暮らし続けられるよう「よこはま地域包括ケア計画」等の保健医療に関する他の分野別計画とも整合性を図り、一体的に推進していきます。



3. 保健・福祉

施策の方向性

地域包括ケアシステムの構築に向けて、中心的な役割を担う地域ケアプラザの強化を図ります。  
また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に対し、高齢者の権利擁護、見守り合う体制づくり等に取り組みます。

(1) 地域ケアプラザの機能強化

ア 地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の設置と円滑な運営

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域の身近な福祉保健の拠点」として、「地域のつながりづくり」等を通じて支援が必要な人の把握や孤立防止等に取り組みます。</li> <li>○地域の身近な福祉保健の拠点・相談窓口として、地域ケアプラザの整備を進めます。</li> <li>○地域ケアプラザ及び一部の特別養護老人ホームを地域包括支援センターとして位置付け、保健・福祉の専門職員（保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャー）が総合相談や介護予防支援等を行います。</li> </ul>
------	--

イ 地域ケアプラザの強化（質の向上）

拡充

事業内容	<p>(ア) 相談・支援技術の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の職員向け研修の充実を図ることで、相談・支援技術の向上による総合相談の強化等、地域ケアプラザの業務の質の向上に取り組みます。</li> <li>○介護保険サービスにとどまらない幅広い地域資源等の情報を提供することにより、その人らしい暮らしが送れるように支援します。</li> <li>○地域の身近な相談窓口としての地域ケアプラザを周知し、また、地域と連携して支援が必要な人を把握します。地域の様々な会議や、地域ケアプラザの利用者やその家族等を通じて、相談が必要な人を早期に発見し、相談・支援につなぎます。</li> <li>○複合的な課題を抱える世帯への支援も含め、関係機関との連携を推進し、相談・支援に取り組みます。また、多様な課題に対応するため、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）が関係機関と連携して支援した事例の共有を行います。</li> </ul> <p>(イ) 地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の生活課題解決に向け、地域ケアプラザの強みを生かし、各職種が連携して個別課題から地域の課題を捉え、地域の力を生かしながら取組を進めます。</li> <li>○取組を進めるに当たり、地域ケアプラザが業務を通じ蓄積しているデータを整理し、客観的なデータから地域の強みや弱みなどを分析する等、有効に活用することで、より地域支援を進められるよう支援します。</li> <li>○地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織、地域の活動団体などのネットワークを構築します。また、地域の状況に合わせた多様な活動の創出・支援を行います。</li> <li>○地域包括支援センター圏域内の高齢者人口に応じた職員の増員を行い、職員体制の強化を行います。</li> <li>○職員の安定的な配置を通じた市民サービスの質の担保及び向上を図るため、処遇改善等の検討を進めます。</li> </ul>
------	---



ウ 区福祉保健センターの連携

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区福祉保健センターは、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）と定期的に支援困難事例の検討や地域情報の共有を図るとともに、地域包括支援センターとの連絡会等の既存の会議を活用し、地域の包括的なネットワークの構築や各種事業の連携・支援を進めます。</li> <li>○事業の質を高め、継続的に安定した事業実施につなげるため、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）は、独自の PDCA シートを活用して、事業計画の作成、事業実施、振り返りを行います。</li> <li>○区福祉保健センターは、PDCA シートを基に年度当初の目標共有、年度末の振り返りや評価を通して区内の地域包括支援センター間の現状・課題の共有化を図るほか、解決に向けて協力し合う関係づくりを行います。</li> <li>○地域ケアプラザ業務連携指針を踏まえ、地域ケアプラザと行政が双方の役割を理解し、お互いの強みを生かすことで、連携を更に強化します。</li> </ul>
------	---

エ 横浜市消費生活総合センターの連携強化

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ケアプラザ（地域包括支援センター）と横浜市消費生活総合センターが連携を強化し、より円滑に高齢者の消費生活相談や被害者救済につなげます。</li> <li>○消費生活総合センターに設置する地域ケアプラザ等専用電話を活用して、地域ケアプラザ等に寄せられる消費相談へ支援を行います。また、継続的な連携強化のための連携会議を引き続き開催します。</li> </ul>
------	---

コラム 30秒でわかる「地域ケアプラザ」PR用動画

誰でも気軽にご利用できます  
 あなたの近くに地域ケアプラザ

横浜市では、市独自の施設である地域ケアプラザのことをより多くの方に知っていただくために、3つの「地域ケアプラザ」PR用動画を制作・公開しています。これまで、横浜市ウェブサイトをはじめ、区役所や、市内を運行するバス車内のデジタルサイネージ等、様々な場所で放映し、広報活動を行っています。



1問1答編

<https://www.youtube.com/watch?v=80oM5UQAVKA&feature=youtu.be>



利用者の声編

<https://www.youtube.com/watch?v=ASiFDqqCdOE&feature=youtu.be>



お悩みを相談できる場所編

<https://www.youtube.com/watch?v=7GurNGgOWSA&feature=youtu.be>

(2) 高齢者の権利擁護

ア	成年後見制度等の利用促進	拡充
事業内容	<p>(ア) 成年後見制度等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中核機関よこはま成年後見推進センターを中心に、弁護士会等の専門職団体や関係機関と連携し、認知症等により意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度の普及・啓発を進め、必要な人を制度につなげます。</li> <li>○第三者後見人が必要な高齢者や障害者で、きめ細かい見守りや支援が必要な方の成年後見制度の利用を円滑に進めるため、よこはま成年後見推進センターを中心として、市民や関係機関と連携し市民後見人の養成と活動支援を推進します。</li> <li>○よこはま成年後見推進センターの取組として、市内の社会福祉法人やNPO法人等の法人後見団体への支援を行います。</li> <li>○区福祉保健センターは、後見等開始の申立てをする親族がなく、本人の保護のため必要がある場合は、区長が申立てを行うとともに、その際の申立てに要する費用や後見人などへの報酬を本人の収入等に応じて助成します。</li> <li>○報酬の助成は、区長申立て以外の場合も対象とします。</li> </ul> <p>(イ) 横浜生活あんしんセンターの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士による専門相談、法人後見業務を行います。</li> <li>○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」、「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。</li> <li>○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。</li> </ul>	



成年後見制度の利用促進に向けて

成年後見制度は、認知症高齢者の方や知的障害や精神障害のある方などが安心して生活できるように保護し、支援する制度です。法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら本人に代わり財産の管理や介護サービスなどの契約等を行います。

成年後見制度には「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に応じて家庭裁判所が本人に適切な方を選任する「法定後見制度」と、あらかじめ自分で選んだ代理の方と支援の内容について契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

成年後見制度を必要とされる方の数は、今後ますます多くなることが見込まれています。

横浜市では、平成31年3月に横浜市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、この計画を基に、令和2年4月に中核機関「よこはま成年後見推進センター」を設置しました。

よこはま成年後見推進センターでは、制度の効果的な広報や権利擁護に関わる相談支援機関への支援等、横浜市にふさわしい成年後見制度の利用促進に向けて、中心となって取組を進めています。



## 第2部 計画の具体的な展開

### イ 高齢者虐待防止

事業内容	<p>(ア) 養護者による高齢者虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めます。</li><li>○地域の見守り活動や高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所や医療機関等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。</li><li>○民生委員児童委員協議会や自治会町内会等の地域における組織、介護保険事業所や医療機関、警察等の関係機関による連絡会を区ごとに実施し、相互に相談しやすい体制をつくります。</li><li>○区福祉保健センター及び地域包括支援センターは、養護者に対して高齢者が医療や介護等で利用できるサービスの情報を提供し、必要なときにすぐに利用できるよう支援することで、介護負担の軽減を支援します。</li><li>○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や養護者同士の集いの活動の充実を図ります。</li><li>○個別の事例については、随時の弁護士相談や関係機関との支援検討会議を実施し、迅速かつ適切に対応するとともに、地域包括支援センターをはじめとする関係機関の協力により、高齢者が安心して生活できるよう継続的に支援します。</li><li>○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止に向けて、相談・支援技術の向上に取り組みます。</li></ul> <p>(イ) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○施設等において、利用者一人ひとりの人格を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や実地指導等の機会を捉え適切な運営指導を行います。</li><li>○高齢者の尊厳を傷つけ、身体的機能の低下を引き起こすことにつながる身体拘束は、緊急のやむを得ない場合を除き行わないよう運営指導を行います。</li></ul>
------	---

### ウ 老人福祉法の措置

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○区福祉保健センターでは、高齢者が虐待や認知症等により契約による介護保険サービスの利用が困難であると判断した場合には、老人福祉法の措置により介護保険サービスの提供を行います。</li><li>○区福祉保健センターにおいて、原則 65 歳以上の方で、環境上の理由や経済的理由により居宅において養護を受けることが困難であると判断した場合には、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所の措置を行います。</li></ul>
------	--

### エ 消費者被害等の防止

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○特殊詐欺被害を未然に防止するため、神奈川県警察等関係団体と連携した啓発イベントやポスター・広報紙等での呼びかけ、介護保険料額通知など高齢者へ個別送付する封筒等に注意喚起チラシを同封するなどの啓発を実施します。</li><li>○高齢者の消費者被害を未然に防止するため、地域での見守り活動と連携を強化します。</li></ul>
------	--

(3) 地域で見守り合う体制づくり

ア 地域福祉保健計画の策定・推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4期横浜市地域福祉保健計画では、第3期市計画に引き続き、地域福祉保健の取組の充実や支援の仕組みづくりに取り組みます。</li> <li>○「社会的孤立」や「複合的な課題」、「制度の狭間にある問題」等、社会状況の変化を踏まえながら、高齢者等が身近な地域で安心して自分らしく健やかに暮らしていくことを支えられる地域づくりを、地域住民や関係機関・団体等とともに推進します。</li> <li>○住民が主体的に地域の課題を解決する地区別計画を推進していく中で、地域包括ケアシステムと連動し、介護予防・生活支援が充実した地域づくりを進めます。</li> </ul>
------	--



**よこはま笑顔プラン（第4期横浜市地域福祉保健計画）**

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、支援機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として、地域福祉保健計画を策定・推進しています。

第4期市計画では、より身近な地域での活動支援や包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくりなどに取り組んでいます。

また、地域包括ケアシステム構築のため、特に住民主体で行う高齢者を対象とした取組は、地域福祉保健計画に位置付けられた様々な取組と連動させながら、中長期的な視点で進めていきます。



**いわゆる「8050問題」とは？**

これまで「ひきこもり」の問題は、若年層が対象として捉えられてきましたが、近年は、中高年層も含む事象となっています。特に、80歳代前後の親がひきこもり状態にある50歳代前後の子どもを支えることで、親の介護の問題等も含めて課題が多様化・複雑化してしまい、「いわゆる8050問題」とも称された新たな社会的課題となっています。

家族を地域の中で孤立させないためには、ひきこもりの本人だけでなくその親も含め、「家族全体」として捉え、身近な地域における見守りや早期発見のための取組など、地域全体で支えていく仕組みづくりが必要となっています。



## 第2部 計画の具体的な展開

### イ 民生委員等による見守り活動の支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政が保有する75歳以上のひとり暮らし高齢者等の情報を、民生委員や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）に提供することにより、支援を要する人を効果的に把握できるよう支援します。</li> <li>○把握した状況に応じて、民生委員、地域ケアプラザ、区福祉保健センターが情報共有しながら、相談支援や地域における見守り活動等に的確につなげられるよう取り組みます。</li> </ul>
------	---

### ウ 民間活力の導入

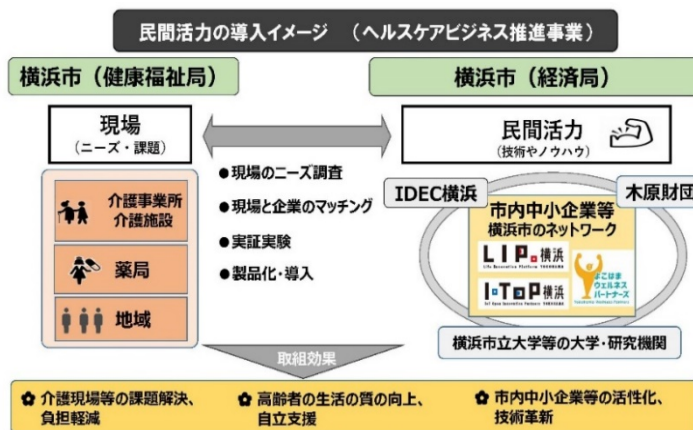
拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や介護現場の課題解決や負担軽減などにつながる民間企業の技術やノウハウの導入支援を進めます。また、介護事業者等が先進的な導入事例を共有する機会を創出します（ヘルスケアビジネス推進事業）。</li> <li>○新しいケアモデルの確立、介護現場における業務の改善や効率化、介護サービスの質の向上等を目指します。</li> <li>○公民の多様な主体の連携により、データやAI、IoT等の先端技術の活用の在り方を研究します。</li> </ul>
------	---

#### 民間活力の導入（ヘルスケアビジネス推進事業）

横浜市では、介護事業所や介護施設、薬局などの介護現場のニーズを把握し、横浜市内の中小企業等の技術やノウハウといった民間活力を駆使して、介護現場等と、製品・サービスをマッチングさせる「ヘルスケアビジネス推進事業」に取り組んでいます。

これまでに、介護施設から要望が多かった、要介護者の起き上がりを検知するベッドセンサーについて、市内中小企業製品による実証実験を行い、介護現場の意見を取り入れた製品改良につなげることができました。本事業の推進により、介護現場の課題解決、高齢者の生活の質の向上と、市内中小企業等の活性化、技術革新の両方を目指していきます。



### エ 市民による福祉保健活動の支援

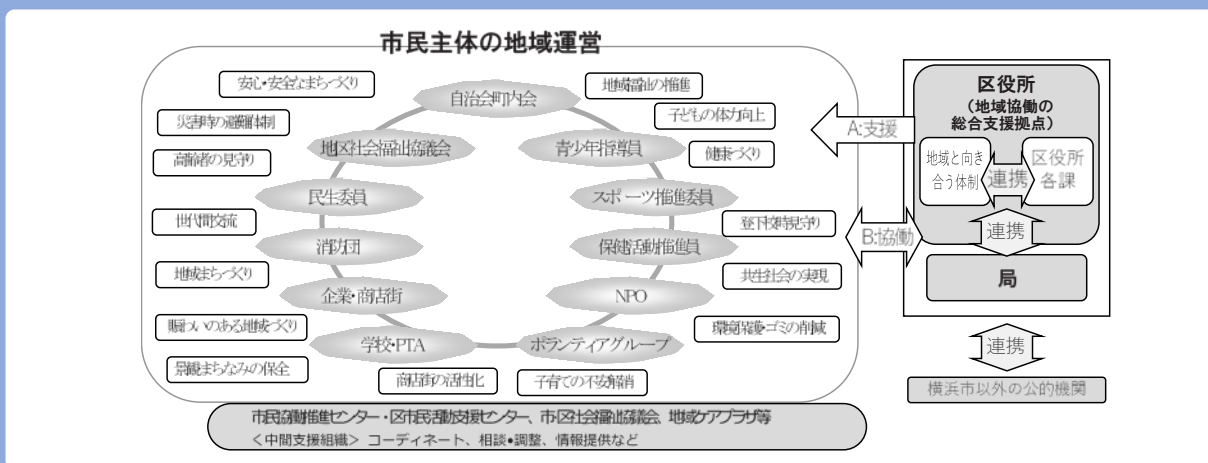
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉の推進役として、社会福祉協議会は、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会を目指し、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）等関係機関と連携して地区社会福祉協議会やボランティアなどの活動を支援します。</li> <li>○中学校区に1か所整備している地域ケアプラザ（地域包括支援センター）や各区1か所設置している福祉保健活動拠点では、活動の場所を提供するだけでなく、活動についての相談・支援やボランティアの発掘・育成を行います。</li> </ul>
------	--



オ 自治会・町内会、地区社協との連携

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区連合町内会及び地区社会福祉協議会等との協働により、地域住民による主体的な課題解決の取組が進むよう、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）等関係機関が連携して支援する体制づくりを進めます。</li> <li>○自治会町内会等、地域で活動する団体等が継続的に活動できるよう、自主的な運営に向けた支援、地域の団体間の連携促進、地域人材の確保など多様な支援を行います。</li> <li>○市・区社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会等が持つネットワークや特性を生かして、住民の困りごとの早期発見や解決に向けた取組を推進できるよう、地区社会福祉協議会活動の充実・強化に向けた検討会を実施します。</li> <li>○地区社会福祉協議会の取組の集約・発信を通じて住民の理解の促進を図ります。</li> </ul>
------	---

協働による地域づくり（イメージ図）



(4) 介護者に対する支援

ア 相談・支援体制の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区福祉保健センターや地域包括支援センターは、介護に関する高齢者や家族の相談を受けて、介護保険サービスにとどまらない幅広い地域資源等の情報提供も含め、適切な支援・調整を行います。</li> <li>○住み慣れた地域での暮らしを支えるために、本人、介護者等の自主的な活動を支援します。</li> <li>○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者の抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、支援者の質の向上を図ります。</li> </ul>
------	--

イ 介護者のつどい

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護の経験者同士が、情報交換や交流を通じて介護の工夫や悩みを共有し、介護による負担が軽減されるよう、介護者や家族を対象としたつどいやセミナー等を開催します。</li> </ul>
------	---

## 第2部 計画の具体的な展開

### 4. 医療・介護・保健福祉の連携

#### 施策の方向性

利用者の状況に合わせて適切な支援ができるよう、医療・介護・保健福祉の専門職等が連携した一体的なサービスの提供体制を推進します。

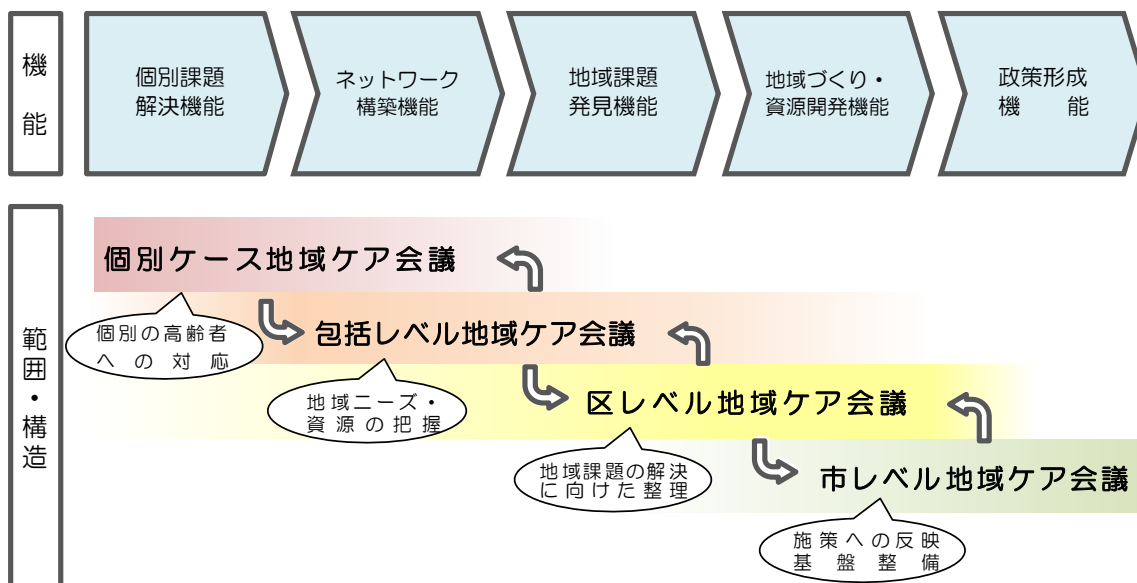
また、多職種間や地域との連携を強化するとともに、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。

#### ア 地域ケア会議

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別ケース地域ケア会議では、多職種による多角的な視点から支援を必要とする本人の強みを評価し、将来の目標や見通しを立て「自立支援」、「重度化防止」等を実現するためのケアマネジメントの検討を行います。</li> <li>○包括レベル地域ケア会議で解決できない課題は区レベル・市レベルで検討し、資源開発や政策形成にまでつなげます。また、その結果をフィードバックすることで個別支援に生かします。</li> <li>○地域ケア会議を通じて、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進め、地域包括ケアシステムの実現につなげます。</li> <li>○より質の高い地域ケア会議が運営できるよう、区・地域ケアプラザ・社会福祉協議会等の関係職員に向けた研修を実施します。</li> </ul>
------	--

#### 地域ケア会議

地域ケア会議は、個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議で重層的に構成されます。各レベルで解決できない課題は、より広域レベルで検討し、その結果をフィードバックすることによって、資源開発や政策形成にまでつなげていく仕組みです。



イ ケアマネジメントスキルの向上

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、区、地域包括支援センター、ケアマネジャーが連携して課題や意識の共有を図り、ケアマネジメント技術の向上を目指します。</li> <li>○新任・就労予定のケアマネジャーへの研修等を開催します。</li> <li>○医療的知識の習得や医療との連携を図るため、ケアマネジャーが医療現場を学ぶ研修を実施します。〈再掲〉</li> <li>○区ケアマネジャー連絡会や区居宅介護支援事業者連絡会などの場を活用した自主的な研修を支援します。</li> <li>○地域のケアマネジャー同士がサロン等の交流会や勉強会を通じて、互いに意見を交換したり、学び合える機会をつくります。</li> <li>○ケアマネジャーの質の向上や給付の適正化等に資するケアプラン点検を実施します。また、ケアプラン点検を通じて地域の社会資源や課題等を把握し関係団体と共有します。</li> </ul>
------	---

「高齢者の自立支援」とは

高齢者一人ひとりが、自らの意思で自身の生き方を選択し、地域で生きがいを持ちながら、人生の最後まで自分らしく生きることを支援します。具体的には、これからどのように暮らしていきたいかを高齢者自身が考え、自らの目標を定め、年齢を重ねても、役割や社会とのつながりを持ちながら目標を達成していくことを支援します。

ウ 多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ケアマネジャーと医療機関との連携強化が図れるよう、医療に関する情報の提供やケアプラン作成に必要な医療の知識を習得するための研修等を実施します。</li> <li>○医療・介護が必要な場面（入退院時調整・療養生活・急変時対応・人生の最終段階）に応じ、必要な患者情報をスムーズに共有するためのツールを活用します。〈再掲〉</li> <li>○高齢者が地域とのつながりを持って生活できるよう、介護サービスのみではなくインフォーマルサービスを活用したケアマネジメントが実施できるよう研修等を行います。</li> <li>○地域包括支援センター圏域内のケアマネジャーとの定期的な連絡会や研修会を開催するとともに、区単位、近隣区、市単位での情報交換や関係機関との連携が推進されるよう支援します。</li> </ul>
------	--

「包括的・継続的ケアマネジメント支援」とは

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるために、高齢者の生活全体を丸ごと（包括的）、どのような状態になっても切れ目なく（継続的）支援できるようケアマネジャーが活動しやすい環境づくりを行います。

具体的には、個別事例への助言とともに、医療と介護の連携の取組や地域住民を含めた多様な支援者同士のネットワークの構築など、様々な関係機関との連携・協働の体制をつくります。

## 第2部 計画の具体的な展開

### Ⅲ ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 日常生活に支援や手助けが必要になっても、個々の状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。
- 自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、個々の状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

#### 【第8期計画の重点キーワード】

安心して暮らせる住まいの確保

高齢者の住まいの悩みの解消

#### 成果指標

#### 特別養護老人ホーム入所までの待機期間

特別養護老人ホームに入所した人の  
平均待ち月数

R2年度	11カ月	➔	R5年度	10カ月
------	------	---	------	------

#### 介護老人保健施設の機能強化

介護老人保健施設退所後の  
在宅復帰率

R2年度	29.0%	➔	R5年度	33.0%
------	-------	---	------	-------

#### 事業量

#### 1 個々の状況に応じた施設・住まいの整備・供給

	単位	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度
<b>介護保険施設（定員）</b>							
特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	人	15,855 (262)	16,401 (546)	16,899 (498)	17,318 (419)	17,956 (638)	18,846 (890)
※うち、地域密着型	人	55 (0)	55 (0)	84 (29)	113 (29)	171 (58)	200 (29)
介護老人保健施設	人	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)
介護医療院/ 介護療養型医療施設	人	362 (0)	272 (△90)	272 (0)	272 (0)	272 (0)	272 (0)
<b>居住系サービス（定員）</b>							
認知症高齢者 グループホーム	人	5,583 (281)	5,754 (171)	5,922 (168)	6,147 (225)	6,372 (225)	6,597 (225)
特定施設 （有料老人ホーム）	人	14,033 (798)	14,540 (507)	15,302 (762)	15,752 (450)	16,202 (450)	16,652 (450)
※うち、介護専用型	人	4,320 (808)	4,915 (595)	5,677 (762)	6,127 (450)	6,577 (450)	7,027 (450)
※うち、地域密着型	人	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)
※うち、混合型	人	9,701 (△10)	9,613 (△88)	9,613 (0)	9,613 (0)	9,613 (0)	9,613 (0)

※H30,R1年度は実績値、R2年度は実績見込み値、R3~5年度は計画値  
※上段：年度末の定員数、下段：年度中の増減

## 第1章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

### Ⅲ ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

単位	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	
<b>ショートステイ（短期入所生活介護施設）（定員）</b>							
ショートステイ （短期入所生活介護）	人	2,242	2,149	2,202	2,252	2,300	2,150
<b>要介護高齢者の生活を支える施設（定員）</b>							
軽費老人ホーム （ケアハウス）	人	394	394	394	394	394	394
軽費老人ホーム （A型）	人	250	250	250	250	250	250
養護老人ホーム	人	498	498	498	498	498	498
<b>【参考】住宅型有料老人ホーム等</b>							
住宅型有料老人ホーム	人	4,376	4,455	4,655	4,855	5,055	5,255
サービス付き高齢者住宅	戸	4,340	4,578	4,778	4,978	5,178	5,378
<b>高齢者向け住宅の整備</b>							
高齢者人口に対する 高齢者向け住宅の割合	%	3.5	3.5	3.6	-	-	4.0 ※R8年度目標

#### 「施設整備量」の考え方

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院・介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設の供給量（定員×利用率）の75歳以上人口に占める割合が、7期末と8期末で同等（9.0%）になるよう整備します。

#### 医療から介護施設等への移行分（追加的需要）について

高齢化の影響による介護需要の増とは別に、医療療養病床から退院し介護施設等へ移行される利用者を追加的需要として見込む必要があります。神奈川県は、第8期計画期間中に生じる追加的需要は、介護保険施設への移行が約277人、在宅医療（認知症高齢者グループホーム、特定施設含む）への移行が約234人と見込んでいます。

追加的需要の解消に当たっては、介護保険施設への移行分は、特別養護老人ホームと介護老人保健施設の利用率向上により受け止め、在宅医療への移行分は、認知症高齢者グループホームと特定施設の既存施設の利用率向上により受け止めます。

## 2 相談体制・情報提供の充実

### 高齢者施設・住まいの相談センター

相談件数	件	4,758	4,895	4,932	4,800	4,900	5,000

※H30,R1年度は実績値、R2年度は実績見込み値、R3~5年度は計画値



## 第2部 計画の具体的な展開

### 1. 個々の状況に応じた施設・住まいの整備・供給

#### 施策の方向性

要介護者から要支援者等まで、利用者のニーズに対応した施設・住まいを整備します。

特に介護需要の増大に対応するため、特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム等の施設等について必要な整備量を確保するとともに、個室ユニットケアを進めます。

#### (1) 施設や住まいの整備

##### ア 特別養護老人ホームの整備（サテライト型含む）

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○要介護認定者や認知症高齢者が増加し施設入所を必要とする方が増えるため、新規整備 450 人分とショートステイの本入所転換 150 人分を合わせ、年間 600 人分程度を整備します。</li><li>○サテライト型特別養護老人ホームは定員 29 人以下の小規模施設で、通常の特別養護老人ホームと比べ、本体施設との密接な連携により人員・設備基準が緩和されます。狭い敷地面積でも建設でき、地域との連携も図れることから整備を推進します。</li><li>○居住環境やプライバシーに配慮した個室・ユニット型による整備を基本とします。</li><li>○質の高い個別ケア・介護人材確保・医療的ケアの取組・感染症対策などの取組を重視した運営法人の選定を行います。</li><li>○老朽化した施設の建替えや修繕について効果的な対策を検討します。</li><li>○ショートステイの稼働状況を踏まえ、特別養護老人ホームのショートステイの本入所転換を実施します。</li></ul>
------	---

##### イ 特別養護老人ホームへの適切な入所のための仕組み（医療対応促進助成含む）

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○特別養護老人ホームの入退所指針に基づき、必要な方ができるだけ早く入所できるよう取り組みます。</li><li>○特別養護老人ホームにおいて医療的ケアが必要な方の受入れを行います。</li><li>○特別養護老人ホームに新規入所できるのは、原則、要介護 3 以上の人ですが、特別養護老人ホーム以外での生活が特に困難であると認められる場合に、要介護 1・2 の人なども入所できる運用を行います。</li></ul>
------	--

**ウ 介護老人保健施設**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人保健施設は一定の整備水準に達していることから、第8期計画期間においては新たな整備は行いません。</li> <li>○介護老人保健施設が本来有する、在宅生活への復帰を目指すリハビリ支援や認知症高齢者への対応などのノウハウを生かした機能分担を充実させ、在宅復帰や在宅生活を支援するための施設としての役割を強化します。</li> <li>○介護老人保健施設における入所及び短期入所の利用促進を図ります。</li> </ul>
------	---

**エ 介護医療院・介護療養型医療施設**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護療養型医療施設については、令和6年3月末で廃止し介護医療院等へ円滑に移行を進めます。</li> <li>○医療療養病床からの転換や新設に向けた検討を行います。</li> </ul>
------	--

**オ 認知症高齢者グループホーム**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症高齢者が増加しグループホームを必要とする方も増える見込まれることなどから、引き続き年間225人分程度整備します。</li> <li>○日常生活圏域ごとに計画的に整備を進めます。特に、未整備圏域の早急な解消に重点を置きます。</li> </ul>
------	---

**カ 特定施設・有料老人ホーム**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定施設については、介護専用型特定施設（介護付有料老人ホーム）を年間450人分程度整備します。</li> <li>○公募の対象にサービス付き高齢者向け住宅を加えます。</li> <li>○特定施設の整備については、比較的低額な料金、他のサービス種別との併設など横浜市が期待する役割やニーズに対応した整備の誘導を進めます。</li> <li>○有料老人ホームの設置に必要な老人福祉法の届出の促進や指導を図るとともに、質の高い施設運営が図られるよう指導・監督を進めることで、入居者が安心して生活することができる適切なサービスの提供を確保します。</li> </ul>
------	---

## 第2部 計画の具体的な展開

### キ ショートステイ（短期入所生活介護施設）

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○在宅生活の継続を支援し、家族の負担を軽減する観点から、ショートステイサービスを適切に利用できるよう、必要なサービス量を確保します。</li><li>○介護者の急病時など、医療的ケアの可能な緊急ショートステイの受入枠を確保します。〈再掲〉</li></ul>
------	---

### ク 緊急ショートステイ

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○介護者の急病等の理由により緊急にショートステイが必要な人を対象に、医療的ケアが可能な介護老人保健施設及び特別養護老人ホームに緊急受入枠を確保します。</li><li>○介護者が新型コロナウイルスに感染し、在宅での生活が困難になった要介護者を受入れます。</li></ul>
------	---

### ケ 生活支援ショートステイ

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○介護者の不在や日常生活に支障がある等、在宅生活を継続すると本人の生命又は身体に危険が生じる恐れがある要介護認定等を受けていない高齢者を対象に、養護老人ホームでの短期入所サービスを提供し、必要な指導及び支援を行います。</li><li>○介護者が新型コロナウイルスに感染し、在宅での生活が困難になった高齢者を受入れます。</li></ul>
------	--

### コ 養護老人ホーム・軽費老人ホーム

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○経済的な理由で在宅での生活が困難な高齢者を受入れる養護老人ホームの運営を支援します。</li><li>○自立した生活を支える軽費老人ホームの運営を支援します。</li></ul>
------	--

### サ ユニットケア・グループホームケアの充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○在宅に近い環境で利用者一人ひとりの個性や生活リズムに合わせ、他の利用者との人間関係を築きながら日常生活を営めるよう、介護を行うユニットケアの取組を進めます。</li><li>○認知症高齢者が残された能力を最大限に発揮しながら、少人数の共同住居で日常生活を営むことができるよう、グループホームケアの充実を目的とした事業者間での職員交換研修やセミナーを開催します。</li></ul>
------	---

(2) 高齢者向け住まいの整備・供給促進

<b>ア 高齢者向け市営住宅の供給等</b>	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○段差の解消や手すりの設置など、住居内の仕様を高齢者に配慮するとともに、緊急通報システムの設置や生活援助員の派遣により、安否確認や生活相談など在宅生活の支援を行う高齢者向け市営住宅（直接建設、借上型）を提供します。</li> <li>○市営住宅の入居者募集に当たり、高齢者世帯の当選率の優遇を行うとともに入居時の収入基準を緩和するなど、困窮度の高い高齢者の入居を支援します。</li> <li>○老朽化した市営住宅の再生を進め、浴室の段差解消や手すりの設置など高齢化に対応した住宅を供給します。</li> </ul>
<b>イ 高齢者向け優良賃貸住宅の供給</b>	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低所得の高齢者世帯を対象とした、バリアフリー仕様で緊急通報システムや安否確認サービスが提供される家賃補助付きの高齢者向け優良賃貸住宅を供給します。</li> </ul>
<b>ウ 住宅供給公社や UR 都市機構との連携による良質な賃貸住宅の供給</b>	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅供給公社や UR 都市機構では、高齢者等に対する良質な賃貸住宅を供給してきました。既存の入居者には高齢者なども含まれており、公営住宅を補完してきたことから、引き続き公営住宅と連携して居住の安定を確保します。</li> </ul>
<b>エ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進</b>	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活相談や安否確認サービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅について、国の制度等を活用して供給を促進します。</li> <li>○実地指導等を通して、整備運営指導指針に則した適切なサービス提供が行われる良質な住宅の供給を促進します。</li> <li>○特定施設の公募対象にサービス付き高齢者向け住宅を加えます。〈再掲〉</li> </ul>
<b>オ よこはま多世代・地域交流型住宅の供給促進</b>	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者と子育て世代が交流できて、生活支援などの機能を備えた「よこはま多世代・地域交流型住宅」について、民間事業者による整備を促進します。</li> </ul>

## 第2部 計画の具体的な展開

### (3) 安心して住み続けられる環境の整備

#### ア マンション・バリアフリー化等支援事業の推進

事業内容	○建物の老朽化や住民の高齢化が進む分譲マンションについて、廊下や階段など共用部分の段差解消や手すりの設置などを支援します。
------	---

#### イ 介護保険の住宅改修

事業内容	○手すりの取付け、段差解消、滑りの防止等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への取替えなどの住宅改修を行った場合に、改修費用の一部を支給します。
------	--

#### ウ 住環境の整備【再掲】

事業内容	○要介護・要支援と認定された高齢者等に対し、日常生活で困難な動作を補うための住宅改造工事費用の助成及び効果的な工事の助言等を行うことにより、できる限り自立した在宅生活が継続できるよう支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。
------	--

#### エ 生活援助員派遣事業

拡充

事業内容	○高齢者用市営住宅等の入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談や助言、安否確認、緊急時の対応を行います。 ○高齢化率が高く福祉的対応が必要な一般公営住宅への派遣を拡充します。
------	--

#### オ 大規模団地等の再生支援

事業内容	○地域住民やNPO等の多様な主体と連携して、個々の団地の状況に合わせた将来ビジョンの策定やコミュニティ活性化の取組等を支援します。 ○公的住宅供給団体等で構成する「よこはま団地再生コンソーシアム」では、団地が抱える課題や改善事例の共有等を通じて新たな取組の検討等を進めます。
------	--

#### カ 健康リスクの軽減などに寄与する省エネ住宅の普及促進

事業内容	○冬季のヒートショックや夏季の室内熱中症など、高齢者の住まいにおける健康リスクの軽減に寄与する断熱性能及び気密性能の高い省エネルギー住宅の普及を促進します。 ○持家に加え「賃貸住宅の省エネルギー化」の推進に向け、新たな補助制度の創設や普及啓発ツールの作成などの検討を進めます。
------	---



(4) 高齢者の賃貸住宅等への入居支援

ア 住宅セーフティネット制度の推進	拡充
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するための「住宅セーフティネット制度（登録制度・経済的支援・居住支援）」として、高齢者等の受入れを拒まない「セーフティネット住宅」の供給を促進します。</li> <li>○低所得の高齢者等に対して、家賃等の一部を補助する「家賃補助付きセーフティネット住宅」の供給を進めます。</li> <li>○横浜市居住支援協議会において「家賃補助付きセーフティネット住宅」の申請に対するオーナーの負担を軽減するため、申請の代行に対する補助制度を実施します。</li> <li>○登録制度について、オーナー等の不安を払拭し「セーフティネット住宅」の供給を促進するため、不動産関係団体と連携し「居住支援協議会ガイドブック」等を活用しながらきめ細かな周知を進めます。</li> <li>○経済的支援について、家賃及び家賃債務保証料減額補助を継続して行うとともに<u>単身高齢者への「見守りサービス」に対する補助制度の検討を進めます。</u></li> <li>○居住支援について、高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、<u>横浜市居住支援協議会が不動産事業者や福祉支援団体などを「サポーター」として認定し、団体や区局の連携を強化する制度の検討を進めます。</u></li> </ul>



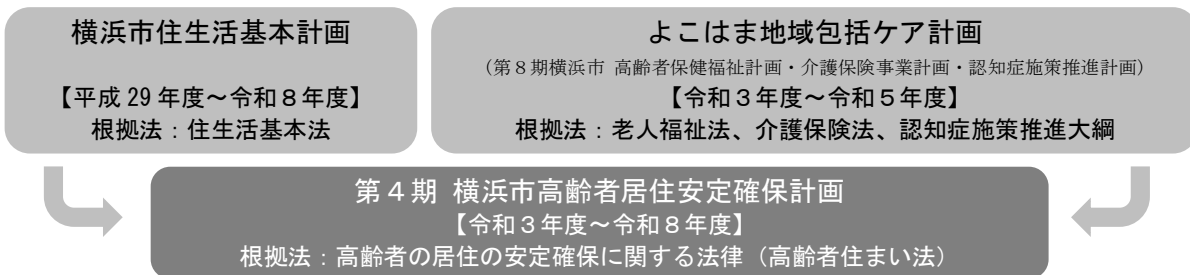
**第4期 横浜市高齢者居住安定確保計画**

■ 計画の目的

本計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、住宅政策と高齢者福祉政策が連携して、介護等を必要とする高齢者の住宅セーフティネットを確立し、また、高齢者全体の住生活の安定と向上を実現することを目的としています。

■ 計画の位置付け

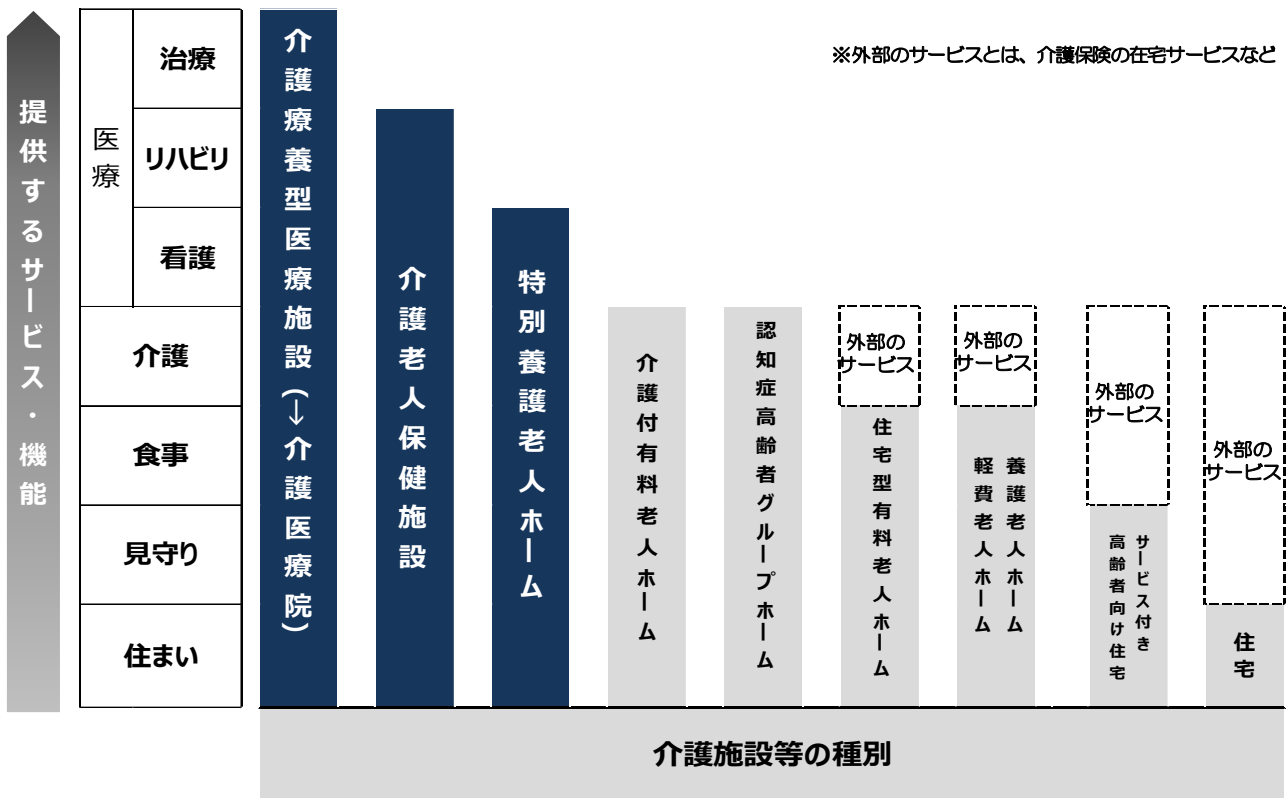
本計画は、本市の住まいや住環境についての基本的な方向性を示す「横浜市住生活基本計画」と、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する「よこはま地域包括ケア計画」を踏まえ、令和3年4月に第4期計画を策定しました。



詳しくはホームページに掲載しています。

第4期 横浜市高齢者居住安定確保計画 検索

## 高齢者の住まい・施設イメージ図



## 高齢者の住まい・施設一覧

区分	種別	概 要	利用対象者
施設系サービス	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	○常時介護を必要とする方に対し、介護や機能訓練を提供する入所施設です。	○原則65歳以上の、身体上又は精神上著しい障害があるために常に介護を要し、かつ居宅での介護が困難な方（原則、要介護3以上）
	地域密着型特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設)	サテライト型	
	介護老人保健施設	○要介護者に対して、看護及び医学的管理の下における介護及び機能訓練、医療、日常生活の世話をを行い、居宅への復帰を目指す施設です。	○原則65歳以上の、病状安定期にあり、入院治療をする必要はないがリハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護者（要介護1以上）
	介護療養型医療施設	○急性期の治療後、長期療養を要する方のための医療施設です。	○原則65歳以上の、症状が安定しており、長期にわたる療養を要する方（要介護1以上）
	介護医療院	○長期療養が必要な要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話をを行う入所施設です。	

## 第1章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

### Ⅲ ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

区分	種別	概要	利用対象者
居住系サービス	介護付有料老人ホーム (特定施設)	○入居者の必要に応じて、食事・入浴・排せつ等の介護サービスが提供できる、高齢者向けの居住施設です。	○概ね60歳以上の方が対象 ○自立の方も、要支援、要介護の方も入居対象となる。(例外あり)
	認知症高齢者グループホーム	○認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練を行う事業所です。	○原則65歳以上の、小規模な共同生活を送ることが可能な要介護(要支援2を含む)認知症高齢者
措置施設	養護老人ホーム	○65歳以上で、環境上及び経済的理由により居宅で生活することが困難な方のための入所施設です。	○65歳以上で、環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難となった方で、入院加療を必要としない方
利用者 と設置者の 契約施設	住宅型有料老人ホーム	○食事などのサービスが提供されます。 ○介護が必要になった場合には訪問介護などの外部の介護保険サービスを利用できる居住施設です。	○概ね60歳以上の方が対象 ○自立の方も、要支援、要介護の方も入居対象となる。(例外あり)
	軽費老人ホーム(A型)	○原則60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立した生活が不安で、家族からの援助を受けることが困難な方が、低額な料金を入所できる施設です。 ※2008(平成20年)にケアハウスに一元化されていくこととされ、A型は経過的経費老人ホームとして現に存する施設のみ認められています。	○原則60歳以上の、自炊ができない程度の身体機能の低下があり、一人暮らしに不安があって家族からの援助を受けることが困難な方
	軽費老人ホーム(ケアハウス)		
	サービス付き高齢者向け住宅	○バリアフリー設備を備え、安否確認・生活相談のサービスが提供されます。 ○食事や介護、生活支援などのサービスは住宅により様々で、介護保険のサービスは、通常、外部の事業者と契約します。	○持家・借家居住者とも入居可 ○60歳以上の者又は要介護・要支援認定を受けている者及びその同居者
	高齢者向け優良賃貸住宅	○緊急時対応サービス、安否確認サービスを備えたバリアフリー設計の高齢者用住宅です。 ○交流スペース、生活相談室等の高齢者生活支援施設が設置されている場合があります。	○持家・借家居住者とも入居可 ○60歳以上の高齢単身・夫婦世帯 ○所得に応じて家賃の助成あり
高齢者向け市営住宅	直接建設型	一般仕様	○住宅に困窮する高齢者世帯向けの住宅です。 ○段差の解消、手すりの設置などのバリアフリー設計がなされています。
		シルバーハウジング	○住宅に困窮する高齢者世帯向けの住宅です。 ○段差の解消、手すりの設置などのバリアフリー設計がなされています。 ○緊急通報システムが設置され、生活相談室が整備されています。 ○生活援助員の派遣があり、生活相談や安否確認等の支援があります。
	借上型	シニア・りびいん	○高齢者向けに配慮された民間賃貸住宅を市営住宅として借り上げています。 ○緊急通報システムが設置され、生活相談室が整備されています。 ○生活援助員の派遣があり、生活相談や安否確認等の支援があります。

## 第2部 計画の具体的な展開

### 2. 相談体制・情報提供の充実

#### 施策の方向性

多様化する高齢者の施設や住まいについて、身近な場所できめ細かな情報提供や相談対応を行うために「高齢者施設・住まいの相談センター」や「施設のコンシェルジュ」の充実に取り組みます。

#### ア 施設・住まいの相談体制や情報提供の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や、高齢者の施設・住まいに関する情報提供を行っている「高齢者施設・住まいの相談センター」について、より身近な場所で相談対応や情報提供を行います。</li><li>○特別養護老人ホームの入所申込者に対して電話等によるアプローチを行う「施設のコンシェルジュ」について、入所申込者に寄り添いながら個々の状況に適したサービスの選択につなげます。</li><li>○高齢者がより身近な場所できめ細かな相談ができるよう、区役所や地域ケアプラザなどへの「出前講座」や「出張相談」の充実に向けた検討を進めます。</li><li>○横浜市居住支援協議会において、高齢者等の住宅確保要配慮者やオーナー、不動産事業者、福祉支援団体からの住まいに関する相談体制の充実を図ります。</li><li>○「住まいの相談窓口」として、市民が身近な場所で住まいに関する総合的な相談ができるよう「ハウスクエア横浜」、「住まいるイン」、「居住支援協議会相談窓口」のほか、民間事業者等と連携して相談や情報提供を行います。</li><li>○「住まいの相談窓口」と「高齢者施設・住まいの相談センター」が連携し情報提供や相談体制の充実を図ります。</li></ul>
------	---

#### イ 介護サービス情報の公表

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○利用者が介護サービス事業者等を適切かつ円滑に選択することができるよう、介護サービスの内容や運営状況等に関する情報をインターネット上の「介護サービス情報公表システム」で公表します。 (本制度は、平成30年度に都道府県から政令指定都市に移譲されました。)</li></ul>
------	--

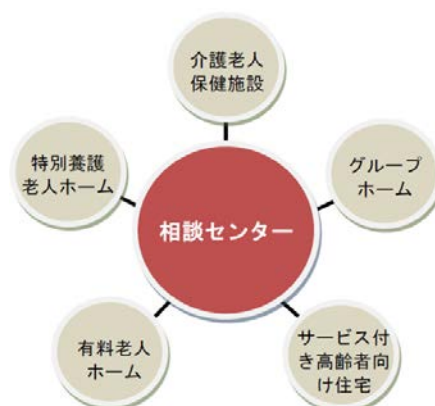
#### ウ 高齢者の住まいや金融支援等の情報提供の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○高齢者が死亡するまで終身にわたり継続し、死亡時に終了する賃貸借契約をすることができる終身建物賃貸借制度について制度の普及を図ります。</li><li>○自宅等を担保にして金融機関から老後の資金を借りることができるリバースモーゲージは、住み慣れた自宅を売却することなく住み続けることができ高齢者世帯の居住の安定に資することから、金融機関等と協力してその普及啓発を行います。</li></ul>
------	--

身近な場所での相談体制の充実

**高齢者施設・住まいの相談センター**

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話で個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況など、様々な情報提供を実施。



連携による住宅と施設の橋渡し



**横浜市「住まいの相談窓口」**

住まいに関する相談窓口として、住宅関係の団体等と連携・協力しながら、民間賃貸住宅への入居・居住相談や高齢者住替え相談、空き家に関する相談など、様々な相談対応を実施。

**横浜市居住支援協議会相談窓口**

【民間賃貸住宅への入居・居住相談】  
【民間賃貸住宅オーナーからの相談】

横浜市居住支援協議会

**ハウスクエア横浜  
(3F 住まいの相談カウンター)**

【住まいの相談】など  
NPO 法人  
横浜市住宅リフォーム促進協議会

**東急株式会社住まいと暮らしのコンシェルジュ  
(たまプラーザ店)**

【高齢者住替え相談】など  
東急株式会社

**住まい・まちづくり  
相談センター住まいのイン**

【高齢者住替え相談】  
【空き家の相談】など  
横浜市住宅供給公社

**豊かなくらしと  
住まいのデザイン相談室**

【住まいの相談】  
一般社団法人  
神奈川県建築士事務所協会  
横浜支部

**ハマ建  
住まいの相談窓口**

【住まいの相談】  
一般社団法人  
横浜市建築士事務所協会

**くらそらウンジ  
二俣川店  
緑園都市店**

【住まいの相談】  
相鉄不動産販売株式会社



## 第2部 計画の具体的な展開

### IV 安心の介護を提供するために

○増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本の柱として総合的に取り組みます。

#### 【第8期計画の重点キーワード】

介護職を目指す人への支援

選ばれる介護事業所

#### 成果指標

#### 介護人材の定着

外国人従事者の人数	R2 年度	497人	➔	R5 年度	<b>800人</b>
介護職員の離職率	R2 年度	15.6%	➔	R5 年度	<b>14.1%</b>

#### 事業量

#### 1 新たな介護人材の確保

単位	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	
<b>資格取得と就労支援</b>							
資格取得・就労支援事業 及び住居確保の支援を 活用した就職者数	人	70	132	167	250	250	250
介護職員初任者研修・ 入門的研修受講者数 [横浜市委託事業分のみ]	人	80	131	166	200	200	200
<b>住居確保の支援</b>							
確保数	人	15	93	129	220	320	420
<b>外国人活用に向けた受入促進</b>							
訪日前日本語等研修受講者の 介護事業所とのマッチング率	%	-	46.0	30.0	50.0	60.0	70.0

※H30,R1年度は実績値、R2年度は実績見込み値、R3~5年度は計画値

2 介護人材の定着支援

単位	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	
<b>中高齢者又は外国人雇用を伴う介護ロボット等導入支援</b>							
多言語翻訳機導入施設数	施設	-	-	0	40	40	40
見守り機器等導入施設数	施設	14	18	14	20	20	20
<b>介護職員の宿舍整備支援</b>							
実施状況		-	-	-	実施	推進	推進

3 専門性の向上

<b>質の向上セミナー・経営者向け研修</b>							
開催回数	回	23	23	23	21	21	21
<b>事業所単位表彰</b>							
表彰対象のサービス種別	種類	1	2	3	4	5	7

※H30,R1年度は実績値、R2年度は実績見込み値、R3~5年度は計画値

## 第2部 計画の具体的な展開

### 1. 新たな介護人材の確保

#### 施策の方向性

若年者、中高年齢者、海外からの介護人材など様々な人材層を対象に、新たな介護人材の確保と将来の介護人材の養成に取り組みます。

#### ア 資格取得と就労支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○訪問介護員（ホームヘルパー）等の新たな人材確保のため、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の受講を支援します。</li><li>○介護未経験の求職者などを対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援します。</li><li>○高校生を対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援し、将来の介護人材の確保・育成につなげます。</li><li>○外国籍の生徒・外国につながる生徒や定時制高校に通う高校生に、必要に応じて日本語研修を行います。</li></ul>
------	---

#### イ 住居確保の支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○新たに介護職員となる人（海外から来日する介護人材を含む。）等を対象とした住居の確保を支援します。</li><li>○高齢化の進む大規模団地の活用や介護職員による地域貢献につながる仕組み作りを行います。</li></ul>
------	---

#### ウ 介護人材就業セミナー

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○介護人材の確保を目的とした介護人材就業セミナーの開催を支援します。</li></ul>
------	--

#### エ 高校生の就労準備支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○学生向けにアレンジした介護職員初任者研修の受講支援や、介護施設での有給職業体験プログラム（職業体験+アルバイト）を通じ、介護職のやりがいや魅力を伝えます。</li><li>○卒業後の進路として、市内の介護施設等への就職を支援します。</li></ul>
------	---

#### オ 介護職の魅力の発信とイメージアップ啓発

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○中学生・高校生や若年層向けに介護のイメージアップにつながる動画を配信します。</li><li>○介護の啓発パンフレットを活用した学校での学習等で、介護の魅力ややりがいをPRします。</li></ul>
------	---

**力 外国人活用に向けた受入促進**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護福祉施設で就労を希望する外国人を対象に、入国時に必要な日本語レベルや介護の現場で必要とされる実践的な日本語及び知識について、訪日前に研修を実施します。</li> <li>○海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、横浜市社会福祉基金を活用し、日本語学校の学費を補助します。</li> <li>○日本語学校卒業後に通学する介護福祉士専門学校の学生を対象に、神奈川県社会福祉協議会の奨学金では不足する学費を補助します。</li> <li>○介護の仕事や日常生活の相談等「住居」、「仕事」、「生活」を一体的に支援し、新たな介護人材の確保を目指します。</li> </ul>
------	--

**在留資格ごとの支援策一覧**

	留学生	インターン	技能実習生	特定技能	EPA(経済連携協定)
制度趣旨	専門的・技術的分野の外国人受入	学業の一環として施設で行う実習活動	本国への技能移転	就労目的での即戦力人材の受入	二国間の経済連携の強化
横浜市の支援事業	日本語学校学費補助・介護福祉士専門学校学費援助				
	訪日前日本語等研修・外国人介護職員と受入施設等のマッチング支援				
	住宅借上支援				
	訪日後日本語等研修・介護福祉士国家試験対策				
					日常生活等に対する相談支援

**コラム**

**外国人介護職員の活躍を紹介**

外国人介護職員の活躍動画を横浜市のホームページで公開しています。

【ベトナム編】

海外から介護インターンとして来日しました!!

【インドネシア編】

【中国編】



日本の介護と日本語を勉強するため、ベトナムから来たハンさんとホアさん。2人が日本に来た想いとは・・・。



### 2. 介護人材の定着支援

#### 施策の方向性

働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減等を行い、介護職員の定着支援を推進します。

#### ア 処遇改善加算の適正な運用の徹底

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○介護事業所の管理者向けに取得促進支援セミナーを実施し、新規取得の促進を図るとともに、社会保険労務士による個別訪問相談事業を実施します。</li><li>○集団指導講習会等を通じて、介護職員処遇改善加算による着実な賃金向上や処遇の改善を指導します。</li></ul>
------	--

#### イ 外国人介護職員等への支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○介護施設で働く在留外国籍市民や外国につながる市民を対象に、日本語学習の支援を通年で行い、研修に参加できない場合でも学習できるよう動画配信等を実施します。</li><li>○外国人介護職員、受入関係者、先輩職員を対象に交流機会を提供し、市内での生活や仕事上の困り事を解決できるよう支援します。</li></ul>
------	--

#### ウ 中高齢者又は外国人雇用を伴う介護ロボット導入支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○中高齢者又は外国人介護職員雇用を条件に、介護ロボット（センサーによる見守り機器、排泄予知機器、ポータブル翻訳機）等の福祉機器の導入費用の一部を補助します。</li><li>○中高齢者の社会参加促進と新たな担い手としての外国人の活躍を支援し、介護人材不足に対応します。</li></ul>
------	--

#### エ 介護職員の宿舎整備支援

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○介護職員の宿舎を整備するための費用の一部を補助します。</li></ul>
------	--



**3. 専門性の向上****施策の方向性**

介護現場の中核を担う人材の育成、専門性向上のための研修の実施、多職種連携による情報の共有など、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

**ア 介護事業所のための質の向上セミナー**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。</li> <li>○介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。</li> </ul>
------	---

**イ 経営者向け研修**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護施設の経営者層向けに施設運営に係る幅広いテーマの研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。</li> </ul>
------	---

**ウ 医療・介護に関わる専門機関を中心とした多職種による研修**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅医療・介護関係者による多職種連携（顔の見える関係づくり）を強化するため、区役所と区医師会が共同で企画・実施している研修を全区で実施します。 ＜再掲＞</li> <li>○在宅医療・介護関係者がお互いの専門性や役割等を知り、情報の共有・話し合う場を持つことで、在宅療養特有の課題に対する解決策を多職種間で検討します。 ＜再掲＞</li> <li>○高齢者の生活全体を丸ごと（包括的）、どのような状態になっても切れ目なく（継続的）支えるため、医療・介護に関わる専門機関を中心とした多職種による研修や連絡会を実施し、連携を強化します。</li> <li>○ケアマネジャーと医療機関との連携強化が図れるよう、医療に関する情報の提供やケアプラン作成に必要な医療の知識を習得するための研修等を実施します。</li> </ul>
------	---

**エ 訪問介護事業者支援**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅サービスを担う訪問介護事業者のサービスの質の向上を目指した研修や意見交換会等の実施を支援します。</li> </ul>
------	---

## 第2部 計画の具体的な展開

### オ 在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上【再掲】

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上を図るため、訪問看護師等としての知識や技術の習得を支援するとともに、訪問看護師向けの相談窓口を運営します。</li><li>○地域の医療機関や訪問看護事業所に、病院の認定看護師・専門看護師を講師として派遣し、研修等を行います。</li><li>○「訪問看護師人材育成プログラム」を活用し、地域の医療機関等が協力して訪問看護師を育成します。</li><li>○訪問看護師の離職防止及び質の向上を図るため、関係団体と協力して管理者や中堅・新任看護師を対象とした研修を実施します。</li></ul>
------	---

### カ 地域密着型サービスに対する運営支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域密着型サービス事業所の質の向上を図るため、各サービス事業所連絡会と連携して事業者向けセミナー等を開催します。</li></ul>
------	---

### キ 認知症高齢者グループホームに対する運営支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○認知症高齢者グループホームの質の向上を図るため、事業所連絡会と連携してグループホーム間での職員交換研修やセミナー等を実施します。</li></ul>
------	---

### ク 事業所単位表彰制度

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○高齢者の生活の質の向上に資するような効果的な機能訓練プログラム等を実施している介護事業者の取組を評価し、事業所単位の表彰を行います。</li><li>○表彰事業所の取組を他の事業所へ広く周知することで、市内事業所全体のサービスの質の向上を図ります。</li><li>○地域密着通所介護と（看護）小規模多機能型居宅介護に加え、<u>表彰対象となるサービスの種類を増やします。</u></li></ul>
------	---

## 必要とされる介護人材について

- 厚生労働省が公表している第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づく神奈川県の見込み値によると、2025年には約21,000人の介護職員が不足することが予測されます。
- これを横浜市に当てはめると、横浜市の介護事業者数は県内の約4割を占めていることから、2025年には約8,500人の介護職員が不足すると予測されます。  
(※第8期計画のサービス見込み量等に基づく見込み値については現在、各都道府県にて計算中です。)

## 第2部 計画の具体的な展開

### V 地域包括ケア実現のために

- 介護や医療が必要になっても自分らしい生活を実現するために、あらかじめ準備・行動できるように市民意識の醸成に取り組みます。
- 介護サービスに関する情報を分かりやすく発信するとともに適正なサービスの量の確保と質の向上を図り、横浜型地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

#### 【第8期計画の重点キーワード】

老後の不安を安心に

ICTを活用した環境整備

#### 事業量

単 位	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	
<b>本人の自己決定支援（エンディングノート等の普及）</b>							
エンディングノート 活用促進のための講座開催	回	-	323	80	★ 80	★ 90	★ 100
<b>人生の最終段階の医療・ケアに関する啓発</b>							
ACP人材育成研修 参加者数	人	-	-	76	150	180	210
もしも手帳の供給数 （累計）※ ※配布実施機関へ渡す数	部	7,000	175,000	195,000	225,000	255,000	285,000
<b>介護保険サービス利用状況のお知らせ送付</b>							
発送数	通	44,986	21,522	18,649	20,000	20,000	20,000
<b>介護相談員派遣事業の推進</b>							
訪問回数	回	4,479	4,116	0	★2,200	4,400	4,800
<b>ケアプラン点検（実地指導及びヒアリングシート）</b>							
実地指導及び給付実績デー タから抽出した過誤の可能 性が高い案件等の確認数	件	551	1,203	1,659	★1,000	★1,100	★1,400

※H30,R1年度は実績値、R2年度は実績見込み値、R3~5年度は計画値

※「★」は新型コロナウイルスの影響を考慮

1. 高齢期の暮らしについて、準備・行動できる市民を増やすために

施策の方向性

高齢期の暮らしに対する「不安」を「安心」に変えられるよう、介護や医療が必要になっても自分らしい生活を実現するために、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動することの大切さを実感できるような広報・啓発に取り組みます。

ア 自分らしい暮らしについて考える機会の提供（ヨコハマ未来スイッチプロジェクト）

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歳を重ねても介護・医療が必要になっても、積極的に活動的に自分らしく暮らすこと（ポジティブ・エイジング）ができる社会の実現に向け、多様な主体と連携して広報・啓発を行う「ヨコハマ未来スイッチプロジェクト」に取り組みます。</li> <li>○部局ごとに分散していた情報を一元化し、高齢者やその家族等身近な方が知りたい情報をまとめたホームページ「地域包括ケアポータルサイト」の構築等を進め、市民に分かりやすい情報発信に取り組みます。</li> </ul>
------	--

ヨコハマ未来スイッチプロジェクト

～ポジティブ・エイジングの実現に向けて～

横浜市では、今後、ますます進展する超高齢社会に備えて、一人ひとりが、社会や自分自身の変化を理解したうえで「その人らしい生き方」をあらかじめ考え、具体的に行動いただけるよう「ヨコハマ未来スイッチ」(※)のコンセプトを掲げ、広報に取り組んでいます。

具体的には、高齢者やその家族等、身近な方の困りごとに対する相談先を分かりやすくご案内したり、将来への備えや、健康に関する情報、地域とつながる情報等を集約した「地域包括ケアポータルサイト」を構築し、情報発信をしていきます。

知りたい情報が明確になっていない方にも、よくある困りごとや、体験談などから、様々な情報に触れ、高齢者の選択の幅が広がることを目指します。

※「ヨコハマ未来スイッチ」には「未来を意識する“スイッチをONにする”」という意味と「どことなく消極的に捉えてしまう、歳を重ねることへの考え方を“切り替える”」という2つの意味を込めました。



イ ヨコハマプロボノ（ハマボノ）事業（モデル事業）【再掲】

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仕事で培った経験を有する市民が、地域活動団体等の課題解決を支援する仕組みづくりを進めることで、市民一人ひとりの経験等を生かした地域貢献の実現と地域活動団体等の体制強化を図ります。</li> <li>○これまで地域活動やボランティア活動に参加したことがない住民に、プロボノを通じて地域活動や地域ケアプラザ・地域包括ケアシステムの認知を広げ、ボランティア活動の参加のきっかけをつくります。</li> <li>○地域活動団体等にプロボノワーカー（ハマボノ参加者）が参加することで、地域の中での新たなボランティア人材の育成につなげます。</li> <li>○プロボノを活用し支援することで、地域活動団体等の運営基盤の強化と活動の充実に図ります。</li> </ul>
------	---



## 第2部 計画の具体的な展開

### ウ セカンド STEP プロモーション事業（退職後の生活・地域情報の提供）

事業内容	○退職前後の世代に向けて、新たな生きがいを持つことができるよう、日常生活で活用できる情報や多様な行政サービスの利用方法をPRし、アクティブな生活が展開できるようサポートします。
------	--

### エ 本人の自己決定支援（エンディングノート等の作成と普及等）

拡充

事業内容	○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配付します。 ○エンディングノートを活用するための講座を開催します。 ○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護保険事業所等の関係機関と連携しながら対応を進めます。 ○早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。
------	--

## エンディングノート

### ～これからの人生を自分らしく生きるために～

エンディングノートはこれまでの人生を振り返り、これからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記すノートです。自分らしい生き方を選択し、大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを作成し書き方講座が開催されています。

各区のエンディングノートは、各区高齢・障害支援課の窓口にて説明をしながら配付しています。



18区のエンディングノート

#### ■例えばこんな内容を書くことができます

- 私のプロフィール
- 私の好きなこと
- 金銭的なこと
- これからやってみたいこと
- もしものときの医療・介護の希望
- 大切な人へのメッセージ



オ 人生の最終段階の医療に関する検討・啓発

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人生の最終段階の医療等に関わる専門職の人材育成等、人生の最終段階を安心して過ごすための体制づくりを行います。</li> <li>○「看取り期の在宅療養サポートマップ」を改訂し、本人や家族が看取り期の一般的なプロセス等を理解できる新たなツールを作成します。</li> <li>○「もしも手帳」を配布し、人生の最終段階での医療・ケアについて、市民の方が元気なうちから考え、希望を意思表示できるよう支援します。</li> <li>○アドバンス・ケア・プランニング（ACP：愛称「人生会議」）に関する基本的な知識や考え方を正しく理解した人材（医療・介護職等）を育成します。</li> <li>○市民が身近なところでアドバンス・ケア・プランニングについて知り、人生の最終段階について考えたり話し合うことができるよう啓発を進めます。また、より効果的な普及・啓発を推進するための啓発媒体等についても検討します。</li> </ul>
------	---

アドバンス・ケア・プランニング（ACP）

自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組のことです。愛称は「人生会議」です。

「医療・ケアについての『もしも手帳』」

人生の最終段階での医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけや、本人の考えを家族等と話す際の手助けとなるよう、市民の皆様に「もしも手帳」を配布しています。

“治療やケアの希望” “代理者の希望” “最期を迎える場所の希望”についてチェックする形式の簡単な内容です。



元気なときこそ、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、家族等の信頼のおける人と繰り返し話し合い、共有してみましょう。

## 第2部 計画の具体的な展開

### 2. 高齢者にやさしい安心のまちづくり・ICTを活用した環境整備

#### 施策の方向性

医療と介護のデータを活用して地域の医療・介護の状況を正確に把握し、医療・介護分野の調査分析、研究を促進することにより、質の高いサービス提供体制の構築を推進します。また、ICT技術も活用しながら、高齢者を含む全ての人にやさしいまちづくりをソフトとハードの両面で進めます。

#### ア 医療・介護のデータ活用の促進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○医療と介護のデータを統合したデータベースを用いて地域課題についてデータ分析を行い、事業や施策へ反映します。</li><li>○専門的見地が必要となる分析は、大学等の外部研究機関と共同研究を実施し、研究成果を活用するとともにワークショップなどを通じてデータ分析スキルを持つ人材を育成します。</li></ul>
------	---

#### イ ICTの活用～施設等での活用推進～

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○特別養護老人ホーム等におけるオンライン面会や職員研修の促進及び業務効率化等を図るため、ICT環境を整備します。</li><li>○地域ケアプラザ等にWi-Fi等が利用できる環境を整備し、講座やサークル活動、会議等をオンラインで開催できるようにすることで「新しい生活様式」等にも対応できるようにします。</li></ul>
------	---

#### ウ 中高齢者又は外国人雇用を伴う介護ロボット導入支援【再掲】

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○中高齢者又は外国人介護職員雇用を条件に、介護ロボット（センサーによる見守り機器、排泄予知機器、ポータブル翻訳機）等の福祉機器の導入費用の一部を補助します。</li><li>○中高齢者の社会参加促進と新たな担い手としての外国人の活躍を支援し、介護人材不足に対応します。</li></ul>
------	--

#### エ 地域ニーズや社会資源の把握・分析【再掲】

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域特性や地域課題等のニーズを把握するとともに、地域活動や民間企業の各種サービス等の社会資源の情報を収集・データベース化します。</li><li>○人口構成、医療及び介護等のデータと合わせて複合的に地域分析を行い、地域分析結果を地域等と共有します。</li></ul>
------	---

オ 高齢者にやさしい・安心のまちづくりの推進

<p>事業内容</p>	<p>(ア) 福祉のまちづくりの普及・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本市職員や市内設計士を対象に、施設整備基準の根拠を理解し、実際の業務に反映させていくことを目的とした「福祉のまちづくり研修」を実施し、条例の趣旨について周知するとともにバリアフリーに対する啓発を促進します。</li> <li>○次世代を担う子どもたちの福祉に対する理解や関心を高めるため、小学生向けのリーフレットを作成し授業や家庭学習で活用するなど、福祉教育への理解を進めます。</li> <li>○全ての人々が安全で快適に利用できる、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた社会環境づくりを推進します。</li> </ul> <p>(イ) 施設等のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や道路、公園、鉄道駅舎等の公共交通機関の施設などについて、高齢者を含む全ての人にやさしい施設整備を進めます。</li> <li>○鉄道駅舎におけるエレベーター等の設置やノンステップバスの導入を促進します。</li> <li>○「福祉のまちづくり推進会議」において、市民や事業者等から幅広く意見を聞きながら、ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりを推進します。</li> </ul>
-------------	---

## 第2部 計画の具体的な展開

### 3. 介護サービスの適正な量の提供及び質の向上

#### 施策の方向性

介護サービスを必要としている人が質の高いサービスを受けられるよう、適正な事務執行の実施や事業者の評価、指導・監査体制の強化を図ります。

#### (1) 介護給付適正化の推進【介護給付適正化計画】

##### ア 要介護認定の適正化

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○要介護認定事務センターの運用により、調査内容の点検方法や業務の標準化に取り組み認定事務の効率化を進めます。</li><li>○要介護認定の平準化・適正化を図るために、認定調査員・審査会委員を対象に研修を実施します。</li></ul>
------	--

#### 要介護認定事務センター

超高齢社会の進展に伴い、今後も増え続ける要介護認定申請に対応するため、各区で行っている要介護認定業務の一部を集約化し「要介護認定事務センター」を設置します。

これにより、

- (1)所要日数や申請件数の増加への対応
  - (2)要介護認定の適正化
  - (3)高齢者に係る福祉ニーズの増加への対応
- につなげることを目的としています。



##### イ ケアプラン点検

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○ケアマネジャーの質の向上や給付の適正化等に資するケアプラン点検を実施します。また、ケアプラン点検を通じて地域の社会資源や課題等を把握し関係団体と共有します。〈再掲〉</li><li>○居宅介護支援事業所等に対して、サービスの必要性等を確認するためのヒアリングシートを送付します。ケアプランや提供されたサービスが、利用者の心身状態に適合しているか等をケアマネジャーとともに確認します。</li></ul>
------	--

##### ウ 住宅改修の質の向上

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○新たな受領委任払い取扱事業者に対し、制度の理解、工事内容の質の向上等を目的とした研修会を実施します。</li><li>○申請審査の質を高めるため、区局プロジェクトで事務の集約化及び審査の標準化に向けた検討を進めます。</li></ul>
------	---

##### エ 介護報酬請求の適正化

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○医療情報・介護給付実績と利用状況の突合を行い、報酬請求の内容をチェックします。</li><li>○集団指導講習会で事業所に対して報酬請求に係る法令や仕組み等の周知を徹底し、報酬請求の適正化を進めます。</li></ul>
------	---



**オ 介護保険サービス利用状況のお知らせ送付**

事業内容	○在宅サービス利用者に対して利用状況や負担額等を記載した通知を送付し、サービスの適正な利用を勧奨するとともに不適正な報酬請求の発見・抑制を図ります。
------	--

**カ 介護報酬返還請求**

事業内容	○実地指導や監査により介護報酬の返還対象となった事業所に対し、返還の手続きを適正にきめ細かく指導します。
------	--

**(2) 介護保険事業者の質の向上、指導・監査**

**ア 施設の第三者評価の実施**

事業内容	○特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等が提供するサービスの質の向上に向けた自主的な取組等を支援するため、神奈川県の評価制度を積極的に活用するよう事業者に対し働きかけます。
------	--

**イ 認知症高齢者グループホーム等のサービス評価の促進**

事業内容	○認知症高齢者グループホームは、毎年、外部評価を受けて、その結果を公表することになっています。事業者のサービスの質を向上させるため外部評価の受審を徹底します。 ○外部評価結果を分かりやすく公表することで、利用者や家族が自分に合った事業者を選択できるようにします。
------	--

**ウ 介護保険事業者に対する指導・監査の強化**

事業内容	○介護保険事業者に対し、集団指導講習会等を通じて法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。 ○定期的に介護保険事業所等の運営状況の確認を行えるよう、外部委託による実地指導の対象サービスを拡大するなど、より効率的・効果的な指導・監査を実施します。
------	---

**エ 宿泊サービスの適正化**

**拡充**

事業内容	○宿泊サービスを提供している通所介護事業所及び居宅介護支援事業所に対して、本市の指針に沿って宿泊サービスの提供が行われるよう助言を行い、 <u>宿泊サービスの適正化</u> を図ります。
------	---

**オ 介護相談員派遣事業の推進**

事業内容	○介護施設の利用者や利用者家族から相談を聞き、施設との橋渡しを行う介護相談員の育成や派遣施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、介護付有料老人ホーム等）を増やすことにより、介護サービスの質の向上を図ります。
------	---

## 第2部 計画の具体的な展開

### 4. 高齢者が適切な制度・サービスを選択できるための広報、情報提供

#### 施策の方向性

利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、様々な媒体を通じて、各種制度やサービス事業者の周知・広報を進めます。

#### ア 介護サービス情報の公表【再掲】

事業内容	○利用者が介護サービス事業者等を適切かつ円滑に選択することができるよう、介護サービスの内容や運営状況等に関する情報をインターネット上の「介護サービス情報公表システム」で公表します。 (本制度は、平成30年度に都道府県から政令指定都市に移譲されました。)
------	---

#### イ バリアフリーに関する情報の受発信

事業内容	○福祉のまちづくりに関する情報は、ホームページにおいて提供します。 ○高齢者に対する市職員の理解を深め、カラーユニバーサルデザイン（誰にでも分かりやすい配色に配慮した環境、サービス、情報等を提供する考え方）を意識した情報発信を推進します。
------	--

#### ウ 介護保険総合案内パンフレット及び介護サービス事業者リストの発行

事業内容	○介護保険の利用者向けの情報をまとめた冊子を民間企業と協働で発行します。 ○総合案内パンフレットは多言語に翻訳し市ホームページ等において提供します。
------	---

### よこはまシニア通信

高齢者に関する情報を広く市民に提供するため、2013年度から広報よこはま市版に「よこはまシニア通信」として記事を掲載しています。

横浜市 シニア通信

検索

**5. 苦情相談体制の充実****施策の方向性**

利用者が安心してサービスを利用できるよう、身近な場所で苦情相談できる体制を確保するとともに、苦情内容に対して、関係機関で連携し迅速かつ的確な対応を行います。

**ア 苦情相談対応の充実**

事業内容	○利用者が安心してサービスを利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、区役所や地域包括支援センターの窓口等、利用者に身近な場所で苦情相談に対応します。
------	--

**イ 苦情相談スキルの向上**

事業内容	○苦情相談に対して、全ての職員が適切に対応できるよう、苦情相談事例を活用した検討などを通し、職員のスキル向上を図ります。
------	--

**ウ 横浜市福祉調整委員会事業**

事業内容	○横浜市福祉調整委員会は、福祉保健サービスに対する市民からの苦情相談に中立・公正な第三者機関として対応しています。 ○サービス提供者（市、区、事業者）に調査・調整を行い、必要に応じて改善を申入れることにより、苦情の解決と横浜市の福祉保健サービスの質の向上を目指します。
------	---

## 第2部 計画の具体的な展開

### VI 自然災害・感染症対策

○地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、介護施設等向けに、防災や感染症対策に関する研修等を実施します。

○必要な物資の調達や支援・応援体制を構築するなど緊急時の備えを充実します。

#### 【第8期計画の重点キーワード】

自然災害や感染症への備え

緊急時の助けあい

#### 事業量

	単位	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度
<b>事業継続計画</b>							
高齢者施設等における 事業継続計画（BCP）の 策定率	%	25.0	27.0	39.0	60.0	80.0	100.0
<b>避難確保計画</b>							
高齢者施設等における 避難確保計画の策定率	%	75.6	87.0	89.8	95.0	100.0	100.0
<b>感染症研修</b>							
感染症研修の開催数	回	19	19	16	19	19	19

※H30,R1年度は実績値、R2年度は実績見込み値、R3~5年度は計画値

### 1. 緊急時に備えた体制整備・物資調達

#### 施策の方向性

地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力の強化を図ります。

#### ア 新型コロナ・災害時相互応援助成事業

新規

事業内容	○特別養護老人ホーム等での感染症発生による施設職員の自宅待機や自然災害等の発生時における業務継続を図るため、職員派遣に協力した施設に対して協力金を支給します。
------	---

#### イ 高齢者施設新規入所者 PCR 検査費等助成事業

新規

事業内容	○高齢者施設内での感染拡大や重症化を防止するため、特別養護老人ホーム等に新規で入所する65歳以上の方を対象に、本人の希望によりPCR検査等を行います。
------	---

**ウ 緊急ショートステイ【再掲】**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護者の急病等の理由により緊急にショートステイが必要な人を対象に、医療的ケアが可能な介護老人保健施設及び特別養護老人ホームに緊急受入枠を確保します。</li> <li>○介護者が新型コロナウイルスに感染し、在宅での生活が困難になった要介護者を受入れます。</li> </ul>
------	--

**エ 生活支援ショートステイ【再掲】**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護者の不在や日常生活に支障がある等、在宅生活を継続すると本人の生命又は身体に危険が生じる恐れがある要介護認定等を受けていない高齢者を対象に、養護老人ホームでの短期入所サービスを提供し、必要な指導及び支援を行います。</li> <li>○介護者が新型コロナウイルスに感染し、在宅での生活が困難になった高齢者を受入れます。</li> </ul>
------	---

**オ 介護事業所等における必要物資の備蓄・調達・輸送体制の整備****新規**

事業内容	○介護サービス事業所等において、新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した際の感染拡大を防ぐための衛生用品を備蓄します。
------	---

**カ 福祉避難所の協定締結**

事業内容	○特別養護老人ホーム等の高齢者施設との間で、福祉避難所の協定締結を進め、災害時に在宅での生活が困難となった要援護高齢者の受入れを行います。
------	---

**キ 福祉避難所への備蓄物資の配付**

事業内容	○福祉避難所に対し、災害時に応急的に必要と考えられる食糧や飲料水、生活必需品、段ボールベッド等の備蓄物資を配付します。
------	---

**ク 事業継続計画（BCP）策定の推進**

事業内容	○高齢者施設等における感染症と大規模災害に備えた事業継続計画（BCP）の作成を促進します。
------	---

**ケ 避難確保計画策定の推進**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害警戒区域や浸水想定区域等に所在する高齢者施設等において、災害の種類に応じた避難に関する計画の作成を促進します。</li> <li>○高齢者施設等において、避難確保計画に基づいた訓練を実施します。</li> </ul>
------	--



## 第2部 計画の具体的な展開

### コ 災害時要援護者支援

事業内容	○災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認、避難支援などの活動ができるよう、災害に備えた日頃からの地域による自主的な支え合いの取組を支援します。
------	---

### サ 住宅の地震対策の推進

拡充

事業内容	○旧耐震基準※の木造住宅や分譲マンションについて、耐震診断や耐震改修にかかる費用を補助するほか、木造住宅については除却にかかる費用や防災ベッド・耐震シェルターといった減災対策の設置費用の補助を行い、居住者が安心して暮らせるための支援を推進します。（※昭和56年5月末以前の基準）
------	---

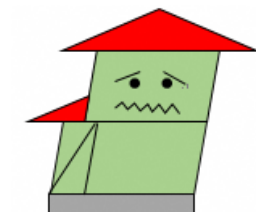
## コラム 大地震が起きる確率

文部科学省が管轄する地震調査研究推進本部によると、横浜市において、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、82%（平成30年6月公表「全国地震動予測地図」より）と、高い確率となっています。

※震度6弱とは、

人間：体感・行動としては立っていることが困難

木造建物：耐震性の低い住宅では、倒れるものがあり、耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。



出典：気象庁震度階級関連解説表

## 2. 防災・感染症予防対応力の向上に向けた研修・啓発

### 施策の方向性

平時からの準備と自然災害・感染症発生時に適切な対応ができるよう、研修等を行います。

### ア 高齢者施設の感染症発生防止に向けた取組

事業内容	○特別養護老人ホーム等における感染症の発症を防止するとともに、発生時に適切な対応ができるような施設内体制を整備することを目的として、施設管理者及び感染担当者等を対象とした研修を実施します。 ○感染症対策研修の動画配信や感染症対策マニュアル、啓発用パンフレットの配布を行います。
------	---

### イ 介護予防交流拠点の防災力向上に向けた取組

新規

事業内容	○高齢者サロン等の介護予防交流拠点の防災力向上に向け、地域特性に応じた地震発生時の避難行動や注意事項、日頃の備え等に関して、外部講師による出前講座を実施します。
------	--

## 第2部 計画の具体的な展開

認知症施策推進計画の施策の展開

## 第2章 認知症施策推進計画の施策の展開

- 認知症を我が事ととらえ、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の本人が希望を持って前を向き力を生かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。
- 発症以前からの理解、発症の気付きと適切な医療・介護、継続的な社会とのつながりや地域の見守りなど、多くの人々が認知症の備えを進めるための施策に重点を置きます。
- 自立した生活が困難になっても医療や介護等の体制が構築され適切に提供されることで、その人らしく生活できる社会を目指します。

### 【第8期計画の重点キーワード】

認知症の早期発見・早期対応

認知症の本人からの発信支援

### 成果指標

#### 認知症本人からの発信支援

本人ミーティング参加者数

R2  
年度

140人



R5  
年度

250人

#### 認知症への関心度

認知症にとっても関心がある人の割合  
(※)

R1  
年度

45.4%



R4  
年度

55.0%

※3年に1度実施する「横浜市高齢者実態調査」の結果

### 事業量

#### 1 正しい知識・理解の普及

	単位	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度
<b>認知症に関する理解促進</b>							
認知症サポーター養成講座 受講者数 (認知症キャラバン・メイト含む)	人	300,503	333,247	336,600	340,000	355,000	370,000
認知症キャラバン・メイト 養成数	人	3,828	4,098	4,200	4,300	4,400	4,500
<b>認知症の本人からの発信支援</b>							
本人ミーティング参加者数	人	188	258	140	150	200	250

※H30,R1年度は実績値、R2年度は実績見込み値、R3~5年度は計画値

※「★」は新型コロナウイルスの影響を考慮

## 2 予防・社会参加

	単 位	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度
<b>地域活動、社会参加</b>							
認知症カフェ設置数	箇 所	114	123	125	130	135	140

## 3 医療・介護

<b>医療従事者等の認知症対応力向上の推進</b>							
認知症対応力向上研修 受講者数（累計）	人	2,471	2,918	3,100	3,300	3,600	3,900
<b>早期発見・早期対応</b>							
もの忘れ検診受診者数	人	-	1,090	2,000	3,000	3,100	3,200

## 4 認知症の人の権利

<b>本人の自己決定支援（エンディングノート等の普及）</b>							
エンディングノート活用促進の ための講座開催<再掲>	回	-	323	80	★ 80	★ 90	★ 100
<b>成年後見制度の利用促進</b>							
成年後見制度利用支援事業 （報酬）利用件数<再掲>	件	446	490	581	510	551	592

## 5 認知症に理解のある共生社会の実現

<b>見守り体制づくり</b>							
見守りシールの利用者数	人	831	1,278	1,500	1,600	1,700	1,800
<b>介護者支援の充実</b>							
家族教室等の開催数	回	189	169	100	120	150	180
<b>若年性認知症の人への支援</b>							
相談件数	件	249	331	350	430	480	530

※H30,R1年度は実績値、R2年度は実績見込み値、R3~5年度は計画値

※「★」は新型コロナウイルスの影響を考慮

## 第2部 計画の具体的な展開

### 1. 正しい知識・理解の普及

#### 施策の方向性

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

#### (1) 認知症に関する理解促進

##### ア 認知症サポーターキャラバンの推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の本人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。特に、子ども・学生、企業等へ養成講座を拡大します。</li><li>○認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校における教育、高齢者との交流活動等を推進します。</li><li>○認知症サポーター養成講座を修了した人が学習する機会を設け、実際の活動につなげるための取組をより充実します。</li><li>○認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、今後は養成するだけでなく、できる範囲で認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みを検討します。</li></ul>
------	--

#### 「認知症サポーター」とは

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を温かく見守り、自分でできる身近なところから考え、手助けをする応援者です。

##### ◆認知症サポーターの活動

###### ○地域で

近所に気になる人がいればさりげなく見守る、認知症になっても友人付き合いを続けていく、認知症の人と暮らす家族の話し相手になることなども、認知症の基本を学んだサポーターだからこそできる活動です。その他、認知症カフェなど地域の活動にも参加をしています。

###### ○職域で

警察や消防、金融機関、スーパーマーケット・コンビニをはじめとする商店、交通機関など生活に密着した業種の人たちが多数、認知症サポーターとなっています。認知症が疑われるお客さまと接する際にも、適切な対応をとることができ、また最寄り自治体の関係機関と連携を図り、見守りや早期発見・早期対応に貢献しています。

##### ★まずは認知症サポーターから始めよう!!

本市では地域住民、小中学校や企業での認知症サポーターの養成を推進し、地域でも幅広い年齢層の認知症サポーターが活躍しています。認知症サポーター養成講座は各区で開催されています。

認知症サポーターキャラバン  
マスコットキャラクター：ロバ隊長



**イ キャラバン・メイトの活動充実**

**拡充**

事業内容	○認知症サポーター養成講座を推進するために、講師役であるキャラバン・メイトの活動の充実を図ります。企業向けキャラバン・メイト養成講座を実施し、企業内で認知症サポーター養成講座が実施できるような体制づくりを推進します。
------	--

**ウ 認知症の人や家族の思いを理解するための普及啓発**

**拡充**

事業内容	○「世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）」の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催します。また、HPや図書館、啓発媒体等を活用し、各種取組やイベント情報を紹介します。
------	--

**(2) 相談先の周知**

**ア 認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）の活用**

**拡充**

事業内容	○横浜市版認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）を積極的に活用し、認知症の段階に応じた情報の提供やサービスの利用につなげます。 ○地域包括支援センター、区役所及び認知症疾患医療センターなどの相談先・受診先の利用方法、早期診断・早期対応の重要性等を周知します。 ○区役所や認知症疾患医療センター等におけるネットワークづくりに活用します。
------	---

**認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）**

**★認知症ケアパスガイドとは**

認知症ケアパスガイドとは、発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したものです。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で暮らし続けるという考え方を基本として作成しています。

**★横浜市版認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）**

横浜市では、平成27年度に認知症の人、その家族、医療・介護関係者等の間で共有し、認知症の人が状態に応じて、医療・介護サービス、インフォーマルサービス等の適切な支援が切れ目なく受けられることを目指し横浜市版認知症ケアパスガイドの作成を行いました。各区役所や地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等で配付しています。

認知症に関する相談先・受診先の利用方法、早期発見・早期対応の重要性等についての周知や、区役所及び認知症疾患医療センター等におけるネットワークづくりに活用されています。





(3) 認知症の本人からの発信支援

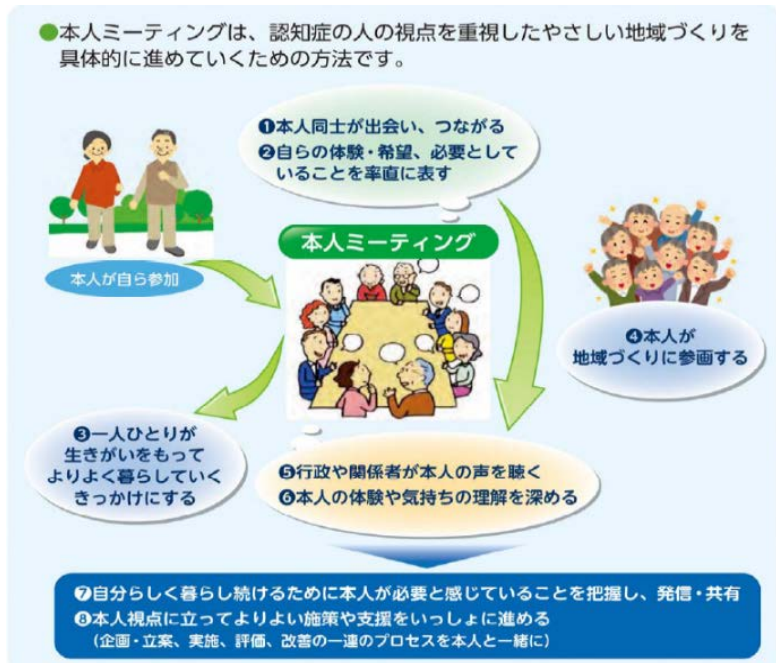
ア 本人発信の場の拡大 新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人からの発信の機会が増えるよう、イベントや地域における講座等での発信を、地域で暮らす認知症の本人とともに進めていきます。</li> <li>○認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。</li> <li>○本人ミーティングの場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。</li> </ul>
------	--

本人発信支援「本人ミーティング」とは

★本人ミーティングとは

認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場です。






平成 28 年度 一般財団法人長寿社会開発センター発行「本人ミーティング開催ガイドブックより一部抜粋

<参加者の声>

同じ病気を持った人同士なのでざっくばらんに話ができる。

同じ病気を持つ仲間と話しながら、今後の生活に役立てるための情報収集をしている。

同じ病気を持つ仲間同士であると分かり合える。新たに参加した人には、自分の知っていることを色々と伝えられる。

2. 予防・社会参加

施策の方向性

認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

(1) 健康づくり、介護予防

ア 身近な地域における認知症予防に資する可能性のある取組の普及啓発

拡充

事業内容	<p>○若い世代からの生活習慣病対策（糖尿病や高血圧症等）が、将来の認知症予防につながることから、健康づくり関連と連携を図りながら取組を進めます。</p> <p>○横浜ならではの地域資源を生かしたフレイル予防の取組について検討し、地域に応じた、フレイル予防、口コモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防、閉じこもり予防等の効果的な普及啓発を地域ケアプラザ等と連携して行います。</p> <p>&lt;再掲&gt;</p>
------	--

イ 軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防の正しい理解推進

事業内容	<p>○軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防について、普及啓発媒体を活用し正しい理解を促進します。</p>
------	---

「軽度認知障害（MCI）」とは

もの忘れが主たる症状ですが、日常生活への影響はほとんどなく、認知症とは診断できない状態のことをいいます。また軽度認知障害は正常と認知症の間ともいえる状態で、年間で10～15%が認知症に移行するとされており、認知症の前段階と考えられます。

この段階で対処すれば、認知症への移行を遅らせたり、移行せずに済むかもしれません。

認知症予防を実践しよう！

よく食べよう！



1日10品目を  
きちんと食べよう

よく歩こう！



歩幅を広げて  
姿勢よく歩こう

よく外に出よう！



社会参加・地域での  
役割をもとう  
行動範囲を広げよう

「軽度認知障害」のサインを見逃さない！

- 約束をよく忘れるようになった
- 趣味への興味がなくなった
- 服装に関心がなくなった
- 家族や周囲の人との会話が少なくなった

各区で「認知症予防大作戦（社会保険出版社）」の冊子を配布しています。  
この冊子では、認知症予防のためのヒントが詳しく書かれています！



(2) 地域活動、社会参加

ア	<b>本人や家族の居場所の拡大</b>	<b>拡充</b>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症の本人、家族、関係者が集える場を増やします。</li> <li>○認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「<u>本人ミーティング</u>」の取組を一層普及させます。＜再掲＞</li> <li>○認知症の本人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である<u>認知症カフェ</u>を活用した取組を推進します。また、認知症カフェ等の運営支援や広報を行います。</li> </ul>	

本人や家族の居場所「認知症カフェ」とは

認知症の人やその家族、地域住民、医療や福祉などの専門職など誰でも気軽に集まれる場所です。

横浜市内には100か所を超える認知症カフェがあります。

また、認知症カフェが居心地の良い安心できる場所だと感じていただけるように、認知症カフェの運営者向け交流会を開催しています。

○認知症カフェの参加者は何を目的に集まっているの？

「同じ立場の人と話をしてみたい」、「利用できる制度の情報が欲しい」など、一人ひとりが違った目的で利用しています。



○認知症カフェではどのようなことをしているの？

茶話会やミニ講座、健康体操など場所によって様々な取組をしています。



○認知症カフェはどこで開催されているの？

地域ケアプラザや医療機関、介護施設などで開催されています。  
市内の「認知症カフェの一覧」は、横浜市ホームページをご覧ください。



イ	<b>本人が主体的に社会参加できる場の充実</b>	<b>拡充</b>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症になってもこれまでの地域との関係が保たれ、住民同士の支え合いができるように、地域活動団体や担い手への認知症理解の啓発を図ります。</li> <li>○認知症の本人が、<u>支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができるよう、地域活動やサロン、認知症カフェの運営等に参画する取組を推進します。</u></li> <li>○地域で開催される各種講座等の学びを通じて、高齢者の地域社会への参画を促進します。</li> </ul>	

### 3. 医療・介護

#### 施策の方向性

本人や家族、周囲が認知症に気づき、早期に適切な医療・介護につなげることで、本人・家族がこれからの生活に備えることのできる環境を整えます。また、医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

#### (1) 早期発見・早期対応

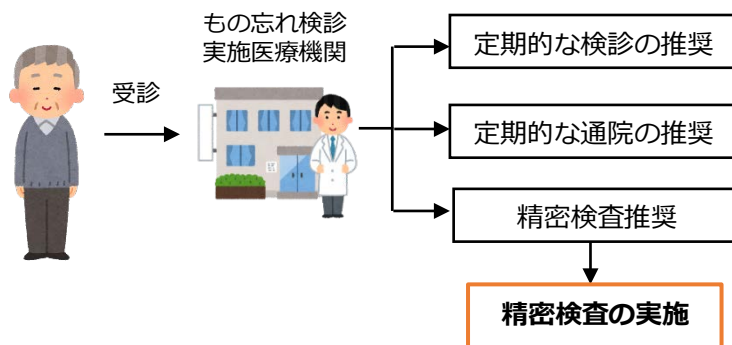
##### ア もの忘れ検診による早期発見・早期対応の推進

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害（MCI）に関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が必要なときに適切な機関へ相談できるようにします。</li> <li>○身近な医療機関で受けられるもの忘れ検診の拡充や受診勧奨により、認知症の早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。軽度認知障害（MCI）の人を身近な通いの場などへの参加につなげ、早期に対応することで認知症への移行予防を図ります。</li> </ul>
------	---

#### もの忘れ検診

認知症の疑いのある人を早期に発見し、早期の診断と治療につなげることで、認知症の重症化予防を図ることを目的としています。  
対象者は、65歳以上の市民で、認知症の診断を受けていない方です。



##### イ 多機関連携による早期対応や相談支援の推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区役所や地域包括支援センターは、認知症に関する高齢者や家族の相談を受けて適切な支援・調整を行います。</li> <li>○運転免許の自主返納又は行政処分により運転免許を失った高齢者の相談支援に関し、神奈川県警察と連携を図り、認知症の疑いのある人等の早期発見・早期対応を推進します。</li> </ul>
------	---

##### ウ 認知症初期集中支援チームの活用と連携強化

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症初期集中支援チームの効果的な活用のため、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や地域医療機関、介護事業者等と連携を図ります。</li> <li>○認知症初期集中支援チーム間の情報共有や研修を通じて対応力向上を図ります。</li> </ul>
------	---

## 第2部 計画の具体的な展開

### (2) 医療体制の整備

#### ア 認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の強化や認知症支援の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症疾患医療センターを市内に9か所設置し、認知症に関する地域の医療提供体制を強化します。</li> <li>○認知症疾患医療センターを地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを進めます。</li> <li>○認知症の速やかな鑑別診断、症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療、BPSD・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制の整備等を行います。</li> <li>○診断直後の本人・家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等を行います。</li> </ul>
------	--

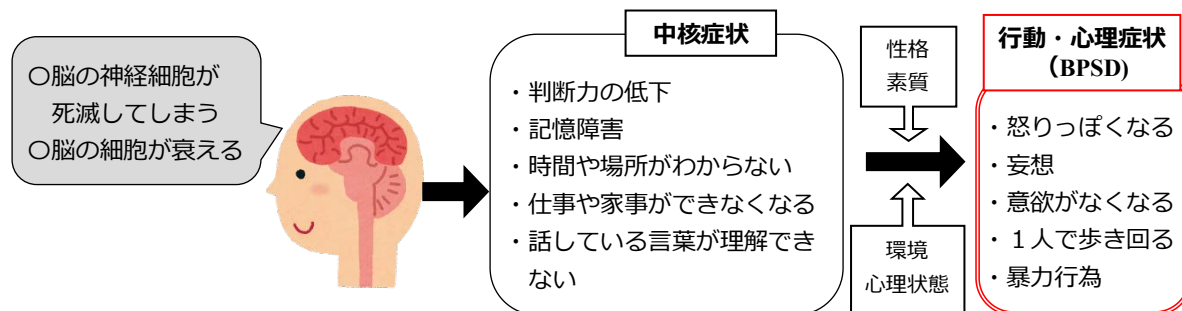
#### 認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、地域での認知症医療提供体制の拠点としての役割を担う専門医療機関です。保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談などを実施しているほか、地域保健医療・介護関係者等への研修を開催しています。



#### 「中核症状」、「行動・心理症状（BPSD）」とは

BPSDとは・・・  
記憶障害などの中核症状が元になり、本人の性格や素質、周囲の環境や人間関係などが影響して出現する症状を「行動・心理症状（BPSD）」と呼びます。



### (3) 医療従事者等の認知症対応力向上の推進

#### ア 医療従事者等の認知症対応力向上の推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の病院勤務の医療従事者等に対する認知症対応力向上研修、かかりつけ医を適切に支援する認知症サポート医養成のための研修を実施します。</li> <li>○かかりつけ医認知症対応力向上研修により、認知症の疑いがある人や認知症の人に適切に対応し、必要がある場合は適切な専門医療機関等へつなげられるようにします。</li> </ul>
------	---

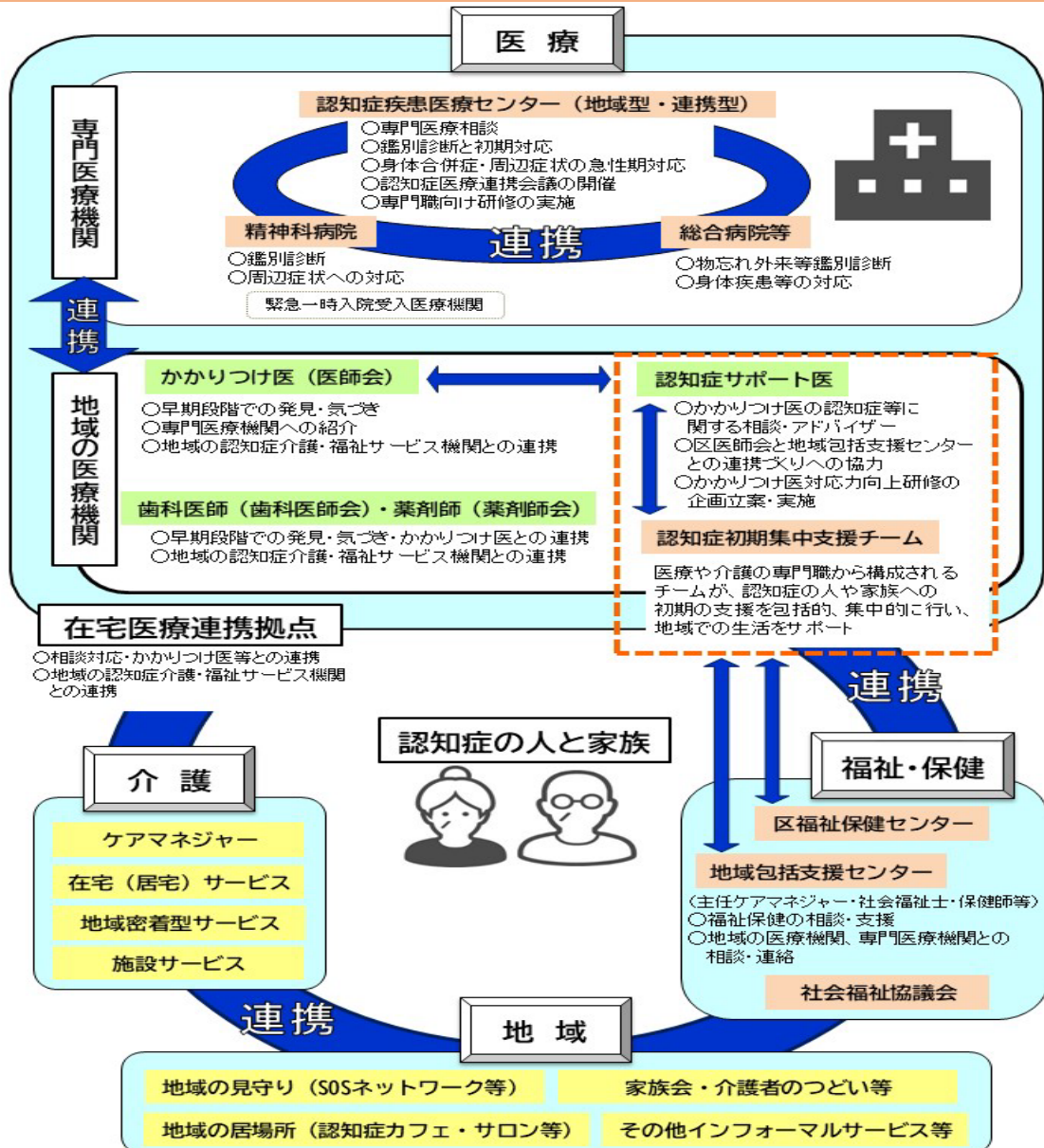


(4) 介護サービス基盤整備、介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

<b>ア</b>	<b>介護人材の質の向上と認知症に対応した介護サービスの適切な提供</b>	<b>拡充</b>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多職種協働により、あらかじめ本人の意思決定の支援を行う等の取組を推進します。「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を周知します。</li> <li>○多職種と連携を図り、認知症の人に合ったケアプランを作成し、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービス、小規模多機能型居宅介護サービスなどの介護サービスを提供します。</li> <li>○介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。〈再掲〉</li> </ul>	



**認知症の人を支える  
医療・介護・福祉・地域の連携支援体制**





## 第2部 計画の具体的な展開

### 4. 認知症の人の権利

#### 施策の方向性

認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

#### (1) 自己決定支援

##### ア 本人の自己決定支援（エンディングノート等の作成と普及等）【再掲】

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配付します。</li><li>○エンディングノートを活用するための講座を開催します。</li><li>○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護保険事業所等の関係機関と連携しながら対応を進めます。</li><li>○早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。</li></ul>
------	---

#### (2) 権利擁護

##### ア 成年後見制度等の利用促進

拡充

事業内容	<p>(ア) 成年後見制度等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○中核機関よこはま成年後見推進センターを中心に、弁護士会等の専門職団体や関係機関と連携し、認知症等により意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度の普及・啓発を進め、必要な人を制度につなげます。 ＜再掲＞</li><li>○第三者後見人が必要な高齢者や障害者で、きめ細かい見守りや支援が必要な方の成年後見制度の利用を円滑に進めるため、よこはま成年後見推進センターを中心として、市民や関係機関と連携し市民後見人の養成と活動支援を推進します。 ＜再掲＞</li><li>○よこはま成年後見推進センターの取組として、市内の社会福祉法人やNPO法人等の法人後見団体への支援を行います。＜再掲＞</li><li>○区福祉保健センターは、後見等開始の申立てをする親族がなく、本人の保護のため必要がある場合は、区長が申立てを行うとともに、その際の申立てに要する費用や後見人などへの報酬を本人の収入等に応じて助成します。＜再掲＞</li><li>○報酬の助成は、区長申立て以外の場合も対象とします。＜再掲＞</li></ul>
------	--

事業内容	<p>(イ) 横浜生活あんしんセンターの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士による専門相談、法人後見業務を行います。〈再掲〉</li> <li>○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や、契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。〈再掲〉</li> <li>○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。〈再掲〉</li> </ul> <p>(ウ) 消費者被害の防止等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者や認知症等の判断力の低下した人の消費者被害を未然に防止するため、地域で見守る体制の構築を進め、関係機関の連携を強化します。</li> <li>○必要な人や福祉機関等に、法テラスの法的支援の制度手続等について情報提供していきます。</li> </ul>
------	---

### (3) 虐待防止

#### ア 高齢者虐待防止【再掲】

事業内容	<p>(ア) 養護者による高齢者虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めます。</li> <li>○地域の見守り活動や高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所や医療機関等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。</li> <li>○民生委員児童委員協議会や自治会町内会等の地域における組織、介護保険事業所や医療機関、警察等の関係機関による連絡会を区ごとに実施し、相互に相談しやすい体制をつくります。</li> <li>○区福祉保健センター及び地域包括支援センターは、養護者に対して高齢者が医療や介護等で利用できるサービスの情報を提供し、必要なときにすぐに利用できるよう支援することで、介護負担の軽減を支援します。</li> <li>○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や養護者同士の集いの活動の充実を図ります。</li> <li>○個別の事例については、随時の弁護士相談や関係機関との支援検討会議を実施し、迅速かつ適切に対応するとともに、地域包括支援センターをはじめとする関係機関の協力により、高齢者が安心して生活できるよう継続的に支援します。</li> <li>○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止に向けて、相談・支援技術の向上に取り組みます。</li> </ul> <p>(イ) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設等において、利用者一人ひとりの人格を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や実地指導等の機会を捉え、適切な運営指導を行います。</li> <li>○高齢者の尊厳を傷つけ、身体的機能の低下を引き起こすことにつながる身体拘束は、緊急のやむを得ない場合を除き行わないよう運営指導を行います。</li> </ul>
------	---

## 第2部 計画の具体的な展開

### 5. 認知症に理解ある共生社会の実現

#### 施策の方向性

様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めます。また、若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

#### (1) 認知症バリアフリーのまちづくり

##### ア 認知症バリアフリーの推進

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活や地域生活における様々な生活の場面で、認知症になっても利用しやすい生活環境の工夫や改善を進めます。</li> <li>○職域別（交通事業者や金融機関等）の認知症への対応についてまとめたリーフレット等を作成し、各職域における接遇研修等への活用につなげます。</li> </ul>
------	--

#### (2) 見守り体制づくり

##### ア 認知症の人の行方不明時における早期発見等の取組の充実

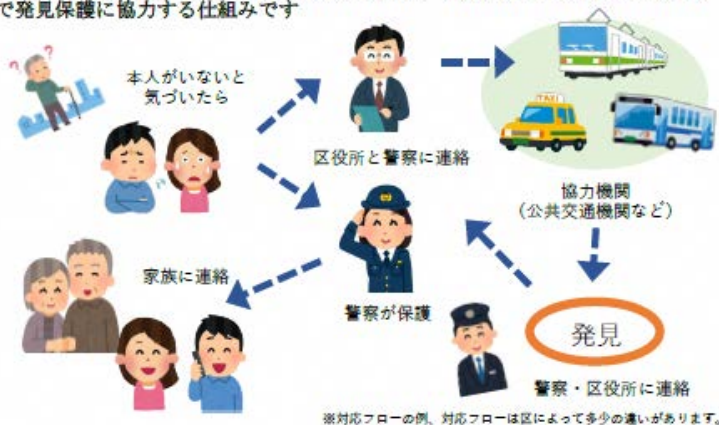
拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりを進めます。また、行方不明になった際に早期発見・保護ができるよう、SOSネットワークの取組を推進し、合わせてSNS等の活用も検討します。</li> <li>○厚生労働省や神奈川県ホームページ上の特設サイトの活用により、家族等が地方公共団体に保護されている身元不明の認知症高齢者等の情報にアクセスできるよう周知します。</li> </ul>
------	--

#### 行方不明時の早期発見の取り組み

##### 認知症高齢者等 SOS ネットワーク

認知症の方ご本人の情報を発見協力機関に伝え、協力機関が通常業務の範囲内で発見保護に協力する仕組みです



##### 横浜市認知症高齢者等 見守りシール事業

行方不明になった認知症の方が早期にご自宅に戻れるよう、個人情報を守りながら身元を特定できる「見守りシール」を配付しています。

##### <見守りシール見本>

衣服やよく持ち歩くものに貼って使用します。



(3) 介護者支援の充実

<b>ア</b>	<b>介護者のつどいや介護セミナー等の開催、情報発信の推進</b>	<b>拡充</b>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護者の視点を踏まえ、認知症の人や家族、介護者を対象としたつどいや認知症のケア技法等に関するセミナーを開催します。</li> <li>○認知症高齢者グループホームや認知症対応型デイサービスと連携し、介護方法等の情報提供や相談などの介護者支援に取り組みます。</li> <li>○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者の抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう支援者の質の向上を図ります。 &lt;再掲&gt;</li> </ul>	

<b>イ</b>	<b>相談事業の実施</b>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区役所や地域包括支援センターにおける、認知症に関する高齢者や家族の相談対応と適切な支援・調整に取り組みます。</li> <li>○介護経験者や認知症ケアの専門家等が対応するコールセンターを運営し、介護の悩みへの対応や、介護方法・医療情報の提供などの相談支援を行います。</li> <li>○幅広い世代の介護者へ、相談窓口や各種制度等についての情報を届けるため、インターネット等を活用した周知を行います。</li> </ul>

(4) 若年性認知症の人への支援

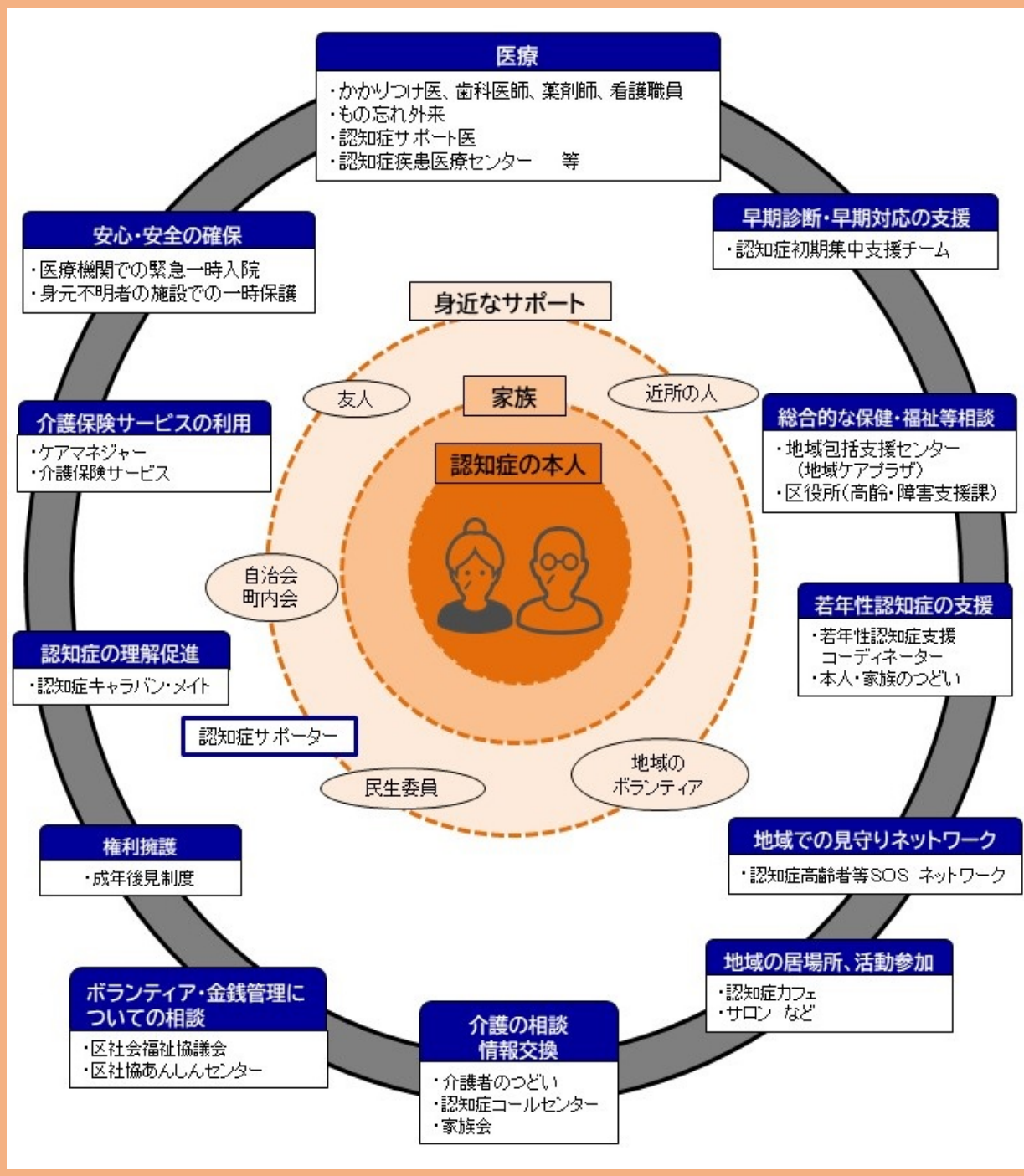
<b>ア</b>	<b>若年性認知症の人や家族のつどいや居場所の充実</b>	<b>拡充</b>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○若年性認知症は、職場や産業保健スタッフが気付く機会が多いことから、サポーター養成講座やリーフレットの活用などを通して企業等への普及啓発を行い、職場における理解の拡大や雇用の確保につなげます。</li> <li>○若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう、リーフレットを活用します。</li> <li>○若年性認知症の人や家族に対する理解を深め、本人や家族のニーズに沿った支援を行うため、支援者を対象とした研修を実施します。</li> <li>○若年性認知症の本人や家族が集える場の充実を図ります。</li> </ul>	

<b>イ</b>	<b>若年性認知症支援コーディネーターを中心とした支援体制の推進</b>	<b>拡充</b>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○若年性認知症の人同士が集まって語り合う本人ミーティングを推進します。</li> <li>○若年性認知症の支援を更に充実させるために、若年性認知症支援コーディネーターの拡充を検討します。</li> <li>○若年性認知症支援コーディネーターを中心とした関係機関等とのネットワーク作りを推進します。</li> </ul>	





## 認知症の人を支える仕組み









ヨコハマ  
未来スイッチ  
Positive Aging



横浜市健康福祉局高齢健康福祉課  
〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
TEL : 045-671-3412 FAX : 045-550-3613  
E-mail: kf-keikaku@city.yokohama.jp  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/>  
令和 3 年 2 月発行